サシメタルトキハ其狀況ヲ陸軍大臣ニ報告スヘシ但シ憲兵隊長ハ報告ハ憲兵司令官ヲ經由スヘシ

地方長官及憲兵隊長ハ前項ノ報告ト同時ニ關係アル師團長ニ通報スヘシ

師團長ハ特ニ心要アル場合ニハ師管内ニ於ケル憲兵隊ノ馬匹徵發事務ヲ檢閱シ又ハ部下ヲシテ之ヲ爲サシムルコトヲ得

第七條　師團長馬匹徵發事務ニ關シ規定ヲ定メタルトキハ之ヲ陸軍大臣ニ報告スヘシ

第八條　陸軍召集規則第十條及第十一條ノ規定ハ本令ニ之ヲ準用ス

第八條ノ二　本令中警察署長トアルハ第十四條第二十條及第三十條ノ場合ヲ除クノ外北海道ニ在リテハ支廳長トス

警察署長ニ關スル規定ハ別段ノ規定アル場合ヲ除クノ外市ノ當該區域ヲ管轄スル警察署長ニ之ヲ適用セス

第二章　徵發準備

第九條　馬匹徵發事務ニ關シ職責アル者ハ平時之ニ關スル諸件ヲ遺漏ナク計畫準備シ徵發實施ニ當リ支障ナカラシムルコトヲ要ス

第十條　馬匹徵發擔任ノ官吏公吏ニ於テ馬匹徵發ニ關シ準備シタル書類ハ馬匹ノ異動ヲ知リタル毎ニ直ニ訂正シ諸官衙公署ニ關係アルモノハ其異動ヲ該官署ニ通報スヘシ

馬匹徵發實施ニ當リ使用スル爲準備シタル各種用紙及簿表ニハ平時ニ於テ記入シ得ヘキ不動ノ文字ハ悉ク記入シ置キ且使用ノ目的及記入ノ方法ヲ詳記シタル凡例ヲ添付シ置クヲ要ス

第十一條　師團長ハ徵發馬匹差出場所ニ於テ馬匹ノ檢査ヲ爲シ且該所ニ於ケル徵發及輸送ノ事務ヲ掌ラシムル爲馬匹徵發委員ヲ設ケ又徵發馬匹陸路輸送中宿泊及給養ノ事務ヲ掌ラシムル爲馬匹給養委員ヲ設クヘシ

第十二條　師團長ハ關係アル地方長官、憲兵隊長及徵馬管區内ノ聯隊區司令官ニ徵發馬匹差出場所一覽表及徵發馬匹宿泊日割表ヲ送付シ鐵道(船舶)搭載及卸下地竝給養停車場ノ地名ヲ通知スヘシ

第十三條　師團長ハ徵馬管區内ノ聯隊區司令官ニ徵發馬匹差出日割表ヲ達シ警察署長又ハ市長ニ同表及馬匹徵發書(第一樣式)ヲ送付シ且馬匹徵發準備ニ關シ必要ナル事項ヲ指示スヘシ但シ警察署長ニ對シテハ第十七條ノ規定ニ依リ町村長ニ送付スヘキ徵發馬匹差出日割表ヲ同時ニ送付スヘシ

第十四條　地方長官第十二條ノ規定ニ依リ書類ノ送付及通知ヲ受ケタルトキハ北海道又ハ市ニ在リテハ當該區域ヲ管轄スル警察署長ニ通知スヘシ

東京府ニ在リテハ前項ノ警察署長ヘノ通知ハ警視總監之ヲ爲スヘシ

第十五條　地方長官、警視總監ヲ除ク)徵發馬匹差出場所、同宿泊所及輸送ニ關

スル所要ノ設備人馬給養ノ準備竝之ニ伴フ經費ノ積算等ニ關シ師團長ヨリ要求アリタルトキハ警察署長又ハ市長ヲシテ之カ計畫ヲ爲サシムヘシ

第十六條　憲兵隊長第十二條ノ規定ニ依リ書類ノ送付及通知ヲ受ケタルトキハ之ニ基キ必要ナル事項ヲ關係アル憲兵分隊長ニ指示スヘシ

第十七條　警察署長第十三條ノ規定ニ依リ徵發馬匹差出日割表ノ送付ヲ受ケタルトキハ直ニ其一通ヲ關係アル町村長ニ送付シ他ノ一通ハ之ヲ保管スヘシ

市町村長第十三條又ハ前項ノ規定ニ依リ徵發馬匹差出日割表ノ送付ヲ受ケタルトキハ指定ノ期日ニ於テ指定ノ馬數ヲ確實ニ差出得ヘキ準備ヲ爲スヘシ

第十八條　警察署長及市長第十三條ノ規定ニ依リ馬匹徵發書ノ送付ヲ受ケタルトキハ確實ニ保管シ警察署長ニ在リテハ動員下令ト同時ニ直ニ之ヲ町村長ニ送達スヘキ準備ヲ爲スヘシ

前項ノ馬匹徵發書ハ發該師團動員下令ノトキヨリ其ノ効力ヲ有スルモノトス

第十九條　市町村長ハ毎年二、六ノ各月一日調ヲ以テ徵馬管區所管師團長ノ定ムル所ニ從ヒ馬ノ異動ノ有無ヲ當該師團長ニ報告スヘシ

第二十條　憲兵分隊長及警察署長(市ノ當該區域ヲ管轄スル警察署長ヲ含ム)ハ第十三條、第十四條又ハ第十六條ノ指示若ハ通知ヲ受ケタルトキハ徵發馬匹差出場所、同宿泊所、鐵道(船舶)搭載卸下地及給養停車場其ノ他必要ナル地ニ憲兵又ハ警察官吏ヲ派遣スルノ準備ヲ爲スヘシ但憲兵ヲ派遣スルハ概ネ其ノ屯在地ニ限ルモノトシ其ノ派遣アリタルトキハ警察官吏ハ豫メ之ト協議スヘキモノトス

第二十一條　警察署長及市町村長ハ馬匹徵發事務ニ關シ馬匹徵發實施業務書ヲ作リ之ニ動員實施ニ當リ業務擔當者ノ行フヘキ業務ヲ記入スヘシ

前項ノ業務書ハ業務擔當ノ區分毎ニ別冊ト爲シ各業務擔當者カ動員實施ニ當リ他ノ關係法規、書類ヲ參照セサルモ其ノ業務ヲ實施シ得ヘク且業務擔當者ノ臨時交代スルコトアルモ業務ノ實施ニ支障ナキ如ク調製スヘシ

業務書ニ記入スヘキ業務ハ業務分擔ノ情況ニ依リ前項ニ準シ召集實施業務中ニ區分シテ記載スルコトヲ得

憲兵分隊長、同分遣所長及北海道又ハ市ノ當該區域ヲ管轄スル警察署長モ亦前項ニ準シ馬匹徵發實施業務書ヲ調製シ又ハ召集實施業務書中ニ其ノ業務ヲ記載スヘシ

第三章　徵發實施

第二十二條　馬匹ノ徵發ハ當該師團動員令ニ依リ之ヲ實施ス

第二十三條　動員令ノ通達ニ關シテハ左ノ各號ニ依ルモノトス

一　充員召集ト同時ニ馬匹ヲ徵發スヘキ場合及師管内ニ在リテ馬匹ノミヲ

徴發シ又ハ徴發馬匹差出場所、同宿泊所ノミヲ設置シ若ハ馬匹輸送及人馬給養ノ設備ノミヲ爲スヘキ場合ニ於テハ陸軍召集規則第三十四條乃至第三十八條ノ規定ヲ準用ス

二　師管外ノ徴馬管區及師管外ニ在リテ徴發馬匹差出場所、同宿泊所ノミヲ設置シ又ハ馬匹輸送及人馬給養ノ設備ノミヲ爲スヘキ地ヲ管轄スル警察署長又ハ市長ニ對シテハ師團長之ヲ達ス

三　前項ニ依リ動員令ヲ達シタルトキハ師團長ハ之ヲ關係アル地方長官及憲兵隊長ニ通知シ地方長官ハ之ヲ第十四條ノ警察署長ニ憲兵隊長ハ憲兵分隊長ニ達ス但シ東京府ニ在リテハ警察署長ヘノ達ハ警視總監之ヲ爲スモノトス

陸軍召集規則第四十條乃至第四十二條ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第二十四條　警察署長及市長動員令ノ達ヲ受ケタルトキハ指定ノ動員區分ニ基キ徴發馬匹差出日割表ノ指示スル到着期日ヲ動員令ニ示ス動員第一日ヨリ起算シテ實際ノ曆日ニ換算シ差出日次ヲ定メ警察署長ニ在リテハ直ニ馬匹徴發書第一樣式ニ曆日ノ記入ヲ爲シ之ヲ町村長ニ達シ市長ニ在リテハ第二十五條ニ準シ馬匹徴發告知書ヲ馬匹所有者又ハ管理人ニ交付スルニハ總テ封筒ヲ用ヒサルモノトス

第二十五條　町村長前條ノ規定ニ依リ馬匹徴發書ノ送付ヲ受ケタルトキハ之ニ基キ直ニ馬匹告知書（第二樣式）ニ所要ノ記入ヲ爲シ之ヲ馬匹所有者又ハ管理人ニ交付スヘシ

第二十六條　陸軍召集規則第四十五條ノ規定ハ前二條ノ場合ニ之ヲ準用ス

第二十七條　馬匹徴發ノ實施ニ當リ其ノ事務ニ係ル文書ヲ發送スルニハ動員用封筒（第三樣式）ヲ用フヘシ其文書ヲ受領シタル者ハ封筒上ニ設ケタル位置ニ記入シ記名捺印ノ上返付スヘシ

第二十八條　徴發馬匹差出場所、同宿泊所、馬匹ノ輸送及人馬ノ給養ニ關シ設備ヲ爲スヘキ警察署長及市長動員令ノ達ヲ受ケタルトキハ豫定ノ計畫ニ從ヒ直ニ所要ノ設備ニ着手シ指定ノ時日ニ其完成ヲ期スヘシ

前項ノ設備ニ關シ馬匹徴發委員又ハ馬匹給養委員ヨリ市町村長ニ要求アリタルトキハ該市町村長ハ之ニ應スヘキモノトス

第二十九條　削除

第三十條　憲兵分隊長及警察署長（市ノ當該區域ヲ管轄スル警察署長ヲ含ム）動員令ノ達若クハ通知ヲ受ケタルトキハ豫定ノ計畫ニ從ヒ部下憲兵、警察官吏ヲ派遣シ馬匹徴發委員及馬匹給養委員ト協議ノ上徴發馬匹差出場所等取締ニ任シ又市町村長ノ職務執行ニ關シ所要ノ便宜ヲ與フヘシ

第三十一條　警察署長ハ第二十四條ノ手續ヲ終リタルトキハ徴發馬匹到着期日前ニ差出場所ニ到着シ徴發馬匹ノ檢査ニ立會ヒ馬匹ノ集合ヲ監視スヘシ市町村長第二十四條及第二十五條ノ手續ヲ終リタルトキハ徴發馬匹出場連名簿（第四樣式）二通及徴發馬匹名票（第五樣式）ニ所要ノ記入ヲ爲シ之ヲ攜ヘテ徴發馬匹到着期日前ニ差出場所ニ到着シ徴發馬匹出場連名簿一通ヲ徴發馬匹名票ト共ニ馬匹徴發委員長ニ差出シ該市町村徴發馬匹ノ檢査ニ立會ヒ馬匹ノ集合ヲ監視スヘシ

第三十二條　應徴馬匹ノ所有者又ハ管理人ハ馬匹ヲ牽連レ馬匹ヲ牽連レ市町村長ノ指定スル到着期日及時刻ニ徴發馬匹差出場所（市町村長ヨリ集合所ヲ指定セラレタルトキハ先ツ集合所ニ到着シタル上）ニ到着シ其旨市町村長ニ届出ツヘシ

第三十三條　應徴馬匹所有者又ハ管理人其ノ馬匹疾病ノ爲徴發ニ應スルコト能ハサルトキハ告知書ノ交付ヲ受ケタルトキヨリ二十四時間以内ニ憲兵又ハ警察官吏ノ證明書ヲ受ケ現住地ノ市町村長ニ届出ツヘシ

第三十四條　市町村長前條ノ届出ヲ受ケタルトキハ直ニ之ヲ徴發馬匹差出場所ニ在ル馬匹徴發委員（市町村長ニ在リテハ該所ニ在ル警察署長ヲ經テ）ニ届出、牽連人ノ疾病又ハ交通路ノ故障ニ因ルモノハ直ニ徴發馬匹差出場所ニ到着セシムルノ處置ヲ爲スヘシ

市町村長ハ應徴馬匹ノ所有者又ハ管理人ニシテ前條ノ届出ヲ爲スコトナクシテ指定ノ期日ニ應徴馬匹ヲ牽連レ徴發馬匹差出場所ニ到着セサルモノアリタルトキハ該所有者又ハ管理人ノ氏名及其ノ馬匹ノ名稱其他必要ナル事項ヲ直ニ憲兵及警察官吏（憲兵ナキ地ニ在リテハ警察官吏ノミ）ニ通知スヘシ

第三十五條　市町村長馬匹徴發委員ヨリ採用馬匹ノ爲徴發馬匹受領證票（第六樣式）乙號及丙號ヲ受ケタルトキハ乙號ハ之ヲ保管シ丙號ハ之ヲ馬匹所有者又ハ管理人ニ交付スヘシ

第三十六條　採用馬匹ヲ徴發馬匹差出場所ヨリ之ヲ編入スル部隊ノ兵營、既又ハ乘車停車場若ハ乘船地等ニ至ル迄牽連セシムル爲馬匹ノ操業者ヲ徴用ス

前項馬匹ノ操業者ハ之ヲ口付人ト稱ス

第三十七條　馬匹徴發ニ關スル費用ハ左ノ各號ニ依リ之カ支拂ヲ請求スヘシ

甲　警察署長（北海道又ハ市ノ當該區域ヲ管轄スル警察署長ヲ含ム）及市町村長ヨリ師團長ニ

一　師團長ノ要求ニ依リ警察署長及市長ノ實施シタル徴發馬匹差出場所、同宿泊所、馬匹輸送及人馬給養ニ關スル設備費

二　官公吏等ニシテ徴發事務ニ關シ徴發馬匹差出場所ニ出張執務シタル者ノ旅費其他官衙公署ニ於テ使用シタル郵便電信料使者賃金等總テ徴發實施ニ關スル諸費但シ道廳府縣ノ官吏ニ係ルモノニ在リテハ當該官廳ヨリ之ヲ請求スルモノトス

三　馬匹買上代（請求ノ際ハ徴發馬匹受領證票乙號ヲ添附スヘシ）

四　採用馬匹輸送途中疾病其ノ他ノ事故ニ因リ民間ニ預託シタルトキ之ニ關スル經費

乙　口付人ヨリ馬匹編入ノ各部隊長ニ

一　編入部隊ニ馬匹ヲ交付シタル後歸鄉スル口付人ノ旅費

二　口付人ノ徴用賃金（前給賃金ヲ控除シタルモノ）

丙　市町村長ヨリ馬匹徴發委員長又ハ馬匹給養委員長ニ

一　馬匹徴發委員又ハ馬匹給養委員ノ要求ニ依リ市町村長ノ實施シタル徴發馬匹差出場所及徴發馬匹宿泊所ノ設備費

二　應徴ノ爲徴發區外ニ於ケル馬匹ノ輸送諸費

三　不合格又ハ過剩ノ爲率歸ラシムル馬匹ノ輸送諸費

四　馬匹採用セラレ徴發馬匹差出場所ヨリ歸鄉スル馬匹所有者又ハ管理人ノ旅費

五　採否未定ニシテ徴發馬匹差出場所ニ滯在ヲ命シタル馬匹ニ關スル諸費

六　口付人ノ前給賃金（本人ノ請求スル場合ニ限ル）

七　採用馬匹ノ輸送途中疾病其ノ他ノ事故ニ因リ民間ニ預託シタル場合該馬匹ノ口付人ノ歸鄉セシムルニ要スル旅費但シ本經費ハ時宜ニ依リ停車場司令官等ニ請求スルコトヲ得

前項各號ノ中乙號ノ一、丙號ノ三、同四及同七ニ關シテハ徴發區ノ內外ヲ問ハス差出場所（解備地）ヨリ應徴馬匹ノ所有者又ハ管理人（口付人）ノ現住地市町村ニ至ル間ニ付支給スルモノトス

第三十八條　前條馬匹徴發ニ關スル費用ノ額ハ左ノ各號ニ依ルモノトス

一　甲號ノ一及丙號ノ一ノ設備費竝甲號ノ四ノ內藥價及診斷料ハ實費トス

二　甲號ノ二ノ旅費ハ左ノ區分ニ依ルイ　道廳府縣ノ官吏ニ係ル旅費ハ內國旅費規則ノ規定ニ依ル但シ警察官吏ニ在リテハ內務省所定ノ警察官吏內國旅費規則ノ規定ニ依ル

ロ　市町村ノ吏員等ニ係ル旅費ハ內務省所管費規則ノ規定ニ依ル

三　甲號ノ二ノ使者賃金ハ實費トス

四　甲號ノ四ノ預託料ハ一頭一日一圓五十錢以內トス

五　乙號ノ一、丙號ノ四及丙號ノ七ノ旅費ハ陸路四十八粁（鐵道ハ六粁水路ハ二海里ヲ以テ陸路一粁ニ換算ス）ヲ以テ一日行程トシ日數ニ應シ一人一日ニ付二圓（半日行程未滿ノモノハ半額）ヲ給スル外鐵道賃及船賃ノ實費ヲ給ス

六　乙號ノ二ノ徴用賃金ハ一人一日三圓五十錢トス

七　丙號ノ二及丙號ノ三ノ輸送諸費ハ一頭一日三圓（半日行程未滿ノモノハ半額）トス但シ行程計算ハ第五號ニ準ス

八　丙號ノ五ノ馬匹ニ關スル諸費ハ滯在翌日ニ亘ルトキハ一頭三圓爾後一日ヲ增ス每ニ一頭三圓トス

第三十九條　師團長動員實施中及動員完結後復員ニ至ル間ニ於テ馬匹ヲ徴發セントスルトキ又ハ戰時事變ニ際シ動員令ニ準ス

自動車徴發事務細則

（昭和十二年八月二十三日改正）

第一章　總則

第一條　本令ハ動員ノ爲師團ニ於テ行フ自動車徴發ニ關スル準備及實施ノ事務ヲ規定ス

第二條　自動車ノ徴發ハ師團長別表ニ示ス徴發管區ニ從テ之ヲ行フ

海軍官憲所在地等ノ市町村等ニ於ケル徴發ニ關シテハ師團長關係鎭守府司令長官又ハ要港部司令官ト協議ノ上之ヲ定ムルモノトス

第三條　自動車徴發管區內ノ地方官公署ニ於ケル自動車徴發ノ準備及實施ニ關シテハ本令ニ依ルノ外尙當該管區ヲ管轄スル師團長ノ規定スル所ニ從フヘシ

第四條　師團長自動車徴發事務ニ關シ規定ヲ定メタルトキハ之ヲ陸軍大臣ニ報告スヘシ

第五條　師團長ハ定期又ハ臨時ニ地方官公署ニ於ケル自動車徴發準備ノ整否ヲ檢閱シ又ハ部下將校ヲシテ之ヲ檢閱セシムヘシ

第六條　地方長官ハ其ノ所部ノ自動車徴發事務ヲ檢閱シ又ハ部下官吏ヲシテ之ヲ施行ス

附則

第四十條　本則ハ大正四年九月一日ヨリ

ヲ檢閲セシムヘシ

第七條　師團長、地方長官前二條ノ檢閲ヲ爲シ又ハ爲サシメタルトキハ其ノ情況ヲ陸軍大臣ニ報告スヘシ

地方長官ハ前項ノ報告ト同時ニ關係アル師團長ニ之ヲ通報スヘシ

第八條　本令中地方長官ニ關スル規定ハ別段ノ規定アル場合ヲ除クノ外東京府ニ在リテハ警視總監ニモ之ヲ適用ス

第九條　本令中市又ハ市長ニ關スル規定ハ東京市、京都市、大阪市、名古屋市、横濱市及神戸市ニ在リテハ區又ハ區長ニ町村又ハ町村長ニ關スル規定ハ町村又ハ町村長ニ準スヘキモノニ之ヲ適用ス

第十條　本令中警察署長トアルハ第十六條、第二十條及第三十四條ノ場合ヲ除クノ外北海道ニ在リテハ支廳長トス

警察署長ニ關スル規定ハ別段ノ規定アル場合ヲ除クノ外市ノ當該區域ヲ管轄スル警察署長ニ之ヲ適用セス

第二章　徴發準備

第十一條　自動車徴發事務ニ關シ職責ア ル者ハ平時之ニ關スル諸件ヲ遺漏ナク 計畫準備シ徴發實施ニ當リ支障ナカラ シムルコトヲ要ス

第十二條　自動車徴發實施ニ當リ使用ス ル爲準備シタル各種用紙及簿表ニハ平 時ニ於テ記入シ得ヘキ不動ノ文字ハ悉ク記入シ置キ且使用ノ目的及記入ノ方法ヲ詳記シタル凡例ヲ添附シ置クヲ要ス

第十三條　師團長ハ徴發自動車差出場所ニ於テ自動車ノ檢査ヲ爲シ且該所ニ於ケル徴發及檢閲ノ事務ヲ掌ラシムル爲自動車徴發委員ヲ設クヘシ

第十四條　師團長ハ徴發自動車差出場所一覽表（第一樣式）及市町村徴發自動車名簿（第二樣式）ヲ自動車徴發管區内ノ警察署長又ハ市長ニ市町村徴發自動車名簿及自動車徴發書（第三樣式）ヲ送付シ且自動車徴發準備ニ關シ必要ナル事項ヲ指示スヘシ但シ警察署長ニ對シテ送付スル市町村徴發自動車名簿ハ二通トス

第十五條ノ二　地方長官（東京府ニ在リテハ警視總監）ハ毎年八月三十一日調ヲ以テ管内ノ自動車ニ付自動車調査票（第四樣式）ヲ調製シ十月三十一日迄ニ自動車徴發管區ノ管轄スル師團長ニ送付スベシ

前項調査期日後異動ヲ生ジタル自動車ニ付テハ翌年四月三十日調ヲ以テ追加自動車調査表（第四樣式）ヲ調製シ五月三十一日迄ニ前項ノ師團長ニ送付スベシ

第十六條　地方長官（東京府ニ在リテハ警視總監）及憲兵隊長第十四條ノ規定ニ依リ徴發自動車差出場所一覽表ノ送付ヲ受ケタルトキハ之ニ基キ必要ナル

事項ヲ地方長官ニ在リテハ北海道又ハ市ノ當該區域ヲ管轄スル警察署長ニ憲兵隊長ニ在リテハ關係アル憲兵分隊長ニ指示スヘシ

第十七條　地方長官（警視總監ヲ除ク）徴發自動車差出場所ニ關スル設備及之ニ伴フ經費ノ積算等ニ關シ師團長ヨリ要求アリタルトキハ警察署長又ハ市長ヲシテ之ガ計畫ヲ爲サシムヘシ

第十八條　警察署長第十五條ノ規定ニ依リ市町村徴發自動車名簿ノ送付ヲ受ケタルトキハ直ニ其ノ一通ヲ關係アル市町村長ニ送付シ他ノ一通ハ之ヲ保管スヘシ

市町村長第十五條又ハ前項ノ規定ニ依リ市町村徴發自動車名簿ノ送付ヲ受ケタルトキハ指定ノ期間ニ於テ指定ノ自動車ヲ差出シ得ヘキ準備ヲ爲スヘシ

第十九條　警察署長及市長第十五條ノ規定ニ依リ自動車徴發書ノ送付ヲ受ケタルトキハ確實ニ保管シ警察署長ニ在リテハ動員（徴發）下令ト同時ニ直ニ之ヲ市町村長ニ送達スヘキ準備ヲ爲スヘシ

前項ノ自動車徴發書ハ當該師團徴發下令ノトキヨリ其ノ効力ヲ有スルモノトス

第二十條　警察署長（市ノ當該區域ヲ管轄スル警察署長ヲ含ム）第十五條又ハ第十六條ノ指示ヲ受ケタルトキハ徴發自動車差出場所其他必要ナル地ニ警察官吏ヲ派遣スルノ準備ヲ爲スヘシ

第二十一條　警察署長及市町村長ハ自動車徴發事務ニ關シ自動車動員（徴發）實施業務書ヲ作リ之ニ動員（徴發）實施ニ當リ業務擔當者ノ行フヘキ業務ヲ記入スヘシ

前項ノ業務書ハ業務擔當ノ區分毎ニ別冊ト爲シ各業務擔當者ガ徴發實施ニ當リ他ノ關係法規書類ヲ參照セサルモ業務ヲ實施シ得ヘク且業務擔當者ノ臨時交代スルコトアルモ業務ノ實施ニ支障ナキ如ク調製スヘシ

テハ動員（徴發）下令ト同時ニ直ニ之ヲ町村長ニ送達スヘキ準備ヲ爲スヘシ

前項ノ自動車徴發書ハ當該師團徴發下令ノトキヨリ其ノ効力ヲ有スルモノトス

第二十條　警察署長（市ノ當該區域ヲ管轄スル警察署長ヲ含ム）第十五條又ハ第十六條ノ指示ヲ受ケタルトキハ徴發自動車差出場所其他必要ナル地ニ警察官吏ヲ派遣スルノ準備ヲ爲スヘシ

第二十一條　警察署長及市町村長ハ自動車徴發事務ニ關シ自動車動員（徴發）實施業務書ヲ作リ之ニ動員（徴發）實施ニ當リ業務擔當者ノ行フヘキ業務ヲ記入スヘシ

前項ノ業務書ハ業務擔當ノ區分毎ニ別冊ト爲シ各業務擔當者ガ徴發實施ニ當リ他ノ關係法規書類ヲ參照セサルモ業務ヲ實施シ得ヘク且業務擔當者ノ臨時交代スルコトアルモ業務ノ實施ニ支障ナキ如ク調製スヘシ

業務書ニ記入スヘキ業務ハ業務分擔ノ情況ニ依リ前項ニ準シ召集實施業務書ニ區分シテ記載スルコトヲ得

北海道又ハ市ノ當該區域ヲ管轄スル警察署長モ亦前各項ニ準シ自動車徴發實施業務書ヲ調製シ又ハ召集實施業務書中ニ其ノ業務ヲ記載スヘシ

第三章　徴發實施

第二十二條　自動車ノ徴發ハ當該師團ノ動員令ニ依リ又ハ動員ニ際シ陸軍大臣ノ命令ニ依リ之ヲ實施ス

第二十三條　動員令ノ通達ニ關シテハ左ノ各號ニ依ルモノトス

一　充員召集ト同時ニ自動車ヲ徴發スヘキ場合及師管内ニ在リテ自動車ノミヲ徴發シ又ハ徴發自動車差出場所ノミヲ設置スヘキ場合ニ於テハ陸軍召集規則第三十四條乃至第三十八條ノ規定ヲ準用ス

二　師管外ノ自動車徴發管區及師管外ニ在リテ徴發自動車差出場所ノミヲ

設置スル場合ニ於テハ師團長ハ動員令ヲ關係アル聯隊區司令官ニ達シ聯隊區司令官ハ之ヲ關係アル警察署長及市長ニ傳達ス

三　師團長前號ニ依リ動員令ヲ達シタルトキハ之ヲ關係アル地方長官及憲兵隊長ニ通知シ地方長官ハ之ヲ第十六條ノ警察署長及第九條ノ市長ニ通知シ憲兵隊長ハ之ヲ憲兵分隊長又ハ憲兵分遣隊長ニ傳達ス但シ東京府ニ在リテハ警察署長ヘノ通知ハ警視總監之ヲ爲スモノトス

陸軍召集規則第四十條乃至第四十二條ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第二十四條　第二十二條ノ規定ニ依ル陸軍大臣ノ命令ノ通達ニ關シテハ前條第一項第二號及第三號竝ニ第二項ノ規定ヲ準用スルモノトス

徴發命令ノ通達ノ爲發スル文書ハ第五樣式ニ依リ徴發命令ノ通達及其ノ返信ノ爲發スル電報ハ至急官報トシ第六樣式ニ依ル

第二十五條　削除

第二十六條　削除

第二十七條　警察署長及市長動員令（徴發命令）ヲ受ケタルトキハ指定ノ動員（徴發）區分ニ基キ徴發自動車名簿ノ指定スル期日ヲ動員令（徴發命令）ノ示ス動員（徴發）第一日ヨリ起算シテ實際ノ曆日ニ換算シ警察署長ニ在リテハ直ニ自動車徴發書ニ該曆日ノ記入ヲ爲シ之ヲ町村長ニ達シ市長ニ在リテハ自動車徴發告知書ヲ自動車所有者又ハ管理人ニ交付スヘシ

第二十八條　町村長前條ノ規定ニ依リ自動車徴發書ノ送付ヲ受ケタルトキハ豫定ノ計畫ニ從ヒ直ニ所要ノ設備ニ着手シ指定ノ日時ニ其ノ完成ヲ期スヘシ

前項ノ設備ニ關シ自動車徴發委員ヨリ市町村長ニ要求アリタルトキハ該市町村長ハ之ニ應スヘキモノトス

第二十九條　削除

第三十條　削除

第三十一條　徴發告知書ヲ市町村長ヨリ

自動車所有者又ハ管理人ニ交付スルニハ急使ヲ用フルモノトス

第三十二條　自動車徴發ノ實施ニ當リ其ノ事務ニ係ル文書ヲ發送スルニハ動員（徴發）用封筒（第八樣式）ヲ用フヘシ其ノ文書ヲ受領シタル者ハ封筒上ニ設ケタル相當ノ位置ニ受領年月日時ヲ記入シ記名捺印ノ上之ヲ返付スヘシ

自動車徴發告知書ヲ自動車所有者又ハ管理人ニ交付スルニハ總テ封筒ヲ用ヒサルモノトス

第三十三條　自動車差出場所ノ設備ヲ爲スヘキ警察署長及市長動員令（徴發命令）ノ傳達ヲ受ケタルトキハ豫定ノ計畫ニ從ヒ直ニ所要ノ設備ニ着手シ指定ノ日時ニ其ノ完成ヲ期スヘシ

前項ノ設備ニ關シ自動車徴發委員ヨリ市町村長ニ要求アリタルトキハ該市町村長ハ之ニ應スヘキモノトス

第三十三條ノ二　地方長官（東京府ニ在リテハ警視總監）動員令（徴發命令）ノ

通報ヲ受ケタルトキハ部下官吏ニ自動車臺帳ヲ携行セシメ之ヲ徴發自動車差出場所ニ派遣シ自動車徴發委員ノ業務執行ニ關シ所要ノ便宜ヲ與フヘシ

第三十四條　警察署長（市ノ當該區域ヲ管轄スル警察署長ヲ含ム）動員令（徴發命令）ノ傳達又ハ通知ヲ受ケタルトキハ豫定ノ計畫ニ從ヒ部下警察官吏ヲ派遣シ自動車徴發委員ト協議ノ上徴發自動車差出場所等ノ取締ニ任シ且市町村長ノ職務執行ニ關シ所要ノ便宜ヲ與フヘシ

第三十五條　警察署長ハ第二十七條ノ手續ヲ終リタルトキハ徴發自動車到着期日前ニ差出場所ニ到着シ徴發自動車檢査ニ立會ヒ自動車ノ集合ヲ監視スヘシ

市町村長ハ第二十七條及第二十八條ノ手續ヲ終リタルトキハ市町村徴發自動車名簿ヲ携ヘテ徴發自動車到着期日前ニ差出場所ニ到著シ該市町村徴發自動車ノ檢査ニ立會ヒ自動車ノ集合ヲ監視スヘシ

第三十六條　自動車徴發告知書ノ交付ヲ受ケタル者ハ該告知ニ添附シタル受領證ニ受領年月日時ヲ記入シ捺印（自動車所有者又ハ管理人ニ代リ受領シタル者ハ記名捺印）ノ上直ニ之ヲ返付スヘシ

第三十七條　應徴自動車ノ所有者又ハ管理人ハ自動車徴發告知書ヲ携ヘ自動車ト共ニ市町村長ノ指定スル到著期日及時刻ニ徴發自動車差出場所（市町村長ヨリ集合場所ヲ指定セラレタルトキハ先ツ集合所ニ到着シタル上）ニ到著シ其ノ旨市町村長ニ届出ツヘシ

自動車所有者又ハ管理人ハ徴發告知書ノ交付ヲ受ケタル者其ノ受領前ニ於テ自動車更新等ニ因リ該告知書ニ指定スル車輛番號ノ自動車ヲ所有又ハ管理セサルニ至リタルトキハ直ニ徴發自動車差出場所ニ在ル自動車中其ノ用途該告知書ニ指定スルモノト同一ナルモノアル場合亦前項ニ同シ

第三十八條　自動車徴發告知書ノ交付ヲ受ケタル者其ノ自動車ノ賣却又ハ故障等ニ因リ徴發ニ應スルコト能ハサルトキハ告知書ノ交付ヲ受ケタルトキヨリ二十四時間以内ニ憲兵又ハ警察官吏ノ證明書ヲ受ケ現住地ノ市町村長ニ、應徴途中自動車ノ故障ニ因リ徴發ニ應スル能ハサルトキ及運轉者ノ事故又ハ道路橋梁等ノ故障ニ因リ指定ノ期日及時刻ニ差出場所等ニ到着スルコト能ハサルトキハ直ニ最寄市町村長ニ届出ツヘシ

第三十九條　市町村長第三十七條第三項又ハ前條ノ届出ヲ受ケタルトキハ直ニ之ヲ徴發自動車差出場所ニ在ル自動車徴發委員（町村長ニ在リテハ該地ニ在ル警察署長ヲ經テ）ニ届出テ運轉者ノ事故又ハ交通路ノ故障ニ因ルモノハ直

ニ徴發自動車差出場所ニ到著セシムルノ處置ヲ爲スヘシ

市町村長ハ應徴自動車ノ所有者又ハ管理人ニシテ前條ノ屆出ヲ爲スコトナクシテ指定ノ期日ニ應徴自動車ト共ニ徴發自動車差出場所ニ到著セサルモノアリタルトキハ該所有者又ハ管理人ノ氏名及應徴自動車ノ自動車番號其他必要ナル事項ヲ直ニ憲兵及警察官吏（憲兵アラサル地ニ在リテハ警察官吏）ニ通知スヘシ

第四十條　市町村長自動車徴發委員ヨリ徴發自動車受領證票（第十樣式）乙號及丙號ヲ受ケタルトキハ乙號ハ之ヲ保管シ丙號ハ之ヲ自動車所有者又ハ管理人ニ交付スヘシ

第四十一條　採用自動車ヲ徴發自動車差出場所ヨリ所要部隊、改修工場、停車場、乘船地等ニ運搬スル爲自動車ノ運轉者ヲ徴用ス

第四十二條　自動車徴發ニ關スル費用ハ左ノ各號ニ依リ之カ支拂ヲ請求スヘシ

甲　警察署長及市町村長ヨリ師團長ニ

一　師團長ノ要求ニ依リ警察署長及市長ノ實施シタル徴發自動車差出場所ニ關スル設備費

二　官公吏等ニシテ徴發事務ニ關シ徴發自動車差出場所ニ出張執務シタル者ノ旅費其ノ他官公署ニ於テ使用シタル郵便電信料使者賃金等總テ徴發實施ニ關スル諸費但シ道廳府縣官吏ニ係ルモノニ在リテハ當該官廳ヨリ之ヲ請求スルモノトス

三　自動車賃上代（請求ノ際ハ徴發自動車受領證票乙號ヲ添附スヘシ）

乙　運轉者ヨリ自動車ノ交付ヲ受ケタル職員ニ

一　交付ヲ受クル職員ニ支給シタル後歸鄉スル運轉者ノ旅費

二　運轉者ノ徴用賃金（前給賃金ヲ給シタルモノアルトキハ之ヲ控除シタルモノ）

丙　市町村長ヨリ自動車徴發委員ニ

一　自動車徴發委員ノ要求ニ依リ市町村長ノ實施シタル徴發自動車差出場所ノ設備費

二　應徴ノ爲徴發區外ニ於ケル自動車ノ輸送諸費

三　不合格又ハ過剩ノ爲歸鄉セシムル自動車ノ輸送諸費

四　自動車採用セラレ徴發自動車差出場所ヨリ歸鄉スル自動車所有者又ハ管理人　旅費

五　採否未定ニシテ徴發自動車差出場所ニ滯在ヲ命シタル自動車ニ關スル諸費

六　運轉者ノ前給賃金（本人ノ請求スル場合ニ限ル）

前項各號ノ內乙號ノ一、丙號ノ三及丙號ノ四ニ關シテハ徴發區ノ內外ヲ問ハス差出場所（解傭地）ヨリ應徴自動車ノ所有者又ハ管理人（運轉者）ノ現住地市町村ニ至ル間ニ付支給スルモノトス

第四十三條　前條自動車徴發ニ關スル費用ノ額ハ左ノ各號ニ依ルモノトス

一、甲號ノ一及丙號ノ一ノ設備費ハ實費トス

二、甲號ノ二ノ旅費ハ左ノ區分ニ依ルイ、道廳府縣ノ官吏ニ係ル旅費ハ內國旅費規則ノ規定ニ依ル但シ警察官吏ニ在リテハ內務省所定ノ警察官吏內國旅費規則ノ規定ニ依ルロ、市町村吏員等ニ係ル旅費ハ內務省所管旅費規則ノ規定ニ依ル

三、甲號ノ二ノ使者賃金ハ實費トス

四、乙號ノ一及丙號ノ四ノ旅費ハ陸路四十八粁（鐵道ハ四哩水路ハ二海里ヲ以テ陸路一粁ニ換算ス）ヲ以テ一日行程トシ日數ニ應シ一人一日ニ付二圓（半日行程未滿ノモノハ半額）ヲ給スル外鐵道賃及船賃ノ實費ヲ給ス

五、乙號ノ二ノ徴用賃金ハ一人一日四圓トス

六、丙號ノ二及丙號ノ三ノ輸送諸費ハ一車一日三十圓トス（一日行程ハ百五十粁トシ半日行程未滿ノモノハ半額トス）

七、丙號ノ五ノ自動車ニ關スル諸費ハ滯在翌日ニ亘ルトキハ一車二十五圓爾後一日ヲ增ス每ニ一車二十圓トス

附　則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

自動車徴發管區表

所管師團	徴發區域
第一	東京府
第二	宮城縣、福島縣、新潟縣
第三	愛知縣、岐阜縣、靜岡縣
第四	大阪府、和歌山縣
第八	青森縣、岩手縣、秋田縣、山形縣
第九	石川縣、富山縣、福井縣
第十	鳥取縣、岡山縣、兵庫縣
第十一	香川縣、愛媛縣、德島縣、高知縣
第十二	福岡縣、長崎縣、佐賀縣

第五	廣島縣、島根縣、山口縣	第十四	茨城縣、栃木縣、群馬縣、長野縣
第六	熊本縣、鹿兒島縣、大分縣、沖繩縣、宮崎縣	第十六	京都府、滋賀縣、三重縣、奈良縣
第七	北海道、樺太		

軍用自動車補助法

第一條　政府ハ豫算ノ範圍内ニ於テ陸軍ノ軍用ニ適スヘキ自動車ノ製造者又ハ所有者ニ對シ補助金ヲ下付スルコトヲ得

前項ノ製造者又ハ所有者ノ其ノ自動車ニ關スル業務ノ承繼人ハ之ヲ前項ノ製造者又ハ所有者ト看做ス

第二條　補助金ヲ受クルコトヲ得ヘキ製造者又ハ所有者ハ内地、朝鮮、臺灣、樺太、關東州又ハ南滿洲鐵道附屬地ニ存在スル自動車製造所又ハ自動車ヲ有スル帝國臣民又ハ帝國法令ニ依リ設立シタル法人ニ限ル但シ社團法人ハ株式會社ニ在リテハ其ノ資本ノ半額以上及議決權ノ過半數カ帝國臣民ニ屬スルモノ其ノ他ノ社團法人ニ在リテハ其ノ總社員カ帝國臣民ナルコトヲ要ス

前項ニ揭クル者ノ外公共團體ニハ補助金ヲ下付スルコトヲ得

製造者及製造所ノ範圍ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第三條　補助金ヲ受クルコトヲ得ヘキ自動車ハ主務大臣ノ定ムル規定ニ依リ製造シタルモノニシテ主トシテ貨物ノ運搬ヲ目的トシ四分三佛噸以上ノ積載量ヲ有スルモノ又ハ之ニ改造シ得ヘキモノニ依ル

第四條　製造者ニハ其製造ニ係ル新ナル自動車一輛ニ付三千圓以内ノ製造補助金ヲ下付スルコトヲ得

製造者其ノ製造ニ係ル新ナル自動車ニシテ製造補助金ヲ受ケタルモノヲ所有シテ使用シ又ハ他人ヲシテ使用セシムル場合ニ於テ自動車一輛ニ付更ニ五百圓以内ノ增加補助金ヲ下付スルコトヲ得

第五條　所有者ニハ製造補助金ヲ受ケタル新ナル自動車ヲ其ノ製造者ヨリ購買シテ使用シ又ハ他人ヲシテ使用セシムル場合ニ於テ自動車一輛ニ付千圓以内ノ購買補助金ヲ下付スルコトヲ得

第六條　增加補助金又ハ購買補助金ヲ受ケタル自動車ヲ所有スル者之ヲ使用シ又ハ他人ヲシテ使用セシムル場合ニ於テハ其ノ期間ニ應シ自動車一輛ニ付一年六百圓以内ノ維持補助金ヲ下付スルコトヲ得

維持補助金下付ノ期限ハ增加補助金又ハ購買補助金下付指令ノ日ヨリ十年ヲ超ユルコトヲ得ス

維持補助金ハ每年其ノ年分金額ヲ下付指令ノ際自動車ヲ所有スル者ニ之ヲ下付ス

第七條　製造補助金ヲ受ケタル自動車ハ其ノ補助金下付指令ノ日ヨリ左ノ各號ノ一ニ該當スルニ至ル迄ノ間之ヲ保護自動車ト稱ス

一　自動車ノ所有者カ第二條第一項ノ規定ニ該當セサルニ至リタルトキ

二　第六條第二項ノ期限ヲ經過シタルトキ

三　第十二條第一項又ハ第二項ノ規定ニ依リ補助金ヲ受クルノ資格ヲ喪除セラレタルトキ

第八條　主務大臣ハ軍用ノ爲何時ニテモ保護自動車ヲ收用又ハ使用スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ收用又ハ使用シタル場合ニ於テハ自動車ノ所有者ニ補償金ヲ下付ス其ノ金額ハ主務大臣之ヲ定ム

補償金額ニ對シ不服アル者ハ收用又ハ使用ノ通知ヲ受ケタル日ヨリ三月以内ニ通常裁判所ニ出訴スルコトヲ得

前項ノ出訴ハ自動車ノ收用又ハ使用ヲ停止セス

第九條　保護自動車ノ所有者ハ主務大臣ノ定ムル場合ヲ除クノ外保護自動車ノ構造又ハ能力ヲ變更スルコトヲ得ス

第十條　保護自動車ハ主務大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ヲ除クノ外之ヲ第二條第一項ニ揭クル地域ノ外ニ輸出シ又ハ外國人ニ對シ讓渡シ、貸付シ若ハ擔保ニ供スルコトヲ得ス

第十一條　主務大臣ハ保護自動車ノ保續ヲ期スル爲其ノ構造及能力ヲ檢査シ所定ノ構造又ハ能力ヲ有セスト認ムルトキハ其ノ所有者ニ對シ期限ヲ指定シテ之カ修理ヲ命スルコトヲ得

前項ノ外主務大臣ハ保護自動車ノ所有者ニ對シ其ノ保續ニ關シ必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第十二條　主務大臣ハ前條第一項ノ規定ニ依ル檢査ニ依リ所定ノ構造又ハ能力ヲ有セスト認メタル保護自動車ニ對シテハ修理ヲ命シタル場合ヲ除クノ外補助金ヲ受クル資格ヲ廢除ス其ノ修理ヲ命シタル場合ニ於テ修理完成ノ檢査ニ合格セス又ハ指定期限迄ニ其ノ檢査ヲ受ケサルトキ亦同シ

主務大臣ハ本法若ハ本法ニ基キテ發スル命令又ハ之ニ依リテ爲ス處分ニ違反シタル者ニ對シテハ違反ノ事實アリタル時ヨリ當該自動車ニ對スル補助金ヲ受クルノ資格ヲ廢除シ又ハ停止スルコトヲ得

主務大臣ハ前條第一項ノ規定ニ依リ修理ヲ命シタル自動車ニ對シテハ前條第一項ノ規定ニ依ル檢査ノ時ヨリ修理完成ノ檢査ヲ受ケタルモノニ在リテハ合格不合格決定ノ時迄、其ノ檢査ヲ受ケ

サルモノニ在リテハ指定期限迄補助金ヲ受クルノ資格ヲ停止ス

第十三條　主務大臣ハ本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ違反スル犯罪ノ爲起訴セラレタル者ニ對シテハ裁判確定ニ至ル迄ノ間補助金ノ支給ヲ中止スルコトヲ得

第十四條　主務大臣ハ第十五條乃至第十七條ノ規定ニ依リ處罰セラレタル者又ハ第二條第一項ニ該當セサルニ至リタル者ニ對シ當該自動車ニ付既ニ下付シタル補助金ニ相當スル金額ノ全部又ハ一部ヲ償還セシムルコトヲ得前項ノ償還金ハ國稅滯納處分ノ例ニ依リ之ヲ徵集スルコトヲ得但シ先取特權ノ順位ハ國稅ニ次クモノトス

第十五條　詐欺ノ所爲ヲ以テ補助金ヲ受ケタル者ハ三年以下ノ懲役又ハ二千圓以下ノ罰金ニ處ス

前項ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

第十六條　左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ一年以下ノ懲役又ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

一　第八條第一項ノ規定ニ依ル收用又ハ使用ヲ拒ミタル者

二　第十條ノ規定ニ違反シタル者

第十七條　第九條ノ規定ニ違反シタル者ハ六月以下ノ懲役又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

第十八條　本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ依ル自動車ノ檢查ニ關スル當該官吏若ハ忌避シ又ハ檢查ヲ拒ミ、妨ケ陳述ヲ爲シタル者ハ百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

第十九條　製造者又ハ所有者カ未成年者又ハ禁治產者ナルトキハ本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ依リ製造者又ハ所有者ニ適用スヘキ罰則ハ法定代理人ニ適用ス但シ其ノ業務ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第二十條　製造者又ハ所有者ハ其ノ代理人、戶主、家族、同居者、雇人其ノ他ノ從業者其ノ業務ニ關シ本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ違反シタルトキハ自己ノ指揮ニ出テサルノ故ヲ以テ其ノ責ヲ免ルルコトヲ得ス

第二十一條　前二條ノ場合ニ在リテハ懲役禁錮又ハ拘留ノ刑ニ處スルコトヲ得ス

第二十二條　明治三十三年法律第五十二號ハ本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ依ル犯罪ニ之ヲ準用ス

附　則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

本法ニ依リ製造補助金ヲ受クルコトヲ得ル自動車ト同等以上ノ能力ヲ有スル新ナル外國製自動車ヲ所有シテ使用シ又ハ他人ヲシテ使用セシムル者ニハ當分ノ內自動車一輛ニ付千圓以內ノ補助金ヲ下付スルコトヲ得

前項ノ補助金ヲ受ケタル自動車ハ本法ノ製造補助金及購買補助金ヲ受ケタルモノト看做ス

前二項ノ規定ハ官立工場ニ於テ製造シタル自動車ニ付之ヲ準用ス

爆發物取締規則

第一條　治安ヲ妨ケ又ハ人ノ身體財產ヲ害セントスル目的ヲ以テ爆發物ヲ使用シタル者及ヒ人ヲシテ之ヲ使用セシメタル者ハ死刑又ハ無期若クハ七年以上ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

第二條　前條ノ目的ヲ以テ爆發物ヲ使用セントスル際發覺シタル者ハ無期若クハ五年以上ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

第三條　第一條ノ目的ヲ以テ爆發物若クハ其使用ニ供ス可キ器具ヲ製造輸入所持シ又ハ注文ヲ爲シタル者ハ三年以上十年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

第四條　第一條ノ罪ヲ犯サントシテ脅迫敎唆、煽動ニ止ル者及ヒ共謀ニ止マル者ハ三年以上十年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

第五條　第一條ニ記載シタル犯罪者ノ爲メ情ヲ知テ爆發物若クハ其使用ニ供スヘキ器具ヲ製造輸入販賣讓與寄藏シ及ヒ其ノ約束ヲ爲シタル者ハ三年以上十年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

第六條　爆發物ヲ製造輸入所持シ又ハ注文ヲ爲シタル者第一條ニ記載シタル犯罪ノ目的ニアラサルコトヲ證明スルコト能ハサル時ハ六月以上五年以下ノ懲役ニ處ス

第七條　爆發物ヲ發見シタル者ハ直ニ警察官吏ニ告知ス可シ

違フ者ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス可シ

第八條　第一條乃至第五條ノ犯罪アルコトヲ認知シタル時ハ直ニ警察官吏若クハ危害ヲ被ラント又ハ被ラントスル人ニ告知ス可シ

違フモノハ五年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

第九條　第一條乃至第五條ノ犯罪ヲ藏匿シ若クハ隱避セシメ又ハ其ノ罪證ヲ湮滅シタル者ハ十年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

第十條　廢止

第十一條　第一條ニ記載シタル犯罪ノ豫備陰謀ヲ爲シタル者ト雖モ未タ其事ヲ行ハサル前ニ於テ官ニ自首シ因テ危害ヲ爲スニ至ラサル時ハ其ノ刑ヲ免除ス

第五條ニ記載シタル犯罪者モ亦同シ

第十二條　本則ニ記載シタル犯罪刑法ニ照シ仍ホ重キ者ハ重キニ從テ處斷ス

軍需工業動員法

第一條　本法ニ於テ軍需品ト稱スルハ左ノ各號ニ揭クルモノヲ謂フ

一　兵器、艦艇、船窓機、彈藥竝軍用器具機械及物品

二　軍用ニ供シ得ヘキ船舶、海陸聯絡輸送設備、鐵道軌道及其ノ附屬設備其ノ他ノ輸送用物件

三　軍用ニ供シ得ヘキ燃料、被服及糧秣
四　軍用ニ供シ得ヘキ衞生材料及獸醫材料
五　軍用ニ供シ得ヘキ通信用物品
六　前各號ニ揭クルモノノ生産又ハ修理ニ要スル材料、原料、器具機械、設備及建築材料
七　前各號ニ揭クルモノヲ除クノ外勅令ヲ以テ指定スル軍用ニ供シ得ヘキ物件

第二條　政府ハ戰時ニ際シ軍需品ノ生産又ハ修理ノ爲必要アルトキハ左ノ各號ニ揭クル工場及事業場竝其ノ附屬設備ノ全部又ハ一部ヲ管理シ、使用シ又ハ收用スルコトヲ得

一　軍需品ノ生産又ハ修理ヲ爲ス工場及事業場
二　前號ニ揭クル工場及事業場ニ要スル原料若ハ燃料ヲ生産シ又ハ電力若ハ動力ヲ發生スル工場及事業場
三　前各號ニ揭クル工場ニ轉用スルコトヲ得ル工場

第三條　政府ハ戰時ニ際シ軍需品ノ生産修理又ハ貯藏ノ爲必要アルトキハ土地竝家屋倉庫其ノ他ノ工作物及其ノ附屬設備ノ全部又ハ一部ヲ管理シ使用シ又ハ收用スルコトヲ得

政府ハ戰時ニ際シ必要アルトキハ第一條第二號ニ揭クル物件ノ全部又ハ一部ヲ管理スルコトヲ得

第四條　前二條ノ場合ニ於テ政府ハ從業者ヲ供用セシムルコトヲ得

第五條　前三條ノ規定ニ依ル處分ニ因リ生シタル損害ハ政府之ヲ補償ス

第六條　政府ハ戰時ニ際シ軍需品又ハ第二條第二號ノ原料若ハ燃料ノ讓渡、使用、消費、所持、移動若ハ輸出入ニ關シ必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第七條　戰時ニ際シ第一條ニ揭クル物件ニシテ徵發令中ニ規定ナキモノヲ使用又ハ收用セントスルトキハ徵發令ノ規定ヲ準用ス

第八條　政府ハ戰時ニ際シ兵役ニ在ル者ヲ徵發令ニ拘ラス勅令ノ定ムル所ニ依リ召集シテ軍事輸送機關又ハ第二條ノ規定ニ依ル政府ノ管理スル工場若ハ事業場ノ業務ニ從事セシムルコトヲ得

前項ノ規定ハ第二條各號ニ揭クル工場又ハ事業場ニシテ國ノ經營ニ係ルモノニ關シ之ヲ準用ス

第九條　政府ハ戰時ニ際シ勅令ノ定ムル所ニ依リ兵役ニ在ラサル者ヲ徵用シテ前條ニ揭クル業務ニ從事セシムルコトヲ得

第十條　第二條又ハ第三條ノ規定ニ依リ收用シタル工場、事業場土地又ハ家屋其ノ他ノ工作物及其ノ附屬設備不用ニ歸シタル場合ニ於テ收用シタル時ヨリ五年內ニ拂下クルトキハ舊所有者又ハ其ノ承繼人ニ於テ優先ニ之ヲ買受クルコトヲ得

第十一條　政府ハ軍事上必要アルトキハ

第二條各號ニ揭クル工場若ハ事業場ヲ有スル者又ハ其管理者ニ對シ其ノ事業ニ使用スル設備、器具機械、從業者若ハ材料、原料器具機械ノ供給者又ハ生産發生若ハ修理ノ能力若ハ數量其ノ他事業ノ狀況必要ト認ムル事項ノ報告ヲ命スルコトヲ得

第十二條　政府ハ軍事上必要アルトキハ鐵道、軌道、船舶、海陸連絡輸送設備其ノ他ノ輸送物件ノ所有者又ハ管理者ニ對シ車輛、軌條、船舶又ハ海陸聯絡輸送設備ノ數量、構造、輸送能力、從業者其ノ他必要ト認ムル事項ノ報告ヲ命スルコトヲ得

第十三條　政府ハ軍事上必要アルトキハ軍需品又ハ第二條第二號ノ原料若ハ燃料ノ取引又ハ保管ヲ業トスル者ニ對シ其ノ取引ノ相手方、取引又ハ保管ノ數量、保管ノ設備其ノ他事業ノ狀況ニ付必要ト認ムル事項ノ報告ヲ命スルコトヲ得

第十四條　政府ハ軍事上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ第二條各號ニ揭クル工場若ハ事業場ヲ有スル者又ハ前條ニ揭クル者ニシテ一定ノ資格アル者ニ對シ豫算ノ範圍內ニ於テ一定ノ利益保證又ハ奬勵金ヲ下付スルコトヲ得ル事項調査ノ爲又ハ第十四條ノ規定ニ依ル監督若ハ處分ヲ爲ス爲必要ナル場所ニ立入リ、檢査ヲ爲シ、調査資料ノ提供ヲ求メ又ハ從業者ニ對シ質問ヲ爲スコトヲ得

第十五條　第五條ノ規定ニ依ル補償金及前條ノ利益保證又ハ奬勵金ノ算定竝第十條ノ規定ニ依ル拂下價格ハ軍需評議會ノ決議ヲ經テ之ヲ定ム

軍需評議會ニ關スル規定ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第十六條　當該官吏又ハ吏員ハ第十一條乃至第十三條ノ規定ニ依リ報告ヲ命シ又ハ軍事上必要ナル設備ニ付テハ報告ヲ命シ調査資料ノ提供ヲ求メ又ハ從業者ニ對シ質問ヲ爲スコトヲ得

第十七條　工業的發明ニ係ル物又ハ方法ニ關シ豫メ政府ノ承認ヲ得タル事項又ハ設備ニ付テハ報告ヲ命シ調査資料ノ提供ヲ求メ又ハ從業者ニ對シ質問ヲ爲スコトヲ得ス

第十八條　利益保證又ハ奬勵金ヲ受クル事業ヲ承繼スル者ハ本法若ハ本法ニ基キテ發スル命令、之ニ依リテ爲ス處分又ハ利益保證若ハ奬勵金下付ニ附シタル條件ニ依ル前者ノ權利義務ヲ承繼ス

第十九條　左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ三年以下ノ懲役又ハ三千圓以下ノ罰金ニ處ス

一　第二條又ハ第三條ノ規定ニ依ル管

理、使用又ハ收用ヲ拒ミタル者

二 第四條ノ規定ニ依ル借用ヲ拒ミタル者

三 第六條ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタル者

第二十條 第十四條第一項ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタル者ハ二年以下ノ懲役又ハ二千圓以下ノ罰金ニ處ス

戰時ニ際シ前項ノ罪ヲ犯シタルトキ罰前條ニ同シ

第二十一條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ一年以下ノ懲役又ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

一 第八條ノ規定ニ依ル召集ニ應セス又ハ同條ノ規定ニ依ル業務ニ從事スルコトヲ拒ミタル者

二 第九條ノ規定ニ依ル徵用ニ應セス又ハ同條ノ規定ニ依ル業務ニ從事スルコトヲ拒ミタル者

三 第十一條乃至第十三條ノ規定ニ依リ命セラレタル報告ヲナサス又ハ虚僞ノ報告ヲ爲シタル者

四 第十四條第二項ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタル者

五 第十六條ノ規定ニ依ル當該官吏又ハ吏員ノ職務ノ執行ヲ拒ミ妨ケ若ハ忌避シ、調査資料ノ提供ヲ爲サス若ハ虚僞ノ調査資料ヲ提供シ又ハ質問ニ對シ虚僞ノ陳述ヲ爲シタル者

第二十二條 當該官吏若ハ吏員又ハ其職ニ在リタル者本法ニ依ル職務ニ依リ知得シタル事業上ノ秘密ヲ漏洩シ又ハ竊用シタルトキハ二年以下ノ懲役又ハ二千圓以下ノ罰金ニ處ス當該官吏又ハ吏員第十七條ノ規定ニ違反シタルトキ亦同シ

職務上前項ノ秘密ヲ知得シタル他ノ公務員又ハ公務員タリシ者其ノ秘密ヲ漏洩シ又ハ竊用シタルトキ罰前項ニ同シ

軍事扶助法

第一條 傷病兵其ノ家族若ハ遺族又ハ下士官兵ノ家族若ハ遺族ハ本法ニ依リ之ヲ扶助ス

第二條 本法ニ於テ傷病兵ト稱スルハ左ノ各號ノ一ニ該當スル者ヲ謂フ

一 陸海軍下士官兵ニシテ戰鬪又ハ公務ノ爲傷痍ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リ之カ爲一種以上ノ兵役ヲ免セラレタル者

二 前項ニ揭クル者ヲ除クノ外陸海軍下士官兵ニシテ故意又ハ重大ナル過失ニ因ルニ非スシテ現役中（未入營期間及歸休期間ヲ除ク）又ハ應召中ニ傷痍ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リ之カ爲一種以上ノ兵役ヲ免セラレタル者

第三條 本法ニ於テ下士官兵又ハ傷病兵ノ家族ト稱スルハ左ノ各號ノ一ニ該當スル者ヲ謂フ

一 陸海軍現役兵、應召中ノ陸海軍下士官兵、又ハ傷病兵ノ配偶者又ハ子ニシテ現ニ之ト同一ノ家ニ在ル者但シ養子ハ家督相續人ニ限ル

二 前號ニ揭クル者ヲ除クノ外陸海軍現役兵、應召中ノ陸海軍下士官兵又ハ傷病兵ニ依リ扶養ヲ受クヘキ者ニシテ現役兵入營シタル時、下士官兵ノ應召シタル時又ハ傷病兵ノ兵役ヲ免セラレタル時ヨリ引續キ之ト同一ノ家ニ在ル者

三 前二號ニ揭クル者ヲ除クノ外陸海軍現役兵、應召中ノ陸海軍下士官兵又ハ傷病兵ニ依リ扶養ヲ受クヘキ者ニシテ現役兵ノ入營シタル時、下士官兵ノ應召シタル時又ハ傷病兵ノ兵役ヲ免セラレタル時之ト同一ノ世帶ニ在リ且引續キ其ノ世帶ニ在ルモノ

前項各號ノ陸海軍現役兵ニハ未入營現役兵及歸休兵ヲ包含セス

第四條 本法ニ於テ下士官兵又ハ傷病兵ノ遺族ト稱スルハ左ノ各號ノ一ニ該當スル者ヲ謂フ

一 戰死シタル陸海軍下士官兵又ハ第二條各號ノ傷痍若ハ疾病ノ爲死歿シタル陸海軍下士官兵若ハ傷病兵ノ配偶者又ハ子ニシテ現ニ下士官兵又ハ傷病兵カ死亡ノ時屬シタル家ニ在ル者但シ養子ハ家督相續人ニ限ル

二 前號ニ揭クル者ヲ除クノ外戰死シタル陸海軍下士官兵又ハ第二條各號ノ傷痍若ハ疾病ノ爲死歿シタル陸海軍下士官兵若ハ傷病兵ニ依リ扶養ヲ受クヘキ者ニシテ下士官兵ノ死亡ノ時又ハ傷病兵ノ兵役ヲ免セラレタル時ヨリ引續キ之ト同一ノ家ニ在ル者

三 前二號ニ揭クル者ヲ除クノ外戰死シタル陸海軍下士官兵又ハ第二條各號ノ傷痍若ハ疾病ノ爲死歿シタル陸海軍下士官兵若ハ傷病兵ニ依リ扶養ヲ受クヘキ者ニシテ下士官兵ノ入營若ハ應召シタル時又ハ傷病兵ノ兵役ヲ免セラレタル時之ト同一ノ世帶ニ在リ且引續キ其ノ世帶ニ在ルモノ

第五條 救護ハ現役兵ノ入營、下士官兵ノ應召傷病若ハ死亡又ハ傷病兵ノ死亡ノ爲生活スルコト困難ナル者ニ對シテノミ之ヲ爲ス

救護ハ生活ニ必要ナル限度ヲ超ユルコトヲ得ス

第六條 救護ノ種類ハ生活扶助、醫療、助產及生業扶助トス

第七條 救護ノ程度及方法ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第七條ノ二 救護ヲ受ケル者死亡シタル場合ニ於テハ勅令ノ定ムル所ニ依リ埋葬ヲ行ヒ又ハ埋葬ヲ行フ者ニ對シ埋葬費ヲ給スルコトヲ得

第八條 傷病兵六年ノ懲役又ハ禁錮以上ノ刑ニ處セラレシ者ナル場合ニ於テハ其ノ者竝其ノ家族及遺族ニ對シ救護ヲ爲サス

第九條 下士官兵又ハ傷病兵六年未滿ノ懲役又ハ禁錮ニ處セラレタル者ナル場合ニ於テハ其刑ノ執行ヲ終リ又ハ執行ヲ受クルコトナキニ至ル迄ノ間其ノ傷

病兵及其ノ下士官兵又ハ傷病兵ノ家族ニ對シ救護ヲ爲サス

第十條　下士官兵又ハ傷病兵ノ家族又ハ遺族六年ノ懲役又ハ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル者ナル場合ニ於テハ其ノ者ニ對シ救護ヲ爲サス六年未滿ノ懲役又ハ禁錮ニ處セラレタル者ナル場合ニ於テハ其ノ刑ノ執行ヲ終リ又ハ執行ヲ受クルコトナキニ至ル迄ノ間又同シ

第十一條　下士官兵ニシテ逃亡シ又ハ陸軍教化隊ニ收容セラレタル者ニ付テハ其ノ逃亡又ハ收容ノ間其ノ家族ニ對シ救護ヲ爲サス

第十二條　下士官兵又ハ傷病兵ニシテ怠惰又ハ素行不良ナル者ニ付テハ其ノ傷病兵竝其ノ下士官兵又ハ傷病兵ノ家族及遺族ニ對シ情狀ニ因リ救護ヲ爲サス又ハ救護ノ程度ヲ減少スルコトヲ得下士官兵又ハ傷病兵ノ家族又ハ遺族ニシテ怠惰又ハ素行不良ナル者ニ對シ亦前項ニ同シ

第十三條　一、傷病兵ニシテ日本ノ國籍ヲ失ヒタルモノニ對シテハ救護ヲ爲サス

二　下士官兵ノ家族ニ對スル扶助ハ必要アル場合ニ於テハ現役兵ノ退營又ハ下士官兵ノ召集解除後仍二十日以內之ヲ繼續スルコトヲ得

第十四條　下士官兵又ハ傷病兵ノ家族ニ對スル救護ハ下士官兵又ハ傷病兵死亡後仍三月內之ヲ繼續スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ救護ヲ受クル者ニ對シテハ其間下士官兵又ハ傷病兵ノ遺族ト同シテノ救護ハ之ヲ爲サス

第十五條　下士官兵ノ傷病兵トナリタル後仍三月內繼續スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ救護ヲ受クル者ニ對シテハ其ノ間傷病兵ノ家族トシテノ救護ハ之ヲ爲サス

第十六條　本法ニ依ル救護ハ他ノ法令ノ適用ニ付テハ貧困ノ爲ニスル公費ノ救助ニ非サルモノト看做ス

第十七條　本法ニ依リ給與ヲ受ケタル救護金品ヲ標準トシテ租稅其ノ他ノ公課ヲ課セス

第十八條　本法ニ依ル救護金品ハ既ニ給與ヲ受ケタルト否トニ拘ラス之ヲ差押フルコトヲ得ス

第十九條　舊刑法ノ重罪ノ刑ニ處セラレタル者ハ本法ノ適用ニ付テハ六年ノ懲役又ハ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル者ト看做ス

附　則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ定ム

入營者職業保障法

第一條　何人ト雖モ被傭者ヲ求メ又ハ求職者ノ採否ヲ決スル場合ニ於テ入營（應召ノ場合ヲ含ム以下之ニ同シ）ヲ命セラレタル者又ハ入營ヲ命セラルルコトアルヘキ者ニ對シ其故ヲ以テ不利益ナル取扱ヲ爲スヘカラス

第二條　雇傭者ハ入營ヲ命セラレタル被傭者ヲ解雇シタルトキ又ハ被傭者ノ入營中雇傭期間ノ滿了シタルトキハ其ノ者カ退營（入營ノ際行フ身體檢査ノ結果歸鄉ヲ命セラレタル場合ヲ含ム）シタル日ヨリ三月以內ニ更ニ之ヲ雇傭スルコトヲ要ス

但シ左ノ各號ニ揭クル事由ノ一ニ該當シタルニ因リ解雇シ又ハ現ニ左ノ各號ニ揭クル事由ノ一ニ該當スル場合ハ此ノ限ニ在ラス

一　被傭者カ入營ノ日ヨリ陸軍ニ在リテハ二年、海軍ニ在リテハ三年ヲ超ユル期間服役ヲ志願シ採用セラレタルトキ

二　被傭者カ第二項ニ規定スル通知ヲ爲サス又ハ雇傭者ヨリ同項ニ規定スル通知ニ於テ勞務ニ就クヘキ旨ヲ指定セラレタル日ヨリ故ナク二十日以內ニ勞務ニ就カサルトキ

三　被傭者カ傷病又ハ傷痍ニ因リ勞務ニ堪ヘサルトキ

四、被傭者カ著シク其ノ職務ヲ怠リタルトキ

五　被傭者ニ著シキ不良行爲アリタルトキ

六　雇傭ノ目的タル事業ノ廢止終了又ハ著シキ整理縮少其ノ他之ニ準スル事由アルトキ

雇傭者及被傭者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ前項ニ規定スル雇傭ニ關シ必要ナル事項ヲ相互ニ通知スルコトヲ要ス

雇傭者ハ第一項各號ニ揭クル場合ヲ除クノ外同項ノ規定ニ依リ雇傭シタル被傭者ヲ其ノ雇傭ノ日ヨリ三月以內ニ於テ民法第六百二十七條又ハ第六百二十八條ノ規定ニ依リ解雇スルコトヲ得ス

第二條　前條第一項ノ規定ニ依リ退營者ヲ雇傭スル場合ニ於テ之ニ與フヘキ勞務及給與ト同等ノモノナルコトヲ要ス但シ被傭者カ疾病又ハ傷痍ニ因リ入營直前ノ勞務ニ堪ヘサルトキ其ノ他已ムヲ得サル事由アルトキ又ハ之ト異ル勞務及給與ヲ與フルコトヲ妨ケス

第四條　前二條ノ規定ハ入營ヲ命セラレタル被傭者カ解雇セラレサル場合ニ於ケル退營後ノ復職及取扱ニ付之ヲ準用ス

第五條　前三條ノ規定ハ雇傭者カ常時五十人以上ノ被傭者ヲ使用スル場合ニ之ヲ適用ス

第六條　當該官吏又ハ公吏ハ前四條ノ規定ノ施行ニ關シ必要アリト認ムルトキハ當事者ニ對シ勸解ヲ爲スコトヲ得

前項ノ當該官吏又ハ公吏ノ範圍ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第七條　本法ノ適用ニ付テハ國、道府縣市町村其ノ他之ニ準スルモノノ被傭者ニシテ官吏又ハ公吏ニ準シ取扱フコトヲ要スル者ニ付勅令ヲ以テ別段ノ定ヲ爲スコトヲ得

附　則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
（昭和六年勅令第二百六十號ヲ以テ同年十一月一日ヨリ施行）

海戰法規（抜萃）

第一條　帝國軍艦ハ戰時ニ於テ本令其ノ他ノ法令及條約ノ規定ニ依リ海上捕獲其ノ他ノ敵對行爲及戰爭ノ目的ヲ達スルニ必要ナル一切ノ措置ヲ爲スコトヲ得其ノ規定ナキ事項ニ付テハ國際法ノ原則ニ準據スヘシ

第二條　海上捕獲其ノ他ノ敵對行爲ハ中立國領水ニ於テハ之ヲ行フコトヲ得ス

第三十條　左ニ揭クル場合ニ於テ帝國船舶ハ敵ト交通スルモノト看做ス

一　敵地又ハ敵ノ陸海軍所在地ヲ發航シタルトキ

二　敵地又ハ敵ノ陸海軍所在地ニ寄港シ又ハ到著スル目的ヲ以テ航行スルトキ

第五十五條　別段ノ規定ナキ限ハ左ノ各號ニ揭クル材料及物件ハ絕對的戰時禁制品タルヘキモノトス

一　一切ノ武器（狩獵用武器ヲ含ム）及其ノ組成品タルコト明ナルモノ

二　一切ノ彈丸、裝藥、彈藥、包及其ノ組成品タルコト明ナルモノ

三　特ニ戰爭用トシテ製造セラレタルコト明ナルモノ

四　砲架、彈藥車、前車、軍用運搬車、野戰鍛冶器及其組成品タルコト明ナルモノ

五　軍用タルコト明ナル被服及武裝具

六　軍用タルコト明ナル一切ノ馬具

七　特ニ軍用トシテ製造セラレタル工具器材

八　戰爭ノ用ニ供スルヲ得ヘキ乘用輓用駄用ノ獸類

九　陣營具及其ノ組成品タルコト明ナルモノ

十　甲鐵鈑

十一　軍艦及戰鬪用艇舟並特ニ上記艦艇ニ限リ使用シ得ヘキコト明ナル組成品

十二　飛行機、飛行船、氣球其他一切ノ航空機及其ノ組成品タルコト明ナルモノ並航空機用ニ供セラルルモノト認ムヘキ屬具、物件材料

十三　兵器彈藥製造ノ爲又ハ陸海軍用ノ武器及材料ノ製造修理ノ爲專ラ作製セラレタル機械器具

第五十六條　別段ノ規定ナキ限ハ左ノ各號ニ揭クル材料及物件ハ條件附戰時禁製品タルヘキモノトス

一　糧食

二　獸類ノ飼料用ニ適スル穀稭及穀類

三　軍用ニ適スル被服、被服用織物及靴類

四　金銀貨幣地金銀及紙幣

五　戰爭ノ用ニ供スルヲ得ヘキ一切ノ車輛及其ノ組成品

六　一切ノ船舶及艇舟、浮船渠、船渠

七　鐵道ノ固定及運轉用材料竝電信、無線電信及電話ノ材料

八　燃料及機械潤滑用材料

九　特ニ戰爭用トシテ製造セラレタルモノニ非サル火藥及爆發物

十　刺アル鐵線及其ノ架設又ハ切斷用ニ供スヘキ機械

十一　蹄鐵及蹄鐵用材料

十二　鞍用及鞍用ノ物件

十三　雙眼鏡、望遠鏡「クロノメートル」及各種ノ航海用具

第七十六條　中立船ニシテ左ニ揭クル場合ニ該當スルトキハ之ヲ拿捕スヘシ

一　船舶ニシテ敵國軍隊ニ編入セラレタル乘客ヲ輸送スル目的ヲ以テ又ハ敵ヲ利スル爲情報ヲ傳達スル目的ヲ以テ特ニ航海スル場合

二　船舶所有者船舶全部ノ傭船者又ハ船長ニ於テ情ヲ知リテ敵ノ軍隊ノ一部又ハ敵ノ作戰行動ニ對シ航海中直接ノ幇助ヲ與フル一人若ハ數人ヲ有スル場合

前項ノ船舶ニ對シテハ一般ニ戰時禁制品輸送ノ爲沒收セラルヘキ中立船ト同一ノ取扱ヲ爲スコトヲ得

第八十條　中立船ニシテ左ニ揭クル場合ニ該當スルトキハ之ヲ拿捕スヘシ

一　該船舶ニシテ敵國政府ニ於テ該船ハル場合

二　該船舶ニシテ敵國政府ノ爲ニ內ニ乘組マシメタル代理人ノ命令又ハ監督ヲ受クル場合

三　該船舶ニシテ全部敵國政府ノ爲ニ傭入レラレタル場合

四　該船舶ニシテ現ニ且專ラ敵國軍隊ノ輸送又ハ敵ヲ利スル爲情報ノ傳達ニ從事スル場合

前項ノ船舶ニ對シテハ一般ニ敵商船ト同一ノ取扱ヲナスコトヲ得

第九十五條　船舶ニシテ停船、臨檢、捜索及拿捕ノ權利ノ合法ナル行使ニ對シ強力ヲ以テ抵抗スルトキハ其ノ國籍ノ如何ヲ問ハス之ヲ拿捕スヘシ

第九十六條　前條ノ船舶ハ沒收セラルヘキモノトス

前項ノ船舶ニ搭載スル貨物ハ敵船ノ載貨ト同一ノ處分ヲ受クヘシ船長又ハ船舶所有者ニ屬スル載貨ハ之ヲ敵貨ト看做ス

第百三條　通常船舶內ニ備フヘキ重ナル船舶書類ハ左ノ如シ

一　船舶國籍證書

二　航海日誌

三　海員名簿

四　乘客名簿

五　傭船契約書

六　船荷證券及送狀

七　載貨目錄

八　出港證書

九　健康證書

十　船舶賣渡證書

第百六條　船舶ニシテ左ノ各號ノ一ニ該

當スルトキハ其ノ國籍ノ如何ヲ問ハス之ヲ拿捕スヘシ

一　船舶書類ヲ備ヘサルトキ

二　船舶書類ヲ投棄、破毀又ハ隱匿シタルトキ

三　二重ノ船舶書類又ハ變造若ハ僞造シタル船舶書類ヲ備フルトキ

第百七條　船舶ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テ情狀疑フヘキモノアルトキハ其ノ國籍ノ如何ヲ問ハス之ヲ拿捕スルコトヲ得

一　船内ニ備フヘキ必要ナル書類ヲ提供セス又ハ船舶書類不整頓ナルトキ

二　船舶書類互ニ矛盾シ又ハ其ノ書類ト船長ノ陳述ト齟齬スルトキ

第百三十六條　拿捕スヘキ嫌疑アリト認ムヘキ一切ノ私船ニ對シテハ其ノ何レノ國籍ニ屬スルヲ問ハス臨檢及捜索ヲ行フコトヲ得

第百三十九條　艦長船舶ニ停止ヲ命スルニ當リテハ必ス帝國軍艦ノ旗章ヲ揭揚スヘシ

陸軍軍人軍屬著作規則

（昭和十二年三月二十二日陸達第十一號）

第一條　軍隊、官衙、學校、將校團條令ニ依ル團體、現役軍人（應召中ノ者及生徒ヲ含ム以下之ニ同シ）軍屬又ハ陸軍大臣ノ監督ニ屬スル法人又ハ團體ニシテ左記各號ノ一ニ該當スル事項アルトキハ豫メ順序ヲ經テ監督官廳ノ長官ニ申請シ其ノ認可ヲ受クヘシ

一　公文書ニ非ラサル文書、圖書（文書圖書共ニ其ノ内容純然タル私事ニ屬スルモノヲ除ク以下之ニ同シ）新聞雜誌、會報、檄文、又ハ謄語其ノ他ノ出版物ヲ頒布、若ハ發賣シ又ハ頒布若ハ發賣セシムル目的ヲ以テ著述編纂、複寫又ハ複製セントスルトキ

二　公務以外ノ必要ニ基キ陸軍以外ノ新聞又ハ雜誌其ノ他ノ出版物ニ投稿（口述又ハ座談會等ノ筆記及應募ヲ含ム以下之ニ同シ）又ハ放送（「レコード」吹込ヲ爲サントスルトキ

三　公務以外ノ必要ニ基キ公開セラルヘキ映畫又ハ「レコード」ヲ製作セントスルトキ

第二條　現役軍人又ハ軍屬ニシテ公務以外ノ必要ニ基キ講演ヲ爲サントスルトキハ豫メ所屬隊長ノ認可ヲ受クヘシ

第三條　第一條ノ長官認可ヲナスニ方リテハ申請事項ヲ檢閱シ諸法規ニ抵觸シ又ハ適當ナラサル事項アルトキハ之ヲ修正削除セシメ又ハ印刷、複寫、複製頒布、發賣、投稿、揭載、放送、「レコード」吹込、製作、公開ヲ制限又ハ禁止スヘシ

第四條　第二條ノ所屬隊長認可ヲナス場合亦前條ニ準ス

第五條　第三條ノ檢閱ヲ爲スニ方リ所管長官又ハ監督官廳ノ長官ハ其ノ施行ヲ憲兵司令官、憲兵隊司令官又ハ憲兵隊長ニ依託スルコトヲ得

憲兵司令官、憲兵隊司令官又ハ憲兵隊長前項ノ依賴ヲ受ケタルトキハ檢閱ノ後直ニ意見ヲ依託セル長官ニ通報スヘシ

第六條　第一條ノ認可ヲ受ケタル文書、圖書、新聞、雜誌、會報、檄文又ハ標語其ノ他ノ出版物ヲ印刷、複製、複寫シタルトキ又ハ投稿セル部外ノ新聞、雜誌其ノ他ノ出版物ノ出版セラレタルトキハ其ノ一部ヲ順序ヲ經テ速ニ陸軍大臣ニ送付スヘシ

第七條　本規則ハ出版法、新聞紙法、軍機保護法其ノ他法規ノ効力ヲ妨クルモノニアラス

附　則

本達ハ昭和十二年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

傷兵院法

第一條　戰鬪又戰鬪ニ準スヘキ公務ノ爲傷痍ヲ受ケ又疾病ニ罹リ軍人又準軍人トシテ恩給法ニ依リ增加恩給ヲ受クル者精神又身體ノ著シキ障碍アリテ收容保護ヲ要スルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ申請ニ基キ傷兵院ニ入院セシム

第二條　普通公務ノ爲傷痍ヲ受ケ又疾病ニ罹リ軍人又準軍人トシテ恩給法ニ依リ增加恩給ヲ受クル者精神又身體ノ著シキ障碍アリテ收容保護ヲ要スルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ申請ニ基キ傷兵院ニ入院セシム

第三條　傷兵院ニ入院中ノ者ニハ恩給ノ支給ヲ停止シ其親族ニ扶助料又一時扶助料ヲ給ス前項ノ扶助料又一時扶助料ノ支給ニ關シテハ恩給法ノ扶助料又一時扶助料ニ關スル規定ヲ準用ス但シ扶助料ノ年額ハ恩給法第七十五條第一項第三號ノ金額ニ相當スル額トス

傷兵院ニ入院シタル者ノ兄弟姉妹ニシテ第一項ノ一時扶助料ヲ受ケタル者ニハ恩給法第八十一條ノ一時扶助料ヲ給スヘキ

セス

傷兵院ニ入院シタル者ノ兄弟姉妹ニ對シ第一項ノ一時扶助料ヲ給シタルトキハ爾後他ノ親族ニ對シ給スルコトアルヘキ第一項ノ扶助料又恩給法ノ扶助料ノ額ニ關シテハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第四條　傷兵院ニ入院中ノ者左各號ノ一ニ該當スルトキハ退院ヲ命ス

一　恩給法ニ依リ恩給ヲ受クルノ權利消滅シタルトキ又恩給ヲ停止セラレタルトキ

二　收容保護ヲ要セサルニ至リタルトキ

三　懲戒ニ處セラレ改悛ノ見込ナキトキ

第五條　傷兵院ニ入院シタル者ニシテ退院ヲ命セラレ又自己ノ便宜ニ依リ退院シタル者ハ退院ノ日ヨリ二箇年ヲ經過スルニ非サレハ再ヒ傷兵院ニ入院スルコトヲ得ス但特別ノ事由アルモノハ此限ニ在ラス

第六條　傷兵院ニ入院中ノ者ニ對シテハ命令ノ定ムル所ニ依リ懲戒ヲ爲スコトヲ得

第七條　傷兵院ニ於テ寄附ヲ受ケタル不動產金錢及有價證劵ハ傷兵院基金ト爲シ其利子其他ノ果實ト共ニ之ヲ蓄積ス

第八條　傷兵院基金ノ利子其他ノ果實ハ傷兵院ニ入院中ノ者ニ係ル費用ニノミ之ヲ使用スルコトヲ得

第九條　傷兵院基金及其利子其他ノ果實ノ收支ニ係ル檢査ハ會計檢査院法第十六條ニ依ル

船舶職員法抄錄

第一條　日本船舶ニハ命令ヲ以テ定ムル場合ヲ除クノ外此法律ノ規定ニ依リ船舶職員ヲ乘組マシムヘシ但船舶安全法

（官　階）（海上勤務期間）（授與スヘキ海技免狀）

大尉以上　大尉以上一年　汽船甲種船長免狀

第二條第一項ノ規定ヲ適用セサル船舶ハ此限ニ在ラス

船舶職員ト稱スルハ船長、一、二、三等運轉士、機關長、一、二、三等機關士ヲ謂フ

第二條　海技免狀ヲ有スル者ニアラサレハ船舶職員タルコトヲ得ス

第三條　海技免狀ハ左ノ十二種トス

甲種船長

甲種一、二等運轉士

乙種船長

乙種一、二等運轉士

丙種船長

丙種運轉士

機關長

一、二、三等機關士

遞信大臣ハ海技免狀ノ効力ニ制限ヲ加ヘタルモノヲ授與スルコトヲ得

（官　階）（海上勤務期間）（授與スヘキ海技免狀）

中尉以上　中尉以上一年又ハ少尉二年　汽船甲種一等運轉士免狀

第五條　海技免狀ハ遞信大臣ノ定ムル試驗規程ニ依リ體格檢査及學術試驗ヲ受ケ合格シ且海技免狀原簿ニ登錄ヲ受ケタル者ニ授與ス

海軍艦船艇ニ乘組ミ運航若ハ機關運轉ニ從事シ又ハ船舶ノ運航若ハ機關ノ運轉ニ關スル學術ヲ教授スル學校ノ所定ノ課程及練習ヲ卒リ遞信大臣ニ於テ學術試驗ニ合格スト認ムル者ニハ學術試驗ヲ行ハスシテ相當ノ免狀ヲ授與スルコトヲ得

小形船舶ニ乘組ム船舶職員ノ有スヘキ海技免狀ハ遞信大臣ノ定ムル所ニ依リ學術試驗ヲ行ハスシテ之ヲ授與スルコトヲ得

船舶職員學術試驗ニ合格スト認ムル者ニ授與スヘキ海技免狀ハ海軍艦船艇ニ乘組ミタル者ハ左表ニ依ル

少尉以上　候補生以上二年　汽船甲種二等運轉士免狀

特務大尉
特務中尉
特務少尉
兵曹長
三等兵曹以上三年
乙種一等運轉士免狀但海軍兵學校選修科學生教程修了者ニ限リ機船甲種二等運轉士免狀

一等兵曹（掌帆長教程又ハ掌信號兵教程修了者）三等兵曹以上二年
二等兵曹（同上）三等兵曹以上二年六月
三等兵曹（同上）三等兵曹三年
乙種二等運轉士免狀

機關大尉以上　機關大尉以上一年
機關長免狀又ハ乘船履歷ニ從ヒ發動機船機關長免狀

機關中尉以上　機關中尉以上一年又ハ機關少尉二年
一等機關士免狀又ハ乘船履歷ニ從ヒ發動機船一等機關士免狀

汽關少尉以上　機關候補生以上二年
二等機關士免狀又ハ乘船履歷ニ從ヒ發動機船二等機關士免狀

機關特務大尉
機關特務中尉
機關特務少尉
機關兵曹長
三等機關兵曹以上三年
近海二等機關士免狀又ハ乘船履歷ニ從ヒ近海發動機船二等機關士免狀但海軍機關學校選修科學生教程修了者ニ限リ二等機關士免狀又ハ乘船履歷ニ從ヒ發動機船二等機關士免狀

一等機關兵曹（掌機兵教程修了者）三等機關兵曹以上二年
二等機關兵曹（同上）三等機關兵曹以上二年六月
三等機關兵曹（同上）三等機關兵曹三年
三等機關士免狀又ハ乘船履歷ニ從ヒ發動機船三等機關士免狀

前表ニ揭クル海技免狀受有後ハ船舶職員試驗規程ニ定ムル受驗履歷ニ應シ左ノ區別ニ依リ上級免狀ヲ授與ス

（イ）少尉以上ノ者ハ汽船甲種一等運轉士免狀又汽船甲種船長免狀

（ロ）兵曹長又特務少尉以上ノ者ハ乙種船長免狀但シ海軍兵學校選修科學生教程修了者ニ限リ汽船甲種一等運轉士免狀

（ハ）機關少尉以上ノ者ハ一等機關士免狀若ハ乘船履歷ニ從ヒ發動機船一等機關士免狀又機關長免狀若ハ乘船履歷ニ從ヒ發動機船機關長免狀

（ニ）機關兵曹長又機關特務少尉以上ノ者ハ一等機關士免狀又乘船履歷ニ從ヒ發動機船一等機關士免狀

前號ニ依リ海技免狀ヲ授與セラルル者ハ申請ノ當時海軍武官タル者及離現役十七年未滿ニシテ一等兵曹又一等機關兵曹以下ノ官階ニ在リタル者ニ限ル此場合右ニ該當スルモノナルコトノ證明ハ少尉又機關少尉以上ノ者ニ在リテハ海軍省人事局長、兵曹長及特務大尉以下又機關兵曹長及機關特務大尉以下ノ者ニ在リテハ所屬鎭守府人事部長ノ證明書ニ依ルモノトス

陸軍恤兵部條例

第一條　陸軍恤兵部ハ戰時又事變ニ際シ陸軍大臣必要ニ應シ之ヲ設置ス

第二條　陸軍恤兵部ハ恤兵ニ關スル事務ヲ掌ル

第三條　陸軍恤兵部ニ恤兵監一人部員二人若ハ三人ヲ置ク

恤兵監ハ陸軍佐官、部員ハ陸軍佐尉官同相當官ヨリ之ヲ補ス

恤兵部ニ下士判任文官若干人ヲ置ク

部員ハ必要ニ應シ之ヲ增加スルコトヲ得

第四條　恤兵監ハ陸軍大臣ニ隷シ部中一切ノ事務ヲ總理ス

恤兵監ハ恤兵品ノ輸送ニ關シテハ兵站總監ノ區署ヲ受クヘシ

第五條　恤兵監ニ作戰軍ノ情態ヲ明カニシ各高等司令部野戰衞生長官部兵站官衙其他恤兵ヲ主旨トスル結社團體等ト常ニ相連續シ相互間事情ノ疎通ヲ圖ルヘシ

第六條　部員ハ恤兵監ノ命ヲ受ケ事務ヲ掌ル

第七條　下士判任文官ハ上官ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ從事ス

陸軍順位令

（昭和十二年十月六日）
（軍令陸第六號）

第一條　現役ノ武官（待命、休職又ハ停職ノ武官ヲ除ク以下之ニ同ジ）及應召シタル豫備役、後備役又ハ退役（國民兵役ヲ含ム以下之ニ同ジ）ノ武官ハ上官ノ指揮ヲ承ケ其ノ職務ニ從事ス

第二條　現役ノ武官及應召シタル豫備役、後備役又ハ退役ノ武官ノ順位ハ官等ノ順序ニ依ル

第三條　官等ヲ同ジクスル現役ノ武官ノ順位ハ當該官等ニ於ケル實役停年ノ多キ者ヲ上位トシ實役停年ヲ同ジクスル場合ニ於テハ任命ノ日ノ前後ニ依リ其ノ前後ナキトキハ任命ノ列序ニ依ル

第四條　應召シタル豫備役、後備役又ハ退役ノ武官ノ順位ハ應召ノ日ニ於テ官等ヲ同ジクスル現役ノ武官ノ下位トシ官等ヲ同ジクシテ同日ニ應召シタル豫備役、後備役又ハ退役ノ武官ノ役種ノ區分ニ依ル順位ハ本記載ノ順序ニ依リ其ノ各役種毎ノ順位ハ當該官等ニ於ケル實役停年ノ多キ者ヲ上位トシ實役停年ヲ同ジクシ又ハ實役停年ヲ有セザル場合ニ於テハ任命ノ日ノ前後ニ依リ其ノ前後ナキトキハ任命ノ列序ニ依ル

第五條　應召シタル豫備役、後備役又ハ退役ノ武官ノ順位ハ其ノ應召ノ日又ハ應召中ニ於ケル進級ノ日以後ニ同級ノ官ニ任命セラレタル現役、豫備役、後備役又ハ退役ノ武官及官等ヲ同ジクシテ新ニ應召シタル豫備役、後備役又ハ退役ノ武官ノ上位トス

前條第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第六條　應召シタル豫備役、後備役又ハ退役ノ武官ノ順位ハ前二條ノ規定ニ拘ラズ陸軍大臣ノ取扱フ命課（之ニ準ズルモノヲ含ム）ニ依リ其ノ隷下ニ屬セラレタル同官等ノ現役、豫備役、後備役又ハ退役ノ武官ノ上位トス

第七條　現役ノ武官又ハ應召シタル豫備役、後備役若ハ退役ノ武官ニシテ同時ニ召集又ハ平時部隊ニ於ケル武官ノ勤務ヲ命ゼラレタル者ハ應召ノ日ノ前後ニ拘ラズ同日ニ應召シタル者ト看做シ前項ノ規定ヲ適用ス

第八條　現役ノ武官又ハ應召シタル豫備役、後備役若ハ退役ノ武官ノ轉役後尙引續キ現役ニ任命セラレタル場合ニ於テハ其ノ役ニ服シ又ハ應召スル場合ニ於テハ其ノ位ハ任命ノ列序ニ依ル

第九條　現役ノ見習士官、少尉候補者及應召シタル豫備役又ハ後備役ノ見習士官ニシテ將校ノ勤務ニ服スル者ノ順位ハ准士官ノ上位トス但シ幹部候補生又ハ操縱候補生ノ見習士官ニシテ陸軍補充令第六十二條ノ三又ハ同令第百十六條ノ規定ニ依リ將校ノ勤務ニ服スル者ニ在リテハ此ノ限ニ在ラズ

前項ノ場合現役ノ見習士官、少尉候補者相互ノ順位及現役ノ見習士官又ハ少尉候補者毎ノ順位ハ將校ノ勤務ニ服シタル日ノ前後ニ依リ應召シタル豫備役又ハ後備役ノ見習士官ト現役ノ見習士官又ハ應召シタル豫備役、後備役又ハ退役ノ武官ノ順位ハ其ノ各役種毎ノ順位ニ依リ現役ノ武官ニ次ク

第十條　實役ニ服スル士官候補生（見習士官タル者ヲ除ク）ノ順位ハ相當官等ノ武官ノ上位トス

前項ノ場合階級ヲ同ジクスル士官候補生、幹部候補生（操縱候補生ヲ含ム本條中以下之ニ同ジ）ノ種類ノ區分ニ依ル順位ハ本記載ノ順序ニ依リ士官候補生又ハ幹部候補生毎ノ順位ハ實役ニ服シタル日ノ前後ニ依ル

第十一條　前數條ノ規定ニ依ルノ外官等又ハ階級ヲ同ジクスル者ノ列序又ハ一連ノ列序ヲ附セザル場合ニ於ケル順位ハ必要ニ應ジ部隊長適宜之ヲ定ムルコトヲ得

第十二條　實役又ハ將校ノ勤務ニ服セザル豫備役又ハ後備役ノ武官ノ順位ハ別ニ規定アル場合ヲ除クノ外本令ニ依ル

ル場合教育、演習等ノ必要アルトキハ士官候補生（陸軍補充令第六十二條ノ三又ハ同令第百十六條ノ規定ニ依リ將校ノ勤務ニ服スル幹部候補生又ハ操縱候補生ノ見習士官ヲ含ム）ニ在リテハ相當官等ノ武官ノ上位、下士官タル少尉候補者ニ在リテハ曹長ノ上位トシテ之ヲ取扱フコトヲ得

前項ノ場合士官候補生ハ階級ヲ同ジクスル幹部候補生又ハ操縱候補生ノ上位トシテ之ヲ取扱フコトヲ得

第十三條　本令ニ規定スル實役、實役停年、召集及應召ニ付テハ左ノ各號ノ規定ニ依ル

一　士官候補生ノ實役ト稱スルハ兵役法施行令第六條第二項ニ規定スル現役ノ實役ヲ謂フ

二　實役停年ニハ待命、休職又ハ停職ノ期間ハ之ヲ除キ應召ノ期間ハ之ヲ含ミ兵科部ヲ轉ジタル武官ニ在リテハ其ノ轉ズル前ニ於ケル同級ノ官ノ實役停年ヲ通算ス

現役ノ見習士官、少尉候補者及應召シタル豫備役又ハ後備役ノ見習士官ノ將校ノ勤務ニ服シタル期間及士官候補生（見習士官タル者ヲ除ク）ノ實役ニ服シタル期間ハ當該官等又ハ階級ニ於ケル實役停年ト看做ス但シ幹部候補生又ハ操縱候補生ノ見習士官ノ陸軍補充令第六十二條ノ三又ハ同令第百十六條ノ規定ニ依リ將校ノ勤務ニ服シタル期間ニ在リテハ此ノ限ニ在ラズ

三　召集ニハ勤務演習ノ爲ノ召集ハ之ヲ除キ陸軍補充令第六十二條ノ三ノ規定ニ依ル召集ハ之ヲ含マザルモノトス

四　應召ト稱スルハ豫備役、後備役又ハ退役ノ武官及豫備役又ハ後備役ノ見習士官ノ召集ニ應ジ又ハ平時部隊ニ於テ武官ノ勤務ニ服スルヲ謂フ

附　則

本令施行ノ際現ニ部隊長等ニ於テ順位ヲ定メタル者ニ付テハ當分ノ内本令ニ依ラザルコトヲ得

陸軍豫備馬貸付規則拔萃

第一條　貸付豫備馬ハ貸付ノ際四年四月以上軍用ニ堪ユル見込アルモノヲ以テ之ニ充ツ

第二條　貸付時期ハ毎年秋季演習終了後トシ秋季演習ニ參加セサル部隊ニ在リテハ十一月トス但主任長官ニ於テ特別ノ必要アリト認ムルトキハ此限ニ在ラス

前項但書ノ規定ニ依リ貸付ヲ爲ス場合ニ於テハ主任長官ハ第四條、第五條及第十條ニ規定スル期日ニ付別段ノ定ヲ爲スコトヲ得

第三條　貸付主任長官、管理官並貸付及管理區域ハ別表ニ依ル

第四條　馬ノ貸付ヲ受ケムトスル者（在營下士官兵ヲ除ク）ハ七月末日迄ニ主任長官宛願書ヲ市町村長（朝鮮ハ府尹、郡守、島司、臺灣ハ廳長、郡守、市尹、關東州ハ民政署長、同支署長）ニ差出スヘシ但第十六條ノ證書ヲ付與セラレタル者ニ在リテハ願書ニ其寫ヲ添附スルモノトス

市町村長ハ前項ノ願書ニ奥書證印（公共團體ノ願書ハ之ヲ要セス）ヲ爲シタル後八月末日迄ニ主任長官ニ送付スヘシ

在營下士官兵（借受希望ノ年ニ退營スル者ニ限ル）ニシテ貸付ヲ受ケムトスル者ハ七月末日迄ニ退營後居住セムトスル地ノ主任長官宛願書ヲ所屬部隊長ニ差出スヘシ

部隊長ハ前項ノ願書ニ奥書證印ヲ爲シタル後八月末日迄ニ主任長官ニ送付スヘシ

第七條　主任長官ハ馬ノ在隊當時ノ用役ト貸付後ノ用途トヲ顧慮シ適當ト認ムル者ニ貸付クルモノトス

第八條　主任長官ハ借受人、貸付豫定馬、引渡日時及引渡場所等必要ナル諸件ヲ決定シ貸付豫定馬檢査終了後速ニ貸付馬ノ引渡ヲ爲スヘキ部隊長ニ通牒スヘシ

主任長官ハ前項ノ通牒ヲ爲スト同時ニ前項ノ規定ニ依リ決定シタル諸件ヲ關係市町村長及第四條第三項ノ下士官兵所屬ノ部隊長ニ通知又通牒スヘシ

市町村長前項ノ通知ヲ受ケタルトキハ一週間以内ニ之ヲ借受人ニ通知スヘシ

第四條第三項ノ下士官兵付屬ノ部隊長第二項ノ通牒ヲ受ケタルトキハ直ニ其旨ヲ借受人タル下士官兵ニ達スヘシ

第九條　借受人前條第三項ノ通知ヲ受ケタルトキハ指定ノ日時及場所ニ於テ貸付馬保管部隊長ニ借受人居住地ノ管理官宛ノ借受證ヲ差出シ馬匹名簿寫ト共ニ馬ヲ受領スヘシ

第四條第三項ノ借受人前條第四項ノ達ヲ受ケタルトキ亦前項ニ準ス

指定ノ日時及場所ニ於テ馬ヲ受領セサルトキハ部隊長ハ其貸付ヲ取消スコトヲ得此場合ニ在リテハ順序ヲ經テ之ヲ主任長官ニ通報スヘシ

第十一條　借受人貸付ヲ受ケタルトキハ十日以内ニ第九條ノ規定ニ依リ受領シタル馬匹名簿寫ヲ添ヘ現住地ノ市町村長ニ屆出ツヘシ

市町村長ハ前項ノ屆出ニ依リ貸付豫備馬連名簿ヲ調製保管シ常ニ貸付馬ノ異動ヲ明ニスヘシ

第一項ノ馬匹名簿寫ハ市町村長之ヲ保管スルモノトス

第十二條　馬ノ貸付期間ハ本令中特ニ定ムル場合ヲ除クノ外貸付ノ年ヨリ起算シ六年目ノ三月三十一日迄トス

第十三條　貸付馬ハ之ヲ轉貸シ又擔保ニ供スルコトヲ得ス

貸付馬ハ之ヲ蕃殖ノ用ニ供スルコトヲ得ス

第十四條　借受人ハ其居住地ニ於テ貸付馬ヲ飼養スヘシ貸付馬ハ在隊當時ノ用役ト同様ノ役務ニ使用シ其習慣ヲ保持セシムヘキモノトス借受人管理官ノ管理區域外ニ移轉セムトスルトキハ貸付馬返還ノ屆出ヲ爲シ移轉前ニ貸付馬ヲ返還スヘシ

第十五條　借受人同一管區域内ノ他市町村(朝鮮ハ他府郡島、臺灣ハ他廳郡市、關東州ハ他民政署管轄區域)ニ移轉シタルトキハ十四日以内ニ其旨ヲ新舊居住地ノ市町村長ニ屆出、市町村長ハ之ヲ管理官ニ通知スヘシ

前項ノ屆出ヲ受ケタル舊居住地ノ市町村長ハ該馬匹名簿寫ヲ新居住地ノ市町村長ニ送付スヘシ

第十六條　管理者ハ貸付馬ノ保持良好ナリト認メタルトキハ借受人ニ證書ヲ付與ス

第十七條　管理官ハ戰時又事變ニ際シ貸付馬ノ返還ヲ命スルコトヲ得

前項ノ返還ヲ命スルニハ返還命令ヲ以テス其返還ニ關スル準備及實施ニ關シテハ馬匹徵發事務細則ヲ準用ス、朝鮮臺灣竝關東州ニ在リテハ當該軍司令官前項ニ準シ返還ニ關スル手續ヲ規定スルモノトス

第十七條ノ二　管理官前條ノ規定ニ依リ貸付馬ヲ返還セシメタル後再ヒ之ヲ貸付ケ得ルニ至リタルトキハ舊借受人又其相續人ノ現住地カ舊借受當時ノ徵馬管區内ニ在ル場合ニ限リ之ヲ舊借受人又其相續人ニ對スル貸付クルコトヲ得此場合ニ於テ舊借受人ニ對スル貸付期間經過後ナルトキハ管理官ハ無償ニテ之ヲ舊借受人又其相續人ニ付與スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ貸付ケル場合ノ貸付期限ハ舊借受人ニ對スル貸付期限トス

第十一條、第三十一條ノ規定ハ第一項ノ規定ニ依ル貸付又付與ニ付之ヲ準用ス

第十七條ノ三　第十七條ノ規定ニ依リ返還セシメタル貸付馬ヲ再ヒ貸付ケ得サルトキハ管理官ハ舊借受人又其相續人ノ現住地カ舊借受當時ノ徵馬管區内ニ在ル場合ニ限リ舊借受人又其相續人ニ對シ一回限リ優先ニ他ノ馬ヲ貸付クルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ貸付ヲ受ケントスル者ハ第四條第一項ノ願書ニ第十七條第二項ノ規定ニ依ル返還命令ノ寫ヲ添附スルモノトス

第十八條　管理官及自己ノ師管内ニ他師團ノ徵馬管區ヲ有シ此區域内ニ其所屬部隊ヨリ貸付馬ヲ提供シタル師團長ハ演習ノ爲一年(曆年ニ依ル)ヲ通シ三十日以内其貸付馬ヲ使用スルコトヲ得但管理官ニ非サル師團長ハ豫メ當該管理官ト協議スルモノトス

貸付馬ヲ前項ノ規定ニ依リ使用セムトスルトキハ管理官及第一項ノ師團長ハ差出ノ日時及場所ヲ定メ第八條ニ準シ借受人ニ通知スヘシ借受人ハ指定ノ日

時及場所ニ於テ貸付馬ヲ係官ニ差出スヘシ

借受人第二項ノ規定ニ依ル差出ヲ爲スコト能ハサルトキハ直ニ市町村長ヲ經テ其旨ヲ管理官又第一項ノ師團長ニ屆出ツヘシ

市町村長ハ前項ノ屆書ニ奥書證印(公共團體之ヲ要セス)ヲ爲シ速ニ管理官又第一項ノ師團長ニ送付スヘシ

事故ニ因リ指定ノ日時及場所ニ到著スルコト能ハサルトキハ其旨直接ニ管理官又第一項ノ師團長ニ急報シ事故已ミタルトキハ成ルヘク速ニ牽連シ係官ニ屆出ツヘシ但牽連ルコト能ハサルトキハ急報シタル後前二項ニ準シ屆出ツヘシ

第三項又前項ニ依リ貸付馬ヲ受領シタルトキハ係官ニ於テ受領證ヲ交付シ該馬ヲ返付スルトキ之ヲ返還セシムルモノトス

第十九條　貸付馬ハ前條ノ規定ニ依リ使用中傷痍疾病ニ罹リ又斃斃ニ歸シタルトキハ管理官又前條第一項ノ師團長ハニ罹リタルモノニ在リテ治癒ノ後之ヲ引渡シ斃斃ニ歸シタルモノニ在リテハ屆書ニ獸醫ノ檢案書又診斷書ヲ添附スルヲ要ス

第二十條　管理官ハ貸付期間中少クモ一回貸付馬ノ檢查ヲ施行シ其狀況ヲ檢查終了後一月以内ニ陸軍大臣ニ報告スヘシ

前項ノ檢查ハ地方馬檢查及調查規則ヲ準用シ地方馬檢查ト同時ニ又其他ノ機會ヲ利用シ行フモノトス

第二十一條　管理官ハ借受人ニシテ貸付馬ノ飼養管理ヲ怠リタルトキ又本令若ハ本令ニ基キ發スル命令ニ違反シタルモノト認メタルトキハ貸付ヲ取消スコトヲ得

第二十二條　第十九條又前條ノ場合ニ於テ借受人ハ之ニ因リテ生シタル損害ノ賠償ヲ請求スルコトヲ得ス

第二十三條　貸付馬左ノ各號一ニ該當シタルトキハ借受人ハ直ニ其原因狀況及之ニ對シ施シタル處置ヲ具シ市町村長ヲ經テ管理官ニ屆出ツヘシ但第三號又第五號ノ場合ニ在リテハ屆書ニ獸醫ノ檢案書又診斷書ヲ添附スルヲ要ス

一　所在不明ト爲リ三十日ヲ經過シタルトキ

二　前號ニ該當シ屆出後所在判明シタルトキ

三　斃死シ又家畜傳染病豫防法ニ依リ殺シタル時

四　妊娠シ又仔馬ヲ産出シタルトキ

五　使役ニ堪ヘサルニ至リタルトキ

前項第三號ノ場合ニ在リテハ市町村長ハ借受人ヲシテ屍體ヲ處分セシメ其旨ヲ管理官ニ報告スヘシ

前項ニ依ル處分ノ爲生シタル所得ハ管理官ノ指示ニ依リ國庫ニ納付セシムルモノトス

第二十五條　管理官ハ借受人ノ故意又重大ナル過失ニ因リ貸付馬ニ事故ヲ生シタルトキハ其事故ニ因ル損害ヲ賠償セシムヘシ但賠償金額ハ第六條ノ評價ヲ超過スルコトヲ得ス

第二十六條　借受人死亡シタルトキハ死亡届出義務者ハ速ニ市町村長ヲ經テ管理官ニ貸付馬返還ノ届出ヲ爲スヘシ但其家族ニシテ引續キ貸付ヲ受ケムトスルトキハ第四條ニ準シ管理官ニ願出ツルコトヲ得

前項但書ノ願出アリタルトキハ管理官ハ家族ニ貸付クルコトヲ得此場合ニ在リテハ前借受人ノ借受ケタル期間ヲ通算シ第十二條ノ規定ニ依リ其貸付期間ヲ定ムルモノトス

借受人已ムヲ得サル事情ニ因リ貸付馬ヲ飼養スルコト能ハサルニ至リタルトキハ第一項ニ準シ返還ノ手續ヲ爲スヘシ

第二十八條　本令ニ定ムルモノノ外他ノ法令ニ依リ馬匹ヲ飼養スル爲生スル一切ノ業務ハ借受人ニ於テ之ヲ負擔スヘキモノトス

第二十九條　貸付馬ノ借受飼養管理第二十條ニ依ル受檢竝第十四條、第二十一條、第二十六條、第二十七條第三項ニ依ル返還等ニ要スル一切ノ費用ハ借受人ノ負擔トス

第三十條　第十八條ノ規定ニ依リ貸付馬ヲ使用シ又之ヲ返付スル場合ニ於テ其差出場所及返付場所カ借受人ノ住所タル市町村外ナルトキハ左ノ諸費ヲ給ス

一　馬ノ輸送諸費ハ一頭一日一圓以内トシ第十八條第一項ノ管理官及師團長ノ定ムル所ニ依ル

二　口付人往復ノ旅費ハ陸路四粁以上四十八粁（鐵道ハ六粁水路ハ二海里ヲ以テ陸路一粁ニ換算ス）迄ヲ一日行程トシ一人一日一圓（二十四粁未滿ノモノハ半額）トシ鐵道及水路ニ在リテハ外ニ汽車賃及船賃ノ實費ヲ

軍馬貸付願

一、馬何頭　用途何用何頭

右陸軍豫備馬貸付規則ニ依リ貸付御許可相成度此段奉願候也

年　月　日

現住地　府縣　郡市　町村　番地

族稱　職業

氏　名㊞

生年月日

主任長官宛

前記ノ者ハ當市(町村)内ニ於テ何業ニ從事シ身元確實ノ者ニ相違無之候也

何市(町村)長

氏　名㊞

(前記ノ者借受人トシテ適當ナルコトヲ承認ス)

職官　氏　名㊞

注意　貸付馬ノ用途ハ可成詳細ニ記入スヘシ

給ス

第三十一條　貸付馬ハ第十二條ノ規定ニ依ル貸付期間ヲ經過シタルトキハ無償ニテ借受人ニ付與ス此場合ニ在リテハ市町村長ハ要スレハ當該馬匹名簿寫ヲ借受人ニ交付スルモノトス

貸付主任長官管理官竝貸付及管理區域一覽表

貸付主任長官	貸付部隊	管理官	管理區域
近衞師團長	近衞師團貸付部隊	近衞師團徵馬管區司令官	近衞師團徵馬管區ノ徵發地域ニ關スル事務ヲ除ク外徵馬サルル馬匹ニ關スル規則ヲ施行セラルヘキ區域
	陸軍省、軍馬補充部本部		
	陸軍士官學校、陸軍工兵學校		
第一師團長	第一師團貸付部	第一師管區徵馬管區司令官	近衞師團徵馬管區ノ區域ヲ除ク
	教育統監部		
	陸軍歩兵學校、陸軍砲工學校		
第十四師團長	第十四師管内貸付部隊	第十四師管區徵馬管區司令官	第十四師團徵馬管區ノ區域
	參謀本部		
	陸軍大學校		
第三師團長	第三師管内貸付部隊	第三師管區徵馬管區司令官	第三師團徵馬管區ノ區域
	陸軍重砲兵學校		
所在地所管師團長	第二、第四乃至第十二、第十六師管内貸付部隊	當該師管徵馬管區所管師團長	當該師管ノ區域
朝鮮軍司令官	朝鮮ニ在ル貸付部隊	朝鮮軍司令官	朝鮮
臺灣軍司令官	臺灣ニ在ル貸付部隊	臺灣軍司令官	臺灣
關東軍司令官	滿洲ニ在ル貸付部隊	關東軍司令官	關東州及滿洲

滿洲駐劄部隊ヲ除ク

管理官貸付馬ヲ付與セムトスルトキハ借受證ニ付與年月日ヲ記入シ證印ノ後第八條ニ規定スル順序ヲ經テ借受人ニ返付スルモノトス

第三十二條　本令中市又市長ニ關スル規定ハ東京市、京都市、大阪市、名古屋市、横濱市、及神戸市ニ在リテハ區又區長ニ、町村又町村長ニ關スル規定ハ町村又町村長ニ準スヘキモノニ之ヲ適用ス

陸戰ノ法規慣例ニ關スル規則抄

（明治四五、一、一三條約第四號附屬書）

第二十三條　特別ノ條約ヲ以テ定メタル禁止ノ外特ニ禁止スルモノ左ノ如シ

イ　毒又ハ毒ヲ施シタル兵器ヲ使用スルコト

ロ　敵國又ハ敵軍ニ屬スル者ヲ背信ノ行爲ヲ以テ殺傷スルコト

ハ　兵器ヲ捨テ又ハ自衞ノ手段盡キテ降ヲ乞ヘル敵ヲ殺傷スルコト

ニ　助命セザルコトヲ宣言スルコト

ホ　不必要ノ苦痛ヲ與フベキ兵器、投射物其他ノ物質ヲ使用スルコト

ヘ　軍使旗、國旗、其他ノ軍用ノ標章、敵ノ制服又ハ「ジエネヴア」條約ノ特殊徽章ヲ濫ニ使用スルコト

ト、戰爭ノ必要上萬已ムヲ得サル場合ヲ除クノ外敵ノ財產ヲ破壞シ又ハ押收スルコト

チ　對手當事國民ノ權利及訴權ノ消滅、停止又ハ裁判上不受理ヲ宣言スルコト

第二十五條　防守セザル都市、村落、住宅又ハ建物ハ如何ナル手段ニ依ルモ之ヲ攻擊又ハ砲擊スルコトヲ得ズ

第二十七條　攻圍及砲擊ヲ爲スニ當リテハ宗教、技藝、學術及慈善ノ用ニ供セラルル建物、歷史上ノ紀念建造物、病院竝病者及傷者ノ收容所ハ同時ニ軍事上ノ目的ニ使用セラレザル限リ之ヲシテ成ルベク損害ヲ免レシムル爲必要ナル一切ノ手段ヲ執ルベキモノトス

敵ノ一方ノ命ヲ帶ビ他ノ一方ト交涉スル爲白旗ヲ揭ゲテ來ル者ハ之ヲ軍使竝之ニ隨從スル喇叭手、皷手、旗手及通譯ハ不可侵權ヲ有ス

第三十三條　軍使ヲ差向ケラレタル部隊長ハ必シモ之ヲ受クルノ義務ナキモノトス

部隊長ハ軍使ガ軍情ヲ探知スル爲其ノ使命ヲ利用スルヲ防グニ必要ナル一切ノ手段ヲ執ルコト得

濫用アリタル場合ニ於テハ部隊長ハ一時軍使ヲ抑留スルコトヲ得

第四十二條　一地方ニシテ事實上敵軍ノ權力內ニ歸シタルトキハ占領セラレタルモノトス

占領ハ右權力ヲ樹立シタル且之ヲ行使シ得ル地域ヲ以テ限トス

第四十三條　國ノ權力ガ事實上占領者ノ手ニ移リタル上ハ占領者ハ絕對的ノ支障ナキ限占領地ノ現行法律ヲ尊重シテ成ルベク公共ノ秩序及生活ヲ回復確保スル爲施シ得ベキ一切ノ手段ヲ盡スベシ

第四十七條　掠奪ハ之ヲ嚴禁ス

赤十字條約抄

（明治一九、一一、一六勅令）

第一條　戰地假病院及陸軍病院ハ局外中立ト見做シ患者若ハ負傷者ノ該病院ニ在院ノ間ハ交戰者之ヲ保護シテ侵スコト勿ルヘシ但戰地假病院及陸軍病院ハ兵力ヲ以テ之ヲ守ル時ハ其局外中立タル資格ヲ失フモノトス

第二條　戰地假病院及陸軍病院ニ於テ任用スル人員卽チ監督員醫員事務員負傷者運搬員竝ニ說敎者ハ各其ノ本務ニ從事シ且ツ負傷者ノ入院スヘク若クハ救助スヘキ者アル間ハ局外中立ノ利益ヲ享有スルモノトス

第三條　前條ニ揭ケタル各員ノ從事スル戰地假病院若クハ陸軍病院ハ敵軍ノ占領ニ係ルト雖モ各員ハ依然其ノ本務ヲ行フコトヲ得ヘク若クハ其ノ屬スル隊ニ再ヒ加ハル爲メ退去スルコトヲ得ヘシ

前項ノ場合ニ於テ各員其職ヲ罷ル時ハ占領軍隊ヨリ敵軍ノ前哨ニ之ヲ送致スヘシ

第四條　陸軍病院ノ器具什物等ハ交戰條規ニ從テ處置スヘキモノナリ故ニ該病院附屬ノ各員ハ其退去ノ際各自ノ私有品ヲ除クノ外爾餘ノ物品ヲ攜帶スルコトヲ得ス但戰地病院ハ前項ノ場合ニ於テモ其器具什物等ヲ保有スルコトヲ得

第五條　負傷者ヲ救助スル土地ノ住民ハ侵スコトヲ得ス且ツ之ヲシテ其目的ヲ得セシメサルヘカラス

交戰國ノ將官ハ住民ニ慈善ノ擧ヲ慫慂シ且ツ慈善ノ擧ニ依テ局外中立タルノ資格ヲ有スルコトヲ得ヘキ旨ヲ豫告スルノ責アルモノトス

家屋內ニ負傷者ヲ接受シ之ヲ看護スル時ハ其家屋ヲ侵スコトヲ得ス又自己ノ家屋ニ負傷者ヲ接受スル者ハ戰時課稅ノ一部ヲ免レ且ツ其家屋ヲ軍隊ノ宿舍ニ供用スルコトヲ免カルヘシ

第六條　負傷シ又ハ疾病ニ罹リタル軍人ハ何國ノ屬籍タルヲ論セス之ヲ接受シ看護スヘシ司令長官ハ戰鬪中ニ負傷シタル兵士ヲ速ニ敵軍ノ前哨ニ送致スルコトヲ得但右ハ其ノ時ノ狀勢ニ於テ之ヲ送致スルコトヲ得ヘク且ツ兩軍ノ協議ヲ經タル場合ニ限ルモノトス

治療後兵役ニ堪ヘスト認メタル者ハ其本國ニ送還スヘシ

患者負傷者退去スル時ハ其之ヲ率フル人員ト共ニ完全ナル局外中立ノ取扱ヲ受クヘシ

第七條　陸軍病院、戰時假病院竝患者負傷者ノ標章トシテ特定一樣ノ旗章ヲ用ヒ且ツ其傍ニ必ス國旗ヲ揭クヘシ

局外中立タル人員ノ爲ニ贅章ヲ送付スルコトヲ許ス但其ノ交付方ハ陸軍官衙ニ於テ之ヲ司トルヘシ旗及贅章ハ白地ニ赤十字形ヲ畫ケルモノタルヘシ

第八條　此ノ條約ノ實施ニ關スル細目ハ交戰軍ノ司令長官ニ於テ其ノ本國政府ノ訓令ニ從ヒ且ツ此ノ條約ニ明示シタル綱領ニ準據シテ之ヲ規定スヘシ

美容一般
御婚禮御仕度

軍人會館美容室

区中花子

山一證券株式會社

資本金　壹千萬圓（全額拂込濟）

證券投資及事業資金仲介に關する一般業務

本社　東京市日本橋區兜町一丁目
京橋營業所　同　京橋區第一相互館一階

本社電話茅場町（66）
自三一四番
至三一五番
京橋三三二九番

取締役社長　太田收

支店及出張所
派出所

大阪支店　大阪市東區高麗橋二丁目二七
名古屋支店　名古屋市中區榮町三丁目三
岡山支店　岡山市內山下三〇
新潟支店　新潟市上大川前通八番町
濱松支店　濱松市鍛冶町二三六
京都支店　京都市下京區四條通り高倉角
福岡支店　福岡市下土居町三博多ビル二一
京城支店　京城府黃金町二丁目一九八
廣島支店　廣島市紙屋町四二
札幌支店　札幌市西大通三丁目五
神戸出張所　神戸市神戸區榮町二丁目
橫濱派出所　橫濱市中區本町二丁目住友ビル三七

三井鑛山株式會社

取締役會長　尾形次郎

東京市日本橋區室町二丁目一番地

電話日本橋(24)　自二三三一番　至二三三九番

實際に役に立つ

人命に關するもの故是非完全な防毒具を

陸軍指導の下、我國民間唯一の防毒具研究製造專門會社

陸軍科學研究所型式御認可

特許　第九一九二七號　團用壹號（隔離式）「最適品」

實用新案　第二二一〇二四號

第一七〇五一四號

第二一五一一五號

十二年型 市民用防毒面

其他工場鑛山船舶

火災用各種防毒面

防毒服

其他防毒具一式

恐るべき不完全品の危害

㈠毒瓦斯がもれる

㈡充分瓦斯を濾過し得ぬ

㈢呼吸が苦しい

㈣壽命が短い

㈤眼鏡が曇る

㈥視界が狹くて危い

㈦吐いた呼吸を又吸ふ

㈧防水が不完全

㈨冠り憎く氣持が惡い

㈩結局役立たぬ

◁日本化工民間部繼承

昭和化工株式會社

東京市王子區袋町一丁目一一三八

電話　大塚(86)　四六〇七番　五二二九番

赤羽　四二二二番　二四九六番

主力艦

新裝なれる帝國軍艦金剛（二九・三三〇噸）

獨逸袖珍戰艦アドミラル・グラフ・シュペー
（一〇・〇〇〇噸）

廣告

キリンビール

最古の歴史
最新の設備
最上の品質

清涼飲料
キリンレモン
キリンスタウト

麒麟麥酒株式會社

甲級巡洋艦

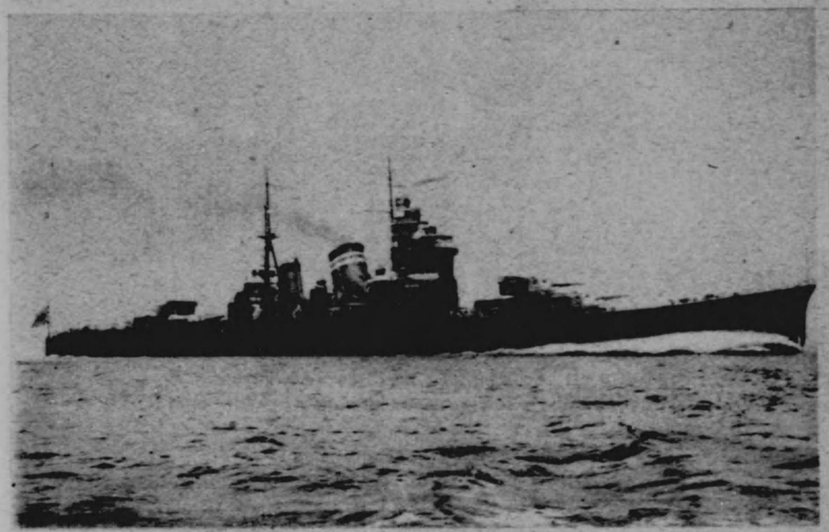

帝國軍艦足柄級（一〇・〇〇〇噸）

最新巡洋艦

最上級（八・五〇〇噸三三節）

大型驅逐艦

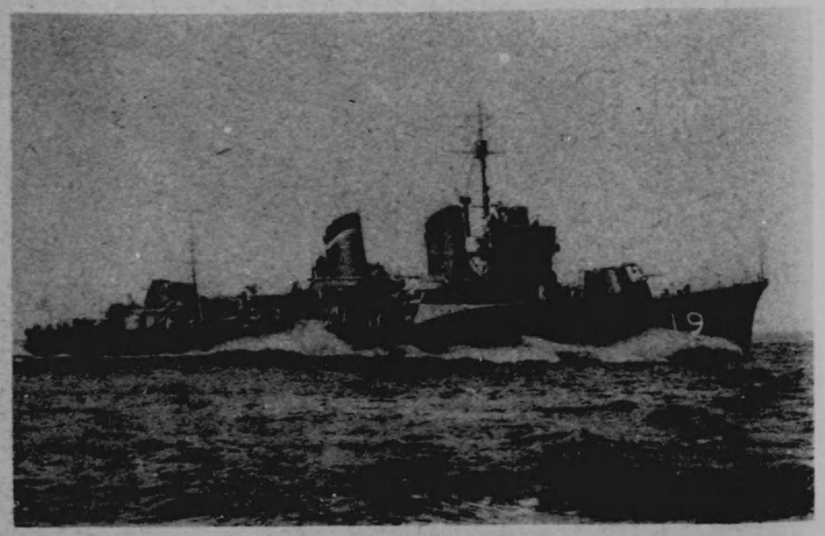

敷波級（一・七〇〇噸三四節）

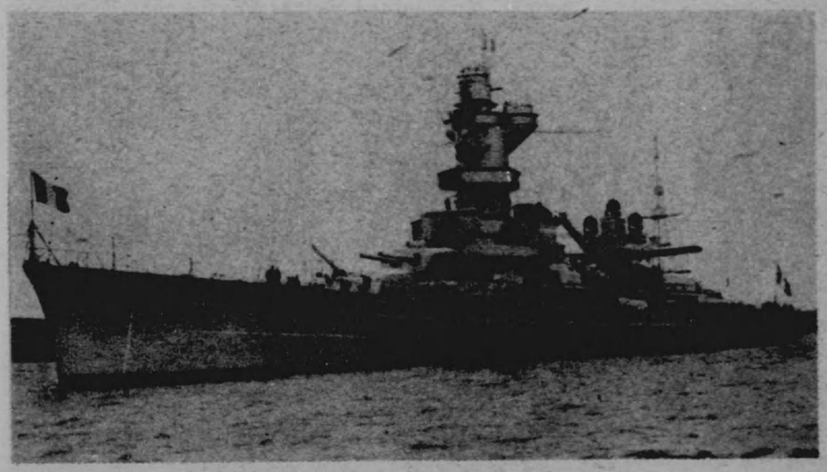

佛國軍艦ア ル チ エ リ ー（一〇・〇〇〇噸）

最新航空母艦

帝國軍艦龍驤（七・一〇〇噸）

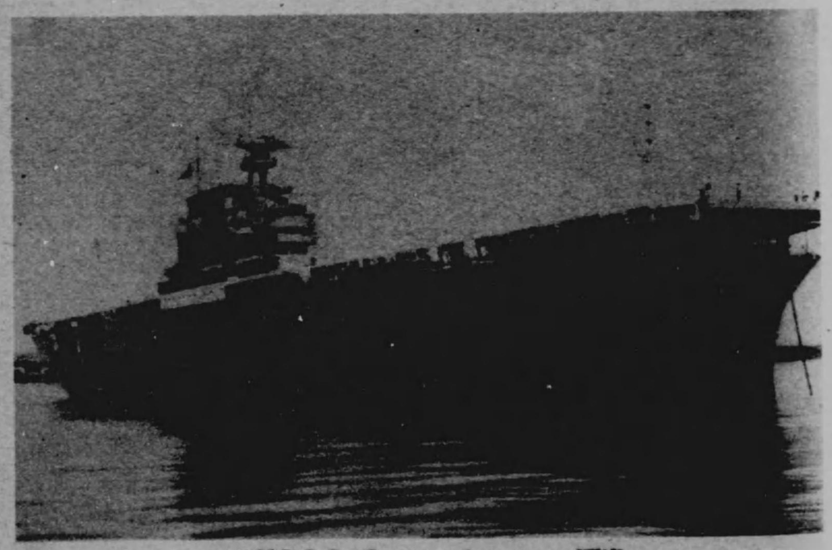

米國ヨークタウン（二〇・〇〇〇噸）

最新潜水母艦

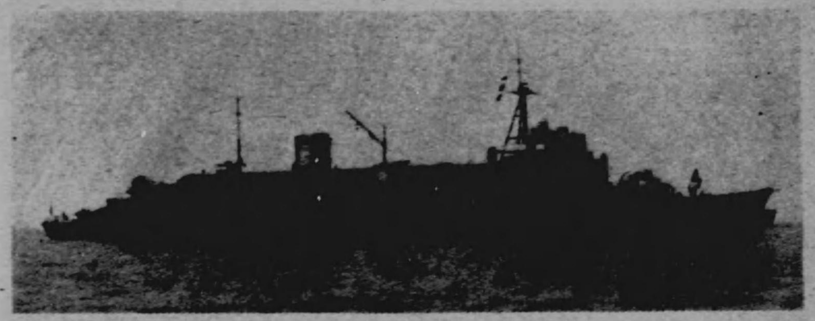

大鯨（一〇・〇〇〇噸二〇節）

最新水雷艇

鵲（五九五噸二八節）

英國航空母艦フューリアス

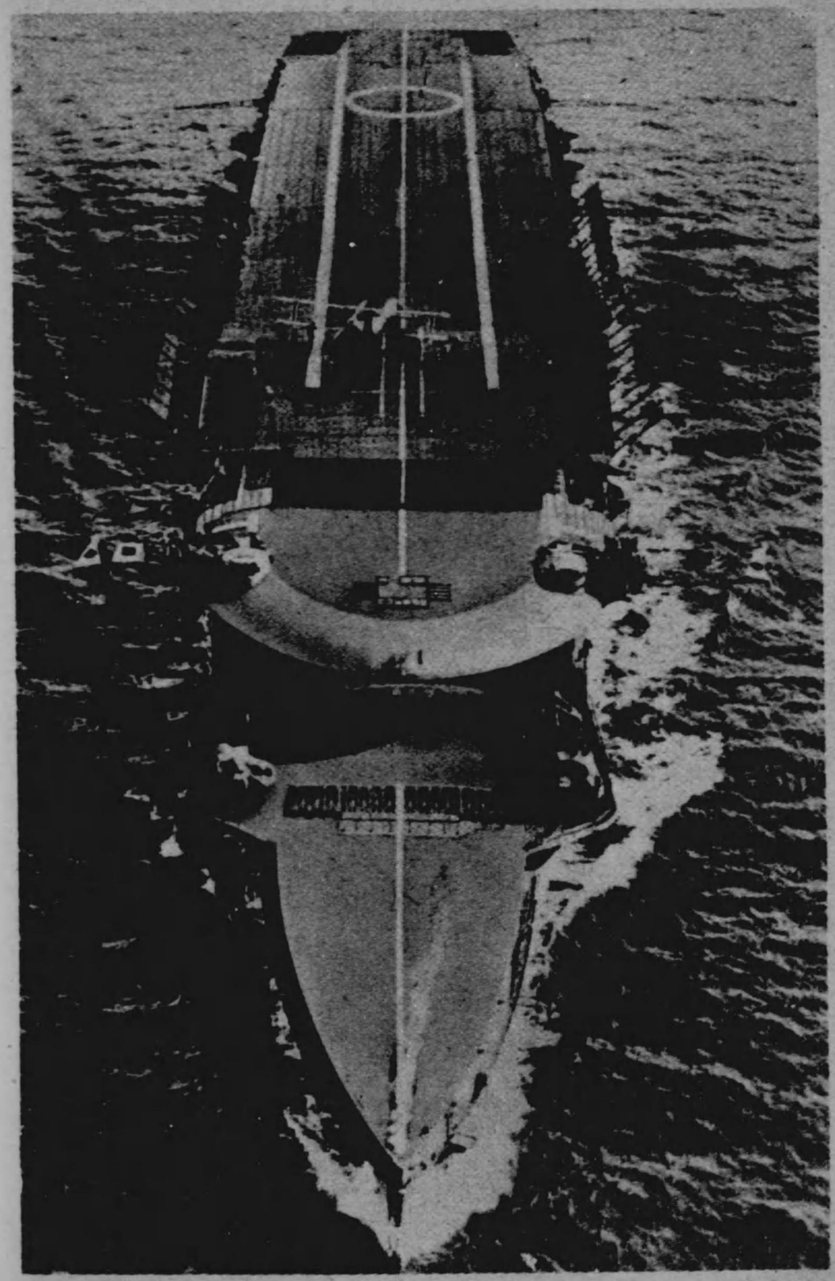

煙幕展開

最大の社礎

古の歴史

コドモの保險 ｛徴兵保險 教育結婚保險

軍人の保險 ｛戦友共濟保險 護國養老保險

眞面目な外務社員招聘

（在郷軍人特に優遇）

東京・銀座

躍進！第一徴兵

魚雷演習

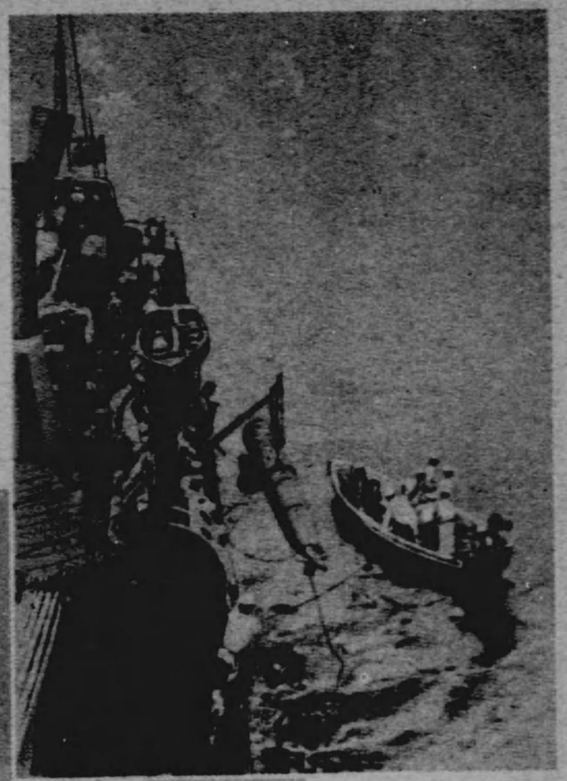

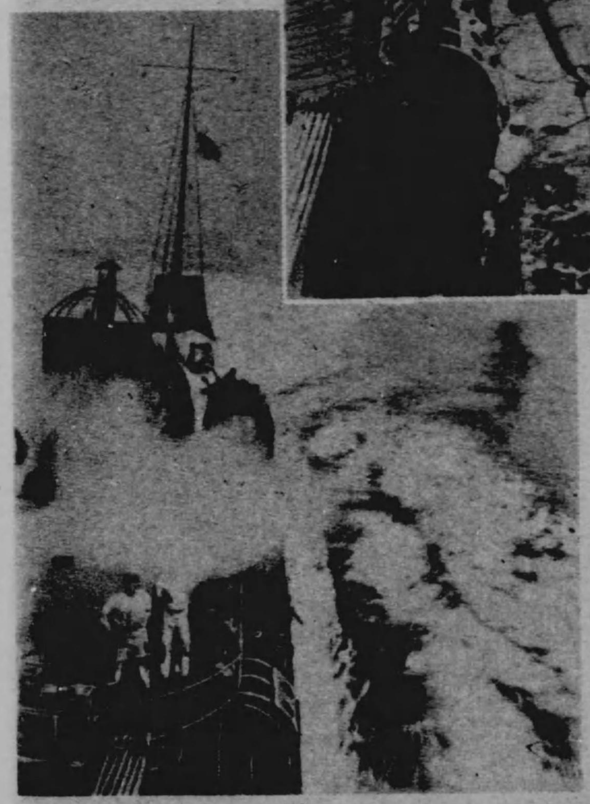

東京市神田區駿河臺三丁目
電話神田 代表番號 長一一七〇番 自一一七一番 至一一七九番
倉庫專用 神田二二九番
私書函 神田局第二十六號
博
株式會社 博進社洋紙店
支店
大阪市東區瓦町二丁目
神戸市神戸區榮町通六丁目
名古屋市東區宮町一丁目
福岡市博多行町

兵役關係事項

帝國兵役法の根本精神

帝國兵役制度の精神は、我が特有の國體、建國の本義、國民の崇高なる道義心に基き、國家の保護、皇獻扶翼の名譽及責任は全國民の負擔なりとの理念に基き制定せられてゐる。

一　闔國一致、國民皆兵の主義に立脚せることは憲法第二十條に「日本臣民ハ法律ノ定ムル所ニ從ヒ兵役ノ義務ヲ有ス」と規定せられてあるのみならず、兵役法に於て戸籍法の適用を受くる年齡十七年より四十年迄の男子（內地又は樺太に本籍を有する）は特定の者を除くの外悉く何れかの兵役に服することを規定してあるのを見ても明かである。

二　兵役は國民の最高且榮譽の義務たると同時に、忠良なる臣民の享有する權利であつて、兵役に堪へない不具廢疾者及六年以上の懲役又は禁錮の刑に處せられた者は其の權利でない。

三　國民負擔の輕減生產の增加は素より顧慮する所であるが、精兵主義を以て根本方針としてゐる。

四　兵役義務負擔の公平を圖る爲地域的公平主義を採用してある。

五　國民資質の向上を圖る爲文敎及社會政策等の國家の重要政策との關係を適切に顧慮してある。

六　帝國兵役法は必任義務の徵兵制を主體として義務的志願兵制を併用してゐる。

兵役法

第一章　總則

第一條　帝國臣民タル男子ハ本法ノ定ムル所ニ依リ兵役ニ服ス

第二條　兵役ハ之ヲ常備兵役、後備兵役、補充兵役及國民兵役ニ分ツ

常備兵役ハ之ヲ現役及豫備役ニ補充兵役ハ之ヲ第一補充兵役及第二補充兵役ニ國民兵役ハ之ヲ第一國民兵役及第二國民兵役ニ分ツ

第三條　志願ニ依リ兵籍ニ編入セラルル者ノ兵役ニ關シテハ勅令ノ定ムル所ニ依ル

第四條　六年ノ懲役又ハ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル者ハ兵役ニ服スルコトヲ得ス

第二章　服役

第五條　現役ハ陸軍ニ在リテハ二年、海

軍ニ在リテハ三年トシ現役兵トシテ徵集セラレタル者之ニ服ス

現役兵ハ現役中之ヲ在營セシム

第六條　豫備役ハ陸軍ニ在リテハ五年四月、海軍ニ在リテハ四年トシ現役ヲ終リタル者之ニ服ス

第七條　後備兵役ハ陸軍ニ在リテハ十年海軍ニ在リテハ五年トシ常備兵役ヲ終リタル者之ニ服ス

第八條　第一補充兵役ハ陸軍ニ在リテハ十二年四月、海軍ニ在リテハ一年トシ現役ニ適スル者ニシテ其年所要ノ現役兵員ニ超過スル者ノ中所要ノ人員之ニ服ス

第二補充兵役ハ十二年四月トシ現役ニ適スル者ノ中現役又ハ第一補充兵役ニ徵集セラレサル者及海軍ノ第一補充兵役ヲ終リタル者之ニ服ス但シ海軍ノ第一補充兵役ヲ終リタル者ニ在リテハ十一年四月トス

第九條　第一國民兵役ハ後備兵役ヲ終リタル者及軍隊ニ於テ教育ヲ受ケタル補充兵ニシテ補充兵役ヲ終リタル者之ニ服ス

第二國民兵役ハ戶籍法ノ適用ヲ受クル者ニシテ常備兵役、後備兵役、補充兵役及第一國民兵役ニ在ラサル年齡十七年ヨリ四十年迄ノ者之ニ服ス

第十條　年齡二十五年迄ニ師範學校ヲ卒業シタル者（小學校ノ教職ニ就クノ資格ヲ失ヒタル者ヲ除ク）ノ現役ハ第五條ノ規定ニ拘ラス五月トス但シ師範學校ノ教練ヲ終了セサル者ニ在リテハ七月トス

前項ノ規定ニ依リ現役ニ服スル者ハ現役中之ヲ短期現役兵ト稱ス

短期現役兵其ノ現役ヲ終リタルトキハ直ニ第一國民兵役ニ服ス

第十一條　現役兵ニシテ青年學校ノ課程又ハ之ト同等以上ト認ムル課程ヲ修メタル者ノ在營期間ハ六月以內之ヲ短縮スルコトヲ得

前項ニ規定スル課程ノ修得ノ程度、認定及在營期間短縮ニ關スル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第十二條　現役兵ニシテ前條ノ規定ノ適用ヲ受ケサル者ノ在營期間ハ軍事上妨ケナキトキニ限リ勅令ノ定ムル所ニ依リ六十日以內之ヲ短縮スルコトヲ得

第十三條　現役兵ニシテ一年六月以內ニ於テ教育ヲ終了シ得ル兵種ニ屬スル者ノ在營期間ハ前二條ノ規定ニ拘ラス勅令ノ定ムル處ニ依リ之ヲ短縮スルコトヲ得

第十四條　現役兵ニシテ在營中左ノ各號ノ一ニ該當スル者ノ在營期間ハ之ヲ短縮スルコトヲ得

一、品行方正學術勤務ノ成績優秀ナル者

二、定員ニ對シ過剩ト爲リタル者

第十五條　前四條ノ規定ハ短期現役兵ニ之ヲ適用セス

第十六條　第十一條乃至第十四條ノ規定ニ依リ在營期間ヲ短縮スル場合ニ於テハ現役期間內ニ未入營期間又ハ歸休期間ヲ置ク

第十七條　現役又ハ補充兵役ハ現役兵又ハ補充兵トシテ徵集シタル年ノ十二月一日ヨリ起算ス

短期現役兵ノ現役ハ入營ノ月ノ一日ヨリ之ヲ起算ス

戰時又ハ事變ノ際其ノ他必要アル場合ニ於テハ前二項ニ規定スル起算ノ日ヲ變更スルコトヲ得

第十八條　第五條乃至第八條第九條第一項及第十條ニ規定スル服役ハ其ノ期間ニ拘ラス年齡四十年ヲ以テ限リトス、

第十九條　左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ服役ノ期間ヲ延長スルコトヲ得

一　戰時又ハ事變ニ際スルトキ

二　出師ノ準備又ハ守備若ハ警備ノ爲必要アルトキ

三　航海中又ハ外國ニ於テ勤務中ナルトキ

四　重要ナル演習又ハ特別ニ觀兵ノ擧アルトキ

五　天災其ノ他避クヘカラサル事故ニ因リ已ムヲ得サルトキ

前項ノ規定ニ依リ延長シタル期間ハ次ニ服スヘキ兵役ノ期間ニ之ヲ通算ス

第二十條　在營中本人ニ依ルニ非サレハ家族（戶主ヲ含ミ本人ト世帶ヲ同シクスル者ニ限ル）カ生活ヲ爲スコト能ハサルニ至リタルトキハ現役ヲ免除ス但シ故意ニ其ノ事故ヲ作爲シタルトキハ此ノ限ニ在ラス

第二十一條　現役兵、豫備兵、後備兵若ハ補充兵ニシテ疾病其ノ他身體若ハ精神ノ異常ニ因リ當該兵役ニ服シ難キ者又ハ現役兵ニシテ前條ノ規定ニ依リ現役ヲ免除セラレタル者ハ之ヲ他ノ兵役ニ轉セシム但シ疾病其ノ他身體又ハ精神ノ異常ニ因リ兵役ニ堪ヘサル者ニ對シテハ兵役ヲ免除ス

前項ノ規定ニ依リ轉役スル者ノ服スヘキ兵役及服役期間ノ計算ニ關シテハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第二十二條　現役兵ニシテ入營前又ハ入營後六年未滿ノ徵役又ハ禁錮ノ刑ニ處セラレタル者ノ在營中刑ノ執行ヲ受ケタル日數及在營中逃亡シタル者ノ逃亡中ノ日數ハ之ヲ現役期間ニ算入セス

第三章　徵集

第二十三條　戶籍法ノ適用ヲ受クル者ニシテ前年十二月一日ヨリ其ノ年十一月三十日迄ノ間ニ於テ年齡二十年ニ達スル者ハ本法中別段ノ規定アルモノヲ除クノ外徵兵檢查ヲ受クルコトヲ要ス

前項ニ規定スル年齡ハ之ヲ徵兵適齡ト

稱ス

第二十四條　戸主ハ其ノ家族中毎年十二月一日ヨリ同月三十一日迄ノ間ニ年齡二十年ト爲ル者アルトキハ其ノ年十一月中ニ、一月一日ヨリ十一月三十日迄ノ間ニ年齡二十年ト爲ル者アルトキハ其ノ前年十一月中ニ本籍ノ市町村ニ屆出ツヘシ戸主年齡二十年ト爲ルトキ亦同シ但シ命令ヲ以テ定ムル者ニ付テハ此限ニ在ラス

第二十五條　兵員ヲ徵集スル爲徵兵區ヲ設ク

徵兵區ハ之ヲ徵募區ニ分ツ

徵兵區ノ種類及區域竝ニ徵募區ノ區域ニ關シテハ勅令ノ定ムル所ニ依ル

第二十六條　現役兵及第一補充兵ノ員數ハ之ヲ徵兵區ニ配賦シ更ニ之ヲ徵募區ニ配賦ス

前項ニ規定スル配賦ハ徵兵區又ハ徵募區ニ本籍ヲ有シ徵兵檢查ヲ受クヘキ者ノ見込數ヲ基準トシテ之ヲ行フ

第二十七條　前條ノ規定ニ依リ配賦シタル兵員ハ當該徵兵區ニ本籍ヲ有スル者ヨリ之ヲ徵集ス

第二十八條　徵兵區又ハ徵募區配賦シタル兵員ヲ當該徵兵區ニ又ハ徵募區ニ於テ充足シ難キトキハ其ノ不足員數ヲ他ノ徵兵區又ハ徵募區ニ配賦シ徵集スルコトヲ得

第二十九條　徵兵檢查ハ徵兵檢查ヲ受クヘキ者ノ本籍所在ノ徵募區ニ於テ之ヲ行フ但シ身體檢查ニ限リ本籍所在ノ徵募區以外ノ地ニ於テ行フコトヲ得

第三十條　徵兵檢查ヲ受クヘキ者徵兵檢查ヲ受クヘキ年ニ於テ之ヲ受ケサルトキハ次年ニ於テ徵兵檢查ヲ行フ

第三十一條　身體檢查ヲ受ケタル者ニシテ現役兵又ハ第一補充兵トシテ徵集セラルヘキ者ハ他ノ徵募區ニ轉屬スルモ之ヲ舊屬前ノ徵募區ノ配屬人員ニ充テ徵集ス

第三十二條　身體檢查ヲ受ケタル者ハ左ノ如ク之ヲ區分ス

一　現役ニ適スル者

二　國民兵役ニ適スルモ現役ニ適セサル者

三　兵役ニ適セサル者

四　兵役ノ採否ヲ判定シ難キ者

前項ニ規定スル區分ノ標準ハ勅令ノ定ムル所ニ依ル

第三十三條　現役ニ適スル者ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ體格等位ノ優劣ニ從ヒ各徵募區ノ配賦人員ニ應シ現役兵、第一補充兵ノ順序ニ之ヲ徵集ス此ノ場合ニ於テ體格等位同一ナル者ハ本法中別段ノ規定アルモノヲ除クノ外兵種毎ニ抽籤ノ法ニ依リ徵集順序ヲ定ム

前項ノ規定ニ依リ徵集スヘキ者ノ屬スル兵種ハ各徵募區ノ配賦人員ニ應シ其ノ身材、藝能及職業ニ依リ之ヲ定ム

現役ニ適スル者ニシテ現役兵又ハ第一補充兵ニ徵集セサル者ハ之ヲ第二補充兵ニ徵集ス

現役兵トシテ徵集セラルヘキ者ニシテ其ノ屬スル兵種定マリタル者ハ本人ノ願ニ依リ第一項ニ規定スル抽籤ニ加フルコトナク現役兵ニ之ヲ徵集スルコトヲ得

第三十四條　國民兵役ニ適スルモ現役ニ適セサル者ハ之ヲ徵集セス

第三十五條　兵役ニ適セサル者ハ兵役ヲ免除ス

第三十六條　兵役ノ採否ヲ判定シ難キ者ニ付テハ徵集ヲ延期シ爾後採否ヲ決定シ得ルニ至ル迄毎年徵兵檢查ヲ行フ

第三十七條　徵兵檢查ヲ受クヘキ勅令ノ定ムル所ニ依リ兵役ニ適セスト認ムル疾病其ノ他身體又ハ精神ノ異常ノ者ナルトキハ其ノ事實ヲ證明スヘキ書類ニ基キ身體檢查ヲ行フコトナク兵役ヲ免除スルコトヲ得

第三十八條　短期現役兵タル資格ヲ有スル者ニシテ現役ニ適スル者ハ第三十三條ノ規定ニ拘ラス之ヲ短期現役兵ニ徵集ス

第三十九條　徵兵檢查ヲ受ケタル者現役兵トシテ徵集セラルルニ因リ家族（戸主ヲ含ミ本人ト世帶ヲ同シクスル者ニ限ル）カ生活ヲ爲スコト能ハサルニ至ルヘキ確證アル場合ニ於テハ二年間徵集ヲ延期ス但シ故意ニ其事故ヲ作爲シタル時ハ此限ニアラス

前項ノ規定ニ依リ徵集ヲ延期セラレタル者其延期期間内ニ於テ其事由止ム時ハ事由止ム年又ハ其翌年ニ於テ徵兵檢查ヲ行フ

第一項ノ規定ニ依リ徵集ヲ延期セラレタル者其ノ延期期間ヲ過キ尚其ノ事由止マサルトキハ之ヲ過キタル年ノ翌年ニ於テ徵兵檢查ヲ行フ但シ現役兵又ハ第一補充兵トシテ徵集スルコトナシ第一項ノ延期期間ハ徵兵檢查ヲ受ケタル年ノ十二月一日ヨリ之ヲ起算ス

第四十一條　中學校又ハ中學校ノ學科程度ト同等以上ト認ムル學校ニ在學スル者ニ對シテハ本人ノ願ニ依リ學校ノ修

學年限ニ應シ年齡二十七年ニ至ル迄徵兵ヲ延期ス

前項ニ規定スル認定及年齡ノ區分ニ關シテハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第一項ノ規定ニ依リ徵集ヲ延期セラレタル者ハ在學ノ事由止ム年又ハ其ノ翌年ニ於テ徵兵檢査ヲ行フ但シ一ノ學校卒業ノ日ヨリ六月以內ニ他ノ學校ニ入學スル者ニ付テハ徵集延期ノ事由尙繼續スルモノト看做ス

第二項ノ年齡ノ區分ニ基ク最高年齡ニ達スルモ在學ノ事由尙止マサル者ハ最高年齡ニ達シタル年又ハ其ノ翌年ニ於テ徵兵檢査ヲ行フ

第四十二條　徵兵適齡及其ノ前ヨリ帝國外ノ地ニ在ル者（勅令ヲ以テ定ムル者ヲ除ク）ニ對シテハ本人ノ願ニ依リ徵集ヲ延期ス

前項ノ規定ニ依リ徵集ヲ延期セラレタル者ハ其事由止ム年又ハ其翌年ニ於テ徵兵檢査ヲ行フ

第四十三條　前條第一項ノ規程ニ依リ徵集ヲ延期セラレタル者ニシテ直系尊族若ハ妻子ノ死亡若ハ重態ノ爲又ハ官廳ノ命ニ依リ一時帝國內ニ歸還スル者ハ徵集延期ノ事由尙繼續スルモノト看做ス但シ歸還後ノ滯在期間九十日ヲ超ユル時ハ此限ニ在ラス

前項ニ規定スル場合ヲ除クノ外前條第一項ノ規定ニ依リ徵集ヲ延期セラレタル者ニシテ一時帝國內ニ歸還スル者ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ在留地ノ遠近ニ應シ一年間二回滯在期間九十日ヲ超エサル場合ニ限リ徵集延期ノ事由尙繼續スルモノト看做ス

第四十四條　前二條ノ規定ハ帝國外地ヲ往復スル帝國船舶ノ船員ニ之ヲ準用ス

第四十五條　家族（戶主ヲ含ミ本人ト世帶ヲ同シクスル者ニ限ル）二人以上現役兵トシテ同時ニ在營スル爲家事上ノ支障ヲ生スヘキトキハ一人ノ在營間他ノ者ノ入營ヲ延期スルコトヲ得

第十七條第三項ノ規定ハ前項ノ規定ニ依リ入營ヲ延期セラレタル者ニ之ヲ準用ス

第四十六條　現役兵トシテ入營スヘキ者疾病其ノ他避クヘカラサル事故ニ因リ入營スヘキ期日ニ入營シ難キトキ又ハ第三十九條第一項各號ノ一ニ該當スルトキハ三十一日以內入營ヲ延期スルコトヲ得

現役兵トシテ入營スヘキ者ニシテ前項ニ規定スル入營ヲ延期シ得ヘキ期間內ニ入營シ難キ者ニ對シテハ更ニ徵兵檢査ヲ行フ但シ第十三條ニ規定スル兵種ニ屬スル者ニ在リテハ更ニ徵兵檢査ヲ

行フコトナク次ノ入營スヘキ期日ニ入營セシムルコトヲ得

第四十七條　現役兵トシテ入營スヘキ者入營ノ際行フ身體檢査ニ於テ疾病其ノ他身體又ハ精神ノ異常ニ因リ三十一日以內ニ治療ノ見込ナク且勤務ニ堪ヘスト認ムル者ナルトキハ之ヲ歸鄉セシメ第二十一條ノ規定ノ適用ヲ受クル者ヲ除クノ外更ニ徵兵檢査ヲ行フ

前條第二項但書ノ規定ハ前項ノ規定ニ依リ歸鄉セシメラレタル者ニ之ヲ準用ス

第四十八條　現役兵ニ闕員ヲ生シタル場合ニ於テハ服役第一年次ノ第一補充兵ヲ以テ其ノ徵集順序ニ從ヒ補闕スルコトヲ得

第二十七條及第二十八條ノ規定ハ前項ニ規定スル補闕ニ之ヲ準用ス

第四十九條　左ニ揭クル者（第一號、第二號、第五號及第六號ノ者ニ在リテハ徵兵適齡ヲ過キタル者ニ限ル）徵集セラルヘキ者ノ徵集順序ハ前項ニ揭クル者ノ上位トス

第五十條　第七十四條又ハ第七十六條ニ規定スルノ罪ヲ犯シ刑ニ處セラレタル者ニ對シテハ第四十條乃至第四十二條第四十四條及第四十五條ノ規定ニ依ル延期ヲ爲サス

第五十一條　戶籍ノ記載ノ抹消又ハ遺漏其ノ他ノ事由ニ因リ戶籍ニ記載セラレサル爲本籍ヲ有セサル者ニシテ徵兵檢査ヲ受クヘキ者ヲ發見シタルトキハ發見ノ年又ハ其ノ翌年ニ於テ徵兵檢査ヲ行フ戶籍ノ錯誤ノ爲徵兵檢査ヲ受クヘキ者ニシテ之ヲ受ケサルモノヲ發見シタルトキ亦同シ

徵兵檢査ヲ受ケタル者戶籍ニ記載セラレアル出生年月日ノ訂正ニ因リ徵兵適齡又ハ徵兵適齡未滿ト爲リタルトキハ左ノ各號ノ一ニ該當スル者ヲ除クノ外更ニ徵兵檢査ヲ行フ

一　現役中ノ者又ハ現役ヲ終リタル者

二　補充兵ニシテ教育ノ爲召集中ノ者
又ハ其ノ召集ヲ終リタル者
三　第三十七條ノ規定ニ依リ兵役ヲ免除セラレタル者

第五十二條　戶籍法ノ適用ヲ受ケサル者ニシテ徵兵適齡ヲ過キ戶籍法ノ適用ヲ受クル者ノ家ニ入リタル者ニ對シテハ徵集ヲ免除ス

前項ノ規定ハ徵兵適齡ヲ過キ帝國ノ國籍ヲ取得シ又ハ回復シタル者ニ之ヲ準用ス

第五十三條　第三十條、第三十六條、第三十九條第三項、第四十條第二項若ハ第四項、第三項、第四十一條第三項若ハ第四項、第四十二條第二項、第四十四條、第四十六條第二項、第四十七條、第五十一條第一項、第六十六條第一項又ハ第六十七條ノ規定ニ依リ徵兵檢査ヲ受クヘキ者年齡第三十七年ヲ過キタルトキハ徵集ヲ免除ス

前項ノ年齡ハ第十七條第一項又ハ第二項ニ規定スル現役又ハ補充兵役ノ起算ノ日ニ於ケル年齡トス

第四章　召集

第五十四條　歸休兵、豫備兵、後備兵、補充兵又ハ國民兵ハ戰時又ハ事變ニ際シ必要ニ應シ之ヲ召集ス

第五十五條　歸休兵ハ在營兵ノ補闕其ノ他必要アル場合ニ之ヲ召集スルコトヲ得

服役第一年次ノ豫備兵ハ警備其ノ他必要ニ因リ歸休兵ヲ召集スルモ尙兵員ヲ要スル場合ニ之ヲ召集スルコトヲ得

第五十六條　豫備兵及後備兵ハ動務演習ノ爲豫備役及後備兵役ヲ通シ五回以內之ヲ召集スルコトヲ得

前項ニ規定スル召集ハ一年一回トシ一回ノ日數ハ陸軍ニ在リテハ三十五日以內海軍ニ在リテハ七十日以內トス

第五十七條　第一補充兵ハ教育ノ爲百二十日以內之ヲ召集スルコトヲ得

第五十八條　補充兵ニシテ軍隊ニ於テ教育ヲ受ケタル者ハ動務演習ノ爲之ヲ召集スルコトヲ得

第五十九條　動務演習ニ召集セラレタル者召集中犯罪ノ爲又ハ正當ノ事由ナク動務演習ヲ闕キタルトキハ其ノ闕キタル日數又ハ回數ヲ動務演習ノ日數又ハ回數ニ算入セス

正當ノ事由ナク召集ノ期日ニ後レタルトキ亦同シ

前項ノ規定ハ教育ノ爲召集セラレタル者ニ之ヲ準用ス

第六十條　歸休兵、豫備兵、後備兵及補充兵ニ對シテハ每年一回簡閱點呼ヲ行フコトヲ得

第六十一條　歸休兵、豫備兵、後備兵又ハ補充兵ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スル者ニ對シテハ勤務演習召集又ハ簡閱點呼ヲ免除スルコトヲ得

一　餘人ヲ以テ代フヘカラサル職ニ在ル官吏又ハ官吏待遇者
二　市町村長、助役、收入役、其ノ他之ニ準スヘキ職ニ在ル者
三　帝國議會、府縣會、市町村會其ノ他之ニ準スヘキモノノ議員但シ其ノ會期中ニ限ル
四　帝國外ノ地ニ旅行又ハ在留スル者
五　帝國外ノ地ヲ往復スル帝國船舶ノ船員

第六十二條　召集セラレタル者疾病其ノ他避クヘカラサル事故ニ因リ召集ニ應シ難キトキハ十日以內召集ヲ延期スルコトヲ得

召集セラレタル者第三十九條第一項各號ノ一ニ該當シ召集期日ニ召集ニ應シ難キトキ又ハ前項ノ規定ニ依リ召集ヲ延期セラレタル者其ノ延期期間內ニ召集ニ應シ難キトキハ召集期日又ハ召集

第六十三條　第四十六條ノ規定ニ依リ後レテ入營シタル者又ハ第四十八條第一項ノ規定ニ依リ補闕トシテ後レテ入營シタル者ト雖其ノ在營期間ノ計算ニ關シテハ後レシテ入營シタルモノト看做ス但シ犯罪ノ爲又ハ正當ノ事由ナク後レテ入營シタル者ハ此ノ限ニ在ラス

前項ノ規定ハ第六十二條第一項ノ規定ニ依リ召集ヲ延期セラレタル者ニシテ其ノ延期期間ニ召集ニ應シタル者ニ之ヲ準用ス

第六十四條　第一補充兵ニシテ第四十八條ノ規定ニ依リ現役兵ノ補闕ニ充テラレタル現役ニ服スルニ至リタル者ノ既服シタル第一補充兵役ノ期間ハ之ヲ現役ノ期間ニ通算ス

第六十五條　第四十六條ノ規定ニ依リ後レテ入營シタル者又ハ第四十八條第一項ノ規定ニ依リ補闕トシテ後レテ入營シタル者ト雖其ノ在營期間ノ計算ニ關シテハ後レシテ入營シタルモノト看做ス但シ犯罪ノ爲又ハ正當ノ事由ナク後レテ入營シタル者ハ此ノ限ニ在ラス

前項ノ規定ハ第六十二條第一項ノ規定ニ依リ召集ヲ延期セラレタル者ニシテ其ノ延期期間ニ召集ニ應シタル者ニ之ヲ準用ス

第六十六條　志願ニ依リ兵籍ニ編入セラレタル者ニシテ兵籍ヨリ除カルルニ至リタル者勅令ノ定ムル期間服役セサル者ナルトキハ更ニ徵兵檢查ヲ行フ

前項ノ規定ニ依リ徵兵檢查ヲ受ケタル者現役兵トシテ徵集セラレタル場合ニ於ケル現役期間ノ計算ハ勅令ノ定ムル所ニ依ル

第六十七條　短期現役兵トシテ現役ヲ終リタル者年齡二十八年迄ノ間ニ於テ左

ノ各號ノ一ニ該當スル時ハ更ニ徵兵檢査ヲ行フ此ノ場合ニ於テ現役兵トシテ徵集セラレタルトキハ前ノ現役期間ヲ後ノ現役期間ニ前ニ在營シタル期間ヲ後ニ在營スヘキ期間ニ通算ス但シ第十三條ノ規定ニ該當スル現役兵トシテ徵集セラレタル時ハ前ニ在營シタル期間ヲ後ニ在營スヘキ期間ニ通算セス

一　小學校ノ教職ニ就クノ資格ヲ失ヒタルトキ

二　現役ヲ終リタル日ヨリ六月ヲ經過シタル日及其後ニ於テ小學校ノ教職ニ在ラサルトキ

前項ノ規定ハ短期現役兵トシテ現役中小學校ノ教職ニ就クノ資格ヲ失ヒタル者ニ之ヲ準用ス

第六十八條　本法ニ規定スルモノノ外兵役ニ關シ必要ナル屆出ニ付テハ命令ノ定ムル所ニ依リ爲サシムルコトヲ得

第六十九條　市町村長ハ兵役（第二國民兵役ヲ除ク）ニ在ル者ニ付命令ノ定ム

ル所ニ依リ其ノ戸籍ノ欄外ニ兵役ノ略符號ヲ附スヘシ

戸籍法第三條ノ規定ハ前項ニ規定スル事務ニ之ヲ準用ス

第七十條　本法中本人ヨリ願出ヲ爲スヘキ場合ニ於テ本人事故アルトキハ戸主之ヲ爲スコトヲ得

第七十一條　本法中戸主ニ關スル規定ハ戸主未成年者又ハ禁治產者ナルトキハ法定代理人未タ決定セサルトキ又ハ避クヘカラサル事故アルトキハ家族中家事ヲ掌營スル者ニ之ヲ適用ス

第七十二條　本法中市長ニ關スル規定（六十一條ノ規定ヲ除ク）ハ區長ヲ以テ戸籍ニ關スル事務ヲ管掌スル者ト爲シタル市ニ在リテハ區長之ヲ適用ス本法中町村長ニ關スル規定ハ町村長ニ準スヘキ者ニ之ヲ適用ス

第七十三條　本法ニ規定スル學校中ニハ帝國外ノ地ニ在リテ帝國臣民ノ爲ニ設置シタル學校ニシテ勅令ノ定ムル所ニ依リ指定シタルモノヲ包含ス

第六章　罰　則

第七十四條　兵役ヲ免ルル爲逃亡シ若ハ潛匿シ又ハ身體ヲ毀傷シ若ハ疾病ヲ作爲シ其ノ他詐僞ノ行爲ヲ爲シタル者ハ三月以下ノ懲役ニ處ス

第七十五條　現役兵トシテ入營スヘキ者正當ノ事由ナク入營ノ期日ニ後レ十日ヲ過キタルトキハ六月以下ノ禁錮ニ處シ戰時ニ在リテハ五日ヲ過キタルトキハ一年以下ノ禁錮ニ處ス

前項ノ規定ハ志願ニ依リ兵籍ニ編入セラレ服役スル者ニ之ヲ準用ス

第七十六條　正當ノ事由ナク徵兵檢查ヲ受ケサル者ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス

第七十七條　第二十四條ノ規定ニ依ル屆出ヲ爲ササル者ハ五十圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

第七十八條　前四條ノ規定ハ何人ヲ問ハス帝國外ニ於テ其ノ罪ヲ犯シタル者ニ之ヲ適用ス

附　則

本法ハ昭和二年十二月一日ヨリ之ヲ施行ス本法施行ノ際現ニ豫備役ニ在ル者ノ服役期間ハ尙從前ノ規定ニ依ル此ノ場合ニ於テハ第五十五條第二項ノ規定ヲ適用セス

本法施行ノ際現ニ補充兵役ニ在ル者ハ第一補充兵役ニ服スルモノトス

本法施行ノ際現ニ徵兵令第二十三條ノ規定ニ依リ入營ヲ延期セラレ居ル者ニ付テハ尙從前ノ例ニ依ル其ノ徵集セラルル場合ニ於ケル徵集順序ニ關シテハ第四十九條ノ例ニ依ル

刑法施行法第二十六條第二號ヲ左ノ如ク改ム

二　削除

海軍志願兵令

（昭和二、一一、三〇）
（勅令三三四）

兵役關係事項—兵役法、海軍志願兵令

第一章　總　則

第一條　海軍志願兵トハ左ニ揭クル海軍兵ヲ謂フ

一　本令ニ依リ海軍兵ニ採用セラレ海軍兵籍ニ編入セラレタル者

二　兵役法又ハ兵役法施行令第七條第一項ノ規定ニ依リ徵集又ハ採用セラレタル海軍兵ニシテ本令ニ依リ再現役ヲ許可シタル鎭守府ニ置ク但シ海軍大臣ハ必要ニ應シ現役志願兵（歸休中ノ志願兵ヲ除ク）ノ兵籍ノ所在ヲ變更スルコトヲ得

第二條　志願兵ノ服役ハ現役、豫備役及豫備兵役トス

第三條　第一條第一號ニ規定スル現役兵ノ兵籍ハ之ヲ志願兵徵募地ノ海軍志願兵徵募區ヲ管轄スル鎭守府ニ置キ第一條第二號ニ規定スル現役志願兵ノ兵籍ハ之ヲ再現役ヲ許可シタル鎭守府ニ置ク但シ海軍大臣ハ必要ニ應シ現役志願兵（歸休中ノ志願兵ヲ除ク）ノ兵籍ノ所在ヲ變更スルコトヲ得

現役ヲ離レタル志願兵又ハ現役ヲ歸休中ノ志願兵又ハ之ヲ其ノ本籍地ノ志願兵徵募區ヲ管轄スル鎭守府ニ置ク

第四條　志願兵ノ採否ノ決定、再現役ノ許否ノ決定、轉役及免役ノ處分ハ在籍鎭守府司令長官之ヲ行フ

第五條　六年ノ懲役又ハ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル者ハ服役スルコトヲ得ス

第六條　本令中地方長官ニ關スル規定ハ樺太ニ在リテハ樺太廳長官ニ、府縣ニ關スル規定ハ北海道又ハ樺太ニ在リテハ北海道廳又ハ樺太廳ニ、市又ハ市長ニ關スル規定ハ東京市、京都市、大阪市、名古屋市、橫濱市又ハ神戸市ニ在リテハ區又ハ區長ニ、町村、町村長又ハ町村吏員ニ關スル規定ハ町村、町村長又ハ町村吏員ニ準スヘキモノニ之ヲ適用ス

第二章　服　役

第七條　志願兵ノ現役ハ五年、豫備役ハ四年、後備兵役ハ五年トシ現役ヲ終リタル者ハ之ヲ豫備役ニ、豫備役ヲ終リタル者ハ之ヲ後備兵役ニ別ニ辭令ヲ用

ヒス服セシム

後備兵役ヲ終リタル者ニシテ年齢四十歳未滿ノ者ハ之ヲ第一國民兵役ニ服セシム

第八條　現役期間ハ服役シタル月ノ一日ヨリ之ヲ起算ス

第九條　志願兵ノ現役定限年齢ハ三十五年トシ四十年ヲ以テ服役ノ終期トス

第十條　艦船部隊（要港部、學校、病院其ノ他之ニ準スヘキモノヲ含ム）ニ勤務ノ志願兵ハ各其ノ艦船部隊內ニ居住セシムルヲ例トス

第十一條　現役志願兵ハ第七條ニ規定スル現役期間滿ツルモ引續キ數次再現役ヲ志願スルコトヲ得

兵役法又ハ兵役法施行令第七條第一項ノ規定ニ依リ徵集又ハ採用セラレタル現役兵ハ兵役法第五條ニ規定スル現役期間滿ツルモ引續キ數次再現役ヲ志願スルコトヲ得

再現役ハ二年ヲ一期トシ海軍大臣ノ定ムル所ニ依リ之ヲ許可ス但シ二年以內ニ現役定限年齢ニ達スル者ハ其ノ定限年齢ニ達スル日迄ヲ一期トス

海軍特修兵令ニ依リ服役ノ義務ヲ有スル者ハ兵役法第五條又ハ本令第七條ニ規定スル現役期間滿ツル日ノ翌日ヨリ其ノ義務ノ終ル日迄ヲ一期トシ當然再現役ニ入リタルモノト看做ス

第十二條　再現役ヲ許可セラレタル兵再現役ニ入ル前六年未滿ノ徵役若ハ禁錮ノ刑ニ處セラレ又ハ逃亡シタルトキハ其ノ許可ヲ無效トス

再現役ヲ許可セラレタル兵再現役中六年未滿ノ徵役若ハ禁錮ノ刑ニ處セラレ又ハ逃亡シタルトキハ再現役ノ許可ヲ失フ但シ刑ノ執行猶豫セラレタルトキハ情狀ニ依リ其ノ效力ヲ失ハシメサルコトヲ得

第十三條　再現役兵中ノ志願兵軍紀ヲ紊リ又ハ品行不正ニシテ下士官ニ任用ノ見込ナシト認ムルトキハ現役ヲ免シ豫備役ニ服セシムルコトヲ得

第十四條　志願兵現役定限年齢ニ達シ又ハ服役期間滿ツト雖モ左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ其ノ服役期間ヲ延長スルコトヲ得

一　戰時又ハ事變ニ際スルトキ

二　出師ノ準備又ハ守備若ハ警備ノ爲必要アルトキ

三　航海中又ハ外國ニ於テ勤務中ナルトキ

四　重要ナル演習又ハ特別ニ觀艦式アルトキ

五　天災其ノ他避クヘカラサル事故ニ因リ已ムヲ得サルトキ

前項ノ規定ニ依リ延長シタル期間ハ次ノ服役期間ニ之ヲ通算ス

第一項ノ規定ニ依ル服役期間ノ延長及其ノ解止ニ關シテハ海軍大臣臨時之ヲ定ム但シ航海中又ハ外國ニ於テ勤務中ノ者ノ服役期間ノ延長及其ノ解止ハ鎭守府司令長官之ヲ爲スコトヲ得

時機切迫シ海軍大臣又ハ鎭守府司令長官ノ命ヲ待チ難キ場合ニ於テハ艦隊司令長官、艦隊司令官、鎭守府司令長官、要港部司令官、特命司令官又ハ分遣艦船部隊指揮官ハ其ノ部下ノ者ニ對シ必要ノ期間ヲ限リ服役期間ノ延長ヲ專行スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ事實ヲ具シ速ニ海軍大臣ニ報告スヘシ

第十五條　後備兵役ノ志願兵ニシテ戰時又ハ事變ニ際シ召集ヲ令セラレタル者應召ノ日ニ於テ後備兵役ノ期間ヲ過クルニ至ルヘキトキハ前條ニ規定スル命又ハ召集解除ノ命アル迄其ノ服役期間ヲ延長ス

第十六條　左ニ揭クル期間ハ之ヲ現役期間ニ算入セス

一　懲役又ハ禁錮ノ刑ニ處セラレ刑ノ執行ヲ受ケタル日數

二　逃亡中ノ日數

第十七條　現役志願兵ニシテ海軍兵學校、海軍機關學校又ハ海軍經理學校ノ生徒ニ採用セラレタル者ハ其ノ入校ノ日ヲ以テ其ノ身分及服役ヲ免ス

前項ノ規定ニ該當スル者生徒ヲ免セラレタルトキハ前ニ免セラレタル身分ニ復シ前ノ服役ヲ繼續セシム

第十七條ノ二　豫備役又ハ後備役ノ志願兵ニシテ海軍豫備員ニ任用セラレタル者ハ其ノ任用ノ日ヲ以テ其ノ身分及服務ヲ免ス

第十八條　志願兵現役ニ服シタル期間二年以上ニシテ刑ニ處セラレ又ハ懲罰處分ヲ受ケ改悛ノ狀ナキトキハ其ノ現役ヲ免シ之ヲ豫備役ニ服セシムルコトヲ得

第十九條　現役志願兵戰地ニ臨ミ、沈沒シタル艦船中ニ在リ又ハ其ノ他死亡ノ原因タルヘキ危難ニ遭遇シ戰爭止ミタル後、艦船ノ沈沒シタル後又ハ其ノ他ノ危難ノ去リタル後三年ヲ經過スルモ尙所在不明ナルトキハ其ノ現役ヲ免シ之ヲ豫備役ニ服セシムルコトヲ得

第二十條　鑒電信兵又ハ掌航空兵タルコトヲ志願シテ水兵又ハ航空兵ニ採用セラレタル者ニシテ當該特修兵タルノ見込ナキモノハ入團又ハ入隊後其ノ特修兵ト爲ル迄ノ間ニ於テ志願兵ヲ免ス但シ服役シタル期間二年以上ノ者ハ之ヲ豫備役ニ服セシム

軍樂兵ニシテ技術發達ノ見込ナキ者ハ入團後二月以內ニ志願兵ヲ免ス

前二項ノ規定ニ該當スル者アルトキハ本人ノ志願ニ依リ他ノ科ニ轉セシムルコトヲ得

第二十一條　鎭守府司令長官ハ志願兵ニシテ一年以內ニ現役滿期ト爲ル者アルトキハ之ニ歸休ヲ命スルコトヲ得

歸休ヲ命セラルル志願兵ニ關シテハ海軍大臣上裁ヲ經テ之ヲ定ム

第二十二條　兵役法第二十條、第二十一條第一項及兵役法施行令第三十八條ノ規定ハ志願兵ノ服役ニ之ヲ準用ス

第二十三條　第二十條又ハ前條ノ規定ニ

依リ現役ヨリ豫備役ニ轉シタル志願兵ノ豫備役期間ハ前ニ服シタル期間ヲ通算シ九年ニ滿ツル日迄トス

第三章　徵募

第二十四條　戶籍法ノ適用ヲ受クル者ニシテ海軍ニ服役スルコトヲ志願スル者ハ別ニ定ムル者ヲ除クノ外鉛衡ノ上之ヲ海軍志願兵ニ採用ス

第二十五條　海軍志願兵トシテ徵募スヘキ海軍兵ノ兵種左ノ如シ

一　水　兵
二　航空兵
三　機關兵
四　軍樂兵
五　看護兵
六　主計兵

第二十六條　志願兵ノ徵募ハ採用ノ年ノ十二月一日ニ於テ年齡十五年以上二十一年未滿ノ者ニ就キ之ヲ行フ

各兵種ノ徵募年齡ニ關シテハ前項ニ規定スル年齡ノ範圍內ニ於テ海軍大臣之ヲ定ム

第二十七條　左ニ揭クル者ハ志願兵ノ徵募ニ應スルコトヲ得ス

一　陸軍ノ豫備役、後備兵役及第一國民兵役ニ在ル者竝ニ軍隊ニ於テ教育ヲ受ケタル第一補充兵

二　禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル者又ハ刑法第百八十五條ノ罪ヲ犯シ刑ニ處セラレタル者

三　刑事被告人

第二十八條　左ニ揭クル者ハ之ヲ志願兵ニ採用スルコトヲ得ス

一　身體完全ナラサル者

二　志操確實ナラサル者

三　品行方正ナラサル者

四　略高等小學校卒業程度以上ノ學力ナキ者

五　試驗檢查ニ合格セサル者

六　前各號ニ揭クル者ノ外將來下士官ニ適セスト認ムル者

第二十九條　志願兵ハ各鎭守府別ニ徵募シ採用ノ上ハ之ヲ所轄鎭守府ノ海兵團ニ入團セシムヘシ但飛行豫科練習生タルコトヲ志願スル航空兵ハ之ヲ橫須賀海軍航空隊ニ、軍樂兵ハ之ヲ橫須賀海兵團ニ入隊又ハ入團セシム

第三十條　海軍大臣ハ志願兵徵募ノ爲海軍志願兵徵募區（以下之ヲ徵募區ト稱ス）ヲ定メ鎭守府ヲシテ之ヲ管セシム

徵募區ハ必要ニ應シ之ヲ檢查區ニ分ツ

徵募檢查施行ノ爲檢查區每ニ概ネ一檢查所ヲ設ク但シ數檢查區ヲ併セ一檢查所ヲ設クルコトヲ得

第三十一條　海軍大臣ハ鎭守府司令長官及地方長官ヲシテ志願兵ノ徵募ヲ掌理セシム

第三十二條　鎭守府司令長官ハ部下ノ將校中ヨリ海軍志願兵徵募官ヲ、部下ノ軍醫科士官中ヨリ海軍志願兵徵募軍醫官ヲ命ス

府縣ノ兵事ニ關スル事務ヲ分掌スル書記官又ハ地方事務官（以下之ヲ兵事官

ト稱ス）、支廳長及市長ハ海軍志願兵徵募官トス

海軍志願兵徵募官タル海軍將校ヲ海軍徵募官、海軍志願兵徵募軍醫官タル海軍軍醫科士官ヲ海軍徵募軍醫官、兵事官、支廳長及市長ヲ地方徵募官ト稱ス

海軍志願兵徵募官ハ其ノ徵募區ヲ管轄スル鎭守府ノ首座トス

海軍徵募軍醫官ハ其ノ服務ニ關シテハ海軍徵募官ノ命ヲ承ク

第三十三條　鎭守府司令長官及地方長官ハ左ノ區分ニ從ヒ海軍徵募官及地方徵募官ヲシテ徵募ノ事務ヲ執行セシム

一　支廳長ノ管轄區域以外及市外ノ區域ニ在リテハ海軍徵募官及兵事官

二　支廳長ノ管轄區域ニ在リテハ海軍徵募官及支廳長

三　市ニ在リテハ海軍徵募官及市長

地方徵募官事故アルトキハ兵事官ニ在リテハ地方長官ノ指名スル其ノ部下ノ官吏、支廳長又ハ市長ニ在リテハ其ノ職務ヲ代理スル者地方徵募官ノ職務ヲ代理ス

第三十四條　海軍徵募官ハ徵募檢查ノ事務ヲ執行シ合格者ノ決定ニ任ス

徵募軍醫官ハ身體檢查ヲ掌リ體格等位ノ決定ニ任ス

地方徵募官ハ檢查所ニ出席シ海軍志願兵徵募檢查ノ事務ヲ執行シ且第二十四條及第二十七條ニ規定スル資格ヲ審查シ且第二十八條各號ノ一ニ該當セスト認ムル者ノ兵種別員數ヲ報告セシムヘシ

第三十五條　地方長官ハ檢查所ヲ開設スル地ノ市町村長ヲシテ豫メ徵募檢查ニ關スル準備ヲ爲サシムヘシ

地方長官ハ徵募檢查ニ際シ必要アル場合ニ於テハ市町村長ニ命シ當該市町村ノ吏員ヲシテ徵募事務ヲ補助セシムルコトヲ得

第三十六條　海軍大臣ハ每年採用スヘキ志願兵ノ兵種別員數ヲ定メ之ヲ鎭守府司令長官ニ告達ス

鎭守府司令長官ハ前項ノ規定ニ依ル告達ニ基キ府縣別志願者割當員數ヲ定メ之ヲ地方長官ニ通知ス

第三十七條　地方長官ハ前條第二項ノ規定ニ依ル通知ニ基キ市町村長ヲシテ其ノ管內ニ現住シ志願兵タルコトヲ志願スル者ニ付第二十四條及第二十七條ニ規定スル資格ヲ審查シ且第二十八條各號ノ一ニ該當セスト認ムル者ノ兵種別員數ヲ報告セシムヘシ

地方長官ハ前項ノ規定ニ依ル報告ヲ總括シ之ヲ鎭守府司令長官ニ通知スヘシ

第三十八條　志願兵ノ入團又ハ入隊期日ハ六月一日トズ但シ海軍大臣ハ必要アル場合ニ於テハ之ヲ變更スルコトヲ得

第三十九條　鎭守府司令長官ハ志願兵入團ノ際現役ニ堪ヘサル者ナルトキ又ハ志願兵トシテノ適性ニ乏シキ者ナルトキハ其ノ採用ヲ取消シ歸鄉セシム

鎭守府司令長官ハ志願兵入團又ハ入隊ニ際シ疾病其ノ他避クヘカラサル事故

ニ因リ入團又ハ入隊シ難キ者ナルトキハ二十日以内其ノ入團又ハ入隊ヲ延期スルコトヲ得

第四十條　鎭守府司令長官ハ志願兵入團又ハ入隊期日後二月以内ニ闕員ヲ生シタルトキハ其ノ補闕ノ爲更ニ志願兵ノ採用ヲ爲スコトヲ得

第四十一條　海軍大臣ハ鎭守府ノ所管徵募區内ニ於テ要員ヲ採用スルコト能ハサルトキハ他ノ鎭守府ノ所管徵募區ヨリ之ヲ補充セシムルコトヲ得

第四十二條　檢査所ノ諸費、志願兵入團又ハ入隊ノ旅費及附添ノ官吏吏員ノ旅費ハ之ヲ官給トシ志願兵ヲ志願スル者ノ檢査所ニ於テ檢査ヲ受クル爲ノ旅費ハ之ヲ自辨トス

第四章　召　集

第四十三條　歸休中ノ志願兵又ハ豫備役、後備兵役若ハ第一國民兵役ノ志願兵ハ戰時又ハ事變ニ際シ必要ニ應シ之ヲ召集ス

第四十四條　歸休中ノ志願兵又ハ豫備役若ハ後備兵役ノ志願兵ハ演習ノ爲之ヲ召集スルコトヲ得

第四十五條　歸休中ノ志願兵ハ臨時補充ノ爲其ノ他必要アル場合ニ之ヲ召集スルコトヲ得

服役第一年次ノ豫備役ノ志願兵ハ警備其ノ他ノ必要ニ因リ歸休中ノ志願兵ヲ召集スルモ尙兵員ヲ要スル場合ニ之ヲ召集スルコトヲ得

第四十六條　兵役法第六十條乃至第六十三條竝ニ兵役法施行令第四章（第百十九條乃至第百二十一條及第百三十四條ヲ除ク）ノ規定ハ本令中別段ノ規定アルモノノ外志願兵ノ召集又ハ簡閱點呼ニ之ヲ準用ス

附　則

本令ハ昭和二年十二月一日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行前志願兵ニ採用セラレタル者ノ服役ノ種類及期間ハ仍從前ノ例ニ依ル

兵役の區分及用途

〔兵役の區分〕　兵役は之を常備兵役（現役及豫備役）、後備兵役、補充兵役（第一及第二補充兵役）、國民兵役（第一及第二國民兵役）に分つ。

〔兵役の用途〕　現役兵は軍隊に入つて教育を受け、戰時部隊の骨幹と成り、豫後備兵は戰時の要員たるべきものである。但安寧秩序を維持し、若しくは最も迅速を要する出兵等の爲には現役兵のみを以て出征することがある。

昭和四年度迄ニ入團セシムヘキ志願兵ノ採用ニ付テハ第二十八條第四號ノ規定ハ之ヲ適用セス其ノ學力ハ尋常小學校卒業程度ヲ以テ足ル

本令施行前再服役ヲ許可セラレ又ハ海軍特修兵令第一條ノ規定ニ依ル特別技術ヲ修ムルコトヲ命セラレ本令施行後志願兵ト爲リタル者ノ服役ノ種類及期間ハ仍從前ノ例ニ依ル

第一補充兵は現役兵に缺員を生じた場合之が補缺を爲し、又必要に際し之を召集して所要の敎育訓練を施し以て戰時の要員に充て、第二補充兵及國民兵は戰時若は事變に際し、必要に應じ之を召集して戰時の要員に充てられる。

服　役

〔服役の區分及年限〕

現役（陸軍二年、海軍三年）。現役兵として徵集せられた者之に服す。但海軍下士官六年、志願兵は四年。

豫備役（陸軍五年四月、海軍四年）。現役を終つた者之に服す。

後備役、陸軍十年、海軍五年）。常備兵役を終つた者之に服す。海軍下士官は三年。

第一補充兵役（陸軍十二年四月、海軍一年）。現役に適する者で其年の所要の現役兵員に超過する人員の中所要の人員之に服す。

第二補充兵役（同右但し海軍の第一補充を終つた者は十一年四月）。第一補充兵役に徵集せられない者之に服す。

第一國民兵役（年齡十七年より四十年迄）。戶籍法の適用を受くる者で他の兵役に在らざる者之に服す。

〔服役の特例〕

國民の兵役義務負擔は平等均一でなければならないが、經濟敎育、家事上等の關係に依り服役上特例を設けてある。

一　在營期間の短縮　凡て現役兵は現役中之を在營せしむるを本則とするも、特別の者に對しては次の通り在營期間を短縮せられる。此の場合に於ては現役期間に未入營期間又は歸休期間を置く。殊に必要のあるときは其外に概ね三月以内の未入營期間を置かれることがある。此の場合其の期間以内現役期間が延長せられる。そして延長した期間は豫備役期間に通算せられる。未入營期間とは現役に就き未だ入營せざる期間、歸休期間とは在營を了り尙現役に在る期間を謂ふ。

1　青年學校終了者青年學校の課程又は之と同等以上と認むる課程を終了した者で入學後の檢定に合格した者は左の通り在營期間を短縮する。

イ　步兵（戰爭を除く）六月以内（在營一年六月）

ロ　其他の兵種（輜重特務兵及衞生部兵を除く）六十日以内（陸軍は四十日、在營一年十月二十日）

檢定に合格した者でも在營期間成績不良なるときは「2、」に依る。

2　青年學校未修了者　軍事上妨げないときは四十日以内短縮す（在營一年十月二十日）

3　短期間に敎育可能の兵種　輜重兵

特務兵概ね二月、衞生兵一年六月、補助衞生兵概ね三月。

4　特別の事由ある者　品行方正學術勤務の成績優秀な者及定員に對し過剰と爲つた者。

二　服役延期　左の各號の一に該當するときは服役の期間を延長せられることがある。

1　戰時又は事變に際するとき

2　出師の準備又は守備若しくは警備の爲必要あるとき

3　航海中又は外國に於て勤務中なるとき

4　重要なる演習又は特別に觀兵の擧あるとき

5　天災其他避くべからざる事故に因り已むを得ざるとき

三　特殊の轉役及免除

1　貧困に因る現役免除　在營中本人に依るに在らざれば家族が生活を爲すこと能はざるに至つたときは、現役を免除し第二補充兵役に服することになる。但軍事扶助法に依り救護し得る者を除く。

2　疾病其他身體の故障に因る轉役及兵役免除　現役兵、豫備兵、後備兵又は補充兵で疾病其の他身體又は精神の異常に依り當該兵役に服し難い者は他の兵役に轉ぜしめ、兵役に堪へない者は兵役を免除する。

四　短期現役兵　年齡二十五年迄に師範學校を卒業した者（小學校の教職に就くの資格を失つた者を除く）の現役は五月（但し師範學校の教練を修了した者は二月）而して現役中之を短期現役兵と稱し現役を終つたときは直に第一國民兵役に入る。

短期現役兵は軍事上の必要に依り（本人の希望を斟酌す）陸軍又は海軍に於て服役させ、陸軍に於ては歩兵科に屬し、入營後概ね二月の後一等兵、概ね四月の後上等兵を命ぜられ、現役滿期の際伍長に任ぜられる。

海軍に在りては兵科に屬し、入營後概ね一月半の後三等水兵、概ね三月の後二等水兵、四月半の後一等水兵を命じ、現役滿期の際三等兵曹に任ぜられる。

短期現役兵として現役を終つた者年齡二十八年迄に小學校の教職に就く資格を失つたとき、竝現役を終つた日より六月を經過したる日、又は其後に於て小學校の教職に就いてゐない時は更に徵兵檢査を受けなければならない。

將校の服役

現役　特別の者の外現役定限年齡に滿つる日迄。

豫備役　現役定限年齡に滿つる年の翌年三月三十一日迄。

後備役　現役定限年齡に滿つる年から起算して六年目の三月三十一日迄

幹部候補生又は操縱候補生出身豫備役將校の豫備役期間終期は年齡四十五年に滿つる年の翌年三月三十一日、後備

役は豫備役滿了の年から五年目の三月三十一日迄。

准士官の服役

現役　准士官は特別の者の外現役定限年齡に滿つる日迄服役する。年齡左の如し。

一　歩、騎、砲、工、航空及輜重兵科の准尉四十年。

二　其の他の准士官　四十八年。

豫備役及後備役

「一」に該當する者各豫備役期間の終期は現役定限年齡に滿つる年より起算し六年目の三月三十一日、後備役期間の終期は現役定限年齡に達する年より起算し十一年目の三月三十一日。

「二」に該當する者の豫備役期間の終期は現役定限年齡に滿つる年の翌年三月三十一日、後備役期間の終期は現役定限年齡に滿つる年より起算し六年目の三月三十一日。

特別志願將校

服務期間は補職の日より起算して二年。爾後再服務を志願するときは年齡四十年（大學令に依る大學學部卒業者は四十二年、技術將校たるべき各兵科將校及各部將校は四十五年）に滿つる日迄毎回一年を限度として數次之を許可せられる。

軍醫候補生より見習醫官を命ぜられ次で衞生部將校に任ぜられた者の服役

現役期間は任官の日より起算し一年とし、其の現役期間に滿つる日の翌日より豫備役となる。但し引續き現役に服することを志願する者あるときは陸軍大臣之を許可することが出來る。而して爾後の服役は前者に在りては幹部候補生より豫備役將校となつた者の服役に同じく、後者に在つては陸軍武官服役令に依る。

〔武官實役停年〕　武官の進級は一定の實役停年を超えた者につき、順次級を逐ふて順進せしめらる。其進級に必要な各官の實役停年は左の如し。但し戰時事變に在つては各官の實役停年は半減され、特別部隊に服する場合亦加算に依て其停年を短縮される。

陸軍　中將四年、少將三年、大中少佐各二年、大尉四年、中尉二年、少尉一年

海軍　少將三年、大中少佐各二年、大尉四年、中尉一年六月、特務中尉三年、少尉一年、特務少尉二年、一等下士官二年四月、二三等下士官各一年四月。

〔武官現役定限年齡〕

陸軍　大將（元帥を除く）六十五歳。△中將六十二歳。△各部少將六十歳。△少將五十八歳。△各部大佐五十六歳。△大佐五十五歳。△各部中佐五十四歳。△中佐五十三歳。△各部少佐五十二歳。△少佐五十歳。△各部大尉五十歳。△大尉四十八歳△。各部中少尉四十七歳。△中少尉四十五歳。但し當分の內各兵科大尉は五十歳、主計大尉は五十二歳、中少尉は四十六歳とす。

將官　大將（元帥を除く）六十五歳。△中將同相當官六十二歳。△少將相當官六十二歳。△少將五十八歳。△大佐相當官五十六歳。△大佐、機關大佐、各科特務大尉五十四歳。△中佐相當官、各科特務中尉五十二歳。△中佐、機關中佐、特務少尉五十歳。△少佐相當官四十九歳。△准士官四十八歳。△少佐、機關少佐、大尉相當官四十七歳。△大尉、機關大尉四十五歳。△中少尉相當官四十二歳。△中少尉、機關中少尉四十歳。△特務士官より任用された佐官（各科大佐を除く）は特務大尉の例に依り、下士官にあつては四十歳。

下士官の服役

一　下士官の服役は現役、豫備役及後備役である。

二　下士官の現役期限

1　憲兵科の下士官は轉科前の服役年月を通算して六年。

2　歩、騎、砲、工、航空及輜重兵科の下士官（砲工兵技術下士官を除く）經理部及衞生部の下士官は前服役年月を通算して四年

3　砲、工、技術下士官は任官年の十二月から起算して三年

4　獸醫部下士官は前服役年月を通算して五年

5　軍樂部の下士官は軍樂上等兵を命ぜられた年の十二月から起算して五年

6　豫備役後備役の下士官で再び現役に服した者並に歸休又は豫備役後備役の上等兵及之と同等級の兵で現役下士官となつた者は再び現役に服した年又は現役下士官と成つた年の十二月から起算して二年

三　下士官の現役定限年齡は左の通りである。

1　歩、騎、砲、工、航空及輜重兵科の隊附下士官（砲、工兵技術下士官を除く）　四十年

2　其の他の下士官　四十五年

四　下士官にして現役期間滿了した後再び現役を希望する者は、現役定限年齡に滿つる日まで數次再服役を志願することが出來る。

五　下士官の豫備役期間の終期は任官の年から起算して九年目の三月三十一日である。但し航空兵科下士官特別補充に依る者の豫備役の終期は年齡三十五年に滿つる年の翌年三月三十一日である。

六　下士官の後備役期間の終期は前の豫備役期間滿了の年から起算して十一年目の三月三十一日とす。前の但し書の者の後備役の終期は年齡四十八年に滿つる年の翌年三月三十一日である。

七　下士官にしてその服役を終つた者で年齡四十年未滿の者は年齡四十年に滿つる日迄引續き第一國民兵役に服し、年齡四十年以上四十五年未滿の者は其の翌日を以て服役を免ぜられる。又下士官にして服役中年齡四十五年に達する者は服役の期間に拘らず四十五年に達する年の三月三十一日を以て服役を免ぜられる。

八　幹部候補生より下士官に任ぜられたる者の豫備役及後備兵は現役兵として徵集せられた時に於る現役の起算日より起算して豫備役は七年四月、後備役は十七年四月に滿つる日迄とす。

但航空免狀（自由氣球操縱士免狀を除く）を有する年齡二十五歳未滿の者にして、志願して豫備役及後備役の航空兵科下士官と爲りたる者及操縱候補生出身下士官の豫備役期間の終期は、年齡三十五年に滿つる年の翌年三月三十一日、後備役期間の終期は年齡四十八年に滿つる年の翌年三月三十一日とす。

兵の服役

一　服役、常備兵役（現役、豫備役）後備兵役、補充兵役（第一補充兵役、第二補充兵役）國民兵役（第一國民兵役、第二國民兵役）に分つ。

二　兵（憲兵及軍樂部を除く）の現役期間は二年であるが其の在營期間は左の通りである。

1　青年學校の課程又は之と同等以上の課程を修め陸軍大臣の定むる檢定に合格した者で歩兵（戰車兵を除く）は一年六月。

檢定に合格するも在營間成績不良なれば一年十月二十日。

2　輜重兵特務兵は概ね二月、衞生兵は一年六月、補助衞生兵は三月。

3　前二號以外の者の在營は一年十月二十日

尙ほ在營間品行方正、學術勤務の成績優秀なる者又は定員過剩と爲りたる者は其の在營を短縮される。

前に述べた現役期間は徵集年の十二月一日から起算する。尤も二期入營部隊の後期入營兵は入營の月の一日から起算する。

三　豫備役兵（憲兵科及軍樂部を除く）の服役期間は現役終了後五年四月。

四　後備役兵（憲兵科及軍樂部を除く）の服役期間は豫備役終了後十年。

五　補充兵役の服役期間は徵集年の十二月一日から起算して第一補充兵役第二補充兵役共に十二年四月。

六　第一國民兵役は後備役を終つた者及び軍隊に於て教育を受けた補充兵で其の役を終つた者並常備後備の役を免ぜられた者が滿四十歳迄之に服する。

第二國民兵役は滿十七歳から滿四十歳迄の男子で常備兵役、後備兵役、補充兵役及第一國民兵役でない者が之に服する。

七　憲兵上等兵及軍樂上等兵の服役期間

1　現役　憲兵上等兵は前の服役期間を通じて四年、軍樂上等兵は之を命ぜられた年の十二月一日から起算して五年。

2　豫備役　現役の期間を合して七年

四月に滿つる日迄。

3　後備兵役　前の服役を通じて十七年四月に滿つる日迄。

八　下士官兵の服役期間が滿ちた者でも戰時又は事變其の他必要の場合には服役を延長せられる。延長せられた期間は次に服すべき兵役の期間に之を通算する。

九　現役兵で入營前又は入營後六年未滿の徴役若しくは禁錮の刑に處せられた者の在營中刑の執行を受けた日數及在營中逃亡したる者の逃亡中の日數は現役期間に算入せられぬ。

十　六年の徴役若しくは禁錮以上の刑に處せられた者は兵役に服することが出來ぬ故兵籍から除かれる。

再現役志願の手續

一　豫備役後備役憲兵軍曹伍長、砲、工兵技術下士官、主計軍曹（伍長）、縫（裝）工下士官及衞生（療工）軍曹（伍長）は現役滿期後二年以内に更に現役を志願することが出來る。

各兵科（憲兵科を除く）の豫備役後備役軍曹伍長にして六年以上現役に服したる者は現役滿期後二年以内に憲兵科の現役下士官を志願することが出來る。

二　當分の間、步、騎、砲、工、航空及輜重兵科下士官（砲、工兵技術下士官を除く）に限り、

1　歸休又は豫備役上等兵にて各兵科下士官適任證書を有する者は歸休を命ぜられ又は現役期間に滿ち退營したる後二年以内に現役下士官を志願することが出來る。

2　豫備役後備役軍曹伍長は現役滿期後二年以内に現役下士官を志願することが出來る。

前諸項によつて現役下士官を志願する者は左記樣式の願書を本籍地市町村長及聯隊區司令官を經て服役せむとする部隊長に差出すのである。

現役下士官志願ニ付御願

原所屬部隊　何兵第何聯(大)隊
現官任命(現等級ニ進級)何年何月何日
退營年月日　何年何月何日
現役に服シタル年數何年何ケ月
現役滿期後ノ職業　何　々
服役希望ノ部隊　何兵第何聯(大)隊
本籍地　何　々
現住地　何　々

徴集年役種兵科部官等級　氏名

右現役下士官希望ニ付御採用被成下度此段及御願候也

昭和　年　月　日

右　氏

何兵第何聯(大)隊長殿

支那事變ニ關シ臨時軍人ノ服役又ハ在營延期ニ關スル件

（昭和一二、九、二八　陸省令四一號）

第一條　動員部隊又ハ事變地ニ在ル部隊ニ屬スル現役、豫備役又ハ後備役ノ將校、准士官、見習士官及下士官、現役兵（短期現役兵ヲ除ク以下之ニ同ジ）、豫備兵、後備兵竝ニ第一補充兵ニシテ服務期間ニ滿ツル者ハ其ノ服役ヲ延期ス特別志願將校ニシテ其ノ服務期間ヲ滿了スル者ニ付亦同ジ

第二條　動員部隊又ハ事變地ニ在ル部隊ニ屬スル現役兵ニシテ在營期間ニ滿ツル者ハ其ノ在營ヲ延期ス

第三條　前二條ノ規定ニ依リ服役、服務又ハ在營ヲ延期セラレタル者ニ付テハ左ノ區分ニ依リ其ノ延期ヲ解止ス但シ昭和十四年三月三十一日迄ノ間ニ於テ第三號ノ規定ニ依リ其ノ延期ヲ解止セラルル者ニシテ其ノ解止ニ因リ後備役後備兵役又ハ第一補充兵役ヲ滿了スベキモノニ付テハ第四條ノ規定ヲ準用ス

一　現役ノ將校、准士官及下士官ハ轉役ヲ命ジタル日

二　特別志願將校ハ其ノ服務ヲ免ジタル日

三　召集中ノ者ハ召集解除ノ日

四　現役兵ハ除隊ノ日

第四條　第一條ノ規定ノ適用ヲ受ケザル將校、准士官、下士官及兵ニシテ昭和十三年ニ於テ後備役、後備兵役又ハ第一補充兵役ヲ滿了スベキ者ノ當該服役ハ之ヲ一年延期ス

徴　集

兵員配賦　毎年徴集する現役兵及第一補充兵の員數は陸軍大臣上裁を經て之を各師管に配賦す。

師團長は師團に配賦せられたる員數を各聯隊區に、聯隊區司令官は更に之を各徴募區に配賦す。

徴兵檢査　徴兵事務（抽籤事務を除く）執行の爲毎年徴募區又は檢査區毎に聯隊區徴兵署を、又抽籤事務執行の爲聯隊區抽籤徴兵署（六大都市及樺太に在ては聯隊區聯合抽籤署）を設く。

聯隊區徴兵事務は毎年四月十六日より七月三十一日迄の間に於て行ふを例とす。

身體檢査 兵役の適否を定むる爲適齡壯丁の身體檢査（體格檢査及身上調査）を行ひ左の區分に從ひ徵否竝兵種を決定す。

イ 現役に適する者〔甲種及乙（第一、第二）種〕現役又は補充兵役

ロ 國民兵役に適するも現役に適せざる者（丙種）徵兵免除

ハ 兵役に適せざる者（丁種）兵役免除

ニ 兵役の適否を判定し難き者（翌年に至るときは甲種又は乙種に合格すべき見込の者）（戊種）徵集延期

兵種は各徵募區の配賦人員に應じ其身材、藝能及職業に依りて決定す。

徵集延期 左の各號に該當するものは徵集を延期す。

一 徵兵檢査の結果戊種と判定せられたる者、徵否を決定し得る迄毎年徵兵檢査を受く。

二 徵兵檢査を受くべき者刑法の適用を受けつつあるか或は之に類する場合、其事由止む迄。

三 徵兵檢査を受けたる者現役兵として徵募せらるるときは家族が生活を爲すこと能はざる時、二年間。

四 中學校又は其學科程度と同等以上の學校に在學する者本人の願に依り修學年限に應じ年齡二十七年（二十二年、二十五年、二十七年）に至る迄。

五 徵兵適齡及其前より帝國外の地に在る者（帝國外の地を往復する帝國船舶を含む）本人の願に依り事由止む迄。

召集

召集の意義 召集とは現役兵として徵集する者を除くの外兵役に在る在鄉者（歸休兵、豫備兵、後備兵、補充兵、國民兵）を軍隊に召致するを謂ひ、召集せらるべき者を應召員と稱す。

召集の範圍 召集は左の各號に該當する場合に之を行ふことを得るものとす。

一 歸休兵、豫備兵、後備兵、國民兵は戰時又は事變に際し必要あるとき

二 歸休兵は在營兵の補闕其他必要ある場合、服役第一年次豫備兵は警備其他の必要に依り歸休兵を召集するも尙兵員を要する場合

三 豫備兵及後備兵は勤務演習の爲豫備役及後備役を通じ五回以內（一年一回、一回の日數は三十五日以內）補充兵にして軍隊に於て敎育を受けたる者亦之に準ず。

四 第一補充兵は敎育の爲百二十日以內歸休兵、豫備兵、後備兵及補充兵に對しては毎年一回簡閱點呼を行ふことを得。

召集區分 召集を分けて左の六種とす

一 **充員召集** 動員に當り諸部隊の要員を充足する爲在鄉軍人を召集するを謂ふ。

二 **臨時召集** 戰時又は事變に際し必要ある場合に於て臨時在鄉軍人を召集し若しくは平時に於て警備其他の必要に因り歸休兵又は服役第一年次の豫備兵を召集するを謂ふ。

三 **國民兵召集** 戰時又は事變に際し國民兵を召集するを謂ふ。

四 **演習召集** 勤務演習の爲在鄉軍人を召集するを謂ひ時として充員召集の演習を爲す目的を以て其手續に準じ之を實施することあり然るときは特に之を臨時演習召集と稱す。

五 **敎育召集** 敎育の爲第一補充兵を召集するを謂ふ。

六 **歸休兵召集** 在營兵の補缺其他必要あるとき歸休兵を召集するを謂ふ。

簡閱點呼

簡閱點呼の目的は豫備役、後備役の下士官、兵及第一補充兵を參會せしめ之を點檢査閱、敎導するに在り。

補充

補充とは編制上の要員を充足するを謂ふ。從て廣義に於て一般の兵の徵集をも包含するも通常狹義に於て武官及特種の長期志願兵（憲兵上等兵及隊附衞生兵、軍樂上等兵）の平時及戰時の要員を充足するを謂ふ。而して前者卽ち徵集に依る兵員の强制補充は法律の範圍に屬するを以て兵役法に依り規定せらるるも、後者は其性質を異にし志願に基くものなるを以て法律たるを要せず主として憲法第十條の任官大權及第十二條の編制大權に基き勅令たる陸軍補充令を以て規定せらる。

徵兵適齡表（自昭和十三年至昭和十五年迄の分）

年度	滿二十歲となり徵兵に當る者	滿十七歲となり兵役を志願し得る者
昭和十三年	自大正六年十二月二日生 至同七年十二月一日生	自大正九年十二月二日生 至同十年十二月一日生
昭和十四年	自大正七年十二月二日生 至同八年十二月一日生	自大正十年十二月二日生 至同十一年十二月一日生
昭和十五年	自大正八年十二月二日生 至同九年十二月一日生	自大正十一年十二月二日生 至同十二年十二月一日生

在鄉軍人諸願屆一覽表（主として服務に關するもの）

願届名	參照條規	將校下士官兵	提出期日	宛名	提出先	備考
外國旅行（在留）届	兵六四規	○	出發前	本籍地聯隊區司令官	本籍地の市町村長	出發豫定期日後十四日以内に出發せざる時は本手續に準じ十四日以内に届出
外國旅行（在留）届	服一四令	○	同	陸軍大臣		此旅行（在留）を變更せんとする時も亦上記により届出官廳の命による時は前行の届に準じ本籍地、聯隊區司令官に届出るを以て足れりとす
旅行届	兵六四規	○	同	本籍地聯隊區司令官	本籍地の市町村長	旅行日數七日以上を要する帝國内の地又は航海に七日以上を要する水域に赴く時
外國旅行復歸届	同	○	歸朝後十四日以内	同	同	同（將校は陸軍大臣）
旅行復歸届	同	○	本籍地に歸朝後十四日以内	本籍地聯隊區司令官	本籍地の市町村長	同（將校は陸軍大臣）
在留届	同六五	○	在留地到着後十四日以内	在留地を管轄する當該地域の市町村長又は軍司令官	當該地域の市町村長に	朝鮮臺灣關東州又は滿洲に到り當該地域に在留するもの本届書を出すものとす
外國旅行中止届	同六四	○	出發豫定期日後十四日以内	本籍地聯隊區司令官	本籍地の市町村長	
在鄉軍人所在不明届	同六六	○	戸主より不明後十四日以内	本籍の市町村長	市町村長	憲兵又は警察官吏の證明書を添ふること
在鄉軍人所在分明届	同	○	分明直後	同	同	
家事故障の爲召集免除願	召集規二五	○	家族生活をなすこと能はざる時	召集部隊長	市町村長	軍事救護其他の方法を講ずるも生活不能の時
何々のため到着遲延届	同四九	○	到着遲延判明の直後	本籍若くは寄留地の聯隊區司令官	本籍地の市町村長	疾病のため醫師の診斷書其他は發生せる事故の證明書を添ふ

到着遲延届	同	○	應召の爲出發後なる時	召集部隊長	召集事務所	同
犯罪（所在不明）の爲不應召届	同	○	到着遲延判明直後	本籍若くは寄留地の聯隊區司令官	本籍地の應召員に代り令狀を受領したる者より差出す	
到着遲延事故止届	同五一	○	其事故止みたる直後	本籍地の市町村長	市町村長は調査の上届書を聯隊區司令部に送附	
寄留地演習召集應召寄留地變更願	同一一〇	○	前年十一月三十日迄	寄留地の聯隊區司令官	寄留地の期日以後の寄留者は寄留の日より十四日以内	
寄留地演習召集應召許可取消願	同一一一	○	同	新寄留地の聯隊區司令官	舊寄留地にて許可を受けたる證明書を添ふ	
演習召集延期願	同一一五	○	本籍地聯隊區司令官	本籍地の市町村長	本籍地の市町村長又は關係ある官公署の長の證明を添附すること	
演習召集免除届	同一一四	○	就職本籍地十四日以内	本籍地の市町村長	市町村長、助役、收入役、市町村會議員等	本籍地の市町村長、憲兵又は警察官吏の證明書を添附すること
演習召集到着期日延期願	同一二七	○	同	聯隊區司令官	同	醫師の診斷書若くは市町村長の證明書を添附すること
寄留地簡閲點呼參會願	同一五〇	○	毎年三月三十一日迄	寄留地の聯隊區司令官	寄留地の期日後願出でんとするものは願出に理由を附すること	
簡閲點呼參會寄留地變更願	同一五三	○	其都度	新寄留地の聯隊區司令官	舊寄留地にて許可を受けたる證明書を添ふ	
簡閲點呼延期願	同一五五	○	其都度	本籍地の聯隊區司令官	本籍地の市町村長	演習召集延期願の如く證明書を附すること

簡閲點呼參會期日變更願	同一五七	○同	聯隊區司令官	市町村長	寄留地にて參會を受けたるものは寄留地の市町村役場を經て寄留地の聯隊區司令官へ	
簡閲點呼參會屆	同一七〇	○參會日時迄同	同	同	疾病の時は診斷書其の他の場合は憲兵又は警察官吏の證明書を附すること	
簡閲點呼不參願	同一七一	○同　右同	同	同		
寄留地簡閲點呼參會取消願	同一五三	○本籍地に於て寄留地點呼に參會し得る限り	寄留地の聯隊區司令官	寄留地の市町村役場		
軍隊手牒再下附願		○其都度本籍地聯隊區司令官	本籍地の聯隊區司令官	本籍地の市町村役場		
補充兵證書再下附願		○同	同	同		
船員就職（雇入）屆	兵規六五	○就職又は雇入の日より十四日以内	同	同		

備考　外國旅行屆（在留）旅行又は其復歸屆は將校にありては申告書と記す

服役上の諸屆出

一　在鄉軍人の身上異動に付ては、戸籍法寄留法の屆出を其の儀利用することにして、別に屆出を要せざることになつてゐる。

在鄉軍人が戸籍法や寄留法に依つて爲すべき屆出、卽ち出生、死亡、養子緣組、離緣、失踪、轉籍、廢家、廢絕、家再興、分家、氏名族稱變更、國籍の得喪、戸籍の訂正、寄留、寄留換、本籍地復歸等の屆出を怠ると、召集其の他の事務に非常な蹉跌を生ずるものであるから、是非共是等の屆出を確實にせなければならぬ。

二　歸休兵、第一補充兵、及び豫備役後備役の下士官兵は旅行滯在其の他本籍地の市町村を離れる場合には常に其の行先其の他必要なる事項を同一世帶の家族（戸主を含む）中家事を擔當する者に詳知させて軍衞の命を遲滯なく受領し得る如くして置かなければならぬ。

世帶が本籍地市町村に在る場合に其の世帶の在る市町村を離れる場合にも同樣に家事擔當者に自分の行先等を詳知させて置かなければならぬ。

若し單身戸主の如き者で自分の行先を知らして置くべき家族がない者は軍衞の命あるとき之を傳達すべき者（成年の者に限る）を本籍地市區町村内に於て定め豫め連署を以て本籍地の市町村長に屆出置き且其の者に自分の居所を常に詳知させて置かなければならぬ。

又朝鮮、臺灣、關東州又は滿洲國に在留する者其の在留地を離るゝときは前に述べたと同樣の手續を爲さねばならぬ。但し市町村長は其の地の之に該當するものである。

三　歸休兵、第一補充兵、及び豫備役後備役の下士官兵にして内地より帝國外又は在留せんとする者は出發前左の樣式に依り書面を以て本籍地の市區町村長を經て本籍地の聯隊區司令官に屆出でなければならぬ。

（用紙適宜）

外國旅行（在留）屆

一　本籍地　府縣市區町村字番地
二　現住地　何　々　氏　名
三　徵集年、役種、兵種、等級、
四　行　先　何　地
五　目的（何々官廳ノ命ニ依ルモノハ其ノ官廳名ヲ記入スベシ）
六　出發豫定期日及發航地　何年何月何日何地
七　歸朝豫定期　何年何月何日（不明）
右ノ通帝國外ノ地ニ旅行（在留）致スベク候ニ付及屆出候也
昭和　年　月　日　本人　氏　名　㊞
何聯隊區司令官殿

右の屆出を爲したる者出發豫定期日後十四日以内に出發せざるとき又は歸朝したるときは其の後十四日以内に其の旨を本籍地の聯隊區司令官に屆出なければならぬ。又右に揭げた在鄉軍人は本籍地から旅行日數七日以上を要する

帝國内の地又は航海に七日以上を要する水域に赴かうとするときも同樣屆出でなければならぬ。

四　歸休兵、第一補充兵、及び豫備役又は後備役の下士官兵にして内地又は帝國外の地（關東州及滿洲國を除く）より朝鮮、臺灣、關東州又は滿洲國に到り當該地域に在留する者は在留地到著後十四日以内、朝鮮に在りては警察署長、間島に在りては領事官、臺灣に在りては郡守市尹又は支廳長、關東州に在りては民政署長又は同支署長滿洲に在りては警察署長又は領事官を經て師團長又は軍司令官に屆出でなければならぬ。其の屆書の樣式は外國在留屆出に準ずる、又右の者が朝鮮、臺灣、關東州又は滿洲に在留し當該地域内で在留地を變更したとき又は他の地域若しくは内地に到るときも同樣屆出を要する、若し其の在留地から外國に行くときは三に掲げた帝國外（旅行）在留屆を出すのである。

五　歸休兵、第一補充兵、及び豫備役、後備役の下士官兵にして所在不明の者があるときは憲兵又は警察官吏の證明書を添へて其の戸主（本人戸主なれば家族中家事を擔當する者）より十四日以内に本籍市町村長に屆出づべきである。所在不明の者鄰鄉若しくは所在分明したるときも亦同樣である。但し證明書は要しない。其の屆書の樣式は左の如くである。但し此の屆は口頭でも差支はない。

（用紙適宜）

在鄉軍人所在不明屆（分明屆）

一　本籍地　府縣郡市區町村字番地
二　現住地　何　々　氏　名
三　役種、兵種、徵集年、等級
四　所在不明（分明）トナリタル年月日　何年何月何日
五　所在不明ノ者ニ在リテハ其ノ事實ノ要旨　出漁遭難（何々）

本籍地　府縣郡市區町村字番地
現住地　何
昭和　年　月　日　戸主　氏　名　㊞
何市區町村長殿

六　在鄉軍人（國民兵を除く）にして市町村長、助役、收入役又は之に準ずるもの又は帝國議會府縣會市町村會其の他之に準ずるものの議員となつた者は勤務演習召集閒閊點呼を免ぜらるるのであるから、之に就きたる時は其の日より十四日以内に本籍地市長又は町村長及警察署長を經て本籍地所管の聯隊區司令官に屆出づべきである。其の職を退きたる時も亦同樣である。

又此等の者は願に依りて演習召集閒閊點呼を受ける事が出來るが其の場合の願書の差出先經由等は右と同じる。

七　在鄉軍人在鄉中傷痍疾病の爲永久服役に堪へないときは在職陸軍醫官の診斷證書若しくは地方醫師の病況書を添へて本籍地市町村長を經て本籍地所管の聯隊區司令官に屆出づべきである。

八　歸休兵、豫備兵、後備兵又は第一補充兵にして船舶國籍證書を有する船舶の船員たる者は其の就職又は雇入の日より十四日以内に左記樣式の屆書を管る在鄉軍人に就ては右の屆出は朝鮮に在りては警察署長、間島に在りては領事官、臺灣に在りては郡守、市尹、支廳長、關東州に在りては民政署長同支署長、滿洲に在りては警察署長、領事官を經て師團長又は軍司令官に差出すのである。

船員就職（雇入）屆

一、本籍地　府縣郡市區町村番地
二、現住地　何　々　氏　名
三、徵集年、役種、兵種、等級
四、就職（雇入）年月日
五、職名（船長、一等運轉士、二等運轉士、機關長、一等機關士、事務長、水夫長、水夫、無線電信技術員、船夫、火夫長、火夫、油差、賄方等）
六、海技免狀ヲ有スル者及船舶職員試驗規程ニ依リ遞信大臣ノ認定シタル學校又ハ水產講習所ヲ卒業シタル者ニ在リテハ其旨
七、乘組船舶ガ帝國外ノ地ヲ往復スルモノナルヤ否

右及屆出候也

年　月　日　本人　氏　名　㊞

何聯隊區司令官殿

海官廳又は該官廳の事務を行ふ市町村長若しくは之に準ずる者（外國に在りては領事）の證明を受け其の旨を本籍地市町村長を經て本籍地所管の聯隊區司令官に屆出づべきである。其の退職し又は雇止したるときも亦同樣である。

前項の證明書は海員に在つては船長の證明書で代へることが出來る外屆出の際證明書の代りに單に船員手帳を市町村長（之に準ずるもの）に示せば宜しいのである。

又旅行屆を、帝國外に往復する船舶の船員は外國旅行屆を出さずとも宜い。

九　在鄉軍人正當の事由なく本章に規定する屆出（七の屆出を除く）を怠りたる時は拘留又は科料、五十圓以下の罰金に處せらるるのである。

又自己の居所を家事擔當者に詳知せしめざる爲、軍衙の命令を通報することを得ざるに至らしめたときも亦同樣である。

家事擔當者又は本人に代りて令狀を受けたる者正當の事由なく召集の命令を確實迅速に本人に通報（到著遲延の虞ある場合其他必要の場合には無信等にて）せず、又は令狀を交付するの處置を怠りたるときは拘留又は科料に處せらる。

召集及簡閲點呼

召集及簡閲點呼は通常令狀を以て命令せられるのである。

召集に應ずる者にして日本郵船株式會社又は大阪商船株式會社の船舶に乘船する場合には召集令狀を示せば賃金の二割を減じ乘船することが出來るのである。

在鄉軍人故なく召集の期限に遲れ、平時にありて十日を過ぐる時は一年以下の禁錮、戰時又は事變の爲召集を受けたる場合に於て五日を遲れたる時は二年以下の禁錮に處せられるのである。

召集を免るる目的にて疾病を作爲し身體を毀損し其の他詐僞の行爲をした在鄉軍人は三年以下の懲役に處せられるのである。

召集に應ずる者には部隊到著後該隊にて旅費を給せらる。但し前金渡を受けざれば召集に應ずることの出來ぬ者は出發前現住地の市町村長に請求して受領することが出來るのである。點呼に參會する者には旅費を給せられない。

總て屆、願書に添附する醫師の診斷書には病名、原因、經過、現症療法を記載し且つ已れの病氣に關する診斷書には特に到著地又は點呼場に到ることの出來ぬ者は其の理由を明かにすべきである。

但已むを得ない事情がある場合には憲兵又は警察官吏の證明書を以て診斷書に代へる事が出來る。

召集せられた者が召集に因つて家族が生活をする事が出來ない場合には市長又は町村長及警察署長を經て召集の免除を召集部隊長に願ふ事が出來る。併し乍ら

此の願をする場合は一旦應召した後でなければならないので、軍事扶助法などによつて救濟の出來ない場合に限るのである。

家事故障ノ爲召集免除願

召集部隊　何兵第何聯（大）隊
本籍地　府縣郡市區町村字番地
徴集年役種官等級　氏名
別紙ノ事故（別紙ニ何召集ニ應ジ家族自活シ能ハサル事實ヲ詳記スル事）有之候ニ付何召集免除許可相成度市町村長（憲兵警察官吏）ノ證明書相添ヘ及願出候也
昭和　年　月　日
右　氏　名　㊞
何兵第何聯（大）隊長殿

（用紙適宜）

るから、眞に急迫の場合でなければならないのである。此の願の書式は左の通りである。

充員召集

一　充員召集とは動員に方り諸部隊の要員を充足する爲、在鄉軍人を召集するもので、動員令に依つて實施されるのである。

二　召集令狀は市町村長から本人又は家族（召集通報人又は其の家族）に、交付せらるるのである。

令狀交付を受けたる者は令狀に添附してある受領證に受領の年月日を記入し捺印（本人に代つて受領したるものは記名捺印）して直ちに返付すべきである。正當の事由なくして此の規定に背く者は拘留又は科料に處せらるるのである。

三　本人に代つて召集令狀を受領した者は直に確實迅速なる方法で召集部隊到著地、及到著日時を（到著遲延の虞ある場合其の他必要の場合には電信等を以て）本人に通報し且召集令狀を速に本人に交付するの手續をなすべきである。正當の事由なくして此の規定に背く者は拘留又は科料に處せらるるのである。

充員召集若しくは臨時召集の通報をする際の郵便物の封筒、葉書には自分で下記の如く標示を記入し一般郵便物との區別を明瞭にすべきである。

四　本人召集令狀を受領したるときは之を攜へ其の令狀に定められたる日時に

封筒表面

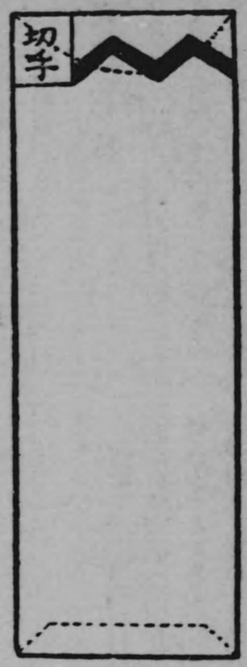

端書表面

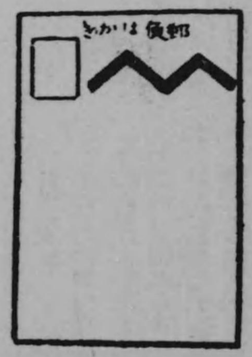

備考　Aは一見明瞭なる太さとし着色を適宜とす。

所命の地に到著し召集事務所に届出づべきである。

召集通報人より召集通報を受けたる者令狀の交付を待たんが爲却て到著遲延の虞ある場合には令狀の到著を待たず直に應召するのをよしとする。

五　令狀又は召集の通報を受けたる日時の關係上指定の日時に到著地に到ることの出來ぬ者は所在地の憲兵又は警察官吏に就て令狀又は通報を受けたる日時及出發日時の證明書を受け到著の上召集事務所に届出づべきである。此の規定に違反した者は拘留又は科料に處せらるるのである。

前項の場合に於て召集事務所閉鎖後なるとき又は集合場に集合すべきときは直に召集部隊に到著すべきである。

六　召集に應ずる際携帶すべき物は概ね左の通りである。

一　召集令狀
一　軍隊手牒
一　適任證書
一　勳章記章
一　各種徽章

一　印　形

七　應召員傷痍疾病の爲、指定の日時に到著地に到ることの出來ぬ者は聯隊區司令官に宛てたる下記樣式の届書に醫師の診斷書を添へて直に本籍地市町村長に（出發後なるときは同時に召集事務所へも）差出すべきである。

其一

何々ノ爲到著遲延届

到著日時　何年何月何日午前(後)何時
到著地　何　々
召集部隊　何兵第何聯(大)隊
本籍地　府縣郡市區町村字番地
徵集年　役種　官等級　氏　名

右何々ノ爲到著期日ニ到著地ニ到リ難ク候ニ付醫師ノ診斷書（何々ノ證明書）相添へ及届出候
昭和　年　月　日

何聯隊區司令官殿

右　氏

（用紙適宜）

其二

到著遲延届

到著日時　何年何月何日午前(後)何時
到著地　何　々
召集部隊　何兵第何聯(大)隊
本籍地　府縣郡市區町村字番地
徵集年　役種　官等級　氏　名

右應召途中何處ニテ疾病ニ罹リ（何々ニ依リ）召集期日ニ到著地ニ到リ難ク候ニ付醫師ノ診斷書（何々ノ證明書）相添へ及届出候也
昭和　年　月　日

何部隊長殿

右　氏

（用紙適宜）

八　應召員傳染病豫防の爲、交通遮斷、隔離又は停留を命ぜられ其の他止むを得ざる事故に因り指定の日時に到著地に到ることの出來ぬ者は聯隊區司令官に宛てたる届書を直に本籍地の市町村長（出發後なるときは同時に召集事務所へも）に差出し、且其の地市町村長、憲兵、警察官吏、船長又は驛長の證明書を受け到著の上召集事務所に差出すべきである。其の届書の樣式は次の通りである。

（用紙適宜）

到著遲延屆

到著日時　何年何月何日午前（後）何時
到著地　何　々
召集部隊　何兵第何聯（大）隊
本籍地　府縣郡市區町村字番地
徵集年　役種　官等級　氏　名

右應召途中何處ニテ傳染病豫防ノ爲何日間交通遮斷ヲ命ゼラレ（何々ノ事故ニ因リ）召集期日ニ到著地ニ到リ難ク候ニ付何々ノ證明書相添ヘ屆出候也

昭和　年　月　日　右　氏　名　㊞

何部隊長殿

（用紙適宜）

犯罪（所在不明）ノ爲不應召屆

到著日時　何年何月何日午前（後）何時
到著地　何　々
召集部隊　何兵第何聯（大）隊
本籍地　府縣郡市區町村字番地
徵集年　役種　官等級　氏　名

右犯罪（所在不明）ノ爲到著地ニ到リ難ク候ニ付憲兵（警察官吏）ノ證明書相添ヘ及屆出候也

昭和　年　月　日　右召集通報人（戶主又ハ家事擔當者）　氏　名　㊞

何聯隊區司令官殿

九　犯罪又は所在不明等の爲、指定の日時に到著地に到ることの出來ぬ者あるときは令狀を受領したる者より聯隊區司令官に宛てたる下記樣式の屆書に憲兵又は警察官吏の證明書及令狀を添へて直に本籍地の市町村長に差出すべきである。

七、八、九の屆出を爲さざる者は拘留又は科料に處せられる。

十　諸種の事故（十一の場合を除く）に依り到著地に到ることの出來ぬ旨を屆出でたる者其の事故の止みたる時は、直に左記樣式に依つて本籍地市町村長に屆出で直に應召し到著の上召集事務所に屆出づべきである。但し召集事務所閉鎖後なるときは召集部隊に到著すべきである。

到著遲延事故止屆

到著日時　何年何月何日午前（後）何時
到著地　何　々
召集部隊　何兵第何聯（大）隊
本籍地　府縣郡市區町村字番地
徵集年　役種　官等級　氏　名

右召集ノ命令ヲ受ケ何々ノ事故ニ因リ未ダ應召致サズ候處今般事故止ミ候ニ付屆出候也

昭和　年　月　日　右　氏　名　㊞

何市（町）（村）長殿

十一　非常事變に因り交通斷絕し到著地に到著することが出來ぬ場合には其の旨を最寄諸部隊（遠部隊なき土地にありては警察官吏）に屆出で指揮を受くべきである。此の規程に違背する者は拘留又は科料に處せられるのである。

演習召集

一　演習召集とは勤務演習の爲在鄉軍人を召集するを謂ふのである。其の召集回數、標準年次及日數は左に示す外附表第一の通りである。但し師團長特別の必要あるときは召集年次を適宜變更する事があるし、又必要に際しては臨時に演習召集を命ぜらるる等左表に依らざる事がある。

イ　飛行機操縱術を修得したる豫備役又は後備役の將校（操縱候補生出身者にして少尉に任ぜらるるの資格を備ふるものを含む）准士官及下士官は豫備役（現役より直に後備役に入りたる者にありては後備役）に入りたる年の翌年に召集し、爾後每年之を召集す、其の召集回數は五回、召集日數は各回二十八日とす、但し年齡四十年に達する者に在つては其の年及爾後之を召集せず。

ロ　憲兵科、又は軍樂部の將校、准士官、下士官、兵及各部佐官並現役を離るるとき其の服役したる年月を通算し十三年を超過する下士官は之を召集せず。

附表第一

豫備役後備役將校准士官、下士官兵、補充兵演習召集回數、標準年次及日數表

種類		回數（役種ヲ通ジ）	標準年次	日數
各兵科將校（幹部候補生出身者ヲ除ク）	豫備役	二	第四年	二十一日
	後備役		第二年	
幹部候補生出身ノ將校	豫備役		第三年	三十五日
各部將校（幹部候補生出身者ヲ除ク）	豫備役		第六年	二十八日
	後備役		第四年	
各兵科准尉	豫備役		第四年	二十一日
	後備役		第二年	
各兵科下士官（幹部候補生出身者ヲ除ク）	豫備役		第三年	
	後備役		第二年	

（役ニ入リタルノ翌年ヨリ起算ス）

種類		回數（役種ヲ通ジ）	標準年次	日數
幹部候補生出身ノ下士官	豫備役	一回	第二年	三十五日
各部准士官下士官（幹部候補生出身者ヲ除ク）	豫備役		第五年	二十八日
	後備役		第四年	二十一日
各兵科兵（輜重兵特務兵ヲ除ク）			第二年	十四日
衛生兵			第四、第十年	二十一日
衛生兵			第四年	
補助衛生兵			第十年	十四日
各兵第一補充兵			第六年	二十一日
			第四年	

（徴集年ノ翌年ヨリ起算ス）

一、豫備役後備役ノ者ニシテ下士官ヨリ准士官ニ、准士官ヨリ尉官ニ任官又ハ進級シタル者ノ演習召集ハ任官年ヲ第一年トシテ起算スルモノトス

二、幹部候補生出身者ニシテ一月ヨリ四月迄ノ間ニ於テ豫備役ニ入リタル者ニ在リテハ其ノ年ヲ第一年トシテ起算スルモノトス

三、歩兵科兵（下士官）ニシテ擔架術ヲ修得シタルモノニ在リテハ本表ニ依ラズ第三年（豫備役第二年）又ハ第九年（後備役第一年）ヲ標準年次トスルコトヲ得

四、豫備役後備役兵ニシテ演習召集中下士官ニ任セラレタル者ノ召集回數ハ兵トシテノ召集回數ヲ通算スルモノトス

五、豫備役後備役准士官下士官兵ニシテ將校勤務適任證書又ハ下士官適任證書ヲ有スル者ノ演習召集ハ現官等級相當ノ召集回數、年次及日數ニ依ル

六、本表ノ外必要ナル演習等ノ爲召集シ又ハ本表日數ノ範圍内ニ於テ各年次ノ召集日數ヲ彼此融通スルコトアル

七、召集期間ハ時ヲ以テ計算ス（ヘシ）

二　演習召集の召集部隊は特に規定するものを除く外附表第二の區分に依り本籍地所在の師管内にある部隊である。

但し必要あるときは附表第三其三の通り他の師管内にある部隊に召集せらるる事がある。寄留地に於て勤務演習に應ずることの許可を受けたる者は、寄留地所管の師團に召集せらるるのである。

附表第二

所管内ノ部隊ニ召集スベキ者ノ召集部隊表

區分	階級	召集部隊
各兵科	佐官以下	當該兵科ノ各隊
經理部	尉官	師團司令部所在地ノ各隊
	准士官以下	各隊
衛生部	尉官准士官	師團司令部所在地ノ各隊
	下士官以下	各隊
獸醫部	尉官	師團司令部所在地ノ騎、砲、輜重兵隊
	准士官以下	騎、砲、輜重兵隊

一　師團長ハ演習召集ノ際特種ノ職時職務ヲ有スル者ヲシテ之ニ適應スル勤務ヲ修得セシムル爲又ハ戰時充用上其ノ他必要アルトキハ師團内ノ他部隊ニ召集シ其ノ勤務ヲ修得セシムルコトヲ得

二　補助衛生兵ノ召集部隊ハ陸軍病院所在地ノ部隊トス

三　獸醫部下士官適任證書ヲ有スル者ノ召集部隊ハ獸醫部准士官以下ノモノト同ジ

附表第三其三

他師管ニ在ル部隊ニ召集スベキ者ノ區分表

本籍師團 ＼ 召集師團	近衛師團	第一師團	第二師團	第三師團	第四師團	第七師團	第十二師團	第十六師團
第二師管		重砲兵						
第三師管					重砲兵			
第五師管						重砲兵	山砲兵	
第六師管							野戰重砲兵	
第八師管			山砲兵			重砲兵	重砲兵	
第九師管				重砲兵				重砲兵
第十師管				重砲兵				
第十一師管					重砲兵			

第十四師管	野戰重砲兵重砲兵					
第十六師管	野戰重砲兵					

一　本表ニ示サザル砲兵科ノ者ニシテ當該師管内ニ該當召集部隊ナキ時ハ適宜所管内ノ部隊ニ召集スルモノトス
二　特別ノ必要アルトキハ關係師團長ノ協議ニ依リ前號又ハ本表ノ區分ニ準ズル取扱ヲ爲スコトヲ得

三　演習召集及教育召集に就ては前表に示すものの外左の各項に依つて召集せらるるのである。

1　戰車隊、高射砲隊、氣球隊、鐵道隊、電信隊、飛行隊、陸軍工兵學校教導隊電氣中隊又は陸軍習志野學校練習隊に於て教育を受け又は現役を終りたる者（飛行隊に於て飛行機操縱術を修得したる者を除く）及陸軍野戰砲兵學校教導聯隊に於て砲兵情報に關する教育を受けたる者竝に戰車隊、高射砲隊、電信隊又ハ飛行隊ニ於テ演習又ハ教育ノ爲召集スベキ者ノ召集部隊表附表第三其一

部隊	師管
戰車第一聯隊	第四、第五、第六、第十、第十一、第十二師管
同　第二聯隊	第一、第二、第三、第七、第八、第九、第十四、第十六師管
高射砲第一聯隊	第三、第四、第五、第六、第十、第十一、第十二、第十六師管
同　第二聯隊	第一、第二、第七、第八、第九、第十四師管
電信第一聯隊	第一、第二、第三、第七、第八、第九、第十四、第十六師管
同　第二聯隊	第四、第五、第六、第十、第十一、第十二師管
飛行第一聯隊	
同　第二聯隊	第一、第二、第三、第九、第十四師管
同　第七聯隊	第一、第二、第三、第九、第十六師管
同　第三聯隊	第四、第十、第十一、第十二師管
同　第四聯隊	第五、第六、第十、第十一、第十二師管
同　第五聯隊	第一、第二、第七、第八師管

一　特殊無線ノ教育ヲ受ケタル者ハ電信第一聯隊ニ、固定無線ノ教育ヲ受ケタル者ハ電信第二聯隊ニ之ヲ召集スルモノトス
二　飛行第七聯隊ニ召集スベキ者ハ同隊又ハ爆撃隊ニ於テ服役シタル者トス
三　第一、第二師管ニ在リテハ飛行第七聯隊ニ召集スベキ者ヲ除クノ外總テ飛行第五聯隊ニ之ヲ召集スルモノトス

戰車隊、高射砲隊、氣球隊、鐵道隊、電信隊又は陸軍工兵學校教導隊電氣中隊に於て教育を受けたる者は高射砲隊に、無線乙中隊に於て教育を受けたる者は本籍地師管内適宜の部隊に召集せらるるのである。

以上の規定に依り召集せらるる者の部隊は、其の本籍地師管別に基き次に掲ぐる附表第三其一の區分に依る。

2　陸軍騎兵學校教導隊及騎兵部隊內裝甲車隊に於て裝甲車に關する教育を受けたる者は陸軍騎兵學校教導隊に召集せらる。

3　本款一のイに述べた者は熊谷陸軍飛行學校に召集せられる。

4　輜重兵にして、自動車教育を受けた者は、本籍地師管別に基き附表第三其二の各輜重隊に召集せられる。

附表第三其二

自動車ニ關スル教育ヲ受ケタル輜重兵ニシテ演習ノ爲召集スベキ者ノ召集部隊表

部隊	師管
近衞輜重兵聯隊	第一、第十四師管
輜重兵第一聯隊	第一、第二師管
同　第三聯隊	第三、第九師管
同　第四聯隊	第四、第十師管
同　第五聯隊	第五、第十一師管
同　第十四聯隊	第七、第八、第十四師管
同　第十六聯隊	第十六師管
同　第十八聯隊	第六、第十二師管

戰時自動車部隊ノ要員タル各兵科ノ者ハ所要ニ應ジ關係師團長ノ協議ニ依リ本表ニ準ズル取扱ヲ爲スコトヲ得

四　近衞師團に召集せらるる者は左の通りである。但し氣球隊、鐵道隊、電信隊、飛行隊の者を除く。

イ　近衞師團にて現役を終りたる豫備役、後備役、將校、准士官、下士官兵及近衞師團に於て教育を受けたる第一補充兵中第一第十四師管に本籍を有する者。

ロ　本郷聯隊區又は甲府聯隊區内（山梨縣を除く）に寄留し第一師管内の部隊（重砲兵隊を除く）に於て演習召集に應ずべき許可を受けたる者。

五　在鄉軍人にして文官となり特別の職務を奉ずる者、市町村長助役收入役其の他之に準ずべき職に在る者、帝國議會府縣會市町村會其の他之に準ずべき議員（但し其の議會閉會中に限る）帝國外の地（關東州及滿洲國を除く）に旅行又は在留する者及往復する帝國船舶の船員は演習召集を免除せられる。

六　應召員中直系尊屬妻子の死去又は重態、同一戶籍内に在る者死亡し他に後始末する者なきとき、本人住家の火災流失又は倒壞其の他之に準ずる災害の爲及同一戶籍内に在る者重態にして本人に依るに非ざれば他に看護を爲す者なきため到著期日の延期を願はむとする者は上記樣式に依り聯隊區司令官に宛てたる願書を本籍地市町村長（寄留地に於て召集に應ずべき許可を受けたる者にありては寄留地聯隊區司令官及市町村長）に差出すべきである。

但し直系尊屬妻子又は同一戶籍内に在る者重態の場合は醫師の診斷書を、其他に係るときは市町村長警察官吏又は憲兵の證明書を添付すべきである。

右の事故突發し聯隊區司令官の指令を受くる暇なき場合でも正當の手續を爲せば此の場合に限り市町村長に於て三日以内到著期日延期の承認を與へる事が出來るのである。到著期日の延期を願出でたる後でも別に指令がなければ指定の日時に召集に應ずべきものである。

演習召集到著期日延期願

到著日時　何年何月何日午前（後）何時
到著地　何　々
召集部隊　何兵第何聯（大）隊
延期ノ事由　父某死亡（母某危篤等）
本籍地　府縣郡市區町村字番地
徴集年（下士官以上ニ在リテハ役種編入年）　役種　官等級　氏名

（用紙適宜）

右演習召集ヲ命ゼラレ候處何々ニ依リ到著期日ヲ延期相成度別紙醫師ノ診斷書（何々ノ證明書）相添ヘ此段及願出候也

昭和　年　月　日

右　氏　名　印

何聯隊區司令官殿

七　應召員事故の爲指定の日時に到著地に到る事の出來ぬ者の手續は左の通りである。

1　傷痍、疾病の者は醫師の診斷書を添へて直に市町村長（寄留地勤務演習應召許可者は寄留地市町村長）を經て聯隊區司令官に屆出づべきである。

2　傳染病豫防の爲交通遮斷隔離又は停留を命ぜられ其の他止むを得ざる事故に因る者、犯罪又は所在不明等の爲本人に代つて令狀を受領したる者並に非常事變に因り交通遮斷したるときは其の地の市町村長、憲兵、警察官吏、船長又は驛長の證明書を添へて聯隊區司令官に屆出づべきである。

3　應召員出發後事故發生して前項の屆出を爲す場合には召集部隊長に宛て屆出づべきである。

（用紙適宜）

寄留地演習召集應召願

寄　留　地　府縣郡市町村字番地

本　籍　地　何　々

徴集年（下士官以上ニ在リテハ役種編入年）　役種　官等級　氏　名

右何年度寄留地ニ於テ演習召集ニ應召致度候ニ付許可相成度及願出候也

昭和　年　月　日

右　氏　名　印

何聯隊區司令官殿

寄留年月日　何年何月何日

本　籍　地　何　々

徴集年（下士官以上ニ在リテハ役種編入年）　役種　官等級　氏　名

右何年度寄留地ニ於テ演習召集ニ應召致度候ニ付許可相成度及願出候也

昭和　年　月　日

右　氏　名　印

何聯隊區司令官殿

て屆出づべきである。

前三號の屆書の樣式は充員召集七、八、九（事故止みの屆書は一〇）に揭載したるものに準ずる。又右屆出を爲したる後尙事故止まず期日以內（演習召集に在つては召集期日後五日、教育召集に在りては十日以內）に到著地に到ることの出來ぬ者は令狀を返附すべきである。

八　以上揭ぐるものを除く外演習召集に就ての心得は充員召集の場合に於ける心得に準ずるのであるから、熟讀參照すべきである。

九　本籍地以外の聯隊區に寄留する者は願に依り寄留地師管內の軍隊にて演習召集を受けることが出來るのである。前項の願出を爲す者は上記樣式の願書を其の前年の十一月三十日迄に寄留地市町村長及警察署長を經て寄留地所管の聯隊區司令官に差出し許可を受くべきである。

前項の願出期日後に寄留し寄留地に於て勤務演習を爲さむとするものは情を具し市町村長より寄留に關する證明を受け寄留の日より十四日以內に出願することが出來る。其の願出手續は前項と同樣である。但し此の願は許可せられないことがある。

前二項の許可を得たる者本籍地に復歸し又寄留換を爲したる爲、其の許可の取消を受けむとするものは新居住地所管の聯隊區司令官に宛て新居住地の市町村長、警察署長を經て左の書式に依り願出づることが出來る。此の場合には本籍地の勤務演習に應召せしめ得る者に限り許可せらるることがある。

（用紙適宜）

寄留地演習召集應召許可取消願

寄　留　地　府縣郡市町村字番地

本　籍　地　何　々

徴集年（下士官以上ニ在リテハ役種編入年）　役種　官等級　氏　名

取消ノ事由　寄留換（本籍地復歸）

右寄留地ニ於ケル何年度演習召集應召許可取消相成度及願出候也

昭和　年　月　日

右　氏　名　印

何聯隊區司令官殿

寄留地に於て動務演習を爲すことの許可を得たる者は本籍地に復歸し又は寄留換を爲すも許可の取消を許されたる場合を除くの外其の許可を受けたる地に於て演習召集を受くべきである。

十　避くべからざる事故の爲演習召集の延期を願はむとする者は其の事實を證明し本籍地市町村長を經て本籍地所管の聯隊區司令官に願出で許可を受くべきである。

但し其の願書には本籍地市町村長又は關係ある官公署の長（船員は船長）の證明書を添付する必要がある。其の樣式は左の通りである。

（用紙適宜）

演習召集延期願

本籍地　府縣郡市町村字番地
徵集年（下士官以上ニ在リテハ役種編入年）　役種　官等級　氏名

右何年度演習召集に召集セラルベキ處（演習召集ヲ命ゼラレ候處）別紙（左記）理由ニ依リ何年　月　日ヨリ　年　月　日ニ至ル間召集ノ延期許可相成度別紙市町村長（何々長）ノ證明書相添へ此段及願出候也

昭和　年　月　日　右　氏名　印

何聯隊區司令官殿

注意

一　召集令狀受領後ナルトキハ召集部隊（必要アルトキハ到著日時ヲ明示スヘシ）著寄留地應召ヲ許可セラレタル者ナルトキハ其ノ旨ヲ明示シ且本籍地市町村長ニ代ヘ寄留地市町村長ノ證明書ヲ添附スヘシ

二　歸休兵召集とは平時に於て在營兵の補缺其他必要あるとき歸休兵を召集するを謂ふのである。

三　教育召集及歸休兵召集に關する心得は充員召集に關する心得に準ずるのである。但し應召員中事故に依り歸鄉を命ぜられたる者又は召集解除を命ぜられたる者及事故の爲到著地に到ることの出來ぬ者に就いては演習召集の場合の手續に準ずるのである。

簡閲點呼

一　簡閲點呼とは豫備役後備役の下士官兵及歸休兵及補充兵を參會せしめ其の一般の狀態特に軍人精神の保持及軍事思想普及の程度健康狀態並に服役上の義務履行の確否等を査閲し所要の教訓を與へ在鄉軍人に其の本分を全うせしむる如く指導するを謂ふのである。

此の點呼に參會すべき回數及年次は別段の規定ある場合を除くの外は左の區分によるのである。

一　豫備役後備役下士官（志願によらずして任官したる者及幹部候補生出身の者を除く）に在りては任官年の翌年より起算し、又志願によらずして下士官に任官したる者に在りては徵集年の翌年より起算して十二年に滿つる間通常一年置きに之を行ふ。

二　幹部候補生出身の下士官は徵集年の翌年より起算して十二年に滿つる間通常一年置きに之を行ふ。

三　豫備役後備役兵及第一補充兵（未だ教育せざる者を除く）に在りては其の服役間を通じ徵集年の翌年を第一年次とし通常一年置きに五回とす

四　未だ教育せざる第一補充兵（戰時輜卒隊に於て動務したる補充兵役輜重兵特務兵、各兵科兵にして在隊三箇月に滿たずして現役より補充兵役に轉じたる者及教育召集應召者にして教育終了前召集を解除せられたる

海外居住者の召集

十一　在鄉軍人（國民兵を除く）にして朝鮮臺灣關東州又は滿洲國に在留する者は其の地に於て充員召集及動務演習を行ふのである。其の願屆に關する心得は本籍地に於けると同樣である。

演習の爲召集すべき者にて所管區域內に召集する部隊なきものに對しては當分の內演習召集を行はない。又僻陬の地に居住するものに對しては演習召集を行はないことがある。

海外在留者の在留、在留地變更、旅行滯在、在留地復歸に關する願屆に要する召集通報人は其の地在留者を以て定むべきで總て十四日以內に屆出を必要とする。

演習召集に關し內地に於ける聯隊區司令官の事務を執る者は朝鮮に在りては師團長、臺灣に在りては軍司令官、關東州又は滿洲國（間島を除く）に在りては關東軍司令官、間島に在りては第十九師團長である。又內地の市町村長に相當する者は朝鮮に在りては警察署長、臺灣に在りては郡守、市尹及支廳長、關東州にありては民政署長、又は民政支署長、滿洲國（間島を除く）に在りては警察署長又は領事官（領事官の職務を行ふものを含む）間島に在りては領事館（領事官の職務を行ふものを含む）である。

教育召集及歸休召集

一　教育召集とは教育の爲未だ教育せざる第一補充兵を召集するのである。目下は步兵、戰車兵、野（山）砲兵、野戰重砲兵、重砲兵、高射砲兵、氣球兵、工兵、鐵道兵、電信兵又は輜重兵中の人員を限り服役間一回（通常徵集年の翌年）九十日間之を召集するを謂ふのである。

但し步兵で青年學校の課程を修め陸軍大臣の定むる檢定に合格したる者又は成績特に優秀なる者の召集日數は七十五日に短縮される。

者を含む）に在りては其の服役間を通じ四回とし徴集年の翌年を第一年次とし通常二年置きとす。

幹部候補生にして豫備役將校に任ぜられる資格を具へた者は簡閲點呼に之を參會させることはないのである。

充員召集、臨時召集、又は教育召集及歸休兵召集の解除（應召當日の歸鄕を含む）歸休、現役、又は就職滿期等に依り陸軍軍隊官衙學校より歸鄕したる者及演習召集に召集せらるべき者は其年の簡閲點呼に參會したものと看做されるのである。

傷痍疾病其の他の事故に依つて點呼に參會しない者は規定回數の範圍内で適宜の年簡閲點呼に參會せしめ得るのである。

二　簡閲點呼に參會するものは左の諸點に注意すべきである。

イ　令狀、軍隊手牒、補充兵證書（未入營補充兵手牒）及奉公袋を攜ふること。

ロ　軍服所持者は成るべく之を著用すること。其の他の者に在りては質素にして且端正を害せざる程度に於て敏活なる動作に便利なる服裝を爲すこと特に靴其の他運動に便なる履物を穿つが宜しい。

ハ　定められたる時刻より若干時前に參集すること。遲刻したときは更に他の點呼場に參會を命ぜらるることがある。

ニ　簡閲點呼執行官の意圖命令に違反し若しくは上官に禮を失した時は陸軍刑法又は陸軍懲罰令に依つて處分せらるることがある。

ホ　參會の爲往復途中及點呼場に於ては服裝の何たるを問はず上官に對して敬禮をなすべきである。

三　寄留地に於て簡閲點呼を受けむとする者は寄留地に於て勤務演習を受くる場合に準じ毎年三月三十一日迄に寄留地所管の聯隊區司令官に願出許可を受くべきである。其の願書の樣式は左の通りである。

寄留地ニ於テ簡閲點呼ニ參會致度候間御許可相成度及願出候也

昭和　年　月　日

寄留地　府縣郡市町村字番地　右　氏　名印
本籍地　何　々
徴集年（下士官ニ在リテハ役種編入年）役種　兵種　官等級　氏　名

何聯隊區司令官殿

（用紙適宜）

前項の願出期日後に寄留地に於て簡閲點呼を受けんとするものは情を具して本籍地及寄留地の點呼執行期日の各二十日（本籍地聯隊區内にて受けんとするものは七日）前迄に願出づることが出來る。但し此の願は許可せられないことがある。

四　事故の爲參會することの出來ぬ者の願出に關しては演習召集の場合の規程に準ずるのである。但し其の願書は參會日時迄に市長村長に差出すのである。

五　直系尊屬妻子の死亡、重態又は同一戸籍内の者の死亡及天災等に依る不參の願出は演習召集到著期日延期の願出と同じである。其の樣式は下の通りである。

又避く可からざる事故に依り參會期日の變更を願出づる者は情を具し且參會期日及希望する變更期日を明記し市町村長を經て聯隊區司令官に願出づるの

簡閲點呼不參願

參會日時　何年何月何日午前何時
點呼場　何　々
不參ノ事由　父某死亡（母某危篤等）
本籍地　府縣郡市町村字番地
役種　兵種　官等級　氏　名

右簡閲點呼ヲ命ゼラレ候處何々ニ依リ不參許可相成度別紙醫師ノ診斷書（何々ノ證明書）相添ヘ此段及願出候也

昭和　年　月　日

右　氏　名　印

何聯隊區司令官殿

（用紙適宜）

る者は五十圓以下の罰金又は拘留若くは科料に處せらるるのである。

六　正當の事由なくして點呼に參會せざるのである。其の樣式は左の通りである。

（用紙適宜）

簡閲點呼參會期日變更願

本籍地（寄留地）　府縣郡市町村字番地
參會ヲ命ゼラレタル點呼場　何　々
希望スル參會點呼場　月　日　何　々
役種　兵種官　等級　氏　名
月　日
右簡閲點呼參會ヲ命ゼラレ候處別紙（左記）理由ニ依リ右記希望ノ如ク參會期日ノ變更許可相成度此段及願出候也
昭和　年　月　日
右
名　印
何聯隊區司令官殿

注意　一　希望スル參會日次及點呼場ニ數種アル時ハ之ヲ列記スルモ妨ゲナシ

七　この外、寄留地に於ける總ての心得は寄留地にて動務演習を爲す者の心得に準ずるのである。

八　朝鮮臺灣關東州に在留する者の簡閲點呼に就ての心得は演習召集に於ける海外在留者と同じである。

關東州、滿洲國（關島を除く　以下同し）に於ける召集、簡閲點呼の手續（關東軍司令部の定むる規定）

在留に關する届出

一　始めて關東州滿洲國に在留した者又は從前より在留し本年徴兵檢査を受け第一補充兵に編入せられたる者は十二月一日以後速に關東州に在りては民政署又は民政支署、南滿洲鐵道附屬地に在りては警察署、其の他の滿洲國内は所轄領事館を經由して關東軍司令官宛の在留届を提出すること。

届書の樣式は左の通りにして用紙は最寄民政署、警察署又は領事館或は在鄉軍人分會にある。

（用紙美濃半枚形西洋紙）

在留届（字體ハ楷書二通提出）	
本籍地	
在留地（現在居ル所）	
在留年月日（現在居ル所ニ移ツタ年月日）	
前居住地（前ニ關東軍司令官又ハ朝鮮師團長臺灣軍司令官宛届出デタル所）	
徴集年（徴兵檢査ヲ受ケタル年）	
入營年月	
入營部隊	
職業（現在ノ職業ヲ詳細ニ記ス）	
勤務先（電話番號）	
住所	本人不在ノ場合在留地ニ於テ召集ヲ通報スベキ者ノ住所續柄氏名印但シ同一家族ニ在リテハ捺印ヲ要セズ
續柄	
氏名印	
初任官年（下士官志願ニ依ル下士官ノミ記ス）	
役種	
兵種	
官等級（幹部候補生出身者ハ「幹」一年志願兵出身者ハ「一志」ト記ス）	
除隊年月日（下士官以上ハ現役部隊ヲ離レタル年月日）	

昭和　年　月　日
關東軍司令官殿

フリカナ	
氏名	印
生年月日	

注意

一　本届ノ記載ニ方リテハ軍隊手牒又ハ補充兵證書ニ對照シ苟モ本籍地、兵役關係ハ絶對ニ誤ラザル樣注意ヲ要ス

二　前居住地欄届出ヲナシタルコトナキモノハ記入セザルモノトス

二　在留届を提出後在留地を變更したる場合は左記樣式の在留地變更届を軍司令官宛所在地の民政署、警察署、領事館に差出すこと。

（用紙美濃半枚形西洋紙）

在留地變更届（字體ハ楷書ニ通提出）

本籍地	
在留地（現在居ル所）	
在留年月日（現在居ル所ニ移ツタ年月日）	
前居住地（前ニ關東軍司令官宛届出デタル所）	
徵集年（徵兵檢査ヲ受ケタル年）	
入營年月	
入營部隊	
除隊年月日（下士官以上ハ現役部隊ヲ離レタル年月日）	
適任證書ノ種類軍隊ニ於テ修得セル特業	
特有ノ技能又ハ特ニ修得シタル學術	

初任官年（下士官志願ニ依ル下士官ノミ記ス）

役種

兵種

官等級（幹部候補生出身者ハ「幹」一年志願兵出身者ハ「一志」ト記ス）

昭和　年　月　日
關東軍司令官殿

三　關東州滿洲國外の地へ退去する場合は出發前に關東軍司令官宛の退去届を在留届の要領に依り提出すること。

（用紙美濃半枚形西洋紙）

退去届（字體ハ楷書二通提出）

本籍地	
在留地	
退去先	
退去年月日	
職業（現在ノ職業ヲ詳細ニ記ス）	
勤務先（電話番號）	
フリカナ	
氏名	印
生年月日	
本人不在ノ場合在留地ニ於テ召集ヲ通報スベキ者ノ住所續柄氏名印但シ同一家族ニ在リテハ捺印ヲ要セズ	住所
	續柄
	氏名　印

昭和　年　月　日

徴集年	入營年	役種	兵種	官等級	氏名	印

關東軍司令官殿

以上の届出を爲さざる者は我が國軍の召集事務に支障を來し動員に拗からず缺陷を生ずるを以て兵役法施行規則違反として處罰せらるるのみならず、關東州滿洲國に在留するに拘はらず在留届を提出せざるときは內地に召集又は點呼參會を命ぜらる。又在留届提出後在留地を變更せしもの之が届出を爲さざるときは舊在留地に召集參會を命ぜられ、又在留地を退去せんとするものにして之が届出を怠るに於ては軍司令官より令狀を受くることとなり內地より滿洲に召集せらるることとなる。此の場合何れも旅費を支給せられず應召せざるべからざる不幸を見るに至る。本届は斯く重要にして將來服役上の權利にも關する場合あるべく又自身としても之が濟否を明確にし置く必要あるべきを以て、各自左の如き在留届出に關する履歷表を調製して軍隊手牒又は補充兵證書と共に奉公袋に收容し何年何月何日何地に於て届出何某受理等の事實を明瞭にして置くこと緊要なり、切に之が實施を望む。

在留届出ニ關スル履歷表

年	月	日	區分	在留地	何某
昭和	九、	一〇、	二	在留届	大連市明治町三ノ二何々方
同	九、	一〇、	三〇	在留地變更届	奉天、、、、、、、、、、

差出先	印
受領者	
大連民政署兵事係	㊞
奉天何町派出所巡査	㊞

同	九、	一一、	三	同	新京、、、、、、、、、、

備考	新京警察署兵事係 ㊞

一、本表ハ届書記載ノ際同時ニ記入スルモノトス
二、差出先欄ノ記載ハ郵送ノ場合ハ適宜記入スルモノトス
三、用紙ハ可成紙質堅牢ナルモノヲ可トス
四、本表ヲ未ダ調製シアラザル者ハ現届出ヲ基準トシテ調製ス

在留地を離るる場合の心得

一　在留地の變更にあらずして一時在留地外に旅行滯在の場合は常に其の行先其の他軍衙の命あるとき通知を受くるに必要なる事項を同一世帶の家族（戸主を含む）中家事を擔當する者若しくは召集を通報すべき者に詳知せしむること。

二　前項の旅行滯在にして旅行日數七日以上（確實なる交通機關を利用することを得）を要する地域又は航海に七日以上を要する水域に赴かんとするときは或は關東州滿洲國以外の外國に一時旅行滯在せんとする時は軍司令官宛左の届書を在留地の民政署、警察署又は領事館經由提出すること。

（用紙美濃半枚形西洋紙）

旅行	外國旅行（在留）届（字體ハ楷書二通提出）
本籍地	
在留地	
行先	
目的	

出發豫定期及發航地
在留地歸著豫定期
昭年　年　月　日
徵集年　入替年　役種　兵種　官等級　氏名　印

關東軍司令官殿

一　本屆出者出發豫定期日後十四日以內ニ出發セザルトキ又ハ在留地ニ歸著シタルトキハ其ノ後十四日以內ニ前項ニ準ジ屆出ヅルモノトス

恩給、年金、賜金

勳章年金

普通恩給　一定年限に達して退職した軍人及準軍人に賜はる一般的恩給で其在職年限及年金額は階等に依て左の如く區別される。

一　准士官以上に在つては在職十三年以上十四年未滿に對し退職前の俸給年額の百五十分の五十に相當する金額、以上一年を增す每に其一年に對し退職前の俸給年額の百五十分の一に相當する金額。

二　下士官以下に在つては在職十二年以上十三年未滿に對し退職前の俸給年額百五十分の五十に相當する金額、以上一年を增す每に其一年に對し下士官に在ては七圓、兵に在ては六圓を加へたる金額。

增加恩給　公務の爲、傷病を受けて不具廢疾となり失格原因なくして退職したるものに普通恩給に加へて賜はる年金で普通公務の傷病原因に對しては年額二四〇圓乃至一、九二〇圓、戰爭又は之に準ずる公務の傷病原因に對しては年額三〇〇圓乃至二四〇〇圓。

傷病年金　公務の爲、傷病を受け不具廢疾に至らざるも一定の限度に達し失格原因なくして之が爲め一年內に退職し又下士官以下軍人にして退職後一年內に之が爲、一種以上の兵役を免ぜられた者に賜はる年金で傷病の程度に依り判任及同待遇者に在つては最低一一〇圓より最高三一二圓迄。

傷痍賜金　下士官以下の軍人公務の爲傷病を受け又疾病に罹り傷病年金を受ける程度に至らざるも、之が爲退職し又退職後一年內に之が爲一種以上の兵役を免ぜられた者に一時金として給せられる、其の額は傷病の原因及程度に依て異るが其の最高最低額は左の通りである。

傷病原因	下士官	兵
戰爭又は之に準ずる公務	一六五—九九〇圓	一五〇—九〇〇圓
普通公務	一三二—七九二	一二〇—七二〇

一時恩給　準士官以上の軍人在職三年以上十三年未滿又下士官在職二年以上十二年未滿にして退職した者（但し下士官以上としての在職　年未滿なる時は此限りにあらず）に給されるもので其の額は退職前の俸給月額に相當する金額に在職年數を乘した額である。

扶助料　軍人在職中死亡し其死亡を退職と看做すに於て普通恩給を給せらるべきものなるとき及普通恩給を給せらるるもの死亡したる時其遺族（兄弟姉妹を除く）に給されるもので其年額は戰爭又は戰爭に準ずべき公務に因る傷痍疾病の爲の死亡なるときは其普通恩給年額の十分の八に相當する金額、其他の場合は普通恩給年額の十分の五に相當する金額、但し一、二號の該當者及增加恩給を併給される者死亡の場合は其死亡の翌月より五年間は上記の年額に各其十分の三を加給さる。

一時扶助料　准士官以上の軍人在職三年以上十三年未滿、下士官同二年以上十二年未滿にして在職中死亡した時其遺族に給せられるもので其額は一時恩給の額を適用さる。

特別賜金　航空勤務者、潛水艦勤務者、化學兵器研究勤務者、國境、蕃地、其他滿鐵附屬地警備勤務者等の死亡傷痍に對しては夫々特別規定に依る一時賜金、保護賜金を給せらる。

死亡賜金　現役の武官死亡する時は其遺族に左記定額の死亡賜金を給せられる（各相當官を含む）

（階等）	（金額）
大將	二、二〇〇圓
中將	一、九三四
少將	一、六六七
大佐	一、三八四
中佐	一、一七三
少佐	九六五
大特務大尉	七〇六
中特務中尉	五二〇
少特務少尉	四三四
見習士官	三八八
准士官	三八八
曹長一等下士官	二八五

軍曹（上等下士官）　二五五
伍長（三等下士官）　二二五

一　恩給竝扶助料は之を受くべき事由の生じたる時より七箇年内に請求の手續をしないときは之を受くるを得ざるに至るのである。（新法に於ては天災避くべからざる理由により請求し得ざるる場合特別規定あり）

二　戰鬪又は公務のため負傷若くは疾病に罹り恩給を受けたる者又は之を受くるに至らざりし者にて現役を離れたる後五年内に之が爲不具癈疾となり又は其の程度が增進した場合其の期間内に請求した時は、新に普通恩給及增加恩給若くは傷病年金を給し又は現に受くる增加恩給を改定せられるのである。前項五年の期間を經過したる後と雖恩給審査會にて不具、癈疾が公務に起因すること顯著なりと議決せられたるときは議決後之に相當の恩給を給せられ又は之を改定せらるるのである。

三　下士官以下の軍人戰鬪又は公務の爲傷痍を受け若くは癈疾に罹りたるも增加恩給又は傷病賜金を受け得られずして現役を離れたる後一年内にその公傷病のために一種以上の兵役を免ぜられたるとき（增加恩給程度に達せざるもの）は傷病年金若くは傷病賜金を給せられるのである。（增加恩給程度に達せざるものに限る）

四　普通恩給を受くる者再び軍人、文官、待遇職員、警察、刑務所職員又は官公立學校教職員に就職し、滿一年以上在職するときは更に其在職年數を前の在職年數に通算し、後の退職當時の階級に相當する恩給に改定せらるるのである。（待遇職員及び警察、刑務所職員に就職の場合は大正十二年十月一日以後に恩給を改定せらるるのは大正十二年十月一日以後に恩給を受けた場合のみに限る。但し昭和八年十月一日以降に就職したることを要す）

五　普通恩給を受くる者死歿したるときは、遺族より最寄郵便局を經て內閣恩給局へ其旨を屆出つべきである。又其の遺族は成規の手續によつて請求するときは扶助料を給せられるのである。

六　恩給證書及勳章年金證書は讓渡し又は擔保に供することが出來ぬ。又負債の抵償として差押へることも出來ない

のである（恩給に就ては國稅徵收法又は國稅徵收の例による場合は此の限りにあらず）

七　恩給又は勳章年金を受くる者改印したるときは適宜の用紙にて改印屆を作り金額の支給を受くる郵便局へ差出すべきである。轉居等の場合に在りては亦同じである。

八　恩給又は勳章年金を受くる者氏名を變更したるときは其の旨を記載したる屆書を作り之に恩給證書又は年金證書に戶籍謄本を添へ恩給に在りては直接內閣恩給局へ、勳章年金に在りては金額の支給を受くる郵便局を經て貯金局へ差出すべきである。

九　普通恩給を受くる者にして恩給證書を亡失したるときは亡失の顚末及亡失後に於て執りたる措置を記載したる書面竝に其の事實を證明するに足るべき警察官署等の公の證明書を添へて證書再下付の請求書を內閣恩給局へ差出すべきである。勳章年金の際は其種類、證書番號、年金額及亡失の事由を具し支給郵便局を經て貯金局に屆出るべきである。

十　普通恩給を受くる權利を失ふ場合は左の通りである。

イ　死亡したるとき

ロ　死刑又は無期若くは二年以上の懲役若くは禁錮の刑に處せられたるとき

ハ　日本の國籍を失ひたるとき

勳章及勳章年金を褫奪せらるる場合は概ね左の通りである。

イ　死刑、無期又は三年以上の禁錮に處せられたるとき

ロ　前項以下の刑に處せられたるとき（修まらず帶勳者たるの面目を汚す等の際も情狀重きとき）

十一　普通恩給を停止せらるる場合は左の通りである。

イ　再び現役に就き又は召集に依り部隊に編入せられたるとき、志願に依り現職に就きたるとき（實在職一月未滿なるときは停止せられず）

ロ　將校にして文官、宮內職員、待遇職員、警察、刑務所職員又は官公立學校教職員（但し昭和八年十月一日以降）に任ぜられたるとき（待遇職員、警察、刑務所職員の場合は大正十二年九月三十日以前に軍人恩給を受けたるものは停止せられず）

ハ　二年未滿の懲役又は禁錮の刑に處せられたるときは其期間（刑の執行猶豫の言渡を受けたる場合は此の限りに在らず）（增加恩給に限り「ハ」の場合にのみ停止せらるるのである）

ニ　三十五歲未滿は六分の一、四十歲未滿は八分の一（增加恩給又は傷病年金を併給せられる者及昭和八年九月末日迄に就職したる者は除く）

十二　年金たる恩給（普通恩給、增加恩給、傷病年金及扶助料）を受けて居る者は、陸軍軍人及同遺族は昭和の偶數年に、海軍軍人及同遺族は昭和の奇數年に言ひ換へれば一年置に恩給受給權

調査表（様式左記の通り）と稱する書面に戸籍抄本（妻以外の者が扶助料を受けて居る場合は戸籍謄本、共に當月又は前月作製のもの）を添附して、扶助料受給者以外は其の年の一月中に、扶助料受給者は其の年の七月中に必ず直接内閣恩給局へ提出を要する。若し此の調査票の提出を怠ると之を提出すべき月から一期隔つた後の支給期以後の支給を卽ち恩給は七月、扶助料は其の翌年の一月に支給せられるものから一時差止められることとなる。

恩給受給權調査票

一　恩給證書記號番號
一　受給者住所氏名
一　受給權調査期月

（用紙は成るべく半紙四つ切大若くは半切大とすること）

十三　勳章記章を佩用するは大禮服、通常禮服、陸海軍制服其の他官にて定められたる制服著用のときに限るのである。但し功四級勳四等以下の勳章及記章褒章は時宜に依り通常服（「フロックコート」又は「モーニングコート」）又は紋付羽織袴著用の節衣服の左肋に佩用することが出來る。

十四　勳章記章等にて公然佩用し得るものは左の通りである。

勳　章
從軍記章
佩用を許可せられたる外國勳章、同記章
射撃徽章
褒　章（數級褒章の類）
憲法發布記念章及銀婚式記念章
韓國併合記念章
大禮記念章
戰捷記章
國勢調査記念章
勤功章
赤十字社徽章、同有功章

十五　勳章を賜はりたる者左の事項の一に該るときは十四日以内に賞勳局へ届出づべきである。

イ　任官轉官又は位階に叙せられ若しくは之を奪はれたるとき
ロ　外國に旅行し又は外國より歸朝したるとき
ハ　轉籍又は族稱を變更したるとき
ニ　氏名變更のとき
ホ　死亡のとき（遺族又は親戚より）

軍人傷痍記章

一　軍人傷痍記章は恩給法に依り軍人（準軍人を含む）としての増加恩給、傷病年金又は傷病賜金を受くる者に授與する爲設けられたるものである。

二　本記章は甲乙の二種がある。甲種記章は戰闘又は戰闘に準ずべき公務に基因する傷病の爲め増加恩給、傷病年金又は傷病賜金を受くる者に、乙種記章は其の他の傷病の爲め増加恩給、傷病年金又は傷病賜金を受くる者に授與せらるるのである。

三　本記章は本人の願出に依つて陸軍關係の者には陸軍大臣より、海軍關係の者には海軍大臣より授與せられる。本記章を授與せらるゝ者には同時に軍人傷痍記章授與證書を授與せられる。

四　本記章は右肋に佩び佩用中は傷痍記章授與證書を携帶すべきものである。

五　本記章を受けんとする者は下記様式の願書を直接（海）陸軍省に差出す。

軍人傷痍記章　甲種　乙種

軍人傷痍記章授與願

元何兵第何聯（大）隊第何中隊
官、等級（元官、等級）位、勳、功　氏　名
年　月　日生

舊氏名何某（恩給證書（裁定通知書）受領當時ノ氏名ト軍人傷痍記章授與願出當時ノ氏名ト異ナル者ニ限リ記載スルモノトス）

傷病ノ基因及症狀　明治三十七八年戰役ニ於テ第何軍ニ屬シ何年何月何日何地攻撃ノ際右脛部ニ骨折銃創ヲ受ケ遂ニ膝關節以下ヲ切斷シ（公務ノ爲何病ニ罹リ何々ノ機能障害ヲ胎シ）何年何月何日兵役免除目下義足ヲ用ヒ歩行ニ支障ナシ云々

右ハ何年何月恩給法ニ依リ甲（乙）號ノ増加恩給（傷病年金又ハ傷病賜金）ヲ受領致候間軍人傷痍記章授與相成度候也

本籍地　府縣郡市區町村字番地
居住地　府縣郡市區町村字番地
氏　名　印

年　月　日

陸軍大臣　爵　氏　名　殿

（用紙美濃白紙）

備考　傷病ノ基因及症狀ハ増加恩給（傷病年金又ハ傷病賜金）ヲ受領スルニ至レル病症ノ基因及目下外觀ニ現ハレタル症狀ヲ正確ニ記述スベシ。特ニ人目ニ觸ルベキ著シキ症狀ハ具體的ニ記述スルヲ要ス

六　本記章を有する者が死刑又は無期若しくは二年以上の懲役若は禁錮の刑に處せられたるときは褫奪せられ、二年以下の懲役又は禁錮の刑に處せられたるときはその佩用を停止せらる。（但し刑の執行猶豫の言渡を受けたるときは停止せられず）又不正に行使したるときはその佩用を一時停止せられ又は褫奪せらるることがある。

七　昭和九年八月十日勅令第二百四十五號を以て更に軍人傷痍記章令を改正せられ下士官以下は勿論准士官以上にも傷病年金者に對しては前項同樣之を授與せらるる如く範圍を擴張せられたのである。そこで軍人傷痍記章授與資格者は大別して增加恩給（恩給法施行令第二十四條）傷病年金（同施行令第二十四條ノ二）傷病賜金（同施行令第三十一條）受給者の三種となつた次第で其の授與證書の樣式を示せば下記の如くである。

＊

軍人傷痍記章授與證書

甲（乙）種第　號

官等級（元官、等級）位、勳、功　氏　名

年　月　日生

基因（何々戰役何地戰鬪ニ於ケル負傷ニ基因シ何々……）

及症狀

右恩給法施行令第二十四條第何項（第二十四條ノ二第何款）（第三十一條第何目）症該當者ナルヲ以テ頭書ノ軍人傷痍記章ヲ授與ス

昭和　年　月　日

陸軍省印

＊

八　以上は軍人傷痍記章及同授與證書に關して極く簡單に述べたのであるが詳細に付ては直接陸軍省人事局恩賞課に照會するが便宜である。

軍人遺族記章

一　軍人遺族記章は名譽ある戰傷病死者軍人の遺族たることを表彰するため設けられたるものにして其の授與資格は大別して次の如くである。

（一）戰地（之に準ずる事變地を含む以下之に同じ）に於て戰死したる軍人の遺族

（二）戰地に於て傷痍を受け又は疾病に罹りたる軍人にして之が爲三年以內に死亡したる者の遺族

（三）陸軍大臣又は海軍大臣に於て前二號に相當する者と認むる軍人の遺族

二　軍人遺族記章は遺族の願出に依り陸軍大臣又は海軍大臣之を授與し其の範圍及順位は死亡したる軍人の屬したる家と同一の家に在る寡婦、子、父、母、祖父、祖母、孫の範圍及順位に從ひ其の一人に之を授與せらる。尙前記遺族のない時は同一の家にある兄、弟、姉、妹の中一人に其の年長の順位に從ひ授與せらる。但し遺族が禁錮以上の刑に處せられたる者なる時は拜受、繼承、又は佩用の資格がない。又其の家を去りたる時も同樣である。

三　軍人遺族記章は之を右肋に佩用し其の佩用中は軍人遺族記章授與證書を攜帶しなければならぬ。

四　軍人遺族記章の形狀は次の如し。

附圖

正面

裏面：章

五　軍人遺族記章の授與願は次の樣式で本籍の市區町村長の奧書證印を受け戶籍抄本を添へ直接陸軍省に宛てて之を差出せばよい。

一　故人ノ身分　何兵第何聯(大)隊第何中隊
官、等級(元官、等級)位、勳、功　氏　名

二　故人ノ生年月日　年　月　日生

三　故人死亡ノ原因　第何師團何隊ニ屬シ何年何月何日何地ニ於テ戰死ス又ハ何師團何隊ニ屬シ何年何月何日何地ニ於テ負傷シ何年何月何日何地ニ於テ之ガ爲死亡ス等ト其ノ要旨ヲ明記スベシ

四　軍人遺族記章ヲ受クヘキ最先順位ノ遺族　本籍　府縣郡市町村字番地
居住地　府縣郡市町村字番地
故人トノ續柄　氏　名

右ノ通ニ付軍人遺族記章授與相成度候也

府縣郡市町村字番地
故人トノ續柄　氏　名印

年　月　日

陸軍大臣爵氏　名殿

六　軍人遺族記章授與證書樣式は次の如くである。

表面

注意

(繼承及佩用等ニ關スル必要ナル注意事項ヲ記入ス)

第號

軍人遺族記章授與證書

十四糎　十三糎　八糎　八糎　十八糎　折目

(紙厚紙用　式樣)

裏面

十四糎
十三糎

軍人遺族記章授與證書

故陸(海)軍、官、等級、氏名、寡婦(長男長女等)

氏名

右軍人遺族記章令ニ依リ軍人遺族記章ヲ授與ス

年月日

陸(海)軍省 印

八糎

折目

軍人遺族記章繼承之證

繼承年月日	繼承者氏名及死亡軍人トノ續柄	市町村長證印	繼承ノ理由
昭和、六、九、四	亡何某長男 何某	何縣何郡何村長 何某㊞	前受有者妻何某死亡セシニ因ル

八糎

十八糎

以上は軍人遺族記章に關して大略を記述したのであつて尙詳細については居住地の市區町村役場へ尋ねらるるがよい。又之に關する規定は昭和六年八月四日の官報に掲載してある勅令第二百四號軍人遺族記章令及陸海軍省令第一號の軍人遺族記章令施行規程を參照せられたい。

雜件

一　在鄕軍人にして陸軍の取扱に係らざる官公職（恩給法の適用を受くる公務員、公務員に準ずべき者、宮內職員を謂ふ）に就きたるとき、位勳爵に異動ありたるとき、褒章等を授與せられたるとき、懲罰懲戒せられたるとき、恩給法第三十三條乃至第三十六條、第三十八條、第九十一條、第九十二條に依り恩給年を加算せらるべき資格、（其の始終期と爲すべき港灣、勤務地發著年月日國境關東州界通過の年月日又は服務の年月日等）に異動ありたるときは左記樣式に依り十四日以內に本人（事故の爲本人より屆出を爲し能はばる場合に於ては戶主、家事擔當者又は之に準ずる者）より本籍地市區町村長を經て聯隊區司令官に屆出づべきである。

（用紙適宜）

兵籍異動屆

異動ノ時　何年何月何日

異動事項　任何官（何地勤務を命ゼラレ何年何月何日何港出發、何月何日何港上陸、月日國境通過、月日何地著等）

本籍地　何々

徵集年　役種　官等級　氏名

右及御屆候也

昭和　年　月　日

右氏名印

何聯隊區司令官殿

二　在鄕軍人は左の場合に陸軍刑法陸軍懲罰令の適用を受くるのである。

イ、召集中

ロ　召集に依らず部隊に在りて陸軍軍人の勤務に服するとき

ハ　陸軍の制服著用中又は現に服役上

の義務履行中（服役上の義務履行中とは簡閲點呼參會等の場合である）

折目

謹ミテ
新年ヲ賀シ奉ル
（紀元節）
（天長節）
（明治節）

年　月　日　官位勳功爵　氏名

折目

折目

ニ　志願に依り國民軍に編入せられ其の服務中

三　有位有勳者にして新年、紀元節、天長節又は明治節に宮中に參賀することの出來ぬ者は上記の賀表を宮內省式部職へ書留郵便又は使丁を以て差出すべきである。

新年に青山の大宮御所に參賀すべき者にして參賀することの出來ぬ者は上記の賀表を皇太后宮職へ書留郵便又は使丁を以て差出すべきである。

又賀表は連名に認めても妨げないのである。

右に用ゆる料紙は大廣奉書横二ツ折である。但し美濃紙薄葉を代用することは差支ないのである。

四　在鄉下士官兵の制服（帶劍を除く）を著用し得る場合は左の通りである。

イ　滿期歸鄉のとき

ロ　召集若しくは簡閲點呼のとき

ハ　演習又は觀兵式參觀のとき

ニ　賀儀葬祭のとき

ホ　以上揭げたるものの外在鄉軍人の資格を表すとき

五　軍服著用の場合は左の諸點に注意すべきである。

イ　衣袴は同一制式のものを揃へて著用し異制式のものを混用することは宜しくない。

ロ　夏季冬衣袴を著用することは制服所持數の關係上避け難きも、出來得る限り季節に伴ふ時服を著用すること。

ハ　軍服と他の服と混用することは宜しくない、例へば軍服の上に「インバネス」を混用するが如きことである。

ニ　軍服の一部を著用し日傘、雨傘の類を翳し或は草履、下駄等を穿つが如き又は普通の帽子を冠るが如きは宜しくない。

ホ　軍服を著用し大なる風呂敷包を背負ふが如きは之れ亦適當ではない。

六　軍隊手牒又は補充兵證書は常に大切に保持し萬一紛失又は盜難、燒失、流失したときは本籍地市町村長を經て本籍地所管の聯隊區司令官に其の再下附を左記樣式に依りて願出づべきである。軍隊手牒再下附の場合は不可抗力に依るものの外代金を納附すべきものである。

軍隊手牒（補充兵證書）再下附願

事由何々

右軍隊手牒（補充兵證書）再下附相成度及御願候也

昭和　年　月　日

徵集年　役種　官等級　氏名　印

何聯隊區司令官殿

（用紙適宜）

武官退職後の參考事項

勳位

兵役關係事項－武官退職後の參考事項

〔有位者心得〕

一、勳等功級に叙せられ又は記章褒章を授與せられた者族籍、氏名を變更したときは其の旨を速に當該局に屆出づるのである。

變更後未だ屆出ない者も亦同じ（第二、第二樣式）

前項の者死亡したるときは家督相續人、戶主又は親族より屆出づるのである。死亡後未だ屆出でない者も亦同じ（第三樣式）

年金受給者死亡したるときは死亡屆（第十一樣式に準じ作成）に戶籍謄本を添附し受給者戶主なりしときは家督相續人より非戶主なりしときは遺產相續人より、支給郵便局を經て貯金局へ差出すのである。

受給者其の期に屬する年金を受領せずして死亡したる場合（例へば一月以降死亡したるときは六月に受領すべき分を、七月以降死亡の場合は十二月に受領すべき分）は當該年金支給期に於て相續人に其の金額を郵便局より給せらる。

右金額受領後金鵄勳章年金は遺族より

年金續受の手續を爲すべきものである。

二　金鵄勳章年金受領者死亡したる時は仍一年間遺族に其の年金を賜ふ。

前項の場合に於て年金受領期間本人及遺族を通じて五年に滿たないときは五年に滿つるまで遺族に其の年金を賜ふ。

前項の遺族とは寡婦孤兒父母及祖父母にして年金領者生存中より戶籍簿に登記したる者竝家督相續人及戶主を謂ふのである。

三　金鵄勳章年金令に依り遺族に賜ふ年金支給の期は年金受領者の死亡六月三十日以前に在るものは七月一日に始まり翌年六月三十日を以て終り、其の死亡七月一日以後に在るものは翌年一月一日に始まり十二月三十一日を以て終るのである。

年金を續受したる者其の受領期日前に死亡し戶籍を去り又は禁錮以上の刑に處せられたときは其の年金は次の順位者に之を賜ふのである。年金を續受した寡婦再婚したる時も亦同じである。

四　金鵄勳章年金を續受せんとする遺族は受領者最終期の年金受領濟の後署名捺印したる願書（孤兒は親權者又は後見人よりの願出で準禁治產者は保證人の連署を要す　第四樣式）に市區町村長の證印を受け戶籍謄本及年金證書を添附し住所地の地方廳を經て賞勳局總裁に差出すのである。

賞勳局總裁は前項の願書を審査し許可すべきものと認めたるときは年金證書の裏面に其の事由を記載し住所地の地方廳を經て本人に下付せられるからの其證書を以て年金支給郵便局で年金を受領するのである。

五　年金受領者氏名を改めたるときは其周書に年金證書及戶籍謄本を添へ年金の支給郵便局を經て貯金局に差出すのである。貯金局長は年金證書の裏面に其の事由を記載し署名捺印の上年金支給郵便局を經て本人へ戻される。

六　年金支給郵便局を變更するには支給郵便局變更請求書（第五樣式）を新舊何れかの郵便局へ差出すのである。

七　勳章及記章所有者が死亡した場合には遺族は之を保管するのである。

八　有位者本籍變更又は氏名變改のときは本人より第六樣式に依り死亡のときは遺族又は親族より第七樣式に依り其の旨を宮內省宗秩寮へ屆出づるのである。

恩給

一　將校の退職後に給與される恩給には普通恩給

一時恩給

增加恩給

傷病年金

の四つの區別がある、普通恩給は在職年が（加算年を含む）十三年以上に達したる者に、一時恩給は在職年が三年以上十三年未滿の者に、增加恩給は戰鬪又は公務の爲傷痍を受くるか若しくは疾病に罹り之が爲め不具廢疾になつた者に給せらるるもので普通恩給と增加恩給は終身、一時恩給は一時限り支給せらるるものである。（但し昭和八年九月三十日迄の退職者は從前の通りとす）傷病年金は今次恩給法改正に當り新に設けられたる制度であつて、公務の爲、永續性を有する傷痍を受け又は疾病に罹り不具廢疾に至らざるも勅令の定むる程度に達し之れが爲其の職に堪へずして一年以內に退職したる場合に給せらるべきもので固より普通恩給と併給差支へなきものである。尤も此の制度の適用を受くべき者は昭和九年四月一日卽ち傷病年金制度の施行後公務傷病に罹りたる者に限られて居る。（下士官、兵に對する本制度の說明は之を省略す）

是等の恩給は何れも當事者卽ち本人から請求書を差出して內閣恩給局長の裁定を經てから其の金額を受領し得るものであつて其の請求期限は恩給を受くる事由の發生後七年以內と定められてある。左に其の請求手續等に就て記述する。

二　過般の滿洲事變の從軍加算は昭和八年十二月內閣告示第五號及同十一年二月內閣告示第二號を以て公布せられた。

從前退職者にして本加算を附せられる結果新に普通恩給受給資格を生じ或は既に受けある普通恩給額の基礎在職年に異動を生じたる場合に在りては前者は後章記載の普通恩給請求の手續に依り普通恩給請求書類を、後者は更正請求書（第十三樣式）に履歷書及戶籍抄本を添附し普通恩給請求の場合と同樣の手續に依り提出するを要する。此場合既得の恩給證書は當局恩賞課より提出方指示ある迄受恩給者に於て保管し新證書發布時迄に於ける恩給支給に支障なからしめてゐる。

〔普通恩給〕

一　恩給法改正の結果昭和八年十月一日以後退職の者は在職年十三年以上に達せざれば普通恩給を受くる資格を生じない。

但し昭和八年十月一日に於て既に在職年十一年以上に達しある場合は假令十三年以上に達せずして退職するも普通恩給を受くることを得。此場合に於ける恩給額は假定俸給年額の百五十分の一に相當する金額を控除したるものとなる。例へば十一年にして退職する時は其の恩給額は假定俸給年額の百五十分の四十八となるが如し。

二　恩給法改正の結果恩給年額が千圓以上にして其の恩給外の所得の年額が五千圓を超ゆる時は恩給年額と恩給外の所得の年額との合計額が六千圓を超ゆる額の二割に相當する金額を昭和八年十月より停止せらるることとなつた。

但し恩給の支給年額千圓を下らしむることなく其の停止年額は恩給年額の二割を超ゆることはない。

此の所得とは所得稅法に規定する個人第三種所得と同範圍の所得及第二種乙に屬する一部（例へば法人より受くる利息の配當、剩餘金の如きもの）を謂ふ。恩給額停止に關しての所得の申告は更めて別に之を爲すを要しない。

從來軍人として恩給を受くる者が公立學校の職員に就職したる場合には軍人と教育職員と在職年を彼是通算せず從て此場合には軍人の恩給と教育職員との恩給を併給せられたが昭和八年十月一日恩給法の改正に當り此の制限を撤廢して在職年の通算を認められた結果同日以後教育職員に就職したるときは軍人の恩給は之を停止せらるることとなつた。

普通恩給受給者の年齡に依る恩給額の一部停止は昭和八年十月一日以降卽ち改正恩給法施行後就職した者が退職したる場合に於て適用せらるる制度であるから玆に絮說せず。

（一）請求書（第八樣式）は退職當時の所屬部隊長から履歷書の下付を受け然る後該所屬部隊長へ差出すのである。此退職當時の所屬部隊長と云ふのは退職時に於ける兵籍保管廳の長であつて、待命又は休職から豫備になつた者は本籍地所管の聯隊區將官（將官に在りては師團長）在職中疾病の爲め願に依り豫備となつた者卽ち在職中直に轉役した者は其の當時の部隊長を云ふのである。

（二）請求書には前記履歷書の外に戶籍抄本の添附を要する。此抄本は轉役後請求書提出迄の間に作製したるものに限るのであるから、轉役前の日附のものは無效である。

（三）請求書類は陸軍省へ請求書と戶籍抄本とが各貳通履歷書を三通差出すべきものであるから、之れに經由部隊の證用とを加へて提出するのである。

（四）此の請求に對しては內閣恩給局長が裁定した後に恩給證書を作製して直接同局から請求者へ交付されるのである。證書を受領してから後のことに就ては別に記述する。

普通恩給請求書提出後恩給證書の交付に至る迄概略幾何の日時を要するやと謂ふに、經由廳及裁定官廳に於ける處理書類の多寡其他に依り確たる豫想は致し難きも、從來の事例に徵し請求書類に何等の不備なき場合に於ては約三箇月にして恩給證書の交付を受けらるべき筈であるが滿洲事變以來恩給業務繁劇を加へたる爲半歲以上にもなるものがある。斯の如く恩給證書交付せらるる迄に相當の長日時を要するは誠に同情に堪へないが中には提出書類の不備にして追究の爲照復に日時を徒費し之が爲甚だしく遷延する場合も尠くないから、書類提出の當初に於て十分に注意を拂ふことが必要であつて、不備と認むる若干の例を示せば左の樣なものである。

一　請求書及履歷書記載の姓名字體が戶籍抄本と一致せざるもの

二　請求書記載の本籍地が戶籍抄本と一致せざるもの

三　請求書に現住所の番地及寄留先等の明確を缺くもの

四　請求書に記載の氏名に振假名を附せざるもの

五　履歷書中氏名下に捺印漏のもの

六　履歷書記載の生年月日が戶籍抄本と一致せざるもの

七　退職前作成の戶籍抄本を添附しあるもの

註　待命は恩給法上は在職中であるから豫備役發令後作成せらたるものを要する次第である。

〔一時恩給〕

一　請求書（第九樣式）提出の順序其他は普通恩給の請求と同樣なるも只戶籍抄本の添附を要しない。

二　此の請求に對しては內閣恩給局長が裁定した後に裁定通知書を直接同局から請求書へ送付されるから、請求者は此の通知書を豫て指定して置いた郵便局へ持參して現金の支給を受くるのである。

〔增加恩給及傷病年金〕

一　此の恩給は必ず普通恩給の請求に伴ふものであつて在職年の長短如何に拘らず普通恩給と併せて請求すべきものである。（在職十三年未滿のものには十三年に對する普通恩給を給せらる）

二　請求書（第十樣式の一）提出に當りては普通恩給の場合と同樣履歷書の下付を受く るの外、尙增加恩給請求に必要なる證據書類卽ち傷痍疾病の原因が公務に起因したることを認むるに足るべき現認證明書の類、症狀の經過を記載したる書面及恩給診斷書の下付を受け此等の書類を添附して退職當時の所屬部隊へ差出すべきものである。（普通恩給の請求書は所屬部隊長から直に陸軍省へ進達するものであるが增加恩給に作ふ請求書は所屬部隊から師團司令部へ師團司令部から陸軍省へ進達する順序になつて居る）

三　戶籍抄本を要すること及提出書類の通數は普通恩給の場合と同樣である。

尙、一旦增加恩給を受けたる後又は之を受けないものでも、退職後五年以內に不具廢疾の程度が增進したり又は新に增加恩給を受くる程の症狀に達したときは增加恩給の改定又は新に增加恩給の給與方を請求するの途もあり、又其の五年を過ぎた後でも恩給審査會で不具廢疾が公務に起因したることが顯著であると議決せられたるときは相當の增加恩給を給せらるる途があるが、恩給法第四十六條第二項及第三項の規定に依るので特別の場合である。

前項の增加恩給請求書類は退職後五年以內の者に在りては居住地所管の聯隊

區司令官（將官に在りては居住地所管の師團長）へ同五年を經過したる者の請求書類は直接本人より陸軍省へ差出すべきものである。

請求書式（第十樣式の二）

傷病年金の請求手續は前項增加恩給の場合と同樣である。

請求書式（第十樣式の三、四、五）

〔恩給證書を受領したる後の手續〕

一　給與金の受取方、受給者が內閣恩給局長より恩給證書の交付を受けたるときは、豫て請求書に指定して置いた郵便局で「印鑑屆」の用紙を貰ひ之に居所氏名等を書き入れ又印鑑欄に印章を押捺して其の郵便局へ差出して置く。其の際既に受取るべき金額のある場合は其の數日後には直接貯金局より通知があるから其の通知を受け次第該郵便局で現金を受領するのである。

二回目よりは四月、七月、十月、一月の四期に其の前の三箇月分宛を郵便局で支給するから各支給月の十一から二十日迄の間に郵便局へ行つて受取るのである。

此の場合には每時郵便局より給與金受領證書用紙を貰つて之に金額氏名等を書入れ印章を押捺して恩給證書と共に差出せば宜しい。

二　代理受領の場合、事故の爲、自分で郵便局へ行くことが出來ない場合には代理人で受取ることが出來る。此の場合には委任狀を郵便局へ差出して（一）に記した手續に依れば宜しい。

三　改印、轉居の場合、何れも郵便局へ屆出を要する。此等の場合は一々局の指示を受けるが宜しい。

四　改氏名の場合、恩給證書と戶籍謄本とを添へて內閣恩給局へ屆出を差出すのである。同局で其の屆書を受理した後、其の證書の裏面に改氏名の事實を證明してから貯金局を經て戻して呉れる。

五　支給郵便局を變更する場合、便宜上郵便局を變更する場合は恩給證書の種類、記號、番號、新舊支給郵便局、新支給局で支給を受ける初めての支給期月等を書いた請求書を新舊何れかの郵便局へ差出すのである。

六　振替預け入れの場合、支給期の都度恩給證書及印章を郵便局へ持つて行く等の手數を省く爲に、豫め貯金局へ恩給證書を寄託して置く方法がある。此の手續に依ると每期の給與金は其の都度貯金局で直に本人の貯金に振替へて呉れる。

七　死亡したる場合、受給者が死亡した時は扶助料を受くべき順位の遺族（本該當の遺族なきときは相續人又は緣故者）から死亡屆（第十一樣式）を郵便局を經て貯金局へ差出すのである。此の場合に死亡の月迄の給與金を受けて居らない時は貯金局から遺族又は相續人に對し其の金額を支給される。

〔遺族の扶助料〕

一　終身恩給を受けて居つたものが死亡した時は其の遺族に扶助料を給與される。其の扶助料を受け得らるる遺族竝に其の遺族の順位は妻、未成年の子、父、母、成年の子（不具癈失であつて生活資料を得るの途なく且つ之を扶養するものが無いものに限る）祖父、祖母である。是等の遺族は總て受恩給者が死亡した當時之と同一戶籍內に在るものに限るので、尙未成年の子は成年に達する迄扶助料を給せらるるのである。

二　右の遺族が若し受恩給者の死亡した後に其の戶籍を去り又は婚嫁した時は扶助料を受くる資格を失ふのである。但し妻と子に限つては分家しても扶助料を受け得らるるのである。

三　扶助料を受けやうとする場合は直接內閣恩給局長へ請求書（第十二樣式）に恩給證書と戶籍謄本とを添へて差出すのである。此の請求書は何處も經由するの必要がないから請求者から新に書留郵便で內閣恩給局（東京市麴町區丸の內）へ差出せば宜しい。

四　內閣恩給局長は前項の請求書を受けた後に調査の上裁定し請求書に對し直接扶助料證書を交付するのである。此の證書を受けた後の手續は普通恩給證書を受けた時と同樣である。

尙前記遺族の無い場合に受恩給者の兄弟姉妹に一時限り扶助料を給せらるることもある。此は特殊の場合であつて其の兄弟姉妹が未成年にあるか又は不具癈疾で生活資料を得るの途なく、且之を扶養する者の無い場合に限るのである。

〔恩給受給權調査〕

昭和八年十月恩給法改正の結果受恩給者は其の資格に付隔年每に恩給受給權調査票（第十四樣式）に戶籍抄本（妻以外の扶助料受給者は戶籍謄本）を添付して內閣恩給局へ提出を要することとなつた。

此の受給權調査票は陸軍軍人として恩給を受くる者は昭和の偶數年の、海軍軍人としては奇數年の一月、同遺族として扶助料を受くる者は同じく其の七月中に提出すべきものである。此の調査票を提出せざるときは提出すべき月より一期隔りたる後の支給期以後の支給を一時差止められる。卽ち一月に提出すべきことを定められある場合には七月の支給期より差止めらるることとなる。

尤も此の調査票を提出すべき月が恩給の裁定を受けたる月（證書の日附に在る月）の翌月より十二月以內に在るときは其の提出を要しない。

〔第一樣式〕（用紙美濃白紙）

有勳者身分異動屆
本籍　何縣何郡何町大字何々何番地
族稱　何縣士族
官位勳功爵　氏（フリ）　名（カナ）
一勳何等何々章　勳記第何號
一功何級金鵄勳章　功記第何號　年金證第何號
（右ノ外所有勳章及記章等全部列記シ且各勳記及證狀番號ヲ記ス）
右　年　月　日何々ト改姓（改名）致候間及御屆候也
年　月　日
氏　名　㊞
賞勳局御中

〔第二樣式〕（用紙美濃白紙）

有勳者身分異動屆
本籍　何縣何郡何町大字何々何番地
族稱　何縣士族
官位勳功爵　氏（フリ）　名（カナ）
一勳何等何々章　勳記第何號
一功何級金鵄勳章　功記第何號　年金證第何號
（右ノ通所有勳章及記章等全部列記シ且各勳記及證狀番號ヲ記ス）
右　年　月　日何縣士族ト改メ候間及御屆候也
年　月　日
氏　名　㊞
賞勳局御中

〔第三樣式〕（用紙美濃白紙）

有勳者身分異動屆
本籍　何縣何郡何町大字何々何番地
族稱　何縣士族
官位勳功爵　氏（フリ）　名（カナ）
一勳何等何々章　勳記第何號
一功何級金鵄勳章　功記第何號　年金證第何號
（右ノ外所有勳章及記章等全部列記シ且各勳記及證狀番號ヲ記ス）
右　年　月　日死亡致候間及御屆候也
家督相續人（戸主又は親族）
年　月　日　何之某　㊞
賞勳局御中

〔第四樣式〕（用紙美濃白紙）

年金繼受願（年金擔受ニハ必ズ年金證ト戸籍謄本ヲ添ヘ地方廳ヲ經テ差出スベシ）
府（縣）郡（市）町（村）番地　華士族平民
故官位勳功爵氏名寡婦（孤兒）（父母）（祖父母）
氏　名
何年何月生
功何級金鵄勳章年金證第何號
歲額何百何圓
右ハ夫（父等）氏名何年何月何日死亡候ニ付金鵄勳章年金令第三條ニ依リ何年一月ヨリ同年十二月マデ（何年七月ヨリ何年六月マデ）一年間私拜受仕度別紙年金證竝戸籍謄本相添此段奉願候也
年　月　日
肩書
氏（フリ）　名（カナ）　㊞
貯金局御中

〔第五樣式〕（用紙半紙白紙）

支給局變更請求書
一給與金の種類　金鵄勳章年金　旭日勳章年金
一證書記號番號
一舊支給局
一新支給局
一舊居所
一新居所
右請求候也
年　月　日
肩書
氏（フリ）　名（カナ）　㊞
貯金局御中

年　月　日
右寡婦（孤兒）（父母）（祖父母）
氏　名　㊞
賞勳局總裁爵氏名殿
（遺族ヨリ年金遞受願書モ此書式ニ準ジテ作ル）

〔第六樣式の一〕（用紙半紙白紙）

族稱
本籍
現住所　　氏（フリ）　名（カナ）　生年月日

右何年何月何日何々ト改姓、又ハ何々ト改名致候ニ付御屆仕候也

年　月　日　　位勳功　氏　名　㊞

宮內省宗秩寮總裁爵氏名殿

〔第六樣式の二〕（用紙半紙白紙）

族稱
舊本籍
新本籍
現住所　　氏（フリ）　名（カナ）　生年月日

右何年何月何日死亡候ニ付御屆仕候也

年　月　日

官位爵功　氏　名ノ遺族又ハ親族氏　名㊞

宮內省宗秩寮總裁爵氏名殿

右何年何月何日前記ノ通リ本籍變更致候ニ付御屆仕候也

年　月　日　　位勳功　氏　名㊞

宮內省宗秩寮總裁爵氏名殿

〔第七樣式〕（用紙半紙白紙）

族稱
本籍
現住所　　氏（フリ）　名（カナ）　生年月日

〔第八樣式〕（用紙美濃白紙）

普通恩給請求書

何年何月何日〇〇〇（官職）ヲ退職致候ニ付普通恩給ヲ給與相成度證據書類相添ヘ請求候也

退職當時ノ官職名
本籍地
現住所
年　月　日　　氏（フリ）　名（カナ）㊞

內閣恩給局長氏名殿
支給郵便局〇〇郵便局

〔第九樣式〕（用紙美濃白紙）

一時恩給請求書

何年何月何日〇〇〇（官職）ヲ退職致候ニ付一時恩給ヲ給與相成度證據書類相添ヘ請求候也

退職當時ノ官職名
本籍地
現住所
年　月　日　　氏（フリ）　名（カナ）㊞

兵役關係事項ー武官退職後の參考事項

內閣恩給局長氏名殿
支給郵便局〇〇郵便局

〔第十樣式の一〕（用紙美濃白紙）

普通恩給
增加恩給請求書

何年何月何日〇〇〇（官職）ヲ退職致候ニ付普通恩給及增加恩給ヲ給與相成度證據書類相添ヘ請求候也

退職當時ノ官職名
本籍地
現住所
年　月　日　　氏（フリ）　名（カナ）㊞

內閣恩給局長氏名殿
支給郵便局〇〇郵便局

〔第十樣式の二〕（用紙美濃白紙）

增加恩給請求書

何年何月何日〇〇（官職）ヲ退職致候處在職中ノ傷

痍（疾病）爾後重症ニ赴キ候ニ付増加恩給ヲ（給與改定）相成度證據書類相添ヘ請求候也

退職當時ノ官職名
本籍地
現住所
年　月　日　氏（フリ）　名（カナ）　㊞

內閣恩給局長氏名殿
支給郵便局〇〇郵便局

〔第十様式の三〕（用紙美濃白紙）

傷病年金請求書

何年何月何日（官職）ヲ退職候ニ付傷病年金給與相成度證據書類相添ヘ請求候也

退職當時ノ官職名
本籍地
現住所
年　月　日　氏（フリ）　名（カナ）　㊞

內閣恩給局長氏名殿
支給郵便局〇〇郵便局

〔第十様式の四〕（用紙美濃白紙）

傷病年金請求書

何年何月何日（官職）ヲ退職候處在職中ニ傷痍（疾病）爾後重症に赴キ候ニ付傷病年金（給與改定）相成度證據書類相添ヘ請求候也

退職當時ノ官職名
本籍地
現住所
年　月　日　氏（フリ）　名（カナ）　㊞

內閣恩給局長氏名殿
支給郵便局〇〇郵便局

〔第十様式の五〕（用紙美濃白紙）

再診査請求書

何年何月何日退職ニ因リ傷病年金ヲ給セラレ候處未ダ傷痍（疾病）回復セザルヲ以テ再診査相成度證據書類相添ヘ請求候也

退職當時ノ官職名
本籍地
現住所
年　月　日　氏（フリ）　名（カナ）　㊞

內閣恩給局長氏名殿
支給郵便局〇〇郵便局

〔第十一様式〕（用紙美濃白紙）

死亡屆

一給與金種類　陸軍恩給
一證書記號番號　二第……號
一給與年額　金……圓
一受給者氏名　何某

右何年何月何日死亡候ニ付別紙戸籍謄本相添ヘ此段及御屆候也

年　月　日

何縣何郡何町何番地
右遺族　何某　㊞

貯金局御中

〔第十二様式〕（用紙美濃白紙）

扶助料請求書

公務員又ハ普通恩給權者　氏（フリ）　名（カナ）

右者何年何月何日死亡候ニ付扶助料ヲ給與相成度證據書類相添ヘ請求候也

本籍地
現住所
年　月　日　氏（フリ）　名（カナ）　㊞

內閣恩給局長氏名殿
支給郵便局〇〇郵便局

〔第十三様式〕（用紙美濃白紙）

恩給更正請求書

從來支給を受けありたる以外の郵便局に於て未受領の給與金を受領せんとする場合に在りては本屆書宛名の次へ左記の通り附記すべきものとす

追テ未受領ノ給與金ハ〇〇郵便局ニ於テ交付方御取計相成度申添候

退職當時の官職名　陸軍

年月日生

一退職年月日　昭和　年　月　日

一證書ノ記號番號　第　號

一證書ノ日附　昭和　年　月　日

一現恩給年額　金　圓

一支給郵便局　局

昭和八年十二月內閣告示第五號ニ依リ恩給更正相成度此段請求候也

本籍地

現住所

昭和　年　月　日　氏　名　㊞

內閣恩給局長氏名殿

〔第十四樣式〕（用紙半紙四つ切大又は半切大）

恩給受給權調査票

一恩給證書記號番號

一受給者住所氏名

一受給權調査期月　昭和　年　月

勳章直しと略章

徽章メタル
文鎭・賞牌
勳章略章
金銀木杯
記念品

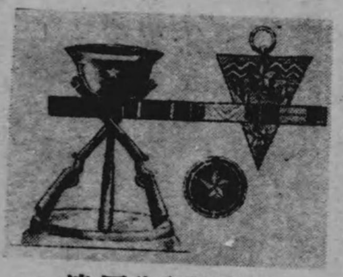

陸海軍御用達

東京九段下

アキバ徽章商會

電話九段　二六五一番　三二九七番

振替東京三三一一三番

振替大阪一一五六三八番

弊商會謹製の榮譽

參謀本部職員徽章謹製
陸軍士官學校職員徽章謹製
陸軍幼年學校職員徽章謹製
陸軍騎兵學校職員徽章謹製
陸軍兵器本廠職員徽章謹製
軍人會館職員徽章謹製
關東軍職員徽章謹製

四十餘年・苦心研究を只一個の石鹼の上に傾倒して參りました

「安心して使へる石鹼」

それが花王石鹼でございます

純粹度九九・四%

正價一個十錢

東京・花王石鹼株式會社長瀨商會・大阪

帝國在鄉軍人會本部
財團法人 軍人會館 御指定御用達

運 梶屋運送店

店主 梶屋武雄

東京市牛込區若松町百十四番地
電話牛込一七五五番
振替東京六三一一番

出張所 麹町區九段一丁目七番地
電話九段四六七二番

自動車部 牛込區河田町十七番地

公私軍事關係諸團體

（順序不同）

一 帝國在鄉軍人會

所在地 東京市麹町區九段一ノ五軍人會館内

【創立の趣旨】

明治四十三年、時の陸軍大臣たりし子爵寺内正毅が主として本會創立の任に當り、同年十月、明治天皇の御思召を仰ぎ伏見宮貞愛親王殿下を總裁に戴き、十一月三日の佳辰を卜して發會式を擧げた。當時發表されたる設立の趣旨は次の如くである。

必任義務兵役ノ法實施以來在鄉軍人ヲ主腦トスル尚武團體漸クソノ數ヲ加ヘ當時各町村殆ドソノ設立ヲ見ザルモノナキ盛況ヲ呈スルニ至リタリ。而シテ之等ノ團體ハ主トシテ在鄉軍人ノ品位ヲ高メ、國民ノ軍事思想ヲ啓發スルニ努メ、以テ過去戰役ニ於テ貢獻スル所尠カラズ。然リトイヘドモソノ設立及經營ハ從來全ク各鄉個々ノモノニ屬シ、ソノ目的及行動ニ關シ連繫統一以テ之ヲ指導シ之ヲ振作スルノ機關ナシ、加之將來軍ノ編成ハ在鄉軍人ノ精銳ヲ必要トスルコトイヨ〳〵切實ナルヲ以テ、復タ之ヲ當時ノ狀態ニ放任スルヲ許サザルニ至レリ、依テ各市區町村ニ於ケル在鄉軍人ノ既設團體ヲ糾合シ、ソノ目的ヲ一定ニシ、ソノ行動ヲ整齊ニシ、尚未ダソノ設備ヲ見ザル地方ニ於テハソノ創立ヲ奬勵シ、以テ在鄉軍人ヲシテ地方良民ノ模範タラシムルト同時ニ益々軍人精神ノ鍛鍊ト軍事知識ノ增進トヲ圖リ、併セテ會員相互扶助慰藉ノ方法ヲ講究セシメムトス、是レ帝國在鄉軍人會ヲ設立スル所以ナリ

會長の宣言書

（明治四三、一一、三）
會長 子爵 寺内大將

帝國臣民ノ武士的精神ニ富ムハ一國ノ精華トシテ宇内ノ稱揚措カザル所ナリ。最近戰役ノ大捷亦首トシテ之ニ因由スルヤ論ヲ俟タズ。而シテ國軍ノ要素タル在鄉軍人ニ在リテハ一層此ノ精神ヲ發揚シ軍事ノ知識ヲ增進シ砥勵淬礪以テ皇室ノ屏翰タリ國家ノ干城タル負荷ニ堪フルコトヲ期スルハ蓋シ當然ノ義務ナリ

近時各地ニ勃興セル在鄉軍人ノ團體ハ概シテ上述ノ目的ヲ有スト雖統一指導其ノ機關ヲ缺キ隨テ其ノ効果顯著ナルヲ得ズ時ニ或ハ其ノ行動正鵠ヲ失フノ虞ナキ能ハズ仍テ本官等相圖リテ帝國在鄉軍人會ヲ設立シ總裁貞愛親王殿下ノ旨ヲ奉ジテ

公私軍事關係諸團體—帝國在鄉軍人會

之ガ糾合指導ノ任ニ膺ラントス其ノ目的他ナシ在鄕軍人ヲシテ善ク軍人タルノ本分ヲ盡サシメントスルニ在リ卽チ明治十五年軍人ニ賜ハリタル　勅諭ノ精神ヲ奉體シテ軍事能力ヲ增進シ相互ノ親睦ヲ惇フシ其ノ品位ヲ高メ各自ノ業務ニ勵精シ以テ國民ノ最良模範タラシメンコト是ナリ本會々員ハ一意專心此ノ趣旨ヲ遵奉シ規約ノ定ムル所ニ從ヒ至誠以テ本會ノ發達ヲ期セザル可カラズ萬一本會々員ニシテ此ノ團結力ヲ利用シ政治ニ干與スルガ如キコトアラン乎啻ニ軍人會設立ノ本旨ニ乖戾スルノミナラズ弊害ノ及ブ所實ニ測ルベカラザルモノアラントス是レ最モ愼戒ヲ要スル一事ナリ玆ニ本部ノ發會ニ臨ミ各員ノ努力ヲ前途ニ切望スト云爾

本會は當初陸軍軍人のみを會員としたが、大正三年十月陸海軍協力提携することとなり、本會の組織は大要整ふに至つた。昭和二年本會創立記念日を定め、毎年十一月三日各團體に於て式典を擧行することとなつた。なほ同十一年九月廿五日、勅令第三六五號帝國在鄕軍人會及陸、海軍省令第一號帝國在鄕軍人規程が公布せられ、國家の公的團體として認められ、玆に其の重要性强大性を加ふるに至つた。

【特　典】

一　天皇皇后兩陛下、皇太子皇太子妃兩殿下の行幸行啓竝に停車場通御の際は、各地方の在鄕軍人會員は儀仗兵の妨げとならざる地域に於て奉迎奉送を爲すこと。

二　觀兵式觀艦式特別大演習等に臨御あらせらるるときは、差支なき限り會員は式場又は一定の地區に於て拜觀の光榮を得ること。

三　皇族御旅行の時は各地方の在鄕軍人會は敬意を表する爲代表者を出すの名譽を有すること。

四　毎年日時と人員とを定め離宮及振天府建安府拜觀を差許さるるの光榮を得ること。

五　觀櫻觀菊等の御宴を催されたるときは、其の後日に於て毎年一定の人員を限り苑內拜觀を差許さるるの光榮を得ること。

其他數多き特典を附與さる。

勅　語

（大正三年十一月三日）

朕惟フニ國防ノ完備ハ汝在鄕軍人ニ待ツモノ洵ニ多シ汝等戮力協心陸海一致シテ益〻軍人精神ヲ鍛錬シ軍事能力ヲ增進シ鄕ニ在リテハ忠良ナル臣民ト爲リ軍ニ從ヒテハ國家ノ干城ト爲リ以テ其ノ本文ヲ盡サムコトヲ期セヨ

奉　答（大正三年十一月四日　會長　伯爵　寺內大將）

今回在鄕軍人會ニ優渥ナル　勅語ヲ賜ヒ內帑金拾萬圓　御下賜セラル　聖旨宏遠臣等感激恐懼ノ至リニ堪ヘス爾今益々奮勵努力誓テ　聖恩ニ答ヘ奉ランコトヲ期ス

勅　語

（大正四年十二月二日）

朕親シク帝國在鄕軍人會會員ヲ閲シ其ノ健在ヲ懌フ汝等益〻奮勵克ク其ノ本分ヲ盡シ以テ朕カ倚信ニ副ハンコトヲ期セヨ

奉　答（大正四年十二月二日　總裁　貞愛親王）

陛下玆ニ帝國在鄕軍人會會員ヲ親閲アラセラレ特ニ優渥ナル　勅語ヲ賜フ貞愛等感激ノ至ニ堪ヘス益々奮勵努力以テ　聖旨ニ副ヒ奉ラムコトヲ期ス貞愛帝國在鄕軍人會會員一同ヲ代表シ謹ミテ奉答ス

勅　語

（昭和三年十二月三日）

朕親シク帝國在鄕軍人會會員ヲ閲シ其ノ勇健ヲ懌フ汝等克ク先朝ノ聖諭ヲ體シ深ク時勢ノ推移ニ鑑ミ益〻其ノ本分ヲ盡シ同心協力以テ朕カ信倚ニ副ハムコトヲ期セヨ

奉　答（昭和三年十二月三日　總裁　載仁親王）

陛下親シク帝國在鄕軍人會會員ヲ閲セラレ優渥ナル　勅語ヲ賜フ洵ニ感激ノ至ニ堪ヘス載仁等益〻奮勵各〻本分ヲ盡シ以テ　聖旨ニ對ヘ奉ランコトヲ期ス

勅　語

（昭和十一年十一月三日）

朕時勢ノ推移ト國防ノ整備トニ鑑ミ玆ニ帝國在鄕軍人會ノ組織ヲ確立セシム汝在鄕軍人克ク先朝ノ聖諭ヲ體シ其ノ本分ニ顧ミ戮力奮勵以テ朕カ倚信ニ副ハムコトヲ期セヨ

奉　答　文

（昭和十一年十一月三日　海軍大臣　永野修身　陸軍大臣伯爵寺內壽一）

帝國在鄕軍人會ノ組織確立ニ當リ特ニ優渥ナル　勅語ヲ賜フ叡慮深遠恐懼感激ノ至リニ勝ヘス臣等益〻奮勵各〻其ノ本分ヲ盡シ以テ　聖旨ニ對ヘ奉ランコトヲ期ス

帝國在鄕軍人會令

（昭和一一、九、二四日　勅令第三六五號）

第一條　在鄕軍人其ノ精神ヲ鍛錬シ軍事

能力ヲ增進シ兼ネテ社會ノ公益ヲ圖リ風敎ヲ振作シ國家ノ干城國民ノ中堅タルノ實ヲ擧グル目的ヲ以テ帝國在鄉軍人會ヲ組織セントスルトキハ陸軍大臣及海軍大臣ノ認可ヲ受クベシ

帝國在鄉軍人會ノ組織、會員ノ資格、加入及脫退其ノ他帝國在鄉軍人會ニ關シ必要ナル事項ハ陸軍大臣及海軍大臣之ヲ定ム

第二條　陸軍大臣及海軍大臣ハ帝國在鄉軍人會ヲ監督ス

陸軍大臣及海軍大臣ハ其ノ定ムル所ニ依リ陸海軍部隊ノ長ヲシテ帝國在鄉軍人會ヲ監督セシムルコトヲ得

第三條　政府ハ帝國在鄉軍人會ニ對シ豫算ノ範圍內ニ於テ補助金ヲ交付スルコトヲ得

第四條　帝國在鄉軍人會ハ附圖第一ニ定ムル會旗ヲ使用スルモノトス（附圖略）

帝國在鄉軍人會會員ハ附圖第二ニ定ムル會員徽章ヲ佩用スルモノトス（附圖略）

會旗ノ使用及會員徽章ノ佩用ニ關シテハ陸軍大臣及海軍大臣之ヲ定ム

第五條　帝國在鄉軍人會ハ政治ニ干與スルコトヲ得ズ

第六條　陸軍大臣及海軍大臣ハ帝國在鄉軍人會ニ對シ徵募、召集、徵發、防衞等ニ關シ協力ヲ求ムルコトヲ得

第七條　陸軍大臣、海軍大臣及第二條第二項ニ規定スル陸海軍部隊ノ長ハ帝國在鄉軍人會ニ對シ會務ニ關スル報告ヲ徵シ會務執行又ハ會計ノ狀況ヲ檢査シ及監督上必要ナル處分ヲ爲スコトヲ得

附　則

本令ハ昭和十一年十月十一日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行ノ際現ニ存シ陸軍大臣及海軍大臣ノ監督ヲ受クル帝國在鄉軍人會ハ本令施行ノ日ヨリ一月以內ニ會則ヲ具シ陸軍大臣及海軍大臣ニ屆出デ本令ニ依ル帝國在鄉軍人會ト爲ルコトヲ得

帝國在鄉軍人會規程

（昭和一一、九、二五日　陸海軍省令第一號）

第一條　帝國在鄉軍人會ハ聯合支部、支部、聯合分會及分會ヨリ成ル

第二條　帝國在鄉軍人會ニ本部ヲ置ク

第三條　聯合支部ハ內地（樺太ヲ含ム以下之ニ同ジ）ニ在リテハ師管內、朝鮮ニ在リテハ朝鮮軍司令官ノ師團每ニ定ムル區域（滿洲國間島省ハ第十九師團ノ區域ニ含ム）內、臺灣ニ在リテハ臺灣全島內、關東州及滿洲國又ハ北支那ニ在リテハ軍司令官ノ定ムル區域內ニ在ル支部ヲ以テ之ヲ組織ス

前項ノ區域內ニ於テ特別ノ事情ニ依リ支部ヲ組織シ得ザル聯合分會及分會アルトキハ之ヲ當該聯合支部ノ組織ニ編入ス

第四條　支部ハ內地ニ在リテハ聯隊區內、朝鮮ニ在リテハ朝鮮軍司令官ノ定ムル區域內、臺灣、關東州及滿洲國又ハ北支那ニ在リテハ軍司令官ノ定ムル區域內、南洋群島ニ在リテハ全島內、其ノ他ノ地ニ在リテハ適宜ニ定ムル區域內ニ在ル聯合分會ヲ以テ之ヲ組織ス

前項ノ區域內ニ於テ特別ノ事情ニ依リ聯合分會ヲ組織シ得ザル分會アルトキハ之ヲ當該支部ノ組織ニ編入ス

第五條　本部ニ關スル規程竝ニ聯合分會及分會ノ組織ハ帝國在鄉軍人會會則ニ於テ之ヲ定ム

第六條　聯合支部ハ內地ニ在リテハ師管ノ番號、朝鮮ニ在リテハ師團司令部所在地ノ地名、臺灣ニ在リテハ該名稱、關東州及滿洲國又ハ北支那ニ在リテハ軍司令官ノ定ムル地名等ヲ冠稱ス

第七條　支部ハ內地ニ在リテハ聯隊區ノ名稱ヲ、其ノ他ノ地ニ在リテハ其ノ區域內ニ在ル著名ナル土地又ハ其ノ事務所所在地ノ地名ヲ冠稱ス

第八條　帝國在鄉軍人會ノ會員タル資格ヲ有スル者ハ豫備役、後備役又ハ退役ノ將校同相當官（海軍ニ在リテハ士官、特務士官）准士官、豫備役又ハ後備役ノ下士官、歸休兵、豫備兵、後備兵、第一補充兵、海軍豫備員、豫備役幹部候補生、豫備役操縱候補生及第一國民兵在役ニル者トス

前項以外ノ者ヲ以テ會員ト爲スニ付テハ會則ニ於テ之ヲ定ム

第九條　前條第一項ニ規定スル者ニシテ帝國在鄉軍人會ノ會員タラントスルモノハ其ノ屬セントスル分會ノ長ニ屆出デ其ノ承認ヲ受クルモノトス

帝國在鄉軍人會ノ會員ニシテ退會セントスル者ハ理由ヲ具シ所屬分會ノ長ノ承認ヲ受クルモノトス

第十條　軍司令官（朝鮮軍司令官ヲ除ク）、師團長及鎭守府司令長官（朝鮮ニ在リテハ要港部司令官）ハ管內ニ在ル聯合支部、支部、聯合分會及分會ヲ、聯隊區司令官（朝鮮ニ在リテハ師團長ノ定ムル者）及海軍人事部長ハ管內ニ在ル聯合分會及分會ヲ監督ス

軍司令官（朝鮮軍司令官ヲ除ク）ハ其ノ定ムル者ヲシテ臺灣、關東州及滿洲國又ハ北支那ニ在ル支部、聯合分會及分會ヲ監督セシムルコトヲ得

前項地域內ニ在ル海軍部隊ノ長ハ當該地域ニ在ル聯合支部、支部、聯合分會及分會ノ監督ニ關與ス

第十一條　帝國在鄉軍人會ノ會計檢查ノ施行ニ關シテハ別ニ之ヲ定ム

第十二條　帝國在鄉軍人會會長ハ陸軍大將又ハ海軍大將ノ中ヨリ、同副會長ハ陸軍中將及海軍中將ノ中ヨリ陸軍大臣及海軍大臣之ヲ推薦ス

第十三條　聯合支部長ハ當該師團ノ師團

司令部附少將タル者（朝鮮ニ在リテハ師團長ノ定ムル者）、支部長ハ當該聯隊區司令官タル者（朝鮮ニ在リテハ師團長ノ定ムル者）ヲ以テ之ニ充ツ

臺灣、關東州及滿洲國又ハ北支那ニ於ケル聯合支部長及支部長ハ軍司令官ノ指名シタル將校ヲ以テ之ニ充ツ

前二項以外ノ地域ニ於ケル支部長ハ陸軍大臣及海軍大臣ノ指名シタル者ヲ以テ之ニ充ツ

第十四條 要港部司令官及海軍人事部長（臺灣、關東州及滿洲國又ハ北支那ニ在リテハ所在海軍部隊ノ長）ハ必要ニ應ジ管內ニ於ケル聯合支部長及支部長ノ指導ニ參與ス

第十五條 帝國在鄉軍人會ノ會旗ハ分會毎ニ一旒ヲ備ヘ團體ヲ表示スル場合ニ之ヲ使用スルモノトス

第十六條 帝國在鄉軍人會ノ會員徽章ハ會員タルノ身分ヲ表示スル場合ニ之ヲ佩用シ軍服ニ在リテハ右胸部上衣概ネ第二釦（海軍兵ニ在リテハ概ネ襟飾ノ結目）ト同等ノ高サニ裝著シ其ノ他ノ洋服ニ在リテハ軍服ニ準ズルモノトス

和服ニ在リテハ前項ノ例ニ依ル但シ羽織著用ノ場合ハ其ノ見返シニ裝著スルモノトス

第十七條 帝國在鄉軍人會ヲ設立セントスルトキハ會則ヲ定メ陸軍大臣及海軍大臣ノ認可ヲ受クベシ

會則ヲ變更セントスルトキ亦同ジ

帝國在鄉軍人會會則ニハ別段ノ規定アル場合ヲ除クノ外事業、組織、會員、役員、會議、資產、會計其ノ他必要ナル事項ヲ記載スベシ

附　則

本令ハ昭和十一年十月十一日ヨリ之ヲ施行ス

當分ノ內會員徽章ハ監督官廳ノ許可ヲ受ケ之ヲ佩用セザルコトヲ得

帝國在鄉軍人會會則

第一章　總　則

第一條 本會ハ昭和十一年勅令第三百六十五號帝國在鄉軍人會令ニ依リ之ヲ組織ス

第二條 本會ハ皇族ヲ總裁ニ奉戴ス

第三條 本會則中帝國在鄉軍人會令ハ會令ト、帝國在鄉軍人會規程ハ規程ト略稱ス

第四條 本部ハ之ヲ東京ニ置キ本會ノ指導監督機關トス

第五條 會令第五條ニ基キ本會ハ團體トシテ、本會會員ハ本會ノ名目ヲ以テ政治ニ干與スルコトヲ得ズ

第六條 本會則中郡、市、町、村トアルハ各左記下欄ノ地ニ相當ス

北海道、樺太ニ在リテハ支廳長ノ管轄區	郡
臺灣ニ在リテハ州知事及廳長ノ管轄區	
朝鮮ニ在リテハ郡守、島司ノ管轄區	
東京市、京都市、大阪市、名古屋市、橫濱市及神戶市ニ在リテハ區	市
府尹、市尹ノ管轄區	

町村　町村ニ準ズベキモノ（臺灣ニ於ケル郡及支廳長ノ管轄區ヲ含ム）

第二章　目的及事業

第七條 本會ハ會令第一條ノ目的ヲ達スル爲必要ナル事業ヲ行フ事業ノ計畫及實施ニ付テハ左記其ノ一ノ要綱ニ則リ行事ハ其ノ二ノ各號ニ準據スルモノトス

其ノ一

一　聖旨ヲ奉體シ軍人ノ本分ヲ恪守スルコト

二　皇軍ノ任務ニ寄與スルヲ主眼トスルコト

三　階級秩序ヲ重ンジテ鞏固ナル團結ヲ形成スルコト

四　犧牲奉公ノ實ヲ擧グルコト

五　實踐躬行ノ範ヲ鄉黨閭里ニ垂ルルコト

其ノ二

一　勅諭、勅語、詔書捧讀式ヲ行ヒ四方拜、紀元節、天長節、明治節及廟ア宮中式典當日ハ遙拜式ヲ行フコト

二　軍人精神ノ鍛鍊、軍事學術ノ研究及演練竝ニ體育ヲ行フコト

三　會員ヲシテ應召準備ヲ整頓セシムルコト竝ニ召集、徵發業務ヲ幇助シ又ハ徵兵、徵募檢查及簡閱點呼ノ際其ノ業務ヲ援助スルコト

四　精神修養、軍事及一般知識ノ增進竝ニ團體及會員ノ指導連絡ノ爲講演ヲ行ヒ雜誌、圖書等ヲ發行シ其ノ他各種ノ施設ヲ講ズルコト

五　國防思想普及ノ爲適當ナル手段ヲ講ズルコト

六　本會創立記念日ニ式典ヲ行フコト

七　現役兵又ハ補充兵トシテ入營又ハ入團スル者及補充兵ニシテ未ダ入營セザル者ノ軍事教育ヲ行ヒ且入退營（團）者ヲ送迎スルコト

八　青年學校及青年訓練所ノ發達ヲ援助シ特ニ其ノ教練ヲ幇助シ且青年團員及少年團員ノ誘掖指導ニ協力スルコト

九　會員、現役者及戰（公）傷病軍人竝ニ其ノ家族ニ對シ必要ニ應ジ慶弔、慰藉又ハ扶助ヲ行ヒ延テ社會ノ融和協調ノ美ヲ助成スルコト

十　過去戰役ヲ記念シ戰役死亡者及公務ニ起因スル死亡者ノ祭典ヲ幇助シ且其ノ遺族及戰（公）傷病軍人ヲ優遇スルコト

十一　御警衞ニ關シ責任官憲ヲ援助シ公安ノ維持竝ニ防衞及救護事業ニ協力スルコト

十二　思想ノ善導、風敎ノ改善ニ協

力シ社會公益事業ヲ幫助スルコト

第八條　本會ハ本會ノ事業ト其ノ目的又ハ種類ヲ同クスル事業ヲ行フモノアルトキハ要スレバ之ト協同シテ該事業ヲ實施シ又ハ之ヲ幫助スルモノトス

第三章　組織

第九條　本會ノ組織ハ規程第一條乃至第五條ニ依ル

第十條　本部ニ所要ノ部（課）ヲ置ク其ノ細部ハ會長ニ於テ別ニ之ヲ定ム

第十一條　聯合分會、分會ノ新設、併合、分離及廢止ハ支部長（本部直屬ノモノハ會長、聯合支部直屬ノモノハ聯合支部長）ノ承認ヲ經テ行フモノトス

海軍部ニ關シテハ聯合分會、分會ノ場合ニ同ジ

第十二條　聯合分會ハ內地（樺太ヲ含ム）ニ在リテハ各郡市ノ區域內ニ、朝鮮、臺灣、關東州、南洋群島及其ノ地ニ在リテハ特ニ定ムル區域內ニ在ル分會ヲ以テ組織ス但シ工場、鑛山、會社、鐵道等ノ分會ハ其ノ事務所所在地ノ聯合分會ノ組織ニ編入ス

第十三條　分會ハ本會ノ團結及事業實施上ノ單位ニシテ各町村ノ區域內ニ在ル會員ヲ以テ組織ス但シ外國領土ニ在リテハ其ノ地居住ノ會員ヲ以テ分會ヲ組織スルコトヲ得

工場、鑛山、會社、鐵道等ノ各箇所ニ在リテハ其ノ所屬ノ會員ヲ以テ分會ヲ組織スルコトヲ得

市及聯合分會ヲ設置シアル町村ニ於テハ郡ノ區域又ハ其ノ一部ヲ合シテ一箇又ハ數箇ノ聯合分會ヲ、町村內ニ一箇ノ聯合分會又ハ數箇ノ分會ヲ組織スルコトヲ得

第十四條　前二條ノ外必要アル場合ニ於テハ郡ノ區域內又ハ市ニ數箇ノ聯合分會ヲ、同一支部管內ニ於ケル隣接スル同一聯合分會ヲ設置スルコトヲ得

正會員多數ニシテ分會トシテ事業ヲ實施セシムルヲ適當ト認ムルトキハ支部長ニ於テ會長ノ承認ヲ受ケ當該聯合分會內ニ海軍正會員ヲ以テ分會ヲ組織セシムルコトヲ得

第十五條　分會ハ行政區劃、小學校通學區域又ハ交通等其ノ地方ノ狀況ニ從ヒ通常班ニ區分ス

班ハ更ニ最寄若干ノ人員ヲ以テ組ニ區分スルコトヲ得

第十六條　協同ノ事業ヲ處理スル爲必要アル場合ニハ支部長ノ承認ヲ經テ左ノ區分ニ從ヒ聯合會ヲ設置スルコトヲ得

一　大ナル都市ニ於テハ聯合分會ノ聯合會但シ一都市ニシテ二箇以上ノ支部ノ區域ニ亘ル地ニ在リテハ聯合支部長ノ承認ヲ經テ之ヲ設置シ關係支部長ノ協同監督ヲ受クルモノトス

二　工場、鑛山、會社、鐵道等ノ各箇所ニ於テ數箇ノ分會ヲ有スルモノニ在リテハ分會ノ聯合會

第十七條　前條ノ規定ニ依リ聯合會ヲ設置スルトキハ第一號ノ場合ニ於テハ關係聯合分會ノ、第二號ノ場合ニ於テハ關係聯合分會及分會ノ協議ニ依リ聯合會規約ヲ定メ所屬ノ支部長又ハ聯合支部長ノ承認ヲ受クルモノトス

聯合會規約ニハ聯合會ノ名稱、協同事業、役員、費用支辨ノ方法等ヲ定ムルモノトス

第十八條　聯合分會其ノ組織內ニ海軍分會ヲ有スルモノヲ除ク）ハ海軍正會員ヲシテ海軍ニ關スル研究ニ便宜ヲ得シムル爲必要アリト認ムルトキハ海軍部ヲ設置スルコトヲ得

海軍部ヲ設置シアラザル聯合分會ノ下ニ在ル分會又ハ聯合分會ヲ組織シアラザル分會ニ於テ本目的ヲ達スルニ適當ナル數ノ海軍正會員ヲ有スルトキ亦同ジ

第十九條　聯合支部以下各團體ノ稱號ハ概ネ左記例稱ニ從フ

聯合支部
- 規程第六條ニ從ヒ
- 帝國在鄉軍人會第何師管（龍山）（臺灣）（滿洲）（北朝鮮、臺灣、關東州、南洋群島及外國領土ニ於ケル聯合分會及分會ハ前項ニ依ルノ外通常其ノ區域內ニ在ル著名ナル土地又ハ其ノ事務所所在地ノ名稱ヲ冠シ且

支部
- 規程第七條ニ從ヒ
- 帝國在鄉軍人會何支部
- 郡、市等ノ名稱ヲ冠シ
- 帝國在鄉軍人會何郡（郡部）（市）（市北部）（區）聯合分會
- 町村又ハ工場、鑛山、會社、鐵道等ノ各箇所ノ名稱ニ從ヒ
- 帝國在鄉軍人會何町（村）
- 分會又ハ何市（町）（村）

分會
- 帝國在鄉軍人會何工場（鑛山）（會社）（運輸事務所）（保線事務所）（車庫）分會
- 海軍分會
- 帝國在鄉軍人會何工場（鑛山）（會社）（運輸事務所）（保線事務所）（車庫）分會

（支那）聯合支部
- 規程第七條ニ從ヒ
- 帝國在鄉軍人會何支部
- 郡、市等ノ名稱ヲ冠シ
- 帝國在鄉軍人會何郡（郡部）（市）（市北部）（區）聯合分會
- 町村又ハ工場、鑛山、會社、鐵道等ノ各箇所ノ名稱ニ從ヒ
- 帝國在鄉軍人會何町（村）
- 分會又ハ何市（町）（村）

第四章　會員

第二十條　本會ノ會員ハ正會員、特別會員及名譽會員ノ三種トス其ノ區別左ノ如シ

一　正會員

（一）規程第八條第一項該當者

（二）前號ニ依リ會員タリシ者ニシテ其ノ役ヲ退キ前號ニ該當セザルニ至リタルモノノ中正會員タルコトヲ希望スルモノ（入會、退會ニ關シテハ規程第九條ニ準ズ）

二　特別會員

現役將校同相當官（海軍ニ在リテハ士官、特務士官ニシテ役員タル者及本會各團體ヨリ推薦セラレタルモノ

三　名譽會員

（一）本會ヲ退キタル者ノ中功績顯著ニシテ本會各團體ヨリ推薦セラレタルモノ

（二）在鄉軍人ニ非ズシテ特ニ本會

ニ助力ヲ與ヘ若ハ功勞アリタルモノ又ハ其ノ協力ヲ受クベキモノニシテ本會各團體ヨリ推薦セラレタルモノ

第二十一條　會員ノ所屬ハ左ノ區分ニ依ルモノトス

一　正會員ハ住所地ノ分會ニ屬ス但シ本籍地以外ニ住所ヲ有スル者ハ住所地ノ分會ニ屬スルノ外本籍地ノ分會ニモ屬スルコトヲ得

二　工場、鑛山、會社、鐵道等ノ各箇所ニ在ル正會員ハ當該分會ニ屬ス但シ前記分會ニ屬スル外住所地又ハ本籍地ノ分會ニモ屬スルコトヲ得

三　特別會員及名譽會員ハ其ノ推薦セラレタル團體ニ屬ス

第二十二條　分會ハ會員名簿ヲ備付ケ其ノ移動ヲ明ニスルモノトス必要アル場合班ニ於テモ亦同ジ

第二十三條　會員ハ其ノ住所地又ハ分會所屬ヲ變更シタルトキハ之ヲ關係分會ニ屆出ヅルモノトス

第二十四條　特別會員及名譽會員ノ推薦ハ豫メ本人ノ承諾ヲ得テ之ヲ行フモノトス

第二十五條　正會員ニシテ會則ニ背キ本會ノ目的遂行上有害ト認メタルモノアルトキハ分會長ハ之ニ戒告ヲ與ヘ尙改悛セザル場合ニハ評議會ノ決議ヲ經テ支部長（本部直屬ノ分會ニアリテハ會長、聯合支部直屬ノ分會ニアリテハ聯合支部長）ノ承認ヲ受ケ一時會員タルノ待遇ヲ停止又ハ除名スルコトアルベシ前項ニ依リ處分セラレタル者ニシテ改悛ノ狀顯著ナルトキハ前項ノ手續ニ準ジ之ヲ復活セシムルコトヲ得

第二十六條　正會員ハ會員タルノ身分ヲ表示スル場合ニハ成ルベク軍服ヲ着用スルモノトス

第五章　役員及顧問

第二十七條　本部ニ左ノ役員ヲ置ク

會長	一名	
副會長	若干名	

第二十八條　聯合支部、支部ニ左ノ役員ヲ置ク

長	一名	
副長	一名	
參事	各若干名	
監事	各若干名	
審議員	若干名	

第二十九條　聯合分會、分會ニ左ノ役員ヲ置ク

長	一名	
副長	一名	
理事	各若干名	
監事	各若干名	
評議員	若干名	
班長	一名	
同副長	若干名	
總務	一名	
參事	各若干名	
監事	各若干名	
參與	各若干名	
審議員	若干名	

組長	一名	班、組、海軍部ヲ設ケタル場合其ノ各ニ
同副長	若干名	
海軍部長	一名	
同副長	若干名	

第三十條　役員ハ左ノ各號ニ依リ之ヲ囑託スルモノトス

一　本部

會長及副會長ハ總裁之ヲ囑託ス

總務ハ正會員中ヨリ會長ノ推薦ニ依リ總裁之ヲ囑託ス

參事及監事ハ正會員及特別會員中ヨリ會長ノ推薦ニ依リ總裁之ヲ囑託ス

參與ハ會員中ヨリ會長ノ推薦ニ依リ總裁之ヲ囑託ス

審議員ハ內地ニ在リテハ支部長ニ於テ當該支部ノ審議會ニ諮リ當該支部ノ正會員中ヨリ一名ヲ聯合支部長ノ承認ヲ經テ推薦シ朝鮮、臺灣、關東州、滿洲國及北支那ニ在リテハ聯合支部長ニ於テ當該聯合支部ノ審議會ニ諮リ當該聯合支部ノ正會員中ヨリ一名ヲ聯合支部長又ハ支部長之ヲ囑託ス

二　聯合支部

聯合支部長ハ會長ノ報告ニ依リ總裁之ヲ囑託ス

聯合支部副長ハ聯合支部長ニ於テ其ノ一名ヲ聯合支部內ノ特別會員中ヨリ、其ノ他ヲ當該聯合支部ノ審議會ニ諮リ正會員中ヨリ推薦シ會長ノ報告ニ依リ總裁之ヲ囑託ス

參事及監事ハ聯合支部內ノ正會員及特別會員中ヨリ聯合支部長之ヲ囑託ス

審議員ハ支部長ニ於テ當該支部ノ審議會ニ諮リ當該支部內ノ正會員中ヨリ推薦シ聯合支部長之ヲ囑託ス其ノ人員ハ聯合支部長ヨリ概ネ正會員ノ數ニ應ジ豫メ各支部ニ配當ス

三　支部

支部長ハ會長ノ報告ニ依リ總裁之ヲ囑託ス

支部副長ハ支部長ニ於テ其ノ一名ヲ聯合支部長之ヲ囑託ス

二　聯合支部

聯合支部長ハ會長ノ報告ニ依リ總裁之ヲ囑託ス

聯合支部副長ハ聯合支部長ニ於テ其ノ一名ヲ聯合支部內ノ特別會員中ヨリ、其ノ他ヲ當該聯合支部ノ審議會ニ諮リ正會員中ヨリ推薦シ會長ノ報告ニ依リ總裁之ヲ囑託ス

參事及監事ハ聯合支部內ノ正會員及特別會員中ヨリ聯合支部長之ヲ囑託ス

審議員ハ支部長ニ於テ當該支部ノ審議會ニ諮リ當該支部內ノ正會員中ヨリ推薦シ聯合支部長之ヲ囑託ス其ノ人員ハ聯合支部長ヨリ概ネ正會員ノ數ニ應ジ豫メ各支部ニ配當ス

三　支部

支部長ハ會長ノ報告ニ依リ總裁之ヲ囑託ス

支部副長ハ支部長ニ於テ其ノ一名

朝鮮、參灣、關東州及滿洲國ニ在リテハ若干名）ヲ支部内ノ特別會員中ヨリ、其ノ他ヲ當該支部ノ審議會ニ諮リ正會員中ヨリ推薦シ會長ノ報告ニ依リ總裁之ヲ囑託ス

參事及監事ハ支部内ノ正會員及特別會員中ヨリ支部長之ヲ囑託ス

審議員ハ聯合分會（聯合分會ヲ組織セザル所ニ在リテハ分會）ノ評議會ニ於テ當該聯合分會（聯合分會ヲ組織セザル所ニ在リテハ分會）内ノ正會員中ヨリ推薦シ支部長之ヲ囑託ス其ノ人員ハ支部長ヨリ概ネ正會員ノ數ニ應ジ豫メ各聯合分會（聯合分會ヲ組織セザル所ニ在リテハ分會）ニ配當ス但シ朝鮮、臺灣、關東州、南洋群島及外國領土ニ在リテハ狀況ニ依リ聯合分會及支部直屬分會數箇毎ニ其ノ人員ヲ配當スルコトヲ得

四　聯合分會

聯合分會長同副長ハ聯合分會評議會ニ於テ聯合分會内ノ正會員中ヨリ推薦シ支部長ノ承認ヲ經テ會長ノ報告ニ依リ總裁之ヲ囑託ス

理事及監事ハ聯合分會評議會ニ於テ當該分會内ノ正會員及名譽會員中ヨリ推薦シ聯合分會長之ヲ囑託ス但シ朝鮮、臺灣、關東州、南洋群島及外國領土ニ在リテハ狀況ニ依リ聯合分會及支部直屬分會數箇毎ニ其ノ人員ヲ配當スルコトヲ得

五　分　會

分會長同副長ハ分會評議會ニ於テ分會内ノ正會員中ヨリ推薦シ支部長ノ承認ヲ經テ會長ノ報告ニ依リ總裁之ヲ囑託ス

理事及監事ハ分會評議會ニ於テ分會内ノ正會員及名譽會員中ヨリ推薦シ分會長之ヲ囑託ス

班長同副長及組長同副長ハ當該班（組）内ノ正會員ニ於テ當該正會員中ヨリ推薦シ分會評議會ノ承認ヲ經テ分會長之ヲ囑託ス

評議員ハ分會ノ總會ニ於テ分會内ノ正會員中ヨリ推薦シ分會長之ヲ囑託ス

海軍部長同副長ハ分會内ノ海軍正會員中ヨリ分會長之ヲ推薦シ部長ニ在リテハ支部長ノ報告ニ依リ總裁之ヲ囑託ス

海軍部長同副長ハ分會内ノ海軍正會員中ヨリ聯合分會評議會ニ於テ分會長之ヲ推薦シ聯合分會長ノ報告ニ依リ總裁之ヲ囑託ス

海軍分會又ハ海軍部ヲ有スル聯合分會ニ在リテハ少クモ理事一名ハ海軍正會員中ヨリ之ヲ推薦スルモノトス

海軍部長同副長ハ聯合分會内ノ海軍正會員中ヨリ聯合分會長之ヲ推薦シ支部長ノ承認ヲ經テ會長ノ報告ニ依リ總裁之ヲ囑託ス

海軍部長同副長ハ分會内ノ海軍正會員中ヨリ分會長之ヲ推薦シ部長ニ在リテハ支部長之ヲ囑託ス

評議員ハ分會評議會ニ於テ當該分會内ノ正會員中ヨリ推薦シ聯合分會長之ヲ囑託ス

顧問ハ當該團體會員中ノ上級者若ハ先

輩、當該團體ニ對シ功勞アル者ハ地方名望家ヨリ推薦スルヲ例トス

顧問ハ支部以上ノ團體ニ在リテハ其ノ長ニ於テ當該團體ノ審議會ニ諮リ、聯合分會、分會ニ在リテハ當該團體ノ評議會ニ於テ豫メ本人ノ承諾ヲ得テ推薦シ會長ノ報告ニ依リ總裁之ヲ囑託ス

第三十二條　本會ニ對シ功績特ニ顯著ナル陸海軍ノ長老ハ之ヲ會老ニ推擧シ總裁之ヲ囑託ス

多年本會各團體ノ役員トシテ功績特ニ顯著ナリシ者ハ本部ノ名譽參與又ハ聯合支部、支部ノ名譽審議員トシ會長ノ推薦ニ依リ總裁之ヲ囑託ス

第三十三條　役員及顧問ハ名譽職トス

會老、顧問、名譽參與、名譽審議員及特別會員タル役員ハ任期ヲ定ムルコトナシ

前項以外ノ役員ハ其ノ任期ヲ三年トス但シ重任ヲ妨ゲズ

補闕者ノ任期ハ前任者ノ殘任期間トス

公私軍事關係諸團體—帝國在鄉軍人會會則

第三十四條　役員交代ヲ行フ場合ニ於テハ後任者ノ就職スル迄ハ仍前任者ニ於テ其ノ職務ヲ行フモノトス

第三十五條　役員ニシテ左ノ各號ニ該當スルトキハ第三十三條ノ任期ニ依ルコトナク各團體ノ長ニ於テ囑託ヲ解キ或ハ囑託解除ノ手續ヲ採ルコトヲ得但シ第四號ニ依ル處分ヲナサントスルトキハ直屬上級團體ノ長（分會ニ在リテハ聯合分會長ヲ經テ所屬支部長）ノ承認ヲ經ルモノトス前條ニ依ル前任者ノ職務ノ執行ヲ停止セントスルトキ亦同ジ

一　傷痍疾病ニ因リ職務ニ堪ヘ難キトキ

二　本人ノ都合ニ因リ解囑ヲ希望スルトキ

三　制度組織ノ改廢等ニ因リ過員ヲ生ジタルトキ

四　團體ノ統制ヲ紊リ又ハ名譽ヲ毀損スル等役員タルニ適セズト認メタルトキ

第三十六條　會長ハ本會ヲ統轄ス

副會長ハ會長ヲ輔佐シ會長事故アルトキハ其ノ職務ヲ代理ス

總務ハ會長ノ命ヲ承ケ會務ヲ執行シ本部ノ業務ヲ掌理ス

第三十七條　聯合支部長、支部長、聯合分會長及分會長ハ各所屬ノ團體ヲ統轄ス副長ハ各所屬團體ノ長ヲ輔佐シ其ノ長事故アルトキハ其ノ職務ヲ代理ス

第三十八條　參事及理事ハ各所屬團體ノ長（本部ニ在リテハ總務）ノ命ヲ承ケ當該團體ノ會務ヲ執行ス

第三十九條　監事ハ各所屬團體ノ長ノ命ヲ承ケ當該團體ノ經理ノ整否ヲ監査ス

第六章　會　議

第四十條　本部、聯合支部及支部ニ審議會ヲ置キ左ノ事項ヲ審議スルモノトス

一　會則ノ改訂ニ關スル事項

二　豫算、決算及財産ニ關スル事項

三　審議員ヨリ提出スル事項

四　其ノ他所屬團體ノ長ニ於テ必要

ト認メ會議ニ提出シタル事項

第四十一條　會長ハ必要ニ應ジ參與ヲ招集シ重要ナル會務ニ關シ諮問ヲ爲スコトアリ

第四十二條　本會各團體ノ長ハ必要ニ應ジ各所管團體ノ長ヲ集メ會議ヲ開クモノトス

第四十三條　聯合分會、分會ニ左ノ役員ヨリ成ル評議會ヲ置キ概ネ第四十條ニ定ムル事項ヲ決議スルモノトス

聯合分會評議會　聯合分會長、同副長、同評議員、海軍部ヲ設ケタル場合ニ於テハ同部長

分會評議會　分會長、同副長、同評議員、海軍部ヲ設ケタル場合ニ於テハ同部長

第四十四條　審議會又ハ評議會ノ議長ハ所屬團體ノ長（本部ニ在リテハ總務）ヲ以テ之ニ充ツルモノトス

第四十五條　評議會ノ議事等ニ關シ必要ナル事項ハ所屬團體ノ長ニ於テ之ヲ定メ支部長（本部直屬ノ聯合分會、分會ニ在リテハ聯合支部長、聯合支部直屬ノ聯合分會、分會ニ在リテハ聯合支部長）ノ承認ヲ受クルモノトス

第四十六條　本部審議會ハ毎年概ネ一回會長ニ於テ之ヲ招集スルモノトス

第四十七條　聯合支部以下各團體ノ審議會又ハ評議會ハ所屬團體ノ長ニ於テ必要アル場合ニ之ヲ招集スルモノトス

第四十八條　理事及監事ハ所屬團體ノ評議會ニ、各團體ノ長ハ所管團體ノ評議會ニ出席シ意見ヲ述ブルコトヲ得

第四十九條　分會ハ毎年少クモ一回總會ヲ開キ評議員ノ推薦、會務ノ報告等ヲ爲スモノトス

第七章　指導及監督

第五十條　本會ハ會令第二條ニ依ル監督官廳又ハ其ノ評議會ガ權限ヲ超エ法令ニ背キ又ハ本會ノ目的遂行上不適當ト認ムル事項ヲ議決シタルトキハ直屬上級團體長ノ意見ヲ聽キ之ヲ取消サシメ又ハ該決議ニ依ルコトナク之ヲ決裁スルモノトス

第八章　資產及會計

第五十三條　本會ノ資產ハ本部所屬ノ財產及聯合支部以下各團體所屬ノ財產ヨリ成リ其ノ區分左ノ如シ

一　本部所屬ノ財產
　（一）御下賜金
　（二）補助金
　（三）寄附ニ係ル動產及不動產
　（四）本部ノ事業ヨリ生ジタル收入

二　聯合支部以下各團體所屬ノ財產
　（一）御下賜金
　（二）聯合支部以下各團體ノ所有ニ屬スル財產竝ニ其ノ財產及事業ヨリ生ジタル收入
　（三）聯合支部以下各團體ノ受ケタル補助金、寄附ニ係ル動產及不動產、直屬系統ノ團體ヨリノ醵出金竝ニ分會ニ在リテハ會員ヨリ醵出シタル會費

第五十四條　本部所屬ノ財產中左ノ各號ノモノハ本部ノ基本財產トス

一　御下賜金（其ノ利子及本部審議會ニ諮リ其ノ費途ヲ定メタルモノヲ除ク）

二　寄附ニ係ル動產及不動產（寄附者ヨリ其ノ費途ヲ指定シタルモノヲ除ク）

三　前二號ノ外本部審議會ニ諮リ基本財產ニ組入レタルモノ

第五十五條　本部所屬ノ基本財產ハ之ヲ消費スルコトヲ得ズ但シ御下賜金以外ノ財產ハ特別ノ事情アル場合ニ於テ本部審議會ニ諮リ之ヲ消費スルコトヲ得

第五十六條　本部所屬ノ基本財產ハ本部審議會ニ諮リ財團法人帝國在鄉軍人會財團ニ其ノ保管ヲ委託スルコトヲ得

公私軍事關係諸團體ー帝國在鄉軍人會會則

第五十七條　本部所屬ノ財產ノ管理ニ關スル規程ハ前四條ニ定ムルノ外本部審議會ニ諮リ別ニ之ヲ定ムルモノトス

第五十八條　聯合支部以下各團體所屬ノ財產ノ管理ニ關スル規程ハ當該團體ノ評議會ニ諮リ又ハ當該團體ノ評議會ノ決議ニ依リ之ヲ定ム但シ御下賜金ハ通常基本財產ニ組入ルルモノトス

第五十九條　分會ハ當該分會ノ評議會ノ決議ニ依リ會員ヨリ會費ヲ醵出セシムルコトヲ得

第六十條　支部ニ在リテハ當該支部ノ審議會ニ諮リ、聯合分會ニ在リテハ當該聯合分會ノ評議會ノ決議ニ依リ直屬系統ノ團體ヨリ事業費ヲ醵出セシムルコトヲ得

第六十一條　本會ノ經費ハ本部所屬ノ基本財產以外ノ財產ヲ以テ、聯合支部以下各團體ノ經費ハ所屬ノ基本財產以外ノ財產ヲ以テ之ヲ支辨スルモノトス

第六十二條　會計年度ハ毎年四月一日ニ始リ翌年三月三十一日ニ終ル

第六十三條　翌年度ノ豫算ハ其ノ年度開始前當該團體ノ審議會ニ諮リ又ハ當該團體ノ評議會ノ決議ニ依リ之ヲ定ムルモノトス

前年度ノ決算ハ翌年度終了前當該團體ノ審議會ニ諮リ又ハ當該團體ノ評議會ニ提出スルモノトス

第九章　徽章

第六十四條　本會ニ左ノ徽章ヲ設ケ役員及顧問ノ身分ヲ表示スル場合ニ之ヲ佩用スルモノトス

一　會長、副會長、聯合支部以下各團體ノ長、同副長ノ徽章
二　班長、同副長、組長、同副長ノ徽章
三　總務、參事、參與、理事、監事、審議員、評議員、海軍部長、同副長ノ徽章
四　顧問、名譽參與、名譽審議員ノ徽章

第六十五條　前條ニ規定スル徽章ノ制式ハ附圖第一ニ、其ノ佩用位置ハ附圖第二ニ依ル（附圖略）

第十章　表彰

第六十六條　本會ノ會員ニシテ左ノ各號ニ該當スル者ニハ會長ヨリ賞狀ヲ授與ス

一　五年以上分會ニ在リテ此ノ間會員ノ模範ト爲リ特ニ表彰ノ必要ヲ認メタル者

二　役員ニシテ前後ヲ通算シ五年以上在任シ功勞卓ラザル者

三　特ニ賞揚スベキ行爲ヲ爲シ表彰ノ必要ヲ認メタル者

第六十七條　前條第一號又ハ第二號ノ表彰ヲ受ケタル者ニシテ表彰後五年ヲ經過シ尚其ノ成績優良ナル者ニハ會長ヨリ功勞章ヲ授與ス

第六十八條　本會ノ會員ニシテ左記各號ニ該當シ優賞スベキモノト認メタル者ニハ會長ノ報告ニヨリ總裁ヨリ有功章ヲ授與ス

一　前條ノ表彰ヲ受ケタル者ニシテ尚其ノ功績顯著ナル者

二　其ノ行爲特ニ他ノ儀表トナル者

第六十九條　分會又ハ分會以上ノ團體ニシテ左ノ各號ニ該當スルモノニハ會長ヨリ賞狀ヲ授與ス

一　會員ノ團結又ハ團體ノ結合鞏固ニシテ優良ナル成績ヲ擧ゲ他ノ模範トナルベキモノ

二　特ニ賞揚スベキ行爲ヲ爲シ表彰ノ必要ヲ認メタルモノ

第七十條　前條第一號ノ表彰ヲ受ケタル團體ニシテ尚其ノ成績優良ナルモノハ表彰後五年ヲ經過スル毎ニ更ニ表彰スルコトヲ得

第七十一條　會員ハ銃劍術、軍刀術（射撃）徽章ノ制式ハ附圖第三、第四又ハ第五ニ、其ノ佩用位置ハ附圖第二ニ依ル（附圖略）

第七十二條　有功章、功勞章又ハ武道ハ銃劍術、軍刀術、射撃ノ成績優秀ナル聯合分會又ハ分會ニ賞狀ヲ、正會員ニ賞狀及徽章ヲ授與ス

第七十三條　本會各團體ニ金品ヲ寄附セシモノ及會員ニ非ズシテ本會ノ趣旨ヲ贊助シ功勞顯著ナルモノニハ會長ヨリ謝狀又ハ會杯ヲ贈ルコトアルベシ

第七十四條　第六十七條及第六十八條ノ被表彰者ニシテ其ノ名譽ヲ毀損シタルトキハ詮議ノ上功勞章及有功章ヲ褫奪ス

第十一章　雜則

第七十五條　班及海軍部ニ於テ其ノ標示ヲ必要トスル場合ニ於テハ標旗ヲ設クルコトヲ得但シ所屬分會ガ一團トナリテ會旗ヲ樹立シ他ノ團體ト合同シテ堵列又ハ集合スル場合等ニ於テハ之ヲ用ヒザルモノトス

標旗ノ制式ハ附圖第六、第七ニ依ル（附圖略）

第七十六條　戰時又ハ事變ニ際シテハ第二章、第五章及第六章ノ規定ニ關シ會長ニ於テ必要ノ特例ヲ設クルコトヲ得

第七十七條　本部處務規程、武道奬勵規程、表彰上申手續、禮式規程、報告規程、表弔慰藉規程及釋放者保護規程ハ會長ニ於テ別ニ之ヲ定ム

第七十八條　本會則ノ外聯合支部以下各團體ノ團體ニ於テ必要ナル會則ハ當該團體ノ審議會ニ諮リ又ハ當該團體ノ評議會ノ決議ニ依リ之ヲ定メ聯合支部ノモノハ會長、支部ノモノハ聯合支部長、聯合分會及分會ノモノハ支部長ノ承認ヲ受クルモノトス

第七十九條　聯合支部以下各團體ハ本會ノ事業及改善事項ニ關シ意見アルトキハ順序ヲ經テ會長ニ上申スルコトヲ得

附則

本會則ハ昭和十一年十一月三日ヨリ之ヲ施行ス

帝國在鄉軍人會規約ニ依リ會員又ハ顧問タリシ者ハ依然本會會員又ハ顧問タルモノトシ從來ノ役員ハ其ノ任期滿了迄仍其ノ職務ニ在ルモノトス但シ支部以上ノ役員中從來ノ評議員ハ審議員、審議員ハ參與、總務理事ハ總務、理事ハ參事トナリタルモノトシ各現任期ヲ繼承ス

帝國在鄉軍人會規約ニ依リ從來表彰セラレタル者ハ本會則ニ依リ表彰セラレタル者ト看做ス

帝國在鄉軍人會規約ニ基ク從來ノ諸規程、諸通牒等ハ之ヲ改廢スル迄依然其ノ效力ヲ繼續スルモノトス

六週間陸軍現役ヲ終リ現ニ第二國民兵役ニ在ル者ハ第二十條ノ規定ニ依ルコトナク正會員タルコトヲ得

帝國在鄉軍人會規約ニ依リ所有シタル資產ハ本會則施行ノ日ヨリ本會則ニ依ル帝國在鄉軍人會ノ資產ニ引繼グモノトス

帝國在鄉軍人會歷史の概要

明治四三、一一、二　伏見宮貞愛親王殿下を總裁に奉戴す。

同　三　本會發會式を東京偕行社に擧ぐ。

大正　元、九、一三　明治天皇大喪儀に參列の爲本會全國團體中一、五六三分會の代表者東京に集る。

大正　三、一〇、二七　陸海軍協力提携することとなる。

同　一一、三　在鄉軍人に　勅語を賜はり又本會に內帑金十萬圓を下賜せらる。

同　四、一二、二　大正天皇御卽位の大典を奉祝する爲六、二五八分會の代表一一、二六五名

東京に集り大禮觀兵式に參列したるに一同を御親閲あらせられ　勅語を賜はる。

同　三　全國大會を靖國神社境內に開く。

同　四　本會參列者京濱間に於て特別觀艦式を拜觀す。

同　七、五、四　聯合分會長會議を東京に開き同日宮城に於て列立拜謁を賜はり、左の御沙汰と共に御下賜品の恩命を拜す。

帝國在鄕軍人會ノ稽儲ナル發達ヲ憚フ汝等益〻勤勞セヨ

同　一〇、九、三　全國聯合分會總代及東京附近の會員六千餘名東京に集り　皇太子殿下の御歸朝を奉迎す。

大正一〇、九、四　全國の代表會員六七〇名宮城に於て皇太子殿下の御親閲を賜はる。

同　一二、二、四　總裁　伏見宮貞愛親王殿下薨去あらせらる。

同　四、一九　閑院宮載仁親王殿下を總裁に奉戴す。

同　九、五　關東大震災に當り陸軍省內に於て救護事業に於て救護事業に關する本會事務を開始す。

同　一三、一、二六　皇太子殿下御結婚の大典を擧げさせ給ひしを以て本會各團體の代表者東京に集り奉祝す。

同　二七　右代表者七〇三名を東京假御所（赤坂）に召させられ　皇太子殿下の御親閲を賜はる。

同　七、二四　本會事業奬勵の御思召を以て內帑金三十萬圓を下賜せらる。

同　一四、一、二九　第一回評議會を東京偕行社に開く。

同　一〇、二九　各聯合分會の代表者八七〇餘名大阪城內に會合して　總裁宮殿下台臨の下に全國大會を開き同時に第一回有功章親授式を行ふ。

同　一四、一〇、三〇　全國大會參列者桃山御陵に謁して神誓式を擧げ川村會長全員に代りて誓詞を奏す。

同　一五、八、一三　桃山御陵兆域の一部を拜借して誓詞之碑建設工事に着手し昭和二年二月二十日竣成を告げ除幕式を擧ぐ。

昭和　二、二、七　大正天皇大葬儀に際し全國各團體の代表者四、二七九名東京附近の會員約二四、〇〇〇名は葬場殿內及御沿道に於て奉拜す。

同　三、三　第三回本會評議會の際本會役員は赤坂離宮に於て　天皇陛下に招謁仰付けらる。

同　六、八　本會に對する最初の國庫補助金二十五萬圓を受領す。

同　一一、三　總裁宮殿下の台臨を仰ぎ陸軍戸山學校に於て東京市內十五區分會聯合會及明治神宮體育大會參加選士と共に創立記念日第一回式典を擧ぐ。

同　三、四、二九　共產黨事件に鑑み本會各團體は宣誓式を擧ぐ。

同　一一、一〇　大禮奉祝の爲各地團體は遙拜式を行ひ本會代表者は京都市に集まり紫宸殿の儀を奉拜す。

同　一二、三　大禮奉祝の爲本會全國各團體代表者二一、八四三名（會旗一〇、七八三旒）東京に集り二日大禮觀兵式を陪觀し翌三日には　天皇陛下宮城前に於て御親閲あらせられ　勅語を賜ふ。

同　一二、四　御親閲了つて明治神宮外苑に於て總裁宮殿下の台臨を仰ぎ全國大會を開く。

同　四、三、一三　大禮奉祝の爲上京したる會員一同大禮特別觀艦式を陪觀す。

同　五、九、二二　第五回本會評議會に際し本會役員は宮城に於て　天皇陛下に拜謁仰付けらる。

同　一〇、二二　軍人會館建築設計圖案を懸賞募集す。

同　一一、三　新に　御眞影を下賜せらる。

同　六、八、六　本會創立滿二十年に相當するを以て總裁宮殿下より二十年勤續役員を表彰せらる。

同　六、一一、一　陸軍大將鈴木莊六に會長を囑託せらる。

同　一二、一〇　軍人會館地鎭祭を施行す。

各支部より代表者一名宛を集め靖國神社境內に東京附近會員と共に約八

同　七、一、四　千名集合、ジュネーヴ一般軍縮會議全權委員送別式を擧行す。

同　同　一〇、一　勅諭下賜五十年記念日に當り陸海軍大臣は陸海軍人を代表して奏詞を奏上し同日陸海軍人に　勅語を賜はる。

同　七、二、一二　財團法人軍人會館の設立を許可せらる。

同　三、三　第八回評議會に際し本會役員は宮城に於て　天皇陛下に拜謁仰付けらる。

同　同　軍人會館維持費金として金五萬圓下賜の　御沙汰を拜受す。

同　四、二七　陸海軍大臣主催の下に宮城前に於て天皇陛下の臨御を仰ぎ　勅諭下賜五十年祝典を擧げ本會役員、各支部代表七〇名及東京市並に附近在住會員二、五〇〇名之に參列す。

同　六、五　本會各團體代表約一、〇〇〇名滿洲に在る會員約一、六〇〇名奉天に集合招魂祭及全國大會を擧行し了つて

同　一〇、一　滿蒙見學旅行をなす。

同　同　內地全般に涉り地方馬一齊調査を實施す。

同　一〇、二九　國際聯盟の情勢に鑑み本會各團體代表者約七〇名及東京附近會員約七、〇〇〇名を日比谷に集めて全國大會を開き會員の決意を宣明す。

同　八、四、四　規約の改正に基き第一回聯合支部長會議を東京偕行社に開く。

同　七、五　軍人會館上棟式を擧行す。

同　九、一〇　本會功勞者二、二八〇名に對し新に制定せられたる本會功勞章を授與す。

同　九、一八　滿洲事變二周年記念日につき報效會其の他軍事扶助七團體と共同主催を以て、靖國神社外苑に陣歿慰靈祭を施行し、尙日比谷公會堂に於て滿洲事變を回顧し、滿蒙の再認識を強調し非常時に貢獻するため滿洲事變記念大會を擧行し、松岡洋右氏の講演あり盛況を極む。

昭和　八、一一、八　會老元帥陸軍大將子爵上原勇作薨去す。

同　一二、二三　皇太子殿下御誕生あらせられたるにつき會長は本會を代表し　天皇陛下の天機　皇后、皇太后兩陛下の御機嫌を奉伺し賀表を捧呈す。

同　九、三、一〇　本部を麴町區九段一丁目五番地軍人會館內に移轉す。

同　三、二〇　軍人會館竣成祭及護國神社（會館守護神）の鎭座祭を執行す。

同　三、二四　宮城內御車寄前に於て全國代表者大會に參列のため上京せる代表者及本會役員八三〇名に對し　天皇陛下より列立奉拜を賜ひ且左の優渥なる御沙汰を拜す。

帝國在鄉軍人會ノ發達ヲ慮フ汝等深ク時勢ノ推移ニ鑑ミ益々奮勵シ其本分ヲ完ウセヨ

同　三、一五　總裁載仁親王殿下、梨本元帥宮殿下朝香近衞師團長宮殿下台臨の下に軍人會館落成式を擧行し全國代表者、本會役員及來賓多數參列す。右終つて軍人會館に全國代表者大會を擧行し、會館の落成を機とし時局の認識を鞏固にして益〻協力一致の實を擧げ併せて會員の修養と國防意識とを強調す。

同　五、三〇　會老元帥海軍大將侯爵東鄉平八郎薨去す。

同　六、二九　天皇陛下軍人會館に行幸、會長親く會況奏上の後館內　御巡覽あらせらる。午後行幸奉拜の全國代表者を軍人會館大講堂に會し記念式典を擧行す。

同　一〇、三、一四　第十一回評議會に際し本會役員は宮城西溜の間に於て　天皇陛下に拜謁仰付けらる。

同　一〇、八、二七　軍人會館に對時局帝國在鄉軍人全國大會を開催し、國體明徵の決意を宣明す。

同　一一、三　本會創立滿二十五年に相當するを以て總裁宮殿下より二十年及二十五年勤續役員を表彰せらる、尙軍人會館

に記念祝典を擧行す。

昭和一〇、一一、三　同　日米兩國鄉軍の精神的融和と世界平和に貢獻する爲、八月二十二日派遣せられし遣米役員本會顧問海軍大將竹下勇以下四名歸朝す。

同　一一、二、二六　同　不祥事件勃發軍人會館に戒嚴司令部設置せられ七月十九日解除撤去す。

同　四、七　同　陸軍大臣より在鄉軍人に對し二・二六事件に關する訓示を與へらる。

同　四、二四　同　一二、二、二三　米國外征從軍老兵會代表一行來朝、翌二十五日軍人會館に於て歡迎會を催す。一行は五月十六日歸國す。

同　九、二五　帝國在鄉軍人會會令、規程公布せられ、玆に本會は法制化せられた。

同　一一、三　新に帝國在鄉軍人會會則を制定す。また本會創立二十六週年記念竝會令發布記念式典を擧行せしが、特に優渥なる　勅語を拜し、同日　總裁宮殿下より　令旨を賜はり、陸海軍大臣より訓示を與へらる。

陸軍大將井上幾太郎會長を囑託せらる。

本會各團體竝海軍部一覽表（昭和十二年九月一日調）

聯合支部	支部	聯合分會數	分會數 町村其他	分會數 海軍工場會社等	分會數 計	海軍部數 聯合分會內	海軍部數 內
第一師管	麻布	三一	三一	一	三二	一八	四
	甲府	三〇	四一九	一	四二〇	七	
	本鄉	三三	二六七		二六	四一六	一三
	仙臺	一九	二一六		二一六	一〇一	一、四八〇
	千葉	一七	三七三		三九六	一四	
	平壤	三	五七		五七	二	
第四師管	高崎	一四	三三	一	三四	一八	四
	松本	二〇	四一三	一	四一四	一九	
	宇都宮	二一	一九一		二〇三	八	
第十師管	京都	一九	二七〇	一六	三〇五	一七	
	福知山	一三	一八三		一九五	三	
	會寧	二	二	一	三		
第十六師管	津	三三	三七〇	一	三七一	一三	
	奈良	一三	一六二	三	一七五	八	
	羅南	一	一七	一	一九	一	
羅南	咸興	一	五九	五	六五	一	
	中咸		七	一	八		
	聯合支部直屬分會		一		一		

聯合支部	支部	聯合分會數	分會數 町村其他	分會數 海軍工場會社等	分會數 計	海軍部數 聯合分會內	海軍部數 內
第十師管	大邱	六	一三二	七	一三四	一	
	湖南	二	五三	二	五七	一	一
	京城	四	六五	七	七六	一	
	平壤	三	五七	一三	七二	二	
龍山	計	一五	二九六	二八	三二九	五	一
臺灣	臺北	六	三九	一	四九	一	
	臺南	五	四一	二	四八	一	四
	計	一一	八〇	五	九七	二	四
滿洲	四平街		七		七		
	奉天	一	一〇	八	一九	一	一
	大石橋	一	一〇	一	一二	一	二
	連山關	一	六		七	一	
	山城鎭	五	五		五		

滿洲	錦州	一	一三			一四		
	承德		五			五		
	撫順	一	八			九		
	旅順	一	一四		六	二一		一
	聯合支部直屬分會	五	一〇七	一		一一三		
	計	二	一八五	一	一五	二二二	三	四
北支那	天津		四			四		一
	青島		五			五		
	濟南		四			四		
	北平		三			三		
	計		一六			一六		一
中支那			二			二		
本部直屬 支部	上海		四			四		一
	南洋	二	一八			二〇	一	一
	計	二	二四			二六	一	二
本部直屬 分會	孟買		一			一		
	暹羅國		一			一		
	計		二			二		
合計		八三三	一三、八〇〇	二〇	六七五	一五、三四八	四三七	一四五

團體總數	一五、四五〇
聯合支部	一九
支部	八三
聯合分會	八五三
町村其他分會	一三、八〇〇

第二師管	福島	二二	三九五		一三	四三〇	九	一〇
	新發田	二一	二二四		二	二四七	八	一
	高田	九	一九一		二	二〇二	八	
	計	六三	一、〇三六		一八	一、一二六	三一	一六
第三師管	名古屋	一七	二三一		二九	二七七	七	二
	岐阜	一一	二三四		七	二五二	九	
	豐橋	一九	三〇九		一二	三四〇	一三	五
	靜岡	一一	一七六		八	一九五	九	
	計	五八	九五〇		五六	一、〇六四	三七	七
第四師管	大阪	一四	一八一		四二	二三七	一〇	二
	神戶	二一	一七一		五七	二四九	一	二
	堺	一四	二六三		二一	二九八	一三	
	和歌山	一〇	二四五		四	二五九	三	一
	計	五九	八六〇		一二四	一、〇四四	四一	五
第五師管	廣島	八	一八六		七	二〇一	四	
	福山	一五	二四九	二	三	二六九	一	四
	濱田	八	一八九			一九七	三	一
	山口	一五	二〇二		一二	二二九	七	二
	計	四六	八二六	二	二二	八九六	一五	七
第六師管	熊本	一三	三五三		一〇	三七六	七	
	大分	一四	二五五		七	二七六	一一	
	都城	一一	一〇五		七	一二三	六	五
	鹿兒島	一四	一五六		二	一七二	四	七
	沖繩	七	六八		三	七八	一	
	計	五九	九三七		二九	一、〇二五	二九	一二
第七師	札幌	九	一〇一		二四	一三四	四	二
	函館	五	八八	一	三	九七	一	
	釧路	六	九三		八	一〇七	三	一

管	旭川	三	一一〇	一	五	一二八	五	五
	計	三三	四〇二	二	四〇	四七六	一三	八
第八師管	青森	一一	一八五	一	一	一九八	四	一
	盛岡	一六	二四三		五	二六四	九	二
	秋田	一〇	二四四		一〇	二六四	六	一四
	山形	一六	二四六	一	一	二六四	一〇	
	計	五三	九一八	二	一七	九九〇	二九	一七
第九師管	金澤	九	二二四	一	一〇	二三四	七	一
	富山	一八	三三一		一四	三六三	九	
	敦賀	一八	二三四		九	二五二	一三	
	福井	一〇	一四六		七	一六三	九	
	計	五五	九一五	一	四〇	一、〇一一	三七	一
第	姫路	一四	一八〇		八	二〇二	四	九
	鳥取	一〇	一六〇		一	一七一	二	
十師管	岡山	三	四〇九		二	四四二	八	四
	松江	一三	二二二			二三四	五	
	計	五八	九七一		二〇	一、〇四九	一九	一三
第十一師管	丸龜	一〇	一九一	二	一	二〇四	八	
	松山	一七	二九四	二	八	三二一	九	四
	德島	一三	一四五		一	一五八	一	一五
	高知	八	一九九		二	二〇九	八	
	計	四七	八二九	四	一三	八九二	二六	一九
第十二師管	小倉	一三	一四五	二	三九	一九八	八	五
	福岡	一三	一五六	一	四九	二一八	四	
	大村	一〇	二〇三		一三	二二六	二	一
	久留米	一九	二七九	一	一九	三一八	七	二
	計	五三	七八三	四	一二〇	九六〇	二一	八
	水戶	一七	三八六		一〇	四一三	二	八

海軍分會	二〇
工場會社等分會	六七五

備考　分會總數中聯合分會ヲ組織セサル分會ハ内地ニ「四〇」海外ニ「四七一」アリ。

【本會の事業】

本會が常に實施して居る事業は、大體次の通りであるが、尚各團體は、各地方の實情に即し適切なる手段方法を選んで其の効果を發揮する事に努めてゐる。

一　皇室尊崇觀念の涵養

本會が皇室の殊遇を辱うし我々軍人が陛下を頭首と仰ぎ奉り股肱の臣節を盡すことは會員の感激措く能はざる所で、機會ある毎に　勅諭、勅語、詔書の捧讀式を行ひ、四大節其他緣ある式典當日には遙拜式を行ひ、又　行幸、行啓其他皇族の御旅行の際には奉送迎を爲す外責任官憲を援助して獻身的に御警衛に奉仕してゐる。

二　思想の善導

國民思想の中正穩健なるは國體の擁護國防完備の最大要素たるに鑑み、會員に對しては各種演習に教練に、或は講演巡回指導に或は雜誌其他の印刷物に依つて指導を怠らず、又會外各方面の思想善導の施設に對しては之に協力援助を與へ、又講演會並に各種印刷物等を以て一般大衆に呼びかける等、極力思想の正導に努め、就中國體の明徵に就ては滿幅の努力を拂ひつつある。

特に今次事變に際しては國民精神總動員運動の第一線に起つて晝夜寧日なく活動を續けてゐる。

三　軍事能力の增進、體育の獎勵

軍事能力の增進は軍人精神の鍛錬と相俟つて會員必須の事項なるに鑑み、或は講習會を實施して列國の軍事や最新の兵器等に關する知識を與へ、或は每月發行する機關雜誌に或は時に應じて配布するパンフレットに記載して會員を啓發し、一方武道獎勵規約を設けて大いに心身の鍛錬を圖り、また明治神宮體育大會には全國より選士を派遣せしめて獎勵の一助としてゐる。

四　戰病歿者の祭典、遺族竝傷病兵の優遇

戰病死者に對しては軍事扶助中央委員會の一員として本部以下諸團體と協力し、又は獨自にて忠魂碑を建立して每年祭典を施行して先輩の英靈を慰め遺族を慰問し、墓地の淸掃等を行ひ、また遺族傷病兵に對してはあらゆる機會を捉へて之が優遇に努めてゐる。

五　應召準備、召集、點呼、徵兵檢査の援助竝未入營者の教育

平素會員に對し應召準備の整頓を從憑して非常時に備へ、又陸海軍の簡閲點呼及徴兵檢査に際しては各地分會は壯丁の豫習教育或は準備教育を行ひ、點呼（檢査）場の諸勤務に服して當局を援助し、又充員召集徴發等に際しては地方官憲を幇助して動員事務遂行の圓滿を期してゐる。特に本次事變に於ては其の中核として献心しつつある事は衆知の通りである。

六　青年學校、青少年團への協力

國運發展の大局に着眼し犧牲的精神を以て青年學校、青少年團に協力し、特に前者に對しては本會各團體は一齊に教練指導員を提供し熱誠訓練に從ひ、之が發展に盡しつつある。國防婦人會其他に對しても協力援助を與へつつあり。

七　社會公益事業の幇助、公安の維持及非常防備、救護事業の援助並會員の相互扶助

會員の鞏固なる團結、統制ある訓練、圓滿なる修養の結果は地方の良風美俗を益々助長し弊風邪俗を改善しつつある例は枚擧に遑が無い。天災地變其他の非常時に際しての會員の活躍は、救護にまた公安の維持に絶大なる威力を發揮し、更に防空事業に關しては其の中樞となつて活動するものは本會會員である。

而も全會員は身を挺して之等の事に從ふと共に、罹災會員に對する救護義捐は實に眼醒しきものあり、過ぐる關東大震災はもとより三陸地方の震災、函館大火東北の冷害、關西の風水害等に際しての義捐額の莫大たりしは驚異に値する。

其他會員又は現役兵の家族に對する精神的物質的の援助或は勞力奉仕は今更喋々する迄もない。

八　雜誌圖書の發行

本會各團體は定期及臨時に雜誌圖書を發行し、會員や其家族の精神修養並智能啓發に努めてゐる。雜誌「戰友」は創刊以來二十六年、本會機關誌として會員を披導し、「我か家」は之が姉妹誌として二十年の歴史を有し、家庭修養、國防思想の涵養に資してゐる。

九　國防思想の普及

國防思想の普及は本會本然の使命で、平素より凡ての事業を通じて最も努力しつつある所である。特に本部は時局の推移に應じ逐次指導方針を示し、時局に關する會員の認識及心得、或は輿論の正導に關し、講演に、講習會に文献に或は映畫に各種の手段を講じ之が普及徹底を期しつつある。

活動寫眞「フイルム」の貸與規程

一　本部備付ノ「フイルム」ハ本會各團體ノ申込ニ依リ之ヲ貸與ス

二　貸與期間ハ往復日數ヲ除ギ支部以上ニ在リテハ十四日以内、聯合分會以下ニ在リテハ七日以内トス

三　貸與スル「フイルム」ノ卷數ハ支部以上ニ在リテハ一回二十卷以内、聯合分會以下ニ在リテハ一回十二卷以内トス

四　主催團體ハ「フイルム」ノ到著ノ日ヨリ本部ニ向ケ之ヲ返送スル前日迄ノ期間保續料トシテ一日一卷ニ付金十錢ノ割合ヲ以テ返送後速ニ本部ニ送付スルヲ要ス、但シ貸與期限ニ遲延シテ「フイルム」ヲ返送シタルトキハ其ノ期間ニ限リ保續料ニ代フルニ一日一卷ニ付金二十錢ノ割合ヲ以テ延滯料ヲ本部ニ送付スルヲ要ス

十六「ミリ」映畫ノ「フイルム」ニ關シテハ保續料及延滯料ハ前項ノ半額トス

五　貸與「フイルム」ノ發送及返送ハ鐵道客車便ニ依リ且之ニ要スル費用ハ總テ主催團體ノ負擔トス

但シ發送ニ要スル費用ハ本部ニ於テ一時之ヲ立替フルコトヲ得

六　主催團體ハ映畫會開催ノ二週間前迄ニ（聯合分會以下ニ在リテハ支部ヲ經由シ）樣式第一ニ依リ「フイルム」借用申込書ヲ本部ニ送付シ本部ハ之ニ對シテ回答ス

七　主催團體ハ樣式第二ニ依リ映寫終了後速ニ映畫會狀況報告ヲ本部ニ送付スルヲ要ス

八　活動寫眞ノ映寫及「フイルム」ノ運搬ニ際シテハ危害又ハ盜難ヲ豫防スル爲諸般ノ注意ヲ拂フハ勿論ナルモ萬一主催團體ニ「フイルム」ノ到著シタルトキヨリ本部ニ向ケ之ヲ返送スル迄ノ期間ニ「フイルム」ヲ燒失、紛失又ハ損傷シタルトキハ主催團體ニ於テ之カ補償ノ責ニ任スルモノトス

附則　一　本規程ハ昭和九年四月一日ヨリ之ヲ實施ス

二　活動寫眞班ノ派遣ハ爾今之ヲ廢止ス

（樣式第一）

「フイルム」借用申込書

昭和　年　月　日

帝國在鄉軍人會支部（聯合分會）（分會）

帝國在鄉軍人會本部　御中

左記ニ依リ活動寫眞映寫致度候ニ付「フイルム」貸與相成度及申込候也

左　記

一　主催團體

二　開催ノ目的

三　映寫時日（二日以上連續使用スル場合ハ實施月日及映寫場所ヲ記載スル計畫書ヲ添付スルコト）

四　映寫ノ場所

五　希望「フイルム」並ニ卷數

六　「フイルム」送付先（驛名及取扱運送店留置又ハ配達等ヲ明記スルコト）

（様式第二）

映畫會狀況報告

支部管下　（主催團體名）

實施年月日時間	昭和　年　月　日　午前　後　時　分ヨリ　時　分		
同　場　所	府　市 縣　郡　町　村　會　場		
使用映畫	本部ヨリ貸與ノモノ		
	支部所藏ノモノ		
	其　ノ　他		
使用映寫機名及所有者			
觀覽者ノ種類、員數	男	女	
	小人（十五歳以下）	合計	
映畫ニ對スル意見及將來ノ希望			
觀覽者ノ狀況			
主催團體ノ意見	トーキー設備ノ（有無）		

注意　（一）本報告ハ本部ニ於ケル統計作製上必要ナルヲ以テ努メテ正確ヲ期スルヲ要ス
（二）映畫會開始前ニ各欄ニ記載スベキ事項ヲ知悉シ置キ映寫終了後各欄ニ洩レナク記入ノ上速ニ本部ニ送付スルヲ要ス
（三）主催團體ノ意見欄ニハ「フイルム」ノ發送到著其他ノ具體的意見ヲ記入スルヲ要ス

十、滿蒙調査、特別農業移民の選定及滿洲への就職斡旋

イ　滿蒙事情及滿洲移民の實情調査並普及

各方面と密接なる連絡を取つて調査研究を行ひ其の結果を雜誌、滿蒙事情寶報其他講演資料を頒布して之が認識の向上に努めてゐる。

ロ　滿洲特別農業移民候補者の選定

本移民は拓務省の計畫に基き軍部協力の下に實施されるので昭和七年八月其の第一次移民より第二、第三、第四、第五次、各移民の選出其他に關し成し得る限りの協力援助を與へる。

ハ　滿洲特別農業移民の就職斡旋

ニ　就職斡旋

在鄉軍人職業輔導部及職業紹介所其他關係方面と連絡協力して就職希望者の斡旋に努めてゐるが、從來本部の手を經て滿洲國軍隊幹部、警察官其他官吏、外務省海外勤務警察官等に採用された者は八百餘名、內地各方面に對しては約三百名に達してゐる。

十一、國防獻品の取扱

滿洲事變以來、國防義金の獻納頗る多く、特に本會各團體が中心となり地方官民と協力し飛行機其他重要兵器を獻納する者續出した。而して之等國防獻品は法規其他の關係上本會に於て代行するを至當とし、昭和六年冬國防獻品取扱委員を編成し事務員を陸軍省に派して實務に當らせてゐるが、昭和十二年一月三十一日迄に取扱つた國防獻品は、飛行機一二〇機、高射砲九九門、觀測車九輛、軍機關銃四九五挺、輕機關銃三〇九挺、鐵帽三六、一七〇個、各種自動車一一〇輛、聽音機一四九個、探照燈四一機二、其他各種兵器軍用資材に亘り其の價格實に一千八百六十四萬九千餘圓に達した。而して本次事變の勃發となるや、國民の熱誠は誠に驚くべきものあり、獻品は踵を接して續けられてゐる。

財團法人　軍人會館

設立の要旨　今上陛下　御卽位の大典を行はせ給ふや、帝國在鄉軍人會は此の御一代の盛儀を永遠に記念せんがため、陸海現役軍人と相協力して軍人會館を建設し、而して鞏固なる團結を形而下に表現し且つ全會員一致の核心たらんことを冀求した。然るに此の計畫が世間に傳はるや、幸にも社會各方面の後援が漸次濃厚となり、昭和七年二月起工し同九年三月竣工を告ぐるに至つた。總工費二六〇萬圓、地上四階地下二階、房室二七三、延坪四六三〇坪、高さ九十尺餘、西洋建築の中に日本精神を表徵せしめた創造的大建築を成してゐる。

軍人會館は軍人團結の表現、會員修養の殿堂であるが、これと同時に國民精神作興、國防思想の普及、傷痍軍人並に戰病死者遺家族等に對しても寄與貢獻するものである。而して帝國在鄉軍人會と軍

人會館とは密接なる連絡を保持し、前者の常務參事は後者の理事として兩者は全く同心一體のものである。

會館の組織　本會館は理事長全般の業務を統轄し、且つ本部と會館との連繫を密接ならしむるため、理事長は軍要事項に關しては特に帝國在鄉軍人會會長の承認を受くる規程となつてゐる。

理事長の下に庶務、經營、事業、會計の一課三部が置かれ、經營部は更に講堂、宴會、宿泊の三掛に、事業部は出版、酒保の二掛に區分され、合計百九十餘名の人員が業務に從事しつつある。

【事業の概要】

一　庶務課　一般庶務

二　經營部

1、大講堂の貸付　大講堂座席は一階より四階に亘り一、五〇〇乃至二、〇〇〇名を收容し、音曲、演藝、能樂映寫等あらゆる大集會に供する。

大講堂使用料金表

入場券又は會員券を販賣する場合	平日	自午後一時 至午後五時	一一〇円	自午後六時 至午後十時 一三〇円
	土、祭日		一三〇	一八〇
入場料を要せざる場合	平日		九〇	一五〇
	土、祭日		一一〇	一一〇
			一三〇	一八〇

備考

一、同一人が連續三日以上使用の場合は本表料金より一割引とす

二、特に午前使用の場合は別に相談す

三、七、八月は別に割引

四、設備及器具機械の使用料金等細部のことは大講堂案内にあり

2　宴會、集會、食堂　小は二十人内外より大は五百人まで大小各室の用意があり、和洋食何れも低廉に使用出來る。

3　神前結婚式　館内に特に式場を設け嚴肅に擧式される。

4　宿泊掛　一階より四階に亘り和洋室多數あり、常時二百四十名、必要に應じては四百名、非常の場合には八百名迄の宿泊設備を整へてゐる。

宿泊室料金表

區分＼料金	料金（一人一泊食代を含まず）	和室 一二階 專用 普通室 內	和室 一二階 專用 普通室 外	和室 一二階 專用 特別室 小	和室 一二階 專用 特別室 大	和室 三階 專用 普通室 內	和室 三階 專用 普通室 外
混宿	円 五〇	一〇〇	一二〇	一四〇	二〇〇	一六〇	一八〇
專用	特別料金	一	一	二	二	二	二
	普通料金	五〇	八〇	〇〇	七〇	三〇	五〇
混宿	円 八〇	一五〇	一八〇	二〇〇	二七〇	二三〇	二五〇

摘要

一　二人以上和室專用の場合一名は上記の料金にて他の一名は該當料金の五割其の他は同じく一名毎に三割の料金

二　客室區分中「內」は內庭に面せるもの「外」は外部に面せるもの又特別室「大」は一、二、三階の第六、七號室、「小」は同階の一及第十一乃至第十四號室の略稱

三　一階第五號室、四階第八號室は一、二階普通室（內）料金と、又三階第十七號室は一、二階普通室（外）料金と同額

四　別館の使用は家族連れに限る

五　宿泊部宿泊者範圍

階	特別室	特別室	二人共用	二人共用	一人用	一人用	一人用	一人用	一號	二號	三號
洋室	四階	四階	二人用	二人用	一人用	一人用	一人用	一人用	一號	二號	三號
別館	專用	專用	特別室	特別室	二人共用	一人用	一人用	一人用	一號	二號	三號
	小	大	內	外	內	外	內	外	一號	二號	三號
	二	三	一	一	一	二	一	一	一	二	一
	二〇	二〇	二〇	四〇	八〇	二〇	六〇	八〇	八〇	二〇	六〇
	二	四	一	二	二	二	二	二	二	二	二
	九〇	〇〇	八〇	〇〇	五〇	九〇	三〇	五〇	五〇	九〇	三〇

1 帝國在鄉軍人會々員（會員にあらざる在鄉軍人を含む但し第二國民兵役服務者を除く）
2 現役軍人
3 元軍人たりし者
4 南滿洲鐵道株式會社々員
5 前各號の家族
6 戰病死者遺族
7 入退營者及其の附添人
8 本館發行の優待券携帶者
9 青少年團員（女子青年團員を除く）
10 各種學校學生及生徒（女子中等學校以上の學生々徒を除く）
11 兵事及教育、社會事業關係者

三　出版掛

1 國防思想普及、時局關係の認識其他一般の軍事參考書並在鄉軍人關係圖書の編纂、印刷、發行。
2 學校教練教科書並に青年訓練、教練參考書類の印刷發行。
3 防空關係圖書の印刷發行。
4 時局用地圖の編纂發行。
5 雜誌「戰友」「我か家」「訓練」の編輯印刷並發行。
6 軍事新聞「つはもの」工場新聞「國の力」の印刷發行。
7 陸地測量部地圖の大賣捌。
8 其他一般印刷、圖書の取次發行引受等。

四　酒保掛

軍裝品、分會用品、教練用品其他日用品を簡易低廉に紹介取次してゐる。其他屋上には本會館の守護神として護國神社を祀り、貴賓室、記念室、滿蒙室練武室、娛樂室の設備があり、なほ食堂理髮室、浴室、洗濯所等が完備せられ、本會々員の殿堂として萬遺憾なきを期してゐる。

帝國在鄉軍人會本部軍人會館役員並職員（昭和一二年九、二〇現在）

總裁	載仁親王	
會長	陸、大將	井上幾太郎
副會長	海、中將	中野直枝
兼總務	陸、中將	小泉六一
會老	陸、大將	鈴木莊六
顧問	海、大將	竹下勇
	陸、中將	和田龜治
會館理事長	陸、中將	篠田次助
常務參事		
本部指導部長	陸、少將	中井武三
會館經營部長	海、少將	相良達夫
會館事業部長	陸、少將	平田重三
	陸、中將	安藤紀三郎
	陸、主少將	根岸莞爾
	陸、主大佐	石原通
本部經理部長、會館會計部長		
	陸、主大佐	林菊太郎
本部庶務課長	步、大佐	平池英太郎
參事		
在	海、少將	向田金一
	步、大佐	上村利道
	海、大佐	多田武雄
	海、大佐	保科善四郎
	陸、主大佐	栗橋保正
	步、大佐	柳田元三
	步、大佐	飯島重助
	海、機大佐	野田清太郎
	步、大佐	納見敏郎
	步、中佐	粟屋幸弘
	步、中佐	万城目武雄
	海、中佐	富永昌三
	海、主中佐	宮本正光
	步、中佐	大橋彥四郎
	步、少佐	土井元武
	砲、中尉	吉川克己
	步、中尉	岡本保之助
監事		

參與

在 陸、主少將 石川半三郎
在 海、主大佐 山本丑之助

參議

在 海、中將 島田繁太郎
在 陸、中將 多田駿
在 陸、中將 安藤利吉
在 陸、中將 稻垣三郎
在 海、中將 島巢玉樹
在 陸、中將 赤井春海
在 陸、中將 大村有隣
在 陸、中將 中島虎吉
在 陸、中將 小林道生
在 海、中將 松下元
在 海、中將 植村茂夫
在 海、少將 阿南惟幾
在 海、少將 清水光美
在 陸、少將 堀吉彥
在 陸、少將 和田由恭
在 步、大佐 吉田知吉
在 步、大佐 樫村弘道

第一 一千葉工業學校

步、大佐 伯香川櫻男
步、中尉 新島鍋三郎
陸、主少尉 藤田茂一郎

第二 高新發田

步、中尉 小林倍平
步、大尉 安倍良夫
步、中佐 二瓶源五
步、中尉 野口純一
步、中尉 邊誠一

第三 靜岡

步、大佐 侯爵 德川義久
騎、大佐 渡部辰雄
憲、大尉 向山軍二
輜、中將 兒山常太郎
輜、大尉 田敏一
步、中尉 竹下勇造
步、大佐 三戶五男

第四 和歌山

步、中尉 堺神戶
輜、中尉 大阪
輜、大尉 山田寬
步、少佐 上泉貞吉
步、中佐 小泉新治
憲、大尉 反町榮一
步、大尉 野丈夫
輜、中將 永田嘉一
步、大佐 川勇吉
步、大佐 本多虎司

第五 廣島山口

步、中尉 福濱田
步、中尉 山口義久
步、中尉 相良孝太郎
步、少佐 江彥太郎
步、中尉 宮澤修二
步、大佐 松本

第六 沖繩

步、大佐 分都城鹿兒島
步、少將 航空隊伊木壯五郎
步、中尉 航空隊白石武八郎
步、大佐 曾根崎財平
步、大佐 谷村定規
步、大佐 三坂隆精
步、大佐 大坪孝一
步、大佐 古川繁次郎
步、大佐 吉田貞次郎
步、大佐 末松豐彥
步、大佐 吉田俊造
步、大佐 伊吹元三郎
步、大佐 勢

第七 釧路

步、少將 札幌館
砲、中尉 幌川
獸、中尉 古川
步、中尉 吉田
步、少尉 奧木津一太郎
砲、中尉 三木佐右衛門
步、中尉 小木津
步、中尉 竹村由雄
砲、少尉 花山實
砲、少尉 中田儀直
步、中尉 長谷川吉三郎
步、中尉 狩野育彥
步、中尉 能見實藏
步、少尉 守屋平藏
步、少尉 土師保
步、少尉 喜田卯吉
步、大尉 野口矯
步、大尉 井內磯三郎
步、大尉 大川壽賀

第八 秋田

步、少尉 金澤盛
砲、中尉 富山青森
騎、中尉 福岡騎
醫、中尉 福岡醫
砲、少尉 福岡砲

第九 敎導團

步、大佐 姬路
步、中尉 鳥取
騎、少佐 岡山騎
步、大尉 松江步
步、大佐 丸龜步
步、大佐 松山步
步、大尉 高德步
步、少將 高知步

第十 善通寺

步、大佐 小倉步
步、大尉 岡村步
步、大尉 伊木步
步、大尉 白石步
步、大尉 曾根步
步、大尉 谷村步
步、大尉 三坂步
步、大尉 大坪步
步、大尉 古川步
步、大尉 吉田步
步、大尉 末松步
步、大尉 吉田步
步、大尉 伊吹步
步、大尉 勢

第十一 高德

步、大尉 萩原俊三
步、大尉 橫山才四郎
步、大佐 相良已都磨
陸、主少佐 中熊直生
陸、主大尉 清水貞

第十二 久留米

步、大佐 小福倉
步、大佐 岡村
步、大佐 末松
步、大佐 吉田
步、大佐 伊吹
步、大佐 勢

指導部

部員

海、大佐 下村敬三郎
步、大佐 渡部徹
步、大佐 友清保
海、中佐 高山貞三郎
步、中佐 酒葉要
步、大尉 萩原俊三
砲、大尉 佐藤友兄
步、大佐 今井金一

經理部

部員

陸、主大尉 久保新二

會館職員

庶務掛

庶務掛長 步、大佐 櫛淵鎧一
庶務掛員 步、少佐 山本茂一郎
會議堂掛員 工、少佐 德永鹿之助
陸、醫大佐 神林浩
輜、大佐 柴山兼四郎
講堂掛長 步、大佐 野村定五郎
宴會掛長 海、特大尉 青木松吉
宿泊掛長 步、大佐 原守
事業部 騎、中佐 藤田茂

本部職員

庶務課

部員 步、少佐 柴田道政

出版掛長

出版掛員（兼編輯） 步、大尉 萩原俊三
出版掛員（印刷） 步、大尉 橫山才四郎
酒保掛長 步、大佐 相良已都磨
酒保掛員 陸、主少佐 中熊直生
出版掛員（圖書） 陸、主大尉 清水貞

會計部

會計部掛員 陸、主大尉 久保新二

囑託

陸軍省高級副官 步、大佐 櫛淵鎧一
同秘書官 步、少佐 山本茂一郎
同秘書官 工、少佐 德永鹿之助
陸軍省衛生課長 陸、醫大佐 神林浩
陸軍省軍務課長 輜、大佐 柴山兼四郎
陸軍省新聞班長 步、大佐 原守
閑院宮附武官 騎、中佐 藤田茂

第十四 松本

步、大佐 水戶
步、少佐 宇都宮
步、中尉 高崎

第十六 奈良

步、中尉 京都
工、大佐 福知山
陸、少將 津
步、中尉 良

朝鮮 羅南 龍山

步、大尉 羅南
陸、少將 龍山

臺灣

步、中佐 臺灣

滿洲

陸、少將 滿洲

北支那

陸醫中佐 北支那

橫須賀

海、大佐 橫須賀
海、中佐 橫須賀
海、醫中佐 橫須賀

吳

海、大佐 吳
海、大佐 吳
海、大佐 吳

佐世保

海、大佐 佐世保
海、大佐 佐世保
海、大佐 佐世保

部員

步、大佐 小貫義久
步、大佐 入江彥太郎
步、少佐 相良孝太郎
步、中尉 宮澤修二
步、中尉 大橋理祐
陸、少將 小牧斧助
步、中尉 野口純一
步、中尉 山邊誠一
步、大尉 小川倍平
陸、少將 安倍良夫
步、中佐 二瓶源五
步、少將 岩井勘六
陸、少將 中村熊三
步、大佐 瀧新藏
步、大佐 中村完
步、大佐 幸田銓太郎
步、大佐 武久
步、大佐 藤岡晴次
步、大佐 山口一治
步、大佐 松田源次郎
步、大佐 北村榮虎
步、大佐 一ノ瀨英太

本部職員

庶務課

部員 步、少佐 柴田道政

國防獻品取扱勤務　歩、中佐　門司守壯
海軍省高級副官　海、大佐　近藤泰一郎
同秘書官　海、少佐　松永敬介
同軍事普及部　歩、中佐　松島慶三
同軍事普及部　憲、少佐　高田典文
憲兵司令部附　歩、中佐　岩元貞信
歩、少佐　武藤當次郎
醫務　陸、醫大尉　向山軍二郎
農林省農事試驗場長　安藤廣太郎
東京女子專門學校長　渡邊滋
農林省技師　內海一雄
東京女子高等師範學校教諭　甫守ふみ
小石川高等女學校長　河口愛子
東京中央放送局囑託　村岡花子
國防獻品取扱勤務　成毛平治

臣来內光政、副社長中將山本五十六
以下略
備考　東京に本社を置き、各地水交社と連絡してゐる。

▲准士官の爲の機關

吳　海友社　吳市宮原町
佐世保海友社　佐世保市島地町
舞鶴海友社　京都府加佐郡新舞鶴町
橫須賀海友社　橫須賀市汐留
大湊海友社　青森縣下北郡大湊町
馬公海友社　澎湖廳馬公街
鎭海海友社　朝鮮慶南昌源郡鎭海面

▲下士官兵の爲の機關

橫須賀下士官兵集會所　吳　同
佐世保同　大湊同
舞鶴同　鎭海同
馬公同

公私軍事關係諸團體—水交社、傷兵院

財團法人 偕行社

所在地　東京市麴町區九段下一ノ一四（本社）

【目的】

帝國陸軍將校の團結を鞏固にし親睦を醇うし軍人精神を涵養し學術の研鑽を爲すと共に社員の義助及軍人軍屬の便宜を圖らんとす。

【事業】

一、講話會及集會の開催、其他各地偕行社等へ講師の斡旋。
一、機關雜誌「偕行社記事」の發行。
一、死亡者等の義助。
一、軍裝用品及生活必需品の供給、住宅の建設及其の貸付、結婚、宿泊、宴會等の引受。

【役員氏名】

總裁元帥陸軍大將載仁親王、社長陸軍大將杉山元、理事長陸軍中將梅津美治郎、以下略

備考　本社を東京に置き、各衞戍地に偕行社を設け、常に密接に連絡してゐる。

財團法人 水交社

所在地　東京市芝區芝公園內

【目的】

海軍高等武官、候補生、海軍高等文官及試補を以て組織し、海軍に關する學術の研究を爲し又は社員相互の友誼を敦うし及其の便宜を圖るを以て目的とす。

【事業】

一、講話會其他集會の開催。
二、機關雜誌（水交社記事）及圖書の發行。
三、物品の配給、娛樂及宿泊の設備等社員の便益を圖る事項。
四、其他必要と認めたる事項。

【役員】

總裁元帥海軍大將博恭王、社長海軍大將

旅順同　上海同　ハルピン同

傷兵院

所在地　神奈川縣足柄下郡大窪村字風祭

【沿革】

日露戰役に傷き不具發疾となれるもの一萬七千餘人を算し、之等を收容し國費を以て直接扶養する爲、明治三十九年四月七日法律第二十九號を以て發兵院法を公布し九月一日より實施することとなつた。卽ち同日より陸軍省內に於て事務を開始し、東京豫備病院澁谷分院（現赤十字病院）の一部を以て翌四十年二月十五日より傷兵の收容を開始した。次いで豐島區巢鴨に新築成り四十一年六月一日移轉した。爾來十五年、着々其の實績を擧げつつあつたが、十二年四月に至り陸軍省より內務省に移管し、愈〻國家的救護事業となつた。そして昭和九年六月傷兵院と改稱した。然るに大東京の發展に伴ひ從來の敷地は保健其他に不適當となつた關係上、昭和十一年六月小田原近郊の勝地に移轉した。收容者は時に增減があつたが現在約四十名である。（昭和十二年九月）

【入院者の資格】

本院に入院せしめる者は戰鬪若くは戰鬪に準ずべき公務又は普通公務の爲傷痍を受け又は疾病に罹り軍人又は準軍人として恩給法に依り增加恩給を受けて居る者で、精神又は身體に著しい障碍があり收容保護を要する者であつて、其の障碍の程度が恩給法施行令第二十四條第一項の特別項症乃至第三項症の症狀に相當し且家族、資產、其の他の狀況からして適當な介護を受けることの出來ない者に限られて居る。而して特に注意を要することは第四項症乃至第六項症の增加恩給を受けて居る者でも現在の症狀が第三項症以上に相當するものであれば審査の上入

院を許可せらるること及准士官將校にても入院することが出來ること、又準軍人即ち陸軍の見習士官及海軍の候補生並特に指定せられたる陸海軍の學生、生徒にても入院することが出來ることである。

【出願の手續】

出願の手續は傷兵院法施行規則第二條に規定する內務大臣宛の入院願者（樣式別記參照）に恩給證書寫、身體又は精神の障碍の程度を證する醫師の診斷書及戸籍謄本を添へ居住地の地方長官を經由して提出するものであつて、地方長官は必要な調査を遂げ內務大臣に進達する。此の場合道府縣廳に於ては市町村長をして必要な調査を爲さしめるから、出願者は願書を市區町村役場に提出し、市區町村長から道府縣廳へ進達の手續を執るを便宜とする。

（入院願書樣式）

傷兵院入院願

私儀

傷兵院ニ入院致度候ニ付御許可被成下度恩給證書寫、醫師診斷書及戸籍謄本相添へ此段及御願候也

年　月　日

本籍地……

現住所……

元兵種官等級　氏　名㊞

內務大臣　殿

（注意）醫師診斷書ハ身體又ハ精神ノ障碍ノ程度ヲ詳細ニ記載スルコト

【役　員】

院　長　原　田　武

院　醫　渡　邊　司　法

會計主任　矢　崎　正　治

庶務主任　山　崎　靜　榮

靖國神社附屬　遊就館

所在地　東京市九段靖國神社境內

【設立の趣旨】

遊就館は戰役事變等に關する記念品及武器の沿革を知るべき物件を蒐集保存し、軍事上の參考に供し、且國防精神の作興及軍事知識の增進に資する爲之を公衆の觀覽に供する所である。

【沿革の概要】

明治十一年、招魂社（現靖國神社）祭神の英靈を慰め且神德を欽仰するため繪馬堂を兼ねて祭神の遺物並古今の武器を陳列する議が山縣陸軍卿によつて提唱され、岩倉具視公、田中公爵伯等の協力により西南戰役恤兵金の一部を以て起工、十四年五月竣工した。當時の建坪は二百餘坪であつたが、其後は日淸、日露の兩戰役により陳列品は激增し、四十一年增築して七百餘坪となり、更に大震災により建物も倒壞したため復舊工事にかかり昭和六年十月、宏壯な東洋風建物が完成した。建坪千八百餘坪。

【陳列品】

今上陛下の御物、大正天皇、明治天皇、昭憲皇太后及有栖川宮織仁親王、小松宮彰仁親王の御遺物を始めとして、乃木大將夫妻、橘、廣瀨兩中佐の遺物其他靑島戰役、西伯利亞事變、滿洲上海事變の記念品等先史時代より現代に至るまでの武器約六千點が陳列せられてゐる。

【國防館】

以上本館に就て述べたが、昭和九年春其の兩側に附屬國防館が建造せられた。即ち滿洲事變以來擧國銃後に盡した國民の赤誠を旌表し、併せて國防知識の普及に資せんとするもので、館內には各種の愛國獻品の模型、資料並恤兵品慰問品を始めとし、我陸軍の最新科學に基く現代兵器の粹を蒐めて其の機構を動力運轉又は斷面、模型、ヂオラマ等にて示す外都市の防空要領を敎へる等軍事知識の吸收に便してある。

【職　員】

館長　陸軍少將　松田常太

主事　陸軍砲兵大佐　中村興麿

同　陸軍歩兵中佐　網倉孝之

同　陸軍砲兵中佐　富岡東四郎

囑託　陸軍歩兵大佐　大井敢

【觀覽規定一部】

年中無休で、觀覽料として大人十錢、小兒五錢を要する（團體、學校生徒は割引あり）

軍人、軍人遺族、傷痍軍人、金鵄勳章佩用者は無料。

日本赤十字社

所在地　本社—東京市芝區芝公園五號地

支部—各府縣道廳所在地

【目　的】

日本赤十字社は國際條約の主義により列國赤十字社の協約に從ひ、戰時は軍隊の傷者及病者を救護し平時は公衆の災害を救護する外、猶健康の增進、疾病の豫防及苦痛の輕減を圖るを以て目的とす。

【沿　革】

西南戰役愍〻酣なる明治十年五月一日、佐野常民等有志によつて博愛社なる篤志救護團體が組織せられ、兩軍傷病者の救療に從つたのを以てその濫觴とする。明治十九年十一月帝國が萬國赤十字條約に加盟したので、二十三年規約を改め日本赤十字社と改稱し萬國赤十字に同盟し、更に大正八年五月赤十字聯盟に加入した。

過去幾多の戰役事變に於る救護活動の眼醒しかつたのは固よりであるが、平時の救護救療はまた敏速に廣汎に實施せられつつある。

【事　業】

一　戰時に於ける救護事業、救護準備定員は醫員四九六人、看護婦長四六〇人看護人長二八人、看護婦六九三〇人、看護人三六〇人、計八二七四人。之を以て看護婦組織の救護班一七九個、看護人組織の救護班十個、病院船二隻、病院列車二列車及若干の救護自動車を編成する。

二　俘虜の救恤。
三　傷痍軍人の職業再教育、傷痍軍人啓成社入社中の經費負擔。
四　災害時に於ける救護。
五　結核豫防運動として各種の宣傳並結核診斷所及療養所の設置經營。
六　病院産院等の規置による各種診療救護、兒童保護其他の保健施設經營。
七　國民衞生普及のため講演會、講習會展覽會の開催。
八　看護婦並産婆の養成。
九　少年赤十字組織による博愛精神の涵養。
十　赤十字博物館の施設、雜誌「博愛」の刊行。

【役　員】

總裁載仁親王殿下、〔社長〕公爵德川家達、〔副社長〕公爵德川圀順、中川望

社團法人　帝國軍人後援會

所在地　東京市牛込區若松町十番地

【意　義】

帝國軍人に對し時の平戰を問はず適切平等なる後援を全國に普及し、以て必任義務兵役の尊重心を涵養し、國民皆兵の實を擧げ國防の根基を堅確ならしめんがため、明治二十九年一月五日の創立以來實に四十年悠久不斷の努力を以て其任務の達成に邁進す。

【目　的】

帝國軍人の後援となり軍人をして後顧の憂なからしめ且國民に義勇奉公の精神を涵養するにあり。

【事　業】

帝國軍人同軍人たりし者並其家族遺族の保護慰藉をなす。朝鮮、臺灣、滿洲に在る警察官は其行爲軍人に準ずべきものありたる場合に限り之に準ず。

一　次の各號は各府縣廳社會課若しくは社寺兵事課内本會支會に申出でられたし。

1　生活保護（一家月額二十五圓以内）。
2　奬學費貸與（月額二十五圓以内、甲種實業學校以下に限る）。
3　保育費給與（十四歲未滿の其要あるものに月額十圓以内）。
4　授産就職の援助。
5　天災地變其他不慮の災厄に罹り保護の必要ある場合の救護。
6　慰藉慰問恤兵犒軍。
7　青年學校生徒及び青年訓練所並に中等學校以上の學生、生徒にして上長の監督の下に教練中傷病に罹りたる者及之がため死歿したる者に慰藉金の增與。

二　在鄉軍人にして警察官吏又は刑務官吏たらんとする者の爲試驗に必要なる準備教育。

三　恩給年金受給者に資金の貸與及下附手續等の相談。

右二、三項は直接本部に申出でられたし。

四　軍人の善行推奬。
五　月刊雜誌「大義」、「日本婦人」の共同發行。
六　講演、活動寫眞の實施。

【役　員】

總裁載仁親王殿下、會長伯爵松平賴壽副會長理事〔常務〕陸軍中將鎌田彌彦、同理事加藤政之助、同海軍中將植村茂夫、理事〔常務〕陸軍中將田中稔　同〔常務代理〕陸軍少將遠藤五郎、同〔常務〕陸軍主計少將吉橋太一郎　以下略

恩賜財團　濟生會

所在地　東京市芝區赤羽町一

○勅　語（明治四十四年二月十一日）

朕惟フニ世局ノ大勢ニ隨ヒ國運ノ伸張ヲ要スルコト方ニ急ニシテ經濟ノ狀況漸ニ革マリ人心動モスレハ其ノ歸向ヲ謬ラムトス政ヲ爲ス者宜ク深ク此ニ鑒ミ倍々憂勤シテ業ヲ勸メ敎ヲ敦クシ以テ健全ノ發展ヲ遂ケシムヘシ若シ夫レ無告ノ窮民ニシテ醫藥給セス天壽ヲ終フルコト能ハサルハ朕カ最モ軫念シテ措カサル所ナリ乃チ施藥救護以テ濟生ノ道ヲ弘メムトス玆ニ內帑ノ金ヲ出タシ其ノ資ニ充テシム卿克ク朕カ意ヲ體シ宜キニ隨ヒ之ヲ措置シ永ク衆庶ヲシテ朝ル所アラシメムコトヲ期セヨ

【設立の趣旨目的】

明治四十四年紀元の佳節に賜はりたる右　聖勅を奉戴し、朝野力を戮せ同志胥謀り、恩賜の資（百五十萬圓）を基本として更に加ふるに有志の義金を以て、普く全國に亘りて施藥救療の普及貫徹を期するの目的を以て、明治四十四年五月十日設立せられた。

【事　業】

一　東京市其他全國適當の地に漸次療病院を創設し之を經營すること。
二　全國に涉り施藥救療の普及を圖ること。

公私軍事關係諸團體—帝國軍人後援會、濟生會、海防義會　五四七

【職　員】

總裁載仁親王、會長公爵德川家達、副會長內務大臣馬場鍈一、伯爵松平賴壽理事長馬淵銳太郎　以下略

義勇財團　海防義會

所在地　麴町區日比谷公園市政會館內

目　的　帝國の海防に貢獻す。

【事　業】

1　軍用に供し得べき船舶、機器を製造又は購入し適當の方法を以て之を管理し又は處分すること。
2　造船、造兵、造機、航海、航空、潛航及海防に關する特殊事項の研究、調査、著作をなし且之を奬勵助成すること。
3　前號の成績顯著なる者に對しては表彰をなすこと。
4　外國に於ける第二號と同種の事業を

紹介し、又は著作を飜譯すること。
5　海防に關する思想普及のため適切なる施設をなすこと。

【役　員】

總裁伏見宮博恭王殿下、副總裁公爵德川家達、理事長伊藤乙次郎　以下略

財團法人 帝國飛行協會

所在地　東京市芝區田村町一ノ三

【目　的】

航空に關する諸般の進歩發達を奬勵し且其の趣味知識の普及と會員相互研究の便利とを圖る。

【事業要項】

一　飛行場の建設奬勵、維持整備費補助及び管理。
二　航空路の擴張促進、航空標識の設置。
三　航空機搭乘員の增加及技倆向上のため必要なる事項（航空講習會、飛行奬勵、技術奬勵、航空競技）
四　航空機特に輕飛行機、グライダーの普及奬勵。
五　航空功勞者の表彰。
六　航空殉難者の弔祭。
七　民間航空者及遺族慰勞。
八　航空知識の普及講演、映畫會、リーフレット配付、圖書及機關雜誌の刊行
航空圖書の蒐集並公開、航空機同器材及模型の蒐集並に公開、航空博覽會、並に展覽會、航空デイスプレー。
九　國際航空業務（國際聯合會加盟、航空事情の交換連絡、航空懇談會、航空相談）

【役　員】

總裁梨本宮守正王、會長男爵阪谷芳郎
副會長田中館愛橘、橋本圭三郎、總務理事四王天延孝　以下略

財團法人 義濟會

所在地　東京市牛込區原町三ノ八

【趣　意】

國軍の中堅たり國民の儀表たるべき在鄉將校の操守と體面とを保持し其本領を發揮するに便ならしむるため、僚友相助くるの義に基き大正八年十二月十七日設立せらる。

【目的事業】

本會は陸軍在鄉將校及陸軍將校の遺族を義濟する目的を以て大正八年末設立せられ、同年十二月特に御內帑下賜の御沙汰を拜し今日に及んで居る。聖恩の優渥なる誠に感激に堪へない處であつて、右の目的を達する爲、左の事業を行つて居る。

義濟金竝見舞金の贈與

一　陸軍在鄉將校にして傷痍疾病又は其の他の事情に因り義濟の必要ありと認むる者毎年三月、六月、九月及十二月の四期に於て詮議の上義濟金を贈與して居る。また要義濟者の狀況に依りては臨時贈與も行つて居る。本義濟金贈與の外天災地變の場合は被害の程度に依り見舞金を贈呈し又陸軍將校の遺族にして生計の現況慰藉の必要を認めたる者に對しても見舞金を贈與して居る。

二　要義濟者の調査は便宜上所管聯隊區司令官に依賴し師團長を經て本會に通報する樣になつて居るから要義濟者があれば所管聯隊區司令官へ申出られるが宜しい。

金融事業

一　恩給又は勳章年金の受給權を有する陸軍在鄉將校及遺族にして金融の必要ある者へ證書面金額の四年分を標準とし、其の事情の緩急を斟酌し努めて各個の要求に應じ金錢の貸付をなして居る。

二　金錢貸付の條件としては元利辨濟に至る迄恩給年金受領委任をなし且概ね貸付金額と同額の生命保險契約を締結

するを要する、保險契約其の他細部の事項は本會に就き承知せられ度し。

軍衛技藝講習會の開催

一　退職武官講習會

イ、本講習會は陸軍省人事局內に事務所を設け陸軍省の斡旋盡力と相俟つて社會一般の趨勢に順應し退職武官のため適當と認むる講習會を適時に開催して居るから、受講せんとするものは陸軍省人事局內退職武官講習會事務所に就き問ひ合せられ度し。

なる種類の講習を受くべきかを決定せらるるが宜しい。

各種講習中中等教員養成講習に在りては其の都度陸普を以て又其の他の諸講習に在りては會則を以て其の都度細部の實施要領を發表するから聯隊區司令部又は雜誌「大義」に就き承知せられ度し。

二　陸軍將校の遺家族たる子女に對し、日本婦道講習を開催し又洋裁研究部を設けて技術研究者の便を計り何れも相當の成果を收めて居る。

職業斡旋

退職武官講習會の講習を修了したる人々に對する就職斡旋は勿論、一般陸軍在鄉將校の就職斡旋は陸軍省人事局恩賞課內に設置せる在鄉軍人職業輔導部に依託し、從來より徹底して本事業に當つて居る。

診　療

一　陸軍在鄉將校及其の家族竝に遺族にして傷痍疾病のため治療を要するものに對し、東京に於ては陸軍軍醫學校診療部及日本赤十字社病院外九病院竝東京市內七十有餘の醫師と特約し委託診療の方法により、患者の便益を圖り且つ所要に應じ診療費の一部若しくは全額を補助して居る。

二　本事業は東京の外仙臺、名古屋、大

阪、廣島、福岡の各地に其の施設を擴張し其他の都市は差向き聯隊區司令部の協力を得て特種の不遇者のみに對し診療費補助の方法を實施して居る。

三　前各項の診療費本會負擔は在鄉將校及其父母、妻子（遺族となりたる是等の者を含む）に限つて居る。

相談指導　在鄉將校竝遺族の便宜を計る爲、家事、恩給年金の請求受領手續、法律及衞生に就き相談に應じて居る。

勤勞奬勵（男子學生寮）　陸軍將校の家族及遺族にして東京に修學する男子の志願者を寄宿せしめ、肉親的訓育指導をなし其の學業を完成して國家有用の人材たらしむる目的を以て施設せられたる學生寮で昨年十一月開寮せられた。

【役　員】　會長陸軍中將大島健一、理事長陸軍主計中將三井清一郎、理事陸軍省經理局長陸軍中將仙波安藝、以下略

社團法人　愛國婦人會

所在地　東京市麴町區九段一ノ五

【綱　意】

光輝ある我國史の裏面には、常に婦人の謙讓、優雅、而も壯烈偉麗なる隱れたる功績の存するを見る。本會は此婦人の傳統的祖國愛の精神發露として、明治三十四年二月二十四日創立せられたるものなり。

【目　的】

戰死並に準戰死者の遺族及び傷痍軍人を救護し、其の他軍事後援事業、社會事業等婦人結束の力に依り、婦人報國の實を擧ぐるにあり。

【事　業】

一　軍事救護事業
二　防空其他國防に關する事業
三　社會奉仕事業
四　公民訓練に關する事業
五　家庭婦人として須要なる智德技藝の修得に關する事業
六　愛國精神の涵養に關する事業及運動

【役　員】

總裁東伏見故依仁親王妃周子殿下、會長本野久子、副會長水野滿壽子、理事後藤治子、同金子太津子、同龜井眞洲子、同龜井久子、同鶴見清子、同宗像ツタ子、同內山訓子、同目賀田逸子、監事岡田德子、同大倉繁子。

陸海軍將校婦人會

所在地　東京市牛込區若松町一一

會　員　陸海軍將校同相當官家族の婦人

【目　的】

會員相互の親睦を敦うし常に協同一致して益〻婦德を涵養するを以て目的とし併せて緊切なる社會事業をなす。

【事　業】

一　聽講、實習、見學、宣傳
二　教養所の設置
三　授産所の設置
四　講習所の設置
五　學生寄宿舍の設置
六　緊要なる慶弔、送迎、訪問、恤兵、慰恤等
七、雜誌「みさを」の編輯發行

役　員　會長黑木百子、副會長山內禎子、幹事長菱刈銓子。

大日本國防婦人會

所在地　東京市牛込區原町三ノ八（假事務所・東京市陸軍省人事局恩賞課內）

【綱　意】

國防は國力の總和を以て擧國之に當るべく、男子のみに委すべきものにあらずとなし、平戰兩時に於ける我國婦人の責務愈〻重大なるに鑑み、世界に比なき日本傳統の婦德を以て國防の礎となり、銃後の力とならんとするにあり。

【目　的】

擧國皆兵の精神に基き日本婦德を發揮し、日本婦人としての護國の大義を實踐履行して、國防上銃後の力となるを以て目的とす。

【事　業】

一　心身共に健全に子女を敎養し以て護國の任を遂行せしむること。
二　兵役に服する夫子兄弟等に對し、精神的にも物質的にも、後顧の憂なからしむる如く家事を整へしむること。
三　一旦緩急ある場合に善處する爲、必要なる精神的敎養及訓練を遂げしむると共に、家庭經濟を確立して國家經濟に寄與せしむること。
四　皇軍將兵に對し婦人としての後援の誠を致すこと。
五　傷痍軍人及其の家族、戰病死者遺族並に皇軍將兵の家族に對し、母性愛を基調とする慰恤の誠を致すこと。
六　前各號の外國防思想の涵養、會員の一致和偕、本會の目的を普及徹底せしむる爲の施設、其の他本會の目的に適合する事業。
七　月刊雜誌の共同發行。

【役　員】

會長武藤能婦子、副會長杉山ケイ、米內こま、理事（總務部長）陸軍少將久世爲次郎、陸軍少將堀吉彥、陸軍少將金子因之、海軍少將向田金一、陸軍省人事局恩賞課長、陸軍省人事局徵募課長海軍省人事局第二課長、海軍省軍事普及部課長、內務省社會局行政課長、內務省社會局保護課長、文部省社會敎育局成人敎育課長。

▲會勢（昭和一二、五、三一調）
本部四九、支部三五三、分會九、四七一、會員數、四、五八〇、六四二人。

大日本國防婦人會
關東本部

所在地 東京市牛込區原町三ノ八

【役　員】

本部長荒木錦子、副本部長武田沖子、深水幸子、森山和歌子、井上孝々子、池田千代子、首藤元子、總務部長陸軍少將久世爲次郎、常務參與星野達、海軍大佐今泉周逸、陸軍步兵大佐杉山得一。

大日本國防婦人會
關西本部

所在地 大阪市西區西長堀南通り四ノ九

【役　員】

本部長第四師團長夫人、副本部長第四師團司令部附少將夫人、海軍中將夫人池田千代子、總務部長第四師團參謀長夫人、監事大阪工廠長夫人、師團經理部長夫人、大阪憲兵隊長夫人、總務理事陸軍中將井上忠也、理事第四師團外事部々員、第四師團經理部々員、海軍大佐酒井茂吉外四名、顧問大阪府知事夫人、外四名。

財團法人 報效會

所在地 東京市麴町區丸ノ内　日本工業俱樂部會館內
大阪支部—大阪軍人後援會、大阪市北區西扇町一二、大阪市教育會館內

【總　意】

帝國軍人に對し國民各々協力して之が後援を全うし後顧の憂なくその任務に赴かしめ國民自ら國家を防護すべき所以の大義に鑑み、實業家主體となり大正九年五月十九日設立せらる。

【目　的】

帝國陸海軍々人を支持奬勵し是等軍人をして後顧の憂なからしむるにあり。

【事　業】

一　左記の者に對する保護慰藉。
　1　在職在營中自己の重大なる過失に依るに非ずして死亡したる者の遺族。
　2　在職在營中自己の重大なる過失に依るに非ずして不具發疾と爲りたる者。
　3　出征又は特別の事情ある在職在營中の者及其の家族。
二　在鄉者の身上相談に對する應承又は其職業紹介。
三　月刊雜誌の共同發行。
四　其他軍民和衷協助の實現に必要なる事業。

【役　員】

會長理事土方久徵、副會長同（大阪支部長）大阪市長、理事石井健吾、同男爵大倉喜七郎、同大橋新太郎、同高梨慶三郎、同串田萬藏、同男爵鄉誠之助

監事內藤久寬、同結城豐太郎、（以下大阪在住）理事堀啓次郎、同小倉正恒、同加藤晴比古、同日吉平吉、監事伊藤忠兵衞、同板垣不二男。

財團法人 愛國恤兵會

所在地 東京市牛込區原町三ノ八

【總　意】

主として滿洲事變の關係傷痍軍人及戰病死者遺族及在營者家族を慰恤し以て永久且完全に後顧の憂を除かんがため、國民熱意の結晶たる恤兵金の殘額を以て昭和八年八月四日本會を設立せらる。

【目　的】

皇軍の後援となり、皇軍將兵をして後顧の憂なからしめ、且國民の義勇奉公の精神を作興するにあり。

【事　業】

一　軍人の遺家族並に傷痍軍人及其遺家族の實情精査。
二　前號の精査に基く慰恤其他の待遇施設。
三　皇軍後援の思想普及に關する施設。
四　戰時又は事變の際出動中の軍人軍屬及軍務に準ずべき勤務に服する者に對する慰恤。
五　月刊雜誌の共同發行。
六　前各號の外本會の目的達成の爲必要と認むる事業。

【役　員】

總裁朝香宮鳩彥王殿下、會長陸軍大將男爵奈良武次、副會長潮惠之輔、同海軍中將古川鉉三郎、理事長陸軍中將平松英雄　以下略

財團法人 啓成社

所在地 東京市豐島區巢鴨六丁目二〇ノ二

【目　的】

戰公傷者、工場鑛山鐵道等產業及交通業の負傷者其他の原因に因る不具者に對して職業能力の回復向上を圖ると共に一面義肢の研究製作を以て目的とする。

【沿　革】

大正十二年關東大震災に因り不具となつた者及不具者にして罹災した者を保護する爲、財團法人同潤會により大正十三年七月同潤啓成社が設立せられ、之等罹災者を收容し優良なる義肢を研究して官能の回復を圖り、之に職業的再教育を施しつつあつたが、爾來傷痍軍人其他一般產業による不具者にまで之を擴大し、昭和三年三月財團法人啓成社として獨立したものである。

猶昭和七年五月整形外科的健康相談及診療を開始し醫學的にも職業能力の保存を圖りつつある。

【事業の概要】

一　職業の講習、洋服、ミシン裁縫、婦人子供服、家具、籐工、履物各科の講習指導（一年乃至三年）猶其他鍼灸マ

ツサーヂ術、製靴、時計修理、寫眞、理髪、旋盤技術、金屬仕方、石版印刷按摩等は外部に委託講習せしめる（約二ヶ年）。
講習料材料費等無料とし、ただ寄宿舍に於ける食費其他のために毎月十三圓五十錢を徴收する。但し傷痍軍人は一切無料とし入社旅費も支給せられてゐる。
二　義肢の研究及製作頒布。
三　整形外科相談診斷。
不具又は不具となるべき虞ある一般思者の診療を行ひ相談に應じ職業能力の喪失を豫防すると共に其の回復を圖つてゐる。

【役　員】

社長内務大臣、副社長社會局長官、專務理事今宿次雄　以下略

財團法人　海軍有終會

所在地　東京市芝區桑町一三　東京水交社構内

【目　的】

一　海軍及海事に關する諸問題を研究し國民的海事思想の涵養に努め軍事能率を增進すること。
二　思想問題を研究し又必要に應じ時事問題をも考察し軍人精神の鍛錬に資し延いて社會を稗益すること。
三　會員の親睦を敦うし相互の便宜を圖り協心戮力切磋砥礪以て有終の美を濟さんとす。

【事　業】

一　講演會の開催。
二　機關雜誌（有終）及圖書の發行。
三　其他必要と認むる事項。

【會　員】

豫備役、後備役退役の海軍士官並特務士官。

【役　員】

理事長海軍大將竹下勇、副理事長海軍中將中島資朋、理事竹内重利、平賀讓、武村耕太郎、向田金一、栫田次郎、中尾金房、鈴木次郎、生島稠、廣瀨彦太、小山與四郎、西川速水、監事加藤亮一、筑土次郎、棚町五十吉。

財團法人　三笠保存會

所在地　東京市芝區田村町一ノ三飛行館内

【目　的】

日露戰役當時の我聯合艦隊の旗艦として偉勳を奏したる軍艦三笠を國立的記念品として保存し其歷史的價値を永く國民に印象せしめ國民精神を養ふ。

【事　業】

一　三笠保存に必要なる施設をなし、且其の維持方法を講ずること。
二　三笠に於ける東鄕大將其他海軍將士の歷史的記念資料の蒐集。
三　三笠を學生、生徒其他汎く公衆に觀覽せしめ又は之を公共的に利用せしむること。

【役　員】

會長阪谷芳郎、副會長東鄕安、常務理事海軍主計中將刑部齊、海軍主計大佐鈴木亨、同岡田米三郎。

財團法人　海軍協會

所在地　東京市麴町區丸の内二丁目郵船ビル内

【目　的】

海軍、海運其他の海事知識を一般に普及し併せて海軍力の完成維持に貢獻するを以て目的とす。

【事　業】

一　調査機關を設け内外の海軍、海運其他の海事に關する諸般の事項を調査研究する。
二　會員の軍艦、軍港等見學は勿論一般國民の見學上便宜を圖り、又講演會、活動寫眞會等を開催する。
三　會報、雜誌、年鑑、書籍等を刊行する。
四　海軍記念日（五月二十七日）を尊重し本會主催者となり、毎年當日各地に集會を開き特に海軍其他の海事思想の鼓吹奬勵に努むること。

【役　員】

會長有吉忠一、副會長海中將飯田久恒、常務理事和田純、同海少將廣田穫　以下略

社團法人　忠勇顯彰會

所在地　東京市澁谷區穩田一ノ一四四

【目　的】

帝國軍人、軍屬其他にて明治三十七年以後の戰局に與り忠勇義烈誠忠高義にして萬世の龜鑑とすべきもの及同年以後平時に於て忠愛の精神に富み其行爲一世の模範とすべきものを顯彰して共に之を不朽に傳ふる道を計劃執行す。

【事　業】

一　總て忠勇義烈誠忠高義の士並に忠愛の精神に富めるものを顯彰する方法を講ずる。
二　右の者の性行經歷を審査編錄して實傳の大成を期する。
三　顯彰の方法は主として傳記其他銅像、記念功牌表彰狀等に依る。
四　本會と同一の事業を遂行せんとする個人又は團體より表彰の事業を委託せらるる時は其委託に應ずる。

【役　員】

總裁梨本宮守正王、會頭陸軍大將町田經宇、副會頭清水澄、幹事（常任）中村濱作、同（常任）山田國利　以下略

社團法人　大日本國防義會

所在地　東京市麴町區丸ノ内二丁目八（仲十號）

【目　的】

本會は國防に關する諸般の事項を調査研究し其知識思想の普及涵養を計るを以て目的とす。

【事業】

一 講演會、討論會の開催。
二 調査部、研究部其他必要なる機關を設置して國防に關する調査、研究。
三 國防に關し當局に建議。
四 會報若しくは圖書の刊行頒布。
五 其他目的達成の爲必要なる事業。

【役員】

會長山田英太郎 以下略

恢弘會

所在地 東京市麴町區九段階行社內

【目的】

一 明治天皇の御遺德を顯揚し 今上陛下の聖旨を奉戴して國民精神を作興し時弊を矯正し以て國體の精華を發揮せんことを期す。
二 教育國防等に關する事項を討究し以て國運の發展に資せんことを期す。

【事業】

一 前項事項の達成に關する方法を研究し之を實行すること。
二 講演、講習、懇話會。
三 海外事情の研究。
四 同志諸團體との連絡。
五 雜誌（恢弘）及圖書の發行。

【役員】

會長陸軍大將男爵大井成元、副會長陸軍中將筑紫熊七、海軍中將佐藤鐵太郎、常務理事陸軍中將松井庫之助、常務理事陸軍中將佐藤皐藏、陸軍中將奧平俊藏、海軍中將佐藤清勝、同兩角三郎、同高田豐樹、同遠藤格、陸軍少將南鄕次郎、同遠藤格、陸軍少將海寶精。

護國共濟會

所在地 東京市牛込區原町三ノ八

【目的】

國防は擧國國民の協同任務たるの本義に鑑み之が尊重心を涵養すると共に互助共濟に依り兵役義務服行に伴ふ家庭の經濟的準備を整ふるを以て目的とす。

【事業】

各地に護國共濟組合を設け、

一 組合又は組合員の家族にして現役兵として在營するに至りたる者あるとき當該組合員に對し所定の共濟金を交付すること。
二 平時召集せられ在營するに至りたる者に對しては前號に準ずること。
三 前二號に該當する者を出したる家に對し家業及家事の援助を爲すこと。
四 國防觀念の涵養及精神作興其他組合の目的達成に必要なる事業。

【役員】

會長公爵德川家達、副會長嘉納治五郎 大島健一、近衞文麿、坂本俊篤、理事長三井清一郎、常務理事大津留軍、志村榮太郎、新山福治、堀吉彥、宮村曆造。

財團法人 國防科學協議會

所在地 東京市淀橋區百人町陸軍技術本部內

【目的】

國防の完璧を期する爲陸海軍に於ける科學應用に關する諸問題の研究を助成す。

【事業】

一 陸海軍の依託に係る問題研究。
二 研究事項に關する講演。
三 其他目的達成に必要なる一切の事項。

【役員】

會長工學博士俵國一、陸軍省兵器局長 同銃砲課長、同器械課長、理事技術本部總務部長、同部員、海軍艦政本部總務部長、同第一課長、海軍艦政本部首席部員、同部員、東京帝大工學部青木保、監事陸軍次官、海軍次官。

社團法人 海員掖濟會

所在地 東京市淀橋區明石町五一

【目的】

一 海員の養成、保護、風紀矯正。
二 海上交通の發達に稗益す。

【事業】

一 海員の養成。
二 海員の宿泊慰安。
三 海員患者の輕費又は無料診療。
四 優良海員の表彰。
五 海員及遺族の保護救濟。
六 有事の際軍事輸送の幇助。
七 海事思想普及の爲雜誌「海之世界」其他圖書發行。

【役員】

總裁伏見宮博恭王、理事長水野錬太郎 常務理事角谷撥一、理事入澤寅吉、太田丙子郎、川村貞次郎、各務謙吉、鳴瀧柴麿、梅村貞明、黒川新次郎、海軍少將近藤常松、宮崎清則、島谷敏郎、中川望、監事伊東米治郎、海軍主計中將吉村弘。

社團法人 帝國水難救濟會

所在地 東京市深川區佐賀町一丁目一ノ四

【目的】

日本帝國の沿岸に於ける人命財產の遭難を救助す。

【事業】

救難所、見張所、救護組合を設立し救助艇及救護器具を備へ救難事業に從事す。

【役員】

會長松平頼壽、副會長海軍少將松平保男、理事清浦奎吾、和田彦次郎、海軍中將武田秀雄、有賀長文、淺野平二、

海軍中將植村茂夫、海軍中將吉田善吾
海軍少將小野彌一、海軍少將酒井忠利
唐澤俊樹(常務)海軍中將島巢玉樹(同)
石榑辻五郎、監事海軍少將佐野常羽、
見山正賀、海軍造兵中將澤鑑之丞。

大日本聯合青年團

所在地　東京市四谷區霞ヶ丘町日本青年館內

【目　的】

全國青年團相互の連絡提携を圖り以て其の共同の進歩發達を期するを目的とす。

【組　織】

本團は本團に加盟せる道府縣聯合青年團、樺太聯合青年團竝に六大都市聯合青年團を以て組織す。

皇太子殿下令旨(大正九年十一月二十二日青年團代表者明治神宮參拜のため集會の際に於ける)

國運進展基礎ハ青年ノ修養ニ須ツコト多シ諸子能ク內外ノ情勢ニ鑑ミ恒ニ其本分ヲ盡シ奮勵努力以テ所期ノ目的ヲ達成スルニ勗メムコトヲ望ム

青年團十二則(明治四十三年四月文部省、內務省選定)

一　教育勅語並戊辰詔書御趣旨ヲ奉體スヘキ事。
一　忠君愛國ノ精神ヲ養フヘキ事。
一　國體ヲ重ンシ祖先ヲ尊フヘキコト。
一　克ク父母ニ事ヘ一家ノ和合ヲ圖リ身ヲ修メ家ヲ興ス事。
一　常ニ自治團體ノ一員タルヲ忘ルルコトナク先輩ヲ敬ヒ隣保ヲ愛シ鄉里ノ爲メニ力ヲ盡スヘキ事。
一　業ヲ勵ミ產ヲ治メ國力ノ增進ヲ心掛クヘキ事。
一　職業ニ必要ナル知識技能ヲ補習シテ世ノ進歩ニ後レサランコトヲ心掛クヘキ事。
一　心身ヲ鍛錬シ勤勞ヲ愛スルノ習慣ヲ養フヘキ事。
一　互ニ善行ニ勵ミ風紀ヲ正フシ善良ナル鄉風ヲ作ルコトニ心掛クヘキ事。
一　質素ニシテ分度ヲ守リ進ンテ公益ヲ廣メ慈善ヲ行フヘキ事。
一　致協力ノ習慣ヲ作リ公共ノ爲メ有益ナル事業ヲ起サンコトニ心掛クヘキ事。
一　公衆衞生ヲ重ンシ各自ノ健康ヲ保タンコトニ注意スヘキ事。

【事業概要】

青年團の施設經營に關する指導、特に講習、講演大會等の開催或は講師派遣、文書敎育、體育其他の敎育施設を講じて指導者の養成と一般團員の智德技能の向上を圖る。
產業敎育に奬勵助成施設による更生運動。
圖書雜誌の刊行(雜誌青年、日本青年新聞、青年カード、青年學校敎本、青年團叢書其他)

一、青年團、青年敎育に關する調査竝に展覽施設。

財團法人　日本青年館

【目　的】

日本青年館は全國青年團員團結の中心として、一萬一千五百六十六團體二百二十五萬四千八百二十四人の團員が勤勞による各自負擔の淨財を醵出し、大正十四年十月二十六日竣工したもので、講堂、宿泊、代理の各部事業を經營してゐる。

【役　員】

理事長香坂昌康、理事青年團常務福島繁三、青年團常務青年館理事間宮龍眞以下略

財團法人　大日本少年團聯盟

所在地　東京市麴町區三年町一文部省構內

【目　的】

公私軍事關係諸團體—日本青年館、大日本少年團聯盟、大日本傷痍軍人會

皇國精神の發揚を思念し敎育に關する勅語の趣旨を奉戴し、本聯盟の提唱する敎育法に基き男女少青年に對し社會敎育を普及實施するを以て目的とす。

【事　業】

一　敎育指導に關する研究調査。
二　指導者の養成(指導者實修所、公認講習會等)。
三　加盟團及加盟團員の指導統制。
四　集會、講習及講演等の開催。
五　敎育指導に關する圖書及雜誌の刊行(月刊少年團研究、敎本、參考書)。
六　內外國少青年團體との聯絡提携。
七　其他本聯盟の目的達成の爲必要なる事項。

【役　員】

理事長二荒芳德、理事三島通陽　以下略

大日本傷痍軍人會

所在地　東京市神田區一ツ橋敎育會館內

【目　的】

傷痍軍人たるの名譽を完うし品位の操守に努め、皇國の爲犧牲奉公の誠を致すと共に、會員相互の親睦を敦うするに在り。

【事　業】

一　會員の精神修養に資する爲の事業。
二　會員の一致和偕及相互扶助に關する事業。
三　戰公傷病死者及傷痍軍人死亡者の祭祀竝に其の遺族の慰藉扶助に關する事業。
四　會員の生活實情の調査及其の結果に基く扶助に關する事業。
五　恩給、年金及賜金等の請求手續の斡旋竝に其の保護に關する事業。
六　國防思想の普及、社會思想の善導及風敎の刷新に關する事業。
七　會報「みくにの華」發行。

【役　員】

會長陸軍大將林仙之、副會長陸軍中將蒲穆、同海軍中將和波豐一、總務理事陸軍少將岩倉正雄、常務理事陸軍歩兵大佐梅澤銀造、同陸軍砲兵中尉佐藤伊三郎、同土屋縫之助、理事社會局保護課長、同陸軍省恩賞課長、同海軍省人事局第二課長

財團法人 學生海洋飛行團

所在地 本團—東京市麹町區日比谷公園市政會館內
關東支部—東京市蒲田區羽田
關西支部—滋賀縣大津市

【目的】 海軍航空豫備學生志願者の準備教育を行ふと共に、海軍航空豫備士官の補習教育に寄與し、併せて海軍航空思想の普及を圖る。

【事業】
一 海軍航空豫備學生志願者の航空其他一般軍事に關する準備教育。
二 海軍航空豫備大官の技術維持に對する便宜供與。
三 海軍航空に關する講話及海軍航空施設の見學。
四 前各號の外評議員會の議決に依り定めたる事業。

【役員】
理事長海軍航空本部總務部長、理事同部第一、第二課長、海軍省經理局第三課長、航空本部總務部員、同教育部員軍務局員、人事局員其他。

財團法人 大日本青年航空團

所在地 東京市神田區一ッ橋教育會館內

【目的】 團員の心身を鍛錬し義勇奉公の念を涵養し、平戰兩時を通じ航空報告の素質を具備せしめ、又廣く一般國民をして航空に對する理解を促進せしむるに在り。

【事業】
一 グライダー、飛行機操縱に關する學科、術科の教育並指導を行ふ。
二 指導者を集めて講習會を開催す。
三 選手を集めて競技大會を開催す。
四 隨時合宿道場等を開きて團體訓練を行ふ。
五 講演を開催し且つ機關誌、圖書等を發行す。
六 航空智識技能修得指導に關する研究調査を行ふ。
七 其他理事會の決議に依るもの。

【組織】

本部—地方聯合支部—運府縣（特定地區）支部—市、町、村分團

第一次建設方針

1 優秀操縱士及機關士を急速に養成し、之を保持訓練すると共に爾後益〻之が强化擴充を期す。
第一次目標を三年とし、操縱士一〇〇、機關士三〇、飛行機五〇及戰闘機十數機を整備す。
2 グライダー滑空士多數を教育保持す。

【役員】
團長陸軍大將井上幾太郎、副團長陸軍中將堀丈夫、常務理事陸軍少將宇高虓主事陸軍歩兵大佐摺澤眞清。

財團法人 海軍館

所在地 東京市澁谷區原宿三ノ二六六

【目的】 海軍軍事思想の普及及海國精神の涵養を目的とす。

【事業】
一 海軍館の維持經營。
二 海軍に關する記念物、參考品、圖書、繪畫等の蒐集及之が公開。
三 海軍軍事思想普及に關する映寫及同資料の刊行。
四 海軍軍事思想普及及海國精神涵養事業に對し、資料の供給、貸與又は會場の貸與。
五 前諸號の外評議員會の議決に依り必要と認むる事業。

【役員】
總裁海軍大臣、顧問元帥たる海軍大將及軍令部總長、館長、海軍次官、副館長、軍事普及部委員長、常務理事、海軍省首席副官、軍務局第一、二課長、經理局三課長、軍事普及部幹事　以下略

財團法人 日本學生飛行聯盟

所在地 本部—東京朝日新聞社內

【目的】 スポーツマンシップを基礎とし汎く學生間に於ける航空知識の發達を圖り併せて航空の發展に資するを以て目的とす。

【事業】
一 加盟各航空研究會を統括して相互の聯絡聰和を圖り且其の事業を助成すること
二 航空に關する學術的研究
三 航空に關する講演會の開催
四 講師教官の派遣
五 飛行機操縱練習
六 雜誌の發刊及定期不定期刊行物の發刊
七 每年一回全日本學生航空選手權大會の開催
八 學生航空日本記錄の制定認定發表
九 國際學生航空競技會豫選
十 前各項の外本聯盟の目的に關する事業にして評議員會の決議を經たるもの

創立—昭和五年四月二十九日
會員數—約一千名(昭和一一・八)
加盟校—(關東)早大、慶大、東大、法大、明大、立大、專大、慈惠醫大、一高、橫濱高工、關東學院、日大
(關西)京大、關學、大阪外語、大阪商大、關大、神戸高工、立命館大、大阪帝大、三高

特許パイプ巻ドラム鑵

古き歴史と嶄新な技術

中村ドラム鑵工業株式會社

東京市瀧野川區西ケ原一三六八番地

陸軍航空本廠指定工場

電話 小石川 七五四二番 同 一四五一番 王子 二〇七八番

專賣特許第一〇六〇一二號

實用新案登錄第一七二〇四〇號 二〇一六八七號

營業品目

ガソリンアルコール、香料用高級厚ドラム鑵、苛性硫化曹達用、アスファルト及ペイント用、其他化學工業用各種ドラム鑵

ドラム鑵界の一大權威

皇軍の偉績

明治五年徴兵令制定以後國內外戰の概要

一 臺灣征伐

（明治七年自一月下旬至十月下旬）

【原因】沖繩岡山縣の船漂流して臺灣生蕃のために虐殺さる。清國生蕃は社外の民との理由にて責任を回避す。

【戰鬪經過の大略】陸軍中將西鄕從道兵艦五隻を率ゐて征戰、臺灣牡丹社首を斬戮す。生蕃十八社酋長相踵で降る。

【損害鹵獲】日本は清國より撫恤金十萬兩と軍費四十萬兩を償はす。日本戰費七百八十萬圓を費す。

二 西南の役

（明治十年自一月下旬至九月下旬）

【原因】征韓論の議合はず西鄕隆盛歸省し鄕黨青年の指導に當りしが、遂に子弟に擁せられて兵を擧ぐ。

【戰鬪經過の大略】朝廷有栖川宮を征討總督とし官軍五萬千八百餘人、賊軍西鄕隆盛、薩隅、熊本等總軍約四萬人、初め賊軍熊本城を包圍、後鹿兒島城山に據り遂に全滅す。

三 日清戰役

（明治二十七、八年自七月下旬至翌年五月下旬）

【原因】明治維新後日本は琉球臺灣問題で清國と交渉、次で朝鮮獨立問題で干渉尖銳化し遂に東學黨の蜂起により日本軍一部渡韓、後日清の交渉纏らず開戰。

【戰鬪經過の大略】

牙山附近の戰鬪（自七月二十五日至七月三十一日）

日本軍　大島義昌少將の混成第九旅團（兵力步騎三千、砲八門）

清軍提督葉志超兵員三千、砲八門を以て成歡附近に陣地占領、日本軍の攻擊を受け潰走す。

平壤の戰鬪（自九月十四日至九月十六日）

日本軍第五師團長野津中將に第三師團の一部を指揮に入れ、三縱隊となり平壤を包圍す。

清軍は步兵約一萬五千砲三十二門機關砲六を有し、夜陰に乘じ義州街道方面より安州方面に遁竄す。

鴨綠江の戰鬪（自十月二十四日至十月二十六日）

第一軍司令官山縣大將は第三、第五師團を以て鴨綠江を渡河、虎山附近を攻擊之を占領す。

清軍　宗慶提督　步騎兵約一萬三千、砲七十數門。

皇軍の偉績－臺灣征伐、西南の役、日清戰役

●旅●順●口●の●攻●略●(自十一月二十日至十一月二十二日)
第二軍司令官大山大將(第一師團、混成第十二旅團)は金州城を攻略し、旅順堡壘前に進み背面防禦線を攻撃占領、殘餘の各砲臺を攻略す。
清軍兵力　步兵約一萬、重砲十八門、機關砲十八門。
●威●海●衞●の●攻●略●(自一月三十日至二月二日)
第二軍司令官は第二、第六師團を以て威海衞にある敵艦隊を殲滅するに決し、伊東聯合艦隊司令長官と協力、敵砲臺線を攻撃、海軍は砲臺敵艦隊に對し攻撃、遂に清軍北洋水師提督丁汝昌降伏を請ひ局を結ぶ。
●臺●灣●の●討●伐●(五月下旬)
北白川宮能久親王近衞師團を率ゐ同島討平途中、病魔の爲め薨去遊ばさる。
清軍　劉永福を長とする約五萬人。

【本戰役同兩軍總兵力】

陸軍	日本軍總員十三萬六千人
	清國軍總員約三十五萬人
海軍	日本軍總噸數五萬九千噸
	清國軍總噸數約八萬五千噸

【損害、鹵獲】

日本軍	人員一萬七千二百八十二人
	臨時軍事費二億四十七萬五千五百八圓
	但軍事費は清國の償金を以て殆ど補償す。
清國軍	人員及費額は之を審にせず。
日本軍の鹵獲、俘虜	千七百九十人
火砲	五百九十二門

四　北清事變

(明治三十三年自五月下旬至八月中旬)

【原因】清國內守舊、進歩兩派あり、日清戰役にて進歩派破れ守舊派政權を壟斷す。匪徒義和團と相通じ公然基督教徒を殺戮し交通機關を破壞し、清官兵は太沽に於て列國艦隊と戰端を開き、又獨公使を北京に殺害し各國公使館を攻撃す。

【戰鬪經過の大要】
列國聯合軍約一萬四千人、日本軍山口素臣中將の率ゐる第五師團を以て、清軍直隷總督裕祿之其兵力二萬に團匪を加ふるものと交戰、遂に北京城を完全占領、北京列國公使館は籠城以來七十日にして重圍を脫するを得たり。

【損害賠償】
損害賠償を左記十三箇國要求し、清國海關兩の換算額四億五千萬兩と確定し、各國の被害に對して左の割合と爲す。

獨	九〇、〇七〇、五一五海關兩
白	八、四八四、三四五
米	三二、九三九、〇五五
英	五〇、六二〇、五四四
伊	二六、六一七、〇〇五
和	七八二、一〇〇
瑞	一四九、六七〇
諾	四、〇〇三、九二〇
墺	一三五、三一五
佛	七〇、八七八、二四〇
葡	九二、二五〇
露	一三〇、三一七、一二〇
日	三四、七九三、一〇〇
雜費	六二、八二〇
合計	四五〇、〇〇〇、〇〇〇海關兩

五　日露戰役

(自明治三十七年二月上旬至明治三十八年六月上旬)

【原因】露國は多年の宿望として東亞に利權を獲得し、滿洲を併呑せんとし其魔手遂に朝鮮に及ぶ。日本帝國は自衞上韓國を保全して帝國の地位を確保せんとする希望を有し、兩者政策共に相容れず。日清戰役も亦實に是に因し其戰勝の結果得たる韓國獨立の確立、遼東半島の獲得は露國の政策遂行に障碍を呈するを以て、獨佛兩國と相聯合して干渉し日本をして遼東半島還附を餘議なからしめ、次で滿洲の鐵道布設權を得、旅順口を占領遼東半島南部の租借を締約し、北清事變に際し鐵道掩護を名とし滿洲の守備兵を增加し撤兵を肯ぜず、尙極東の陸海軍を擴大し、南滿洲に對する軍事的施設を增大し、韓國の存立は日に危ふまれ、若帝國之を傍觀し其儘放任せんか、遂に我は唯一の保障を失ひ直に虎狼の强大國と接するに至る。是に於て帝國は滿洲撤兵の履行を露國に要求し以て我國權の保護及東洋平和の保障を計らんがため露國と交涉を開始す。露國は毫も交讓の誠意なく、日を追うて極東の兵力を增大して我國を威嚇せり。是に於て我國は時日を費すの不利を思ひ、遂に露國と國交を斷絕し最後の通牒を發し宣戰布告さる。

【戰鬪經過の大要】
●鴨●綠●江●の●會●戰●(自四月二十九日至五月一日)
日本軍第一軍(司令官黑木大將)近衞、第二、第十二師團)と、露軍ミシチエンコ少將前進騎兵十三中隊、東部支隊步兵八大隊、騎兵四中隊、砲二十四門。本會戰は緒戰にて戰捷の結果我國軍並國民の志氣大に昂る。
●遼●陽●會●戰●(自八月十八日至九月三日)
日本軍滿洲軍總司令官大山大將、第一軍(黑木大將)第二軍(奧大將)、第四軍(野津大將)、步一二三大隊、騎兵三七中隊半、野山砲四〇六門、重砲六八門、工兵二四中隊と一小隊。
露軍司令官クロパトキン大將、東部兵團(ビリデルリング大將)、南部兵團(ザルバエ中將)、步一九五大隊半、騎兵一四四中隊半、野山砲五八九門、重砲六四門工兵二五中隊半。
遼陽の攻略は我が第一期作戰目標であり、露軍は一大決戰を企圖し共に軍大視したる戰鬪なり。

【戰鬪員】

日本軍	約一三萬五千。
露軍	約二二萬五千。
損害	日本軍二萬三千五百。